堺市地域防災計画

【資料編】

令和８年３月

堺市防災会議

資　料　編　目　次

1	法令・条例・要綱等
1-1	災害対策基本法（抜粋）
1-2	石油コンビナート等災害防止法（抜粋）
1-3	地震防災対策特別措置法（抜粋）
1-4	堺市防災会議条例
1-5	堺市災害対策本部条例
1-6	堺市災害弔慰金の支給等に関する条例
1-7	堺市防災会議運営要綱
1-8	堺市防災対策推進本部要綱
1-9	堺市災害対策本部要綱
1-10	堺市防災行政無線運用要綱
1-11	堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱
1-12	堺市災害応急救助要綱
1-13	堺市緊急五役会議要綱
1-15	堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程
2	関係機関との協定等
2-1	防災協定等一覧表
2-2	２１大都市災害時相互応援に関する協定
2-3	２１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目
2-4	災害時相互応援協定
	（１）泉州地域災害時相互応援協定（泉州地域９市４町）
	（２）災害時相互応援協定（南河内地域６市２町１村）
	（３）堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定
2-5	災害時における相互協力に関する覚書
2-6	災害時におけるボランティア活動に関する協定書
2-7	堺市医師会における災害時の医療体制（抜粋）
2-8	災害時救急医薬品等の供給に関する協定書
2-9	災害時における医療救護活動に関する協定（医師会）
2-10	災害時における歯科医療救護活動に関する協定（堺市歯科医師会）
2-11	災害時における歯科医療救護活動に関する協定（狭山美原歯科医師会）
2-12	災害時における救護活動に関する協定（堺市薬剤師会）
3	関連基準・計画等
3-1	令和6年度災害救助基準
3-2	激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準
3-3	災害復旧に伴う主な国の財政援助
3-4	国の災害被害認定統一基準
3-5	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第１条第１号の規定に基づく避難場所等に係る主務大臣が定める基準を定める件
3-6	地震防災緊急事業五箇年計画（堺市関連）
3-7	気象庁震度階級関連解説表
3-8	防災関係機関
3-9	大阪府災害時医療救護活動マニュアル（基本編）
3-10	地区防災計画一覧表

資　料　編　目　次

4	様式・申請書等
4-1	被害報告様式等
	（１）火災・災害等の報告様式
	（２）災害確定等の報告様式
4-2	緊急通行車両確認申出書
4-3	標章（緊急通行車輌）
4-4	自衛隊派遣要請書様式等
5	堺市の現況等に関する資料
5-1	堺市防災会議役員一覧表
5-2	堺市災害対策本部組織
5-3	堺市災害対策本部活動編成表
5-4	災害拠点病院等一覧
5-5	救急指定病院等一覧
5-6	都市公園の現況
5-7	河川の改修状況
5-8	公共下水道による雨水排水計画
5-9	水門・樋門・ポンプ場等の位置
5-10	雨水調整池
5-11	防災重点農業用ため池
	（１）防災重点農業用ため池　総括
	（２）防災重点農業用ため池　AB級一覧
	（３）防災重点農業用ため池　C級一覧
5-12	消防ため池調書
5-13	雨水貯留浸透施設一覧
5-14	土砂災害に関する指定箇所一覧
5-15	消防力の現況
	（１）消防車両の保有状況
	（２）消防水利の現況
	（３）特殊器具保有状況
5-16	耐震性防火水槽の設置状況
5-17	危険物施設の現況
5-18	堺市行政無線等の設置場所
	（１）堺市行政無線系統図
	（２）同報系戸別受信機
	（３）同報系屋外スピーカー
	（４）移動系
	（５）相互系

資　料　編　目　次

5-19	指定避難所・広域避難地等
	（１）指定避難所一覧
	（２）避難者収容可能数
	（３）広域避難地一覧
	（４）福祉避難所一覧
	（５）津波避難ビル一覧
5-20	堺市備蓄保管量（重要物資１１品目）
5-21	大阪府災害用備蓄物資一覧
5-22	コンテナ型備蓄倉庫内備蓄物資一覧表
5-23	災害用備蓄物置内備蓄物資一覧表
5-24	応急仮設住宅建設候補地
5-25	災害時用臨時ヘリポート
5-26	文化財の現況
5-27	市内緊急交通路一覧表
5-28	広域・地域緊急交通路図
5-29	石油コンビナート等特別防災区域図
5-30	地域防災計画に定める地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等
6	災害履歴等に関する資料
6-1	災害事例
6-2	堺市内の活断層

資料　1-1

災害対策基本法（抜粋）

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第十四条　都道府県に、都道府県防災会議を置く。

２　都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三　前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

四　当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

五　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（市町村防災会議）

第十六条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

２　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

３　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

４　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

６　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

２　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
３　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
４　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
一　当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
二　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
５　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
６　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
７　前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
８　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)
第二十九条　都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
２　市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
３　都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（市町村地域防災計画）
第四十二条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
２　市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
一　当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
二　当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
三　当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
３　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
４　市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
５　市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
７　第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（市町村長の避難の指示等）
第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示す

ることができる。
２　前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
３　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
４　市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
５　市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
６　都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
７　都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
８　第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）
第六十一条　前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。
２　前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
３　警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
４　前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

（市町村長の警戒区域設定権等）
第六十三条　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限

し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
２　前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
３　第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
４　第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（他の市町村長等に対する応援の要求）
第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）
第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害派遣の要請の要求等）
第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
２　市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災

害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

資料　1-2

石油コンビナート等災害防止法（抜粋）

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

２　石油コンビナート等特別防災区域　次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。

イ　当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ　石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域

ハ　イ又はロに該当することとなると認められる区域

資料　1-3

地震防災対策特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条　この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（地震防災緊急事業五箇年計画の作成等）

第二条　都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を作成することができる。

２　都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

３　都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

４　前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）

第三条　地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であって、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

一　避難地

二　避難路

三　消防用施設

四　消防活動が困難である区域の解消に資する道路

五　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第二号の外郭施設、同項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。）

六　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

七　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他

政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
八　社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
八の二　公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
九　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
十　公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
十一　第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
十二　津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設
十三　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
十四　地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
十五　地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
十六　地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
十七　地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
十八　負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
十九　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
２　地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。
３　地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならない。

資料　1-4

堺市防災会議条例

(趣旨)

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、堺市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　堺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条　防災会議は、会長及び委員 60 人以内をもって組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　指定地方行政機関の職員

(2)　本市の区域を警備区域とする自衛隊の部隊の長

(3)　大阪府の知事の部内の職員

(4)　大阪府警察の警察官

(5)　本市の職員

(6)　教育長

(7)　消防長及び消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(10)　前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

6　委員(前項第 6 号及び第 7 号の委員を除く。)の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7　前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(幹事)
第 5 条　防災会議に幹事を置き、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
2　幹事の定数は、60 人以内とする。
3　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
(委任)
第 6 条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、市長が定める。
附　則
この条例は、昭和 38 年 11 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 39 年 3 月 28 日条例第 2 号)抄
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 1 月 1 日から適用する。
附　則(昭和 43 年 1 月 31 日条例第 4 号)抄
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行し、昭和 43 年 1 月 1 日から適用する。
附　則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 3 号)
この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 7 号)
この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 46 年 1 月 30 日条例第 4 号)
この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(昭和 46 年 12 月 23 日条例第 49 号)
この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 7 年 12 月 21 日条例第 33 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 4 号)
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 4 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 20 年 9 月 30 日条例第 41 号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。
附　則(平成24年9月27日条例第42号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成25年3月19日条例第3号)
この条例は、公布の日から施行する。

資料　1-5

堺市災害対策本部条例

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、堺市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定める。

（組織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補助し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する災害対策副本部長がその職務を代理する。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）

第３条　本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（区災害対策本部）

第４条　本部長は、本部が設置されたときその他区の区域における災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、区災害対策本部を置くことができる。

（現地災害対策本部）

第５条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

２　現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、昭和３８年１１月１日から施行する。

附　則（平成８年６月２７日条例第１２号）
（平成１０年３月２５日条例第１号）
（平成２１年３月３０日条例第１号）
（平成２４年９月２７日条例第４２号）

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例

第１章　総則

（昭５７条例２３・章名追加）

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（昭５７条例２３・平３１条例１９・一改）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（昭５７条例２３・章名追加）

（災害弔慰金の支給）

第３条　市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

（昭５７条例２３・一改）

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順位とする。

(1)　死亡者の死亡当時において、その者により主として生計を維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされるものとみなす。

（昭５０条例２２・平２３条例３３・令２条例３・一改）

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては５，０００，０００円とし、その他の場合にあっては２，５００，０００円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（昭５０条例２２・全改、昭５２条例２・昭５３条例２４・昭５６条例３５・昭５７条例２３・平３条例２８・一改）

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大の過失により生じたものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

(3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、遺族に対し、災害弔慰金の支給に関して、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（昭５７条例２３・追加）

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下この章において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（昭５７条例２３・追加）

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては２，５００，０００円とし、その他の場合にあっては１，２５０，０００円とする。

（昭５７条例２３・追加、平３条例２８・一改）

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（昭５７条例２３・追加）

第４章　災害援護資金の貸付け

（昭５７条例２３・章名追加）

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　令第３条に掲げる災害（以下この章において「災害」という。）により法第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第１０条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（昭５７条例２３・旧第９条一改・繰下）

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害のない場合　１，５００，０００円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　２，５００，０００円

ウ　住居が半壊した場合　２，７００，０００円

エ　住居が全壊した場合　３，５００，０００円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　１，５００，０００円

イ　住居が半壊した場合　１，７００，０００円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　２，５００，０００円

エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　３，５００，０００円

２　被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合における前項の貸付限度額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　世帯主の負傷があり、かつ、住居が半壊した場合　３，５００，０００円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　住居が半壊した場合　２，５００，０００円

イ　住居が全壊した場合（前項第２号エの場合を除く。）　３，５００，０００円

３　災害援護資金の償還期間は、１０年とし、据置期間は、そのうち３年（令第７条第２項かっこ書の場合は、５年）とする。

（昭５０条例２２・昭５２条例２・昭５３条例２４・昭５６条例３５・一改、昭５７条例２３・旧第１０条繰下、昭６２条例１６・平３条例２８・平３１条例１９・令２条例３・一改）

（保証人）

第１４条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、

その保証債務は、第１６条第３項の違約金を包含するものとする。

（平３１条例１９・追加）

（利率）

第１５条　災害援護資金の利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、次のとおりとする。

(1)　前条第１項の規定により保証人を立てている場合　無利子

(2)　前号に掲げる場合以外の場合　年１パーセント

２　前項の規定にかかわらず、市長は、災害及び災害により被害を受けた市民の状況等を踏まえ、特に必要がないと認める場合にあっては、利子を付さないことができる。

（平３１条例１９・全改）

（償還等）

第１６条　災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第１３条、第１４条第１項及び第１６条並びに令第８条、第９条及び第１２条の規定によるものとする。

（昭５７条例２３・旧第１２条一改・繰下、平３１条例１９・旧第１５条一改・繰下、令２条例３・一改）

第５章　雑則

（昭５７条例２３・章名追加）

（堺市災害弔慰金等支給審査委員会）

第１７条　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、堺市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員５人以内で組織する。

３　委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

５　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

（令２条例３・追加）

（委任）

第１８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（昭５７条例２３・旧第１３条繰下、平３１条例１９・旧第１６条繰下、令２条例３・旧第１７条繰下）

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和４９年４月１日から適用する。

附　則（昭和５０年６月１８日条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附　則（昭和５２年３月３１日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５１年９月７日以後に生じた災害に関する支給又は貸付けについて適用する。

附　則（昭和５３年６月１日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５３年１月１４日以後に生じた災害に関して適用する。

附　則（昭和５６年１０月２日条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和５５年１２月１４日以後に生じた災害に関する災害弔慰金の支給又は災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和５７年１２月３０日条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の堺市災害弔慰金の支給等に関する条例第９条、第１０条及び第１１条の規定は、昭和５７年７月１０日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和６２年６月２５日条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第１３条の規定は、昭和６１年７月１０日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成３年１２月２５日条例第２８号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第１０条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第１３条第１項及び第２項の規定は同年５月２６日以後に生じた災害により

被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成２３年９月２９日条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第４条第１項の規定は、平成２３年３月１１日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附　則（平成２９年６月２６日条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３１年３月１９日条例第１９号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第１３条第３項の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日条例第３号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

資料　1-7

堺市防災会議運営要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、堺市防災会議条例（昭和３８年条例第２５号）第６条の規定に基づき堺市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２ 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３ 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（代理）

第３条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

２ 前項の規定により、代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

（専決処分）

第４条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、若しくはやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 堺市地域防災計画に基づきその実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部に関すること。

２ 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

（専門委員会及び幹事会）

第５条 会議の専門委員をもって、専門委員会を組織する。

２ 専門委員会は、会長が招集する。

３　専門委員のうち若干を常任専門委員会とし会長が指名する。
第６条　会議の幹事をもって幹事会を組織する。
２　幹事会は、会長が招集する。
３　幹事のうち若干を常任幹事とし会長が指名する。
（庶務）
第７条　会議の庶務は、危機管理室が掌理する。
（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が定める。
附　則
この要綱は、昭和３９年６月８日から施行する。
附　則
この要綱は、昭和４５年７月１７日から施行する。
附　則
この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年１１月１日から施行する。

堺市災害対策本部要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、堺市災害対策本部条例（昭和３８年条例第２６号。以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、堺市災害対策本部（以下単に「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

（本部の設置及び閉鎖）

第２条　市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、本部を設置する。

(1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

(2) 本市の区域内において災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を要する災害が発生したとき。

(3) 本市の区域内において震度６弱以上の地震が発生したとき。

(4) 本市の区域内において特別警報が発表されたとき。

(5) 陸上での最大風速が秒速３０メートル以上の台風が、本市の区域に上陸又は最接近することが見込まれるとき。

(6) 大阪府に津波警報が発表されたとき。

(7) その他市長が必要と認めたとき。

２　市長は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　副本部長は、副市長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。

３　本部員は、教育長及び上下水道局長並びに別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部会議）

第４条　本部長は、災害予防及び災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、本部の会議を招集し、その議長となる。

２　本部長は、必要があると認めるときは、前条第３項に規定する者以外の者を前項の会議に常時又は臨時に出席させることができる。

（本部長の代理）

第５条　条例第２条第２項の規定により、本部長の職務を代理する副本部長は、危機管理室担任副市長とする。

２　前項の規定にかかわらず、危機管理室担任副市長に事故があるとき、又は欠けたときは、次の各号に掲げる副本部長が本部長の職務を代理するものとし、その順位は当該各号に定めるところによる。

(1) 危機管理室担任副市長以外の副市長　堺市長の職務代理に関する規則（平成２９年規則第１０３）第１条の規定の例による順位

(2) 危機管理監の職にある者　前号に定める順位の次順位

（区災害対策本部の組織等）

第６条　条例第４条の規定により、区災害対策本部（以下「区本部」という。）が設置されたときは、区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

２　区本部長は区長の職にある者を、区副本部長は副区長及び保健福祉総合センター所長の職にある者を、区本部員は別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

３　区本部長は、区本部の事務を掌理する。

４　区副本部長は、区本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

（区本部会議）

第７条　区本部長は、本部の方針に基づき、区の区域内における災害予防及び災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、区本部の会議を招集し、その議長となる。

（現地災害対策本部の設置）

第８条　本部長は、災害の地域特性に応じた災害応急対策を局地的又は重点的に実施する必要があるときは、条例第５条に規定する現地災害対策本部を設置することができる。

（現地災害対策本部会議）

第９条　現地災害対策本部長は、本部の指示に基づき、局地的又は重点的な災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、現地災害対策本部の会議を招集し、その議長となる。

（配備）

第１０条　本部長は、本市の区域内において震度６弱以上の地震が発生し全員配備を行う場合を除き必要があると認めるときは、条例第３条第３項の部長及び区本部長（以下「部長等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分により配備を指令するものとする。この場合において、当該部長等は、必要と認める人員を配備して防災活動に当たらなければならない。

(1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。　対策配備

(2) 市の区域内全域にわたる被害又は特に甚大な局地的被害が発生したとき。　全員配備

２　前項の規定による指令は、本部長がその都度指定する部及びすべての区本部について行う。

３　部長等は、第１項の規定により人員を配置したときは、直ちにその人数を本部長に報告しなければならない。

（防災活動）

第１１条　防災活動は、本部長の総括のもとに、部長等が、前条第１項の規定により配備された職員（以下「配備職員」という。）を指揮監督してこれを行う。

２　防災活動は、別に定めるもののほか、堺市地域防災計画に基づいて行う。

３　本部長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、非常の措置を命ずることができる。

（本部連絡員）

第１２条　部に本部連絡員を置く。

２　本部連絡員は、配備職員のうち、部長が指定する職にある者をもって充てる。

３　本部連絡員は、本部が設置されたときは、当該部が所管する事務に係る被害の状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、並びに本部からの指令その他の連絡事項を当該部に連絡すること等を任務とする。

４　本部長は、必要があると認めるときは、指定する場所に本部連絡員を常駐させることができる。

５　部長は、部の防災活動上、やむを得ないと認めるときは、堺市危機管理センター設置規程（平成１９年庁達１６号。以下「規程」という。）第３条第１項のセンター長の同意を得て、同条第４項に規定するセンター員の中から本部連絡員を指定することができる。

（応援職員の派遣）

第１３条　部長は、応援を求める必要があると認めるときは、直ちにその旨を本部長に報告

しなければならない。

２　本部長は、前項の報告があった場合において、応援を行う必要があると認めるときは、直ちに応援部その他の部の職員を応援職員として派遣する。

（雑　則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、昭和６０年６月１日から施行する。

（堺市災害対策本部設置要綱の廃止）

２　堺市災害対策本部設置要綱（昭和３９年制定）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成９年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年８月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１１月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１１月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

政策局長

ＩＣＴイノベーション推進監

泉北ニューデザイン推進監

総務局長

財政局長

市民人権局長

ダイバーシティ推進監

文化観光局長

環境局長

健康福祉局長

保健医療担当局長

こども青少年局長

産業振興局長

建築都市局長

建設局長

堺区長

中区長

東区長

西区長

南区長

北区長

美原区長

消防局長

会計管理者

上下水道局次長（企業経営担当）

上下水道局次長（技術監理担当）
教育次長
教育施設技術監
教育監
議会局長

別表第２（第６条関係）
企画総務課長
深井駅周辺地域活性化推進室長（中区役所に限る。）
新金岡地区活性化推進室長（北区役所に限る。）
自治推進課長
市民課長
保険年金課長
生活援護課長（堺区役所にあっては、生活援護第一課長及び生活援護第二課長）
地域福祉課長
子育て支援課長
保健センター所長

資料１－９

堺市防災対策推進本部要綱

（設置）

第１条　堺市地域防災計画に基づき本市が行うべき防災対策の総合的な推進を図るため、堺市防災対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（組織）

第２条　本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

２　本部長は危機管理室担任副市長を、副本部長は危機管理監をもって充てる。

３　本部員は、上下水道局長及び別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部が行う業務）

第３条　本部は、次に掲げる業務を行う。

(1) 堺市地域防災計画に基づき本市が実施すべき防災対策の着実な推進を図るために必要な進捗管理等に関する事項

(2) 堺市地域防災計画に定めるべき防災対策に関する事項

(3) 国民保護計画に基づく対策に関する事項

（職務）

第４条　本部長は、本部を代表し、議事その他の本部の事務を総理する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（本部会議）

第５条　本部の会議（以下「本部会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

２　本部会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　本部会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（本部会議の特例）

第６条　本部長は、緊急の必要があり会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議案の概要を記載した書面を各本部員に回付し、その賛否を問い、本部会議に代えることができる。

（関係者の出席等）

第７条　本部長は、必要があると認めるときは、本部会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（幹事会）

第８条　本部に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

２　幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長は危機管理室長の職にある者を、幹事は別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

３　幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
４　幹事長は、幹事会の会務を掌理し、幹事会における協議の状況及びその結果を本部に報告するものとする。
５　前３条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、規定中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「本部員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

（専門部会）

第９条　幹事長は、防災に係る専門的事項について協議するため、必要があると認めるときは、幹事会に専門部会を置くことができる。
２　専門部会は、部会長及び部会委員で組織する。
３　部会長は幹事のうちから幹事長が指名する者を、部会委員は本市職員のうちから部会長が指名する者をもって充てる。
４　専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。
５　部会長は、専門部会における協議の状況及びその結果について、幹事会に報告しなければならない。
６　専門部会の庶務は、部会長が属する課等において行う。
７　第７条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「本部長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
８　前各項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が定める。

（庶務）

第１０条　本部（幹事会を含む。次条において同じ。）の庶務は、危機管理室において行う。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成９年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年８月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

政策局長

ＩＣＴイノベーション推進監

泉北ニューデザイン推進監

総務局長

財政局長

市民人権局長

ダイバーシティ推進監

文化観光局長

環境局長

健康福祉局長

保健医療担当局長

こども青少年局長

産業振興局長

建築都市局長

建設局長

堺区長

中区長

東区長

西区長

南区長

北区長

美原区長

消防局長

会計管理者

上下水道局次長（企業経営担当）

上下水道局次長（技術監理担当）
教育次長
教育施設技術監
教育監
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
人事委員会事務局長
議会局長

別表第２（第８条関係）
政策経営課参事（危機管理担当）
危機管理課長
防災課長
津波避難計画担当課長
ＩＣＴイノベーション推進室参事（危機管理担当）
泉北ニューデザイン推進室参事（危機管理担当）
行政総務課参事（危機管理担当）
資金課参事（危機管理担当）
区政推進課参事（危機管理担当）
文化観光企画課参事（危機管理担当）
環境政策課参事（危機管理担当）
健康福祉総務課参事（危機管理担当）
こども企画課参事（危機管理担当）
産業成長推進課参事（危機管理担当）
建築都市総務課参事（危機管理担当）
建設総務課参事（危機管理担当）
堺区役所部理事（危機管理担当）
中区役所部理事（危機管理担当）
東区役所部理事（危機管理担当）
西区役所部理事（危機管理担当）
南区役所部理事（危機管理担当）
北区役所部理事（危機管理担当）
美原区役所部理事（危機管理担当）
警防課長
会計課長

経営企画室危機管理・広報広聴担当課長
教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）
選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）
監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）
農業委員会事務局参事（危機管理担当）
人事委員会事務局参事（危機管理担当）
議会局政策総務課長

資料　1-10

堺市防災行政無線運用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が設置する防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用及び維持管理に関し、電波法（昭和２５年法律第１３１号）、電波法施行規則（昭和２５年電波管理委員会規則第１４号）及び無線局運用規則（昭和２５年電波管理委員会規則第１７号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 統制局　すべての無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。

(2) 親局　防災行政無線同報局で、本庁に設置する送信設備の総体をいう。

(3) 屋外受信局　防災行政無線同報系の受信局で、屋外に設置するものをいう。

(4) 戸別受信局　防災行政無線同報系の受信局で、屋内に設置するものをいう。

(5) 基地局　防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系で、本庁に設置する基地通信設備の総体をいう。

(6) 移動局　防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系の車載式及び可搬式の移動通信設備をいう。

(7) 通信所　基地局から有線で接続された通信設備をいう。

(8) 災害用非常配備局　水道系移動局で、災害時においてのみ特定の場所に配備され、災害情報の通信に使用されるものをいう。

（防災行政無線局）

第３条　防災行政無線局の区分、周波数、呼出名称及び常置場所は、別表第１のとおりとする。

（統制管理者）

第４条　統制局に統制管理者を置く。

２　統制管理者は、危機管理室長の職にある者をもってこれに充てる。

３　統制管理者は、防災行政無線局を統括し、その運用を統制管理する。

（無線管理者）

第５条　防災行政無線局に無線管理者を置く。

２　無線管理者は、防災行政無線局の運用を掌理する。

３　無線管理者は、次の各号に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 統制局　危機管理担当課長

(2) 移動局及び戸別受信局　移動局及び戸別受信局を常置する課、出先機関及び学校園の長

(3) 通信所　当該通信所を常置する課、出先機関の長

（通信担当者）
第６条　防災行政無線局に通信担当者を置く。
２　基地局（通信所を含む。）及び同報局の通信担当者は、電波法第４０条第１項の資格を有する者のうち、同法第５１条に基づき市長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。
（運用）
第７条　防災行政無線は常時運用する。
（通信事項）
第８条　防災行政無線局の通信事項は、防災、水道事業及び一般行政に関するものとする。
（通信の種類）
第９条　通信の種類は、別表第２に掲げるとおりとする。
（移動局の開局等）
第１０条　移動局を開局し、又は閉局しようとするものは、基地局、通信所又は特定の移動局にその旨を通知しなければならない。
（通信統制）
第１１条　統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は円滑な通信体確保を図るために必要があると認めたときは、通信を統制するとともに、関係する無線管理者に無線通信体制を確保するために必要な措置を講じさせることができる。
２　統制管理者は、通信を統制しようとするときは、関係する無線局及び通信所に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。
（同報系通信）
第１２条　同報系による通信を行おうとする者は、同報系無線送信申込書（様式第１号）を親局の無線管理者に提出しなければならない。
（管理）
第１３条　無線管理者は、常に防災行政無線局の運用の状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。
２　無線管理者は、無線設備の運用管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
３　統制管理者は、防災行政無線局の機能確保のため、基地局及び固定局については年２回以上、移動局、屋外受信局及びその他の設備については年１回以上、通信設備の定期点検を行うものとする。
４　統制管理者は、定期点検を行うときは、その実施時期及び結果について無線管理者に通知するものとする。
（通信訓練）
第１４条　統制管理者は、防災行政無線局による通信訓練を年１回以上実施するものとする。
（災害時の通信体制）

第１５条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防災行政無線局の運用体制については、堺市地域防災計画に定めるところによる。

（感度調査）

第１６条　通信担当者は、適宜感度等について回線の調査をしなければならない。

２　回線の調査のための試験電波の発射は、通信が閑散なときに行われなければならない。

（無線局の備付け書類等）

第１７条　防災行政無線局には、無線局免許状その他必要な書類を備え付けておかなければならない。

第１８条　親局、基地局（通信所を含む。）は、無線業務日誌（様式第２号）に必要な事項を記入しなければならない。

２　無線管理者は、毎月５日までに、前月分の無線業務日誌をとりまとめ、統制管理者に報告しなければならない。

（無線局の増局等）

第１９条　防災行政無線局の新設、増設、廃止又は変更等を行おうとする場合は、統制管理者の承認を得なければならない。

（委任）

第２０条　この要綱の施行について必要な事項は、統制管理者が定める。

附　則

この要綱は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和５７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

別表第１

防災行政無線局（同報親局、基地局）

無線の区分	無線周波数	呼出名称	常置場所
同報系	65.015MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町３番１号
美原区域同報系	68.535MHz	ぼうさいさかいみはら	堺市美原区黒山 167 番地１号
移動系	271.5625MHz	ぼうさいさかいし	堺市堺区南瓦町３番１号
相互系	158.35MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町３番１号
地域防災系	848.825MHz	２７２０１１００	堺市堺区南瓦町３番１号

別表第２

通信の種類

無線の種類	通信の種類	通　信　の　内　容
同報系	普通通信	戸別又はグループ別の送信をいう。
	一斉通信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系 相互系 地域防災系	普通通信	平常時における通信をいう。
	一斉通信	全移動局及び全通信所に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	他の防災関係機関に対して行う通信をいう。

堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５条第２項の規定及び堺市地域防災計画に基づき、自主防災組織の充実を図るため、その育成及び指導の方針を定めるとともに、自主防災活動に際して必要な防災資器材の支給を行うことについて必要な事項を定める。

（定 義）

第２条 この要綱において、自主防災組織とは、堺市自治連合協議会に参加する校区自治連合会を単位として、自主、自発、協働及び連帯の精神に基づき災害の予防、災害時の被害拡大の防止、災害応急活動その他自主的な防災活動を行う団体をいう。

（登録）

第３条　この要綱による防災活動の指導及び防災資器材の支給を受けようとするものは、市長に対し、堺市自主防災組織登録申請書（様式第１号）に規約、役員名簿その他市長が必要と認める書類を添えて自主防災組織の登録の申請をしなければならない。この場合において、美原区の区域に係るものにあっては、堺市自主防災組織登録同意書（様式第２号）を併せて提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があった場合において、当該団体が自主防災組織の要件を満たしていると認めるときは、堺市自主防災組織登録簿に登録するものとする。

３　前項の規定による登録を受けた自主防災組織は、登録された事項に変更があったときは、その旨を堺市自主防災組織登録事項変更届（様式第３号）により市長に届け出なければならない。

（育成方針）

第４条 自主防災組織の育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織となるよう行うものとする。

（自主防災組織への指導方針）

第５条　市長は、自主防災組織が災害発生の際に効果的な防災活動を行うことができるようにするため、当該自主防災組織に対して計画的に自主的な防災訓練その他地域防災力の充実強化を図る取組を実施するよう指導するものとする。

（訓練区分）

第６条　自主防災組織において実施する自主的な防災訓練（以下「自主防災訓練」という。）は、次のとおりとする。

(1) 個別訓練　　次に掲げる訓練

ア　情報連絡訓練　地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果、避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、及び伝達するための訓練

イ　避難訓練　避難時の服装、懐中電灯その他携行品の装備の点検の方法及び避難誘導班等を中心とした組織全体での避難の要領に習熟し、定められた避難地まで迅速かつ安全

に避難できるようにするための訓練

ウ　炊出し訓練　炊き出しのため、限られた防災資器材を有効に活用して食糧や水を確保する方法及び技術を習得し、並びに食糧を効率よく配給するための訓練

エ　消火訓練　火災発生時に消火活動を安全かつ効果的に行うための次に掲げる訓練

（ア）消火器、三角バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火訓練

（イ）消火用の防災資機材の使用方法及び消火技術を習得するための訓練

（ウ）火災から身を守る方法等についての訓練

オ　救出救護訓練　倒壊した家屋に閉じ込められた人に対する救出の要領、はしご、ロープ等の救出用資機材の使用方法、救護所への連絡及び搬送の方法等を習得するための訓練

カ　応急手当訓練　負傷者等への応急手当の方法を習得するための訓練

キ　地震体験訓練　地震の揺れを体験し、地震が発生した場合に冷静に行動することができるようにするための訓練

ク　煙体験訓練　火災の煙を再現し、火災が発生した場合に迅速に避難することができるようにするための訓練

ケ　避難所開設・運営訓練　大規模な災害が発生した場合に避難所の開設及び運営を行うことができるようにするための訓練

コ　避難所の安全確認訓練　避難所の屋外及び屋内の柱、建具、天井、照明器具等の安全を確認する際に注意すべき点について学習するための訓練

サ　応急給水訓練　災害時において飲料水等を確保することができるようにするための次に掲げる訓練

（ア）災害時に必要な飲料水を確保するため、飲料水の備蓄の方法を習得するための訓練

（イ）災害時に必要な飲料水を確保するため、避難所における給水用タンクの組立及び設置を行うことができるようにするための訓練

シ　マンホールトイレ組立訓練　災害時に必要なトイレを確保するため、トイレ、テント及び給水用ポンプの設置方法並びに排水方法を確認するための訓練

ス　住まいの耐震化学習訓練　住宅の耐震改修及び地震に対して安全な住宅の建築について学習するための訓練

セ　防災資器材取扱訓練　防災コンテナにおいて保管する防災資器材の取扱いに習熟するための訓練

ソ　その他訓練　アからセまでに定めるもののほか、市長が必要と認める訓練

(2) 総合訓練　個別訓練により習得した知識及び技術の全てを活用して、自主防災組織の内部での相互連携を円滑にし、適切かつ効果的に災害時の活動を行うことができるようにするための訓練

(3) 自主訓練　自主防災組織が本市の職員の指導を伴わずに独自に実施し、個別訓練の反復並びに個別訓練により習得した知識及び技能の再確認を行うための訓練

（訓練実施計画書の提出）

第７条　自主防災組織は、自主防災訓練を実施しようとするときは、当該自主防災訓練を実施する日の１か月前までに、堺市自主防災訓練実施計画書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による実施計画書の提出があった場合は、関係する部署に対して、当該実施計画書の写しを送付し、訓練の内容等について当該関係する部署間で調整するものとする。

（防災資器材等の支給）

第８条　市長は、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織に対し防災資器材を支給するものとする。

２　前項の規定により支給する防災資器材は、別に定める防災資器材品目一覧表（以下「品目一覧表」という。）に掲げる品目とする。

３　第１項の規定による防災資器材の支給は、当該自主防災組織が結成された年度に限り、２００，０００円（品目一覧表に定める基準単価により算出した額による。）を限度として行うものとする。

４　市長は、第１項の規定による防災資器材の支給のほか、自主防災組織の活動支援のために必要と認める防災関係物品を支給できるものとする。

５　前項の防災関係物品の品目、支給限度額、支給方法等は、予算の範囲内において、その都度市長が定めるものとする。

（防災資器材の支給申請）

第９条　前条第１項の規定による防災資器材の支給を受けようとする自主防災組織は、堺市防災資器材支給申請書（様式第５号）に希望する防災資器材を記入の上、市長に提出しなければならない。

（防災資器材支給決定等）

第１０条　市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、防災資器材の支給を決定し、堺市防災資器材支給決定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた自主防災組織は、堺市防災資器材受領書（様式第７号）と引き換えに防災資器材の支給を受けることができる。

（防災資器材の管理）

第１１条　自主防災組織は、支給を受けた防災資器材を適正に管理するものとし、故障、紛失等による修理及び補充は、当該自主防災組織の責任において行わなければならない。

２　市長は、防災資器材の支給を受けた自主防災組織が当該防災資器材の管理に当たって適正を欠く行為があったと認めるときは、当該防災資器材の返還を求めることができる。

（委　任）

第１２条　この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附　則

この要綱は、平成１０年７月１日から施行し、平成１０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１８年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成21 年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市災害応急救助要綱

堺市小災害応急救助要綱（昭和４３年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定が適用されない風水害、火災等の災害（以下「災害」という。）により被災した者（本市の区域内に居住する者に限る。以下「被災者」という。）に対する応急救助措置について必要な事項を定める。

（協力）

第２条　この要綱による応急救助措置は、赤十字奉仕団及び被災者の居住地を担当する民生委員の協力を得て行うものとする。

（適用除外）

第３条　被災者のうち、自己の故意又は重大な過失により被災した者その他区長がこの要綱の規定の適用を不適当と認める者については、この要綱の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

（被害の認定基準）

第４条　住家、世帯及び被害の認定基準は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和４０年５月１１日付け厚生省社会局長通知（社施第９９号））に定めるところの例による。

（住家被害に対する見舞金）

第５条　災害で住家被害を受けた場合（居住に支障がない場合を除く。）は、当該住家に居住する世帯の世帯主に対し、次の区分により見舞金を支給する。

(1) 複数人で構成する世帯の場合

区　　分	１世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流失	５０，０００円
半壊、半焼	３０，０００円
床上浸水、土砂の堆積、 火災による水損	２０，０００円

(2) 単身者世帯の場合（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けているときは、前号の規定を適用する。）

区　　分	１世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流失	３０，０００円
半壊、半焼	２０，０００円
床上浸水、土砂の堆積、 火災による水損	１０，０００円

（弔慰金及び負傷見舞金）

第６条　災害で死亡した場合は、当該死亡者の葬儀を主催した者に対し、死亡者１人当たり１００，０００円の弔慰金を支給する。ただし、当該死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次項の負傷見舞金の支給を受けている場合にあっては、当該弔慰金の額から既に支給を受けた負傷見舞金の額を控除した額を支給するものとする。

２　災害による負傷のため１週間以上入院した場合は、当該負傷者に対し、１人当たり３０，０００円の負傷見舞金を支給する。

３　堺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第３１号）の規定に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する場合は、この要綱に基づく弔慰金又は負傷見舞金を支給しないものとする。

（毛布の支給）

第７条　次に掲げる場合は、被災者に対し、毛布を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

２　前項の規定により支給する毛布の枚数は、次のとおりとする。

(1) ４月１日から９月３０日までの間　　１人当たり１枚

(2) １０月１日から翌年の３月３１日までの間　　１人当たり２枚

（布団の支給）

第８条　次に掲げる場合は、被災者に対し、布団を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

（食品の支給）

第９条　次に掲げる場合は、被災者に対し、２日分（６食分をいう。）を上限として区長が必要と認める分量の食品を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

（汚損物の処理）

第１０条　市長は、災害により汚損した建具、日用品その他の家財（この条において「汚損物」という。）を一般廃棄物として処理することを希望する者がある場合は、当該希望者に係る汚損物の処理を行うことができる。

（申請等）

第１１条　この要綱の適用を受けようとする者は、堺市災害応急救助申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合において、第５条に規定する見舞金の支給について必要があると認めるときは、災害による住家被害の区分を特定する前に、当該見舞金のうち、複数人で構成する世帯にあっては２０，０００円を、単身者世帯にあっては１０，０００円を支給することができる。

（委任）

第１２条　この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附　則

この要綱は、昭和５４年４月１日から施行し、同日以後に発生した災害に関して適用する。

附　則

この要綱は、昭和５７年８月１日から施行する。ただし、改正後の第１条、第５条及び第６条の規定は、昭和５７年８月１日以後に発生した災害に関して適用する。

附　則

この要綱は、昭和６２年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年８月７日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の堺市災害応急救助要綱第５条、第６条及び第１１条の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の堺市災害応急救助要綱第８条及び第９条の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

資料　1-13

堺市緊急五役会議要綱

（設置）

第１条　本市の区域内において発生し、又は発生するおそれのある非常緊急事態（以下「緊急事態」という。）に対して迅速かつ的確に対応するための基本方針について協議し、速やかに事態に対応するため、緊急五役会議（以下「五役会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　五役会議は、市長、副市長、教育長、上下水道局長及び緊急事態に関係する局長級の職員をもって組織する。

（協議事項）

第３条　五役会議は、次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

(1) 緊急事態の対応に関する基本的方針の策定及び対応組織の編成に関すること。

(2) 緊急事態に対応するための緊急対策本部の設置に関すること。

(3) 緊急対策本部又は対応組織に対する助言、指導等に関すること。

(4) 国、府その他の関係機関との連絡調整に関すること。

(5) その他必要事項に関すること。

（主宰等）

第４条　五役会議は、市長が主宰する。

２　市長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する者がその職務を行う。

３　五役会議は、市長が必要に応じて招集する。

（庶務）

第５条　五役会議の庶務は、危機管理室において行う。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、五役会議について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成９年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年８月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

資料１－15

庁達第９号

庁　中　一　般
各　事　業　所

堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程を次のとおり制定する。

平成３１年４月２３日

堺市長　竹山　修身

堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第８６条の６の規定に基づき、法令及び堺市地域防災計画（昭和４０年策定）の定めるところにより、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与するとともに、指定避難所等に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、指定避難所等の開設及び運営（以下「指定避難所等の設置」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

２　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定避難所等　法第４９条の４第１項の指定緊急避難場所及び法第４９条の７第１項の指定避難所をいう。

(2) 風水害時指定避難所等　指定避難所等のうち、台風、洪水、土砂災害及び高潮を対象とする指定避難所等として堺市地域防災計画に定めるものをいう。

(3) 地震時指定避難所等　指定避難所等のうち、地震及び津波を対象とする指定避難所等として堺市地域防災計画に定めるものをいう。

(4) 指定避難所等対応職員　風水害時指定避難所等の設置に従事する職員（以下「風水害時指定避難所等対応職員」という。）並びに地震時指定避難所等の設置に従事する職員（以下「地震時指定避難所等対応職員」という。）をいう。

(5) 所属参集職員　課長級以上の職員、災害時に実施すべき必要最小限の通常業務及び災害応急対策を遂行する職員として所属長が特に指名するもの並びに区役所の各課（

これに相当する組織を含む。）に所属する職員をいう。

(6) 直近参集職員　所属参集職員以外の職員をいう。

(7) 災害対策本部長　堺市災害対策本部条例（昭和３８年条例第２６号）第２条第１項の災害対策本部長をいう。

(8) 区災害対策本部　堺市災害対策本部条例第４条の区災害対策本部をいう。

（職員の責務）

第３条　全ての職員は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、法第５条第１項の趣旨に鑑み、市民の生命、身体及び財産を保護するため、全力を挙げて指定避難所等の設置をはじめとする災害応急対策を遂行しなければならない。

（局長等の責務）

第４条　指定避難所等の設置を迅速かつ円滑に行うため、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める役割を担うとともに、相互に緊密に連携し、及び協力しなければならない。

(1) 危機管理監　災害対策本部長による指定避難所等の設置の指示に従い、指定避難所等の設置に係る総括的な責任者として、次号及び第３号に掲げる者を支援し、並びに当該指定避難所等の設置に必要な指示等を行う。

(2) 区長　指定避難所等の運営責任者として指定避難所等の運営について指定避難所等対応職員に対して必要な指示を行うとともに、地震時指定避難所等の開設責任者として地震時指定避難所等対応職員に対して指定避難所等の開設の従事命令及び必要な指示を行う。

(3) 局長（堺市事務分掌条例（昭和４７年条例第８号）第１条に規定する組織の長、区長、会計室長、行政委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長をいう。）風水害時指定避難所等の開設責任者として、各局（堺市事務分掌条例第１条に規定する組織、区役所、会計室、行政委員会の事務局、監査委員事務局及び議会事務局をいう。）に所属する風水害時指定避難所等対応職員に対して指定避難所等の開設の従事命令及び必要な指示を行う。

（指定避難所等対応職員の業務等）

第５条　指定避難所等対応職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 指定避難所等の設置に関する業務

(2) 区災害対策本部（区災害対策本部が設置されていない場合にあっては、区役所）との連絡調整に関する業務

２　この規程に定めるもののほか、指定避難所等の設置に係る業務の細目については、危機管理監が別に定める。

（風水害時指定避難所等の設置に係る事前の事務）

第６条　危機管理監は、局（第４条第３号の各局及び上下水道局をいう。以下同じ。）に所属する職員の数及び局が風水害時に実施する対応業務の状況を勘案し、区長に対し、

その所管区域内に所在する風水害指定避難所等を所管すべき局の名称等及び当該局の担う風水害指定避難所等の数を通知するものとする。この場合において、危機管理監は、局長等（第４条第３号の局長及び上下水道局次長をいう。以下同じ。）に対し、当該局等が所管すべき風水害時指定避難所等の数等について、あらかじめ通知するものとする。

２　区長は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を踏まえ、その所管区域内に所在する全ての風水害時指定避難所等について、これらを所管すべき局に割り振るとともに、局が所管すべき風水害時指定避難所等の名称を当該局長等に通知するものとする。

３　局長等は、局内の各課（これに相当する組織を含む。以下同じ。）に対して、前項の規定により通知された風水害時指定避難所等をあらかじめ割り当てるものとする。

４　局長等は、局内の各課において風水害時指定避難所等の設置を迅速かつ円滑にできるよう、あらかじめ風水害指定避難所等対応職員の配置を行うものとする。

（風水害時指定避難所等の設置の指示及び設置基準）

第７条　災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合にあっては、危機管理センター長（堺市危機管理センター設置規程（平成１９年庁達第１６号）第３条第１項のセンター長をいう。）とする。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民の避難に要する時間を勘案し、速やかに風水害時指定避難所等の設置の指示をしなければならない。

(1) 次のいずれにも該当し、台風による暴風に備えた市民の自主避難のため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

ア　本市の区域内において暴風警報が発令されていること。

イ　本市の区域内に台風の暴風域が入ると予想されること。

(2) 本市の区域内において河川の氾濫、土砂災害若しくは高潮に係る避難情報が発令されているとき、又はその可能性が高いとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、風水害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

（風水害時指定避難所等の設置に係る事務）

第８条　局長等（上下水道局にあっては、危機管理監）は、前条の規定による指示があった場合は、それぞれの局に属する風水害時指定避難所等対応職員に対し、指定避難所等の開設をするよう命ずるものとする。

２　風水害指定避難所等対応職員は、前項の規定による命令を受けたときは、あらかじめ指定された風水害指定避難所等に参集し、指定避難所等の設置に係る業務に携わらなければならない。

３　第１項の規定による命令を行った局長等は、速やかに当該命令の対象である風水害時指定避難所等対応職員等について、当該風水害指定避難所等が所在する区の区長に通知しなければならない。

４　区長は、その所管区域内に係る風水害時指定避難所等対応職員に対し、当該所管区域内において災害応急対策を行うために必要な指示を行うものとする。

５　危機管理監は、指定避難所等の設置が長時間に及ぶ場合は、風水害避難所等対応職員の交代のための人員配置について局長等に指示するものとする。この場合においては、前３項の規定を準用する。

（地震時指定避難所等の設置指示等）

第９条　災害対策本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地震時指定避難所等の開設及び運営（以下「地震時指定避難所等の設置」という。）を地震時指定避難所等対応職員等に指示しなければならない。

(1) 本市の区域内において震度６弱以上の地震が観測されたとき。

(2) 大阪府の区域内において津波警報又は大津波警報が発令されたとき。

(3) 前２号に定めるもののほか、地震及び津波から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

２　前項第１号又は第２号に掲げる事象が発生した場合は、当該事象の発生をもって、前項の規定による指示があったものとみなす。

（地震時指定避難所等の設置に係る事前の事務）

第１０条　危機管理監は、各局の地震時指定避難所等対応職員候補者の名簿を作成するための基礎となる情報を整理し、あらかじめ各局長に送付するものとする。

２　局長は、前項の情報及び各局の地震時における業務継続計画を踏まえ、直近参集職員に係る名簿（区役所にあっては、区役所の各課に所属する職員に係る名簿。以下同じ。）を作成し、危機管理監に送付するものとする。

３　危機管理監は、前項に規定する名簿を基に、区役所ごとの地震時指定避難所等対応職員の名簿を作成し、当該区長に通知するものとする。

４　区長は、前項の規定による通知を受けた地震時指定避難所等対応職員から、その所管区域内の地震時指定避難所等ごとにあらかじめ１人以上を地震時選定職員として選定し、当該職員及び当該職員が所属する各局に、その担当すべき地震時指定避難所等を通知するものとする。

（地震時指定避難所等の設置に係る事務）

第１１条　区長は、第９条第１項の規定による指示があったときは、地震時指定避難所等対応職員に対して地震時指定避難所等の設置に従事するよう命ずるものとする。

２　地震時指定避難所等対応職員は、前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る区役所に参集しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、第９条第１項各号のいずれかに該当するときは、地震時選定職員は前条第４項の規定による通知に係る地震時指定避難所等に参集し、指定避難所等の設置に従事しなければならない。

４　区長は、地震時指定避難所等対応職員を、その所管区域内における地震時災害対応に係る業務及び当該所管区域に所在する地震時指定避難所等の設置に係る業務に従事させることができる。

５　区長は、地震時指定避難所等対応職員に対し、その所管区域内における災害応急対策を行うために必要な指示を行う。

（職員招集システムの利用等）

第１２条　災害対策本部長は、第７条及び第９条の規定による指示については、職員招集システム（気象情報、地震情報、避難情報等を職員の携帯電話等へ配信することができるシステムをいう。）を利用した情報の配信により行うことができる。

２　前項に規定する情報の配信は、第８条第１項又は第２項の風水害時指定避難所等の設置に係る従事命令及び前条第１項の地震時指定避難所等の設置に係る従事命令とみなす。

（市長事務部局への併任）

第１３条　上下水道局に所属する企業職員（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１５条第１項に規定する企業職員をいう。）並びに行政委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局に所属する職員については、その職にある間、この規程に基づく指定避難所等に係る業務に従事する場合に限り、特に辞令を用いることなく市長事務部局の職員に併任されたものとみなす。

附　則

（施行期日）

１　この庁達は、平成３１年６月１日から施行する。

（堺市災害地区班員設置規程の廃止）

２　堺市災害地区班員設置規程（平成１９年庁達第１８号）は、廃止する。

防 災 協 定 分 野 別 一 覧 表

資料　2-1

1. 自治体との包括的相互応援協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成23年7月12日	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会に加盟する団体のうち５５市１町	(1)災害への対応に必要な物資の提供 (2)災害への対応に必要な人員の派遣 (3)負傷者等の医療機関への受入れ (4)被災者の一時的な受入れ (5)その他特に要請があった事項
平成23年9月1日	災害時相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	人的・物的応援
平成24年3月19日	災害時相互応援協定	四日市市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5) 避難者収容施設の提供及びあっせん
平成24年10月1日	２１大都市災害時相互応援に関する協定	政令指定都市、東京都	被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が、相互に協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する人的・物的応援
平成25年7月1日	災害時における避難者の受け入れにかかる確認書	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	平成23年9月1日付災害時相互応援協定に基づき、広域避難実施のための避難場所の提供及び運営など
平成25年9月10日	泉州地域災害時相互応援協定	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	人的・物的応援
令和2年3月13日	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	貝塚市、岸和田市、高石市、忠岡町、岬町、山口市、下関市、広島市、尾道市、姫路市、海南市、松山市、高松市等、瀬戸内海沿岸63市町村	(1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
令和2年3月27日	災害救助法による救助の委任に関する協定	大阪府	大規模災害が発生し災害救助法を適用した場合の避難所や応急仮設住宅の供与などの救助事務について、大阪府と堺市の役割分担などを事前に定めるもの

2. 応急復旧

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成25年3月22日	一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定	堺・泉州ブロック (堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合)	協定団体における焼却施設、資源化施設、保管施設または破砕施設等の一般廃棄物(ごみ処理に限る)施設の事故及び地震、台風等の災害発生時において、支援を必要とする協定団体を相互支援するもの
平成31年3月25日	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書	大阪市、八尾市、松原市	し尿処理施設に支障が生じた場合に相互支援するもの

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成19年8月1日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	協同組合大阪建設産業育成会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (3)その他応急対策業務
平成23年9月1日	災害時における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社関西支社	(1)情報等の相互協定 (2)調査及び復旧に対する技術的支援 (3)高速道路通行止め区間の車両の通行 (4)応急対策及び復旧業務の実施に必要となる敷地、施設及び資材の提供 (5)通行止め実施に伴う利用者への情報提供 (6)その他必要と認める措置
平成23年10月11日	災害時における協力に関する協定	独立行政法人都市再生機構西日本支社	1 機構職員等の派遣 (1)被災建物及び被災宅地の危険度の判定・表示等 (2)応急仮設住宅の設計、工事監理及び検査等 (3)応急仮設住宅等の入居関係事務等 2 同機構所有の応急仮設住宅建設用地及び機構賃貸住宅の提供 3 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画策定及び施行並びに市街地の復興に必要な住宅の供給等についての相互協力
平成24年9月1日	災害支援協定	堺一般廃棄物処理事業協同組合	地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)の収集運搬について支援協力要請をするもの
平成27年2月1日	災害時における堺市管理橋梁の緊急災害応急対策業務に関する協定	一般社団法人　日本橋梁建設協会	(1)災害時に堺市が調査した管理橋梁のうち、再調査を必要と認める管理橋梁の被害状況調査 (2)堺市への技術的助言 (3)被災橋梁の交通機能の回復に関する建設資機材等の調達及び応急対策 (4)その他応急対策
平成27年2月1日	災害時における堺市管理橋梁の緊急災害応急対策業務に関する協定	一般社団法人　プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部	(1)災害時に堺市が調査した管理橋梁のうち、再調査を必要と認める管理橋梁の被害状況調査 (2)堺市への技術的助言 (3)被災橋梁の交通機能の回復に関する建設資機材等の調達及び応急対策 (4)その他応急対策
平成27年2月27日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人　堺都市緑化研究会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務

平成28年12月22日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	大阪府電気工事工業組合堺支部	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務
平成29年2月20日	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定	・一般社団法人日本建設業連合会関西支部 ・国土交通省近畿地方整備局 ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社	全国規模な対応や高度な技術力が必要な土木施設の応急対策等（複数の府県に渡るような広域災害時は近畿地方整備局が要請を一元化）
平成29年3月1日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	(1)災害発生時に即時に利用できる住宅地図の事前提供（貸与） (2)災害時及び訓練に利用できる広域図の提供（貸与） (3)住宅地図ネット配信サービス「ＺＮＥＴ　ＴＯＷＮ」の提供（貸与） (4)災害時の住宅地図の複製利用許可
平成30年4月27日	災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人大阪府産業資源循環協会	災害廃棄物の処理
平成30年8月31日	災害時におけるアスベストの調査に関する協定	堺市環境計量協議会	災害時におけるアスベストの調査の実施
令和元年7月1日	大規模災害における支援協力に関する協定	堺リサイクル事業協同組合	堺市災害対策本部が設置される災害発生時の、廃棄物リサイクル処理に関する協定 (1)発生廃棄物のリサイクル処理 (2)人員派遣・機材の貸し出し
令和2年1月24日	災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関する協定	一般社団法人　建築物石綿含有建材調査者協会	大規模災害発生時、市からの要請に基づき被災建築物等のアスベスト含有建材の施工箇所及び露出状況等の調査等を実施する。
令和2年3月31日	災害支援協定(災害廃棄物の収集運搬)	堺市委託環境事業協同組合	災害廃棄物の収集運搬に関する業務
令和2年3月31日	災害支援協定(災害し尿の収集運搬)	堺市環境事業協同組合	災害時のし尿の収集運搬
令和2年6月26日	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	災害発生時の廃棄物処理に関する協定 （1）災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定及び策定支援 （2）災害廃棄物等の撤去、積込、収集運搬に関すること （3）災害廃棄物等の処分に関すること　等
令和2年11月18日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	堺建栄会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務
令和2年11月27日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	堺建設業協会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務
令和7年3月11日	災害時における連携に関する協定	大阪ガスネットワーク株式会社	(1)ガス供給及び地域の被害状況の情報共有に関すること。 (2)被災地域におけるガス供給の安全な復旧方法の情報共有に関すること。 (3)ガス供給復旧情報の市民への周知に関すること。 (4)ガス供給の復旧活動における市有地の使用に関すること。 (5)重要施設へのガス供給に関すること。
令和7年4月10日	災害時の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定	一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会	(1)損壊家屋等の解体・撤去処理事業等の支援に関すること (2)災害廃棄物処理対策に関する平時の取組における協力に関すること

3. 医療

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成18年8月18日	健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定書	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、和歌山市	近畿2府7県において健康危機が発生し、当該自治体の地方衛生研究所のみでは対応が困難な場合近畿2府7県地方衛生研究所間での協力

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成14年4月1日	災害時救急医薬品等の供給に関する協定書	一般社団法人堺市薬剤師会	災害発生時に必要となる救急医薬品の備蓄及び提供

4. 物資供給

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成18年12月26日	災害時における物資供給等の協力に関する協定	コーナン商事株式会社	(1)物資等(資機材、日用品及び食料品等)の在庫確保 (2)物資等の安定供給及び価格安定 (3)物資等に関する情報の収集・提供
平成20年9月19日	災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	(1)生活物資(食料品及び日用品等)の在庫確保 (2)生活物資の安定供給及び価格安定 (3)緊急避難場所として駐車場を提供 (4)生活物資に関する情報の収集・提供 (5)防災訓練等啓発事業への参加・協力
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)コカ・コーラウエスト株式会社ベンディング大阪南第一支店	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)関西キリンビバレッジサービス株式会社堺営業所	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)株式会社ジャパンビバレッジ西日本	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)株式会社トムズ	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供

平成22年10月26日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)ネオス株式会社	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成24年1月4日	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	堺市葬祭事業協同組合	(1)棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 (2)遺体安置施設等の提供 (3)遺体の搬送 (4)その他堺市が必要とする業務
平成24年3月30日	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供
平成24年8月31日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	Ｊパックス株式会社 セッツカートン株式会社	ダンボール製ベッドの調達及び搬送 (1)段ボール製簡易ベッド (2)段ボール製シート (3)段ボール製間仕切り　など
平成24年8月31日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社　アクティオ	応急対応に必要なレンタル資機材の提供
平成24年8月31日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	奥村機械株式会社	応急対応に必要なレンタル資機材の提供
平成25年3月31日	災害時における福祉用具等の供給に関する協定	社団法人日本福祉用具供給協会	福祉避難所等を開設するために必要な福祉用具等の供給
平成25年12月24日	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社ダイエー	(1)災害における食料品、衣料品等の供給 (2)防災訓練等の啓発事業への協力
平成26年3月26日	災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ライフコーポレーション	(1)食料品及び日用品等の生活物資の安定供給 (2)緊急避難場所としての駐車場の提供 (3)防災訓練等啓発事業への参加・協力
平成26年5月28日	災害救助物資の供給等の協力に関する協定	株式会社ファミリーマート	(1)物資（食料品、飲料水、日用品等）の供給 (2)災害により閉鎖した市内店舗の早期再開
平成27年1月30日	災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社	食料品、生活必需品等の物資の供給
平成27年10月8日	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社ポプラ	大規模災害時の堺市への食料や生活必需品等の物資の供給
平成27年10月8日	災害時における提供協力に関する協定	株式会社アペックス西日本	大規模災害時に本庁舎本館地下1階に設置の飲料自動販売機(1台)において5,000杯の飲料を無償提供
平成28年3月16日	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社コノミヤ	(1)大規模災害時における食料品、日用品等の供給 (2)防災訓練等の啓発事業への協力
平成29年3月22日	災害救助物資の調達等に関する協定書	アークランドサカモト株式会社	(1)食料品、日用品等の物資の提供 (2)一時避難所及び応援車両待機場等としての用地の提供
平成29年5月22日	災害時における畳の提供に関する協定	「５日で５０００枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等への畳の提供
平成29年12月26日	災害時における飲料製品等の供給に関する協定書	堺ヤクルト販売株式会社	飲料品、食料品の供給
平成30年6月13日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社東海大阪レンタル	災害時におけるレンタル資機材の提供
令和元年8月26日	災害時における弾性ストッキングの提供協力に関する協定	福助株式会社	災害時における弾性ストッキングの提供
令和2年1月17日	災害時における災害復支援用品の提供協力に関する協定	浅香工業株式会社	災害時における災害ボランティアセンター等へのスコップ、一輪車等の災害復旧支援用品の提供
令和2年10月30日	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社ローソン	(1)物資（食料品、飲料水、日用品等）の供給 (2)災害により閉鎖した市内店舗の早期再開
令和3年10月29日	災害時における介護食等の供給に関する協定	三嶋商事株式会社	災害時における介護食等の供給
令和4年2月1日	災害時等における協力に関する協定	南海グリーフサポート株式会社	(1)被災者の緊急一時避難場所の提供及び支援 (2)遺体の搬送 (3)遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供 (4)遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供及び支援
令和4年11月30日	災害時における物資供給等に関する協定	アークランズ株式会社	(1)「スーパービバホーム　美原南インター店」において取り扱う物資の供給 (2)店舗内にハザードマップを掲示する等の防災啓発事業への協力
令和4年12月27日	災害時における栄養・食生活支援に関する堺市と公益社団法人大阪府栄養士会との協定	公益社団法人大阪府栄養士会	（１）避難者への個別栄養・食生活相談 （２）避難所での食事状況調査や衛生及び栄養・食生活に関する啓発活動 （３）食事制限等のある被災者（食の要配慮者）に必要な食料供給支援 （４）その他必要な事項
令和5年10月31日	災害時における物資の供給に関する協定書	公益財団法人大阪府学校給食会	（１）調理済みの米飯、パン等の物資を供給すること。 （２）その他公益財団法人大阪府学校給食会が保有する物資（缶詰等）を供給すること。
令和6年12月23日	災害時における協力に関する協定	大阪葬祭事業協同組合	（１）遺体の搬送 （２）遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供 （３）遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供及び支援
令和7年4月1日	災害時における堺市第1学校給食センターの活動支援に関する協定書	株式会社堺スクールランチパートナーズ	（１）食物アレルギーを有する被災者に配慮し、アレルゲンフリー（28品目不使用）の調理済み食品を調達すること。 （２）堺市が調達した食材を調理し、又は堺市が調達した調理済み食品を仕分けし、堺市が指示する区分ごとに配缶すること。 （３）堺市が指示する応急給食又は備蓄物資等を堺市が指示する中学校等へ配送すること。 （４）給食センターに備える移動ガス回転釜を活用し、被災者や災害対応活動の従事者等に対して炊き出しを行うこと。 （５）堺市が給食センターを支援物資の物資配送拠点又はそれを補助する施設として指定した場合、支援物資の受入れ、荷卸し、仕分け、一時保管、堺市が指示する場所への配送等に協力すること。 （６）堺市の指示のもと、堺市第2学校給食センターの事業者が行う活動支援に協力すること。
令和7年4月1日	災害時における堺市第2学校給食センターの活動支援に関する協定書	株式会社堺第2学校給食サービス	（１）食物アレルギーを有する被災者に配慮し、アレルゲンフリー（28品目不使用）の調理済み食品を調達すること。 （２）堺市が調達した食材を調理し、又は堺市が調達した調理済み食品を仕分けし、堺市が指示する区分ごとに配缶すること。 （３）堺市が指示する応急給食又は備蓄物資等を堺市が指示する中学校等へ配送すること。 （４）堺市が給食センターを支援物資の物資配送拠点又はそれを補助する施設として指定した場合、支援物資の受入れ、荷卸し、仕分け、一時保管、堺市が指示する場所への配送等に協力すること。 （５）堺市の指示のもと、堺市第1学校給食センターの事業者が行う活動支援に協力すること。
令和7年8月13日	災害時における協力に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	（1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 （2）遺体を安置する施設（葬祭式場等）の提供 （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送 （4）被災者に対する避難場所（結婚式場等）の提供　　等

5. 輸送・物流

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成21年3月30日	災害時の応急対策業務に関する協定	社団法人大阪府タグ事業協会	(1)応急対策要員等の人員輸送業務 (2)建設資機材、日用品及び食料品等の貨物輸送業務 (3)消防活動に関する業務 (4)その他堺市が必要とする輸送業務
平成25年5月21日	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	一般社団法人大阪バス協会	(1)被災者（滞留者を含む）の輸送業務 (2)ボランティアの輸送業務 (3)災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務 (4)その他バスによる支援業務
平成25年10月1日	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定	一般社団法人大阪府トラック協会	(1)物資の輸送業務 (2)物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家及び荷役作業員の派遣 (3)荷役機械及び資器材の手配
平成27年10月16日	災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定	堺市消防局認定患者等搬送事業者の会「堺搬送」	(1)「堺搬送」に所属する会員が所有する事業用車両による要配慮者の輸送業務 (2)「堺搬送」の会員以外の事業者への輸送協力要請及び手配 (3)その他要配慮者の輸送に必要な業務
平成29年2月21日	災害時における物資の輸送等に関する協定	株式会社サカイ引越センター	(1)物資の輸送業務 (2)物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家等の派遣 (3)梱包用段ボールの提供
平成30年4月24日	災害時における相互協力に関する協定	阪神高速道路株式会社	(1)道路の損傷等の調査及び普及に対する技術的支援 (2)通行止め区間を活用した要請車両の通行 (3)情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ (4)応急対策及び復旧業務の実務に必要となる敷地等の提供 (5)通行止め実施時の利用者への情報提供
令和7年9月2日	災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	（1）　避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施 （2）　配送時における被災者の物資ニーズの収集 （3）　物資配送拠点における荷役作業の実施 （4）　荷役作業に必要な人員及び機材の提供 （5）　災害時物資業務に関する助言等を行う要員の派遣
令和7年12月16日	災害時における救援物資の受入及び配送等に関する協定書	一般社団法人AZ-COMネットワーク	（1）　避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施 （2）　物資配送拠点における荷役作業の実施 （3）　荷役作業に必要な人員及び機材の提供 （4）　災害時物資業務に関する助言等を行う要員の派遣 （5）　その他一般社団法人AZ-COMネットワークが協力できる範囲内で堺市が要請する業務

6. 燃料

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成27年1月19日	災害時における緊急用燃料の供給協力に関する協定	社団法人大阪府エルピーガス協会堺支部、同阪南北部支部、同南河内北支部美原地区	ＬＰガス等の供給
平成30年3月12日	災害時における燃料の供給に関する協定	株式会社芦原自動車教習所（泉北自動車教習所）、株式会社堺自動車教習所、阪和鳳自動車学校、泉ヶ丘カントリークラブ	災害時の応急復旧業務に使用する堺市の車両等に対し、協定相手方が保有する燃料を供給
平成30年3月12日	災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定	株式会社イトー、有限会社内海商会、冨尾石油株式会社、山本石油販売株式会社	災害時に堺市庁舎等の非常用発電設備等にローリー車等で燃料を供給
令和3年10月15日	災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定	日本BCP株式会社	災害時に堺市庁舎等の非常用発電設備等にローリー車等で燃料を供給

7. 広報・通信

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和59年6月1日	無線通信施設等に係る災害相互応援協定	寝屋川市、貝塚市、柏原市、岸和田市、八尾市	通信施設及び通信従事者の応援その他必要な措置

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成22年5月13日	防災行政無線とコミュニティＦＭを活用した災害情報発信に関する協定	特定非営利活動法人さかいhill-front forum	災害時において「エフエムさかい」の番組放送中に各種災害情報を発信
平成24年4月1日	災害時における放送要請に関する協定	株式会社ＦＭ８０２	自然災害及び火災、事故、武力攻撃事態等の危機事象が発生し、または発生するおそれがある場合に、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語など最大１３言語により各種災害情報を発信
平成25年12月2日	災害時の緊急放送に関する協定	株式会社ジェイコムウエスト	災害時における避難勧告・指示、避難所開設情報などを文字テロップで放送
平成26年1月15日	災害に係る情報発信等に関する協定	LINEヤフー株式会社	(1)災害における堺市ホームページのキャッシュサイトの提供 (2)災害時における避難勧告・指示等の緊急情報、被害状況、ライフライン状況、必要救援物資・ボランティア情報をヤフーサービス上に掲載 (3)平常時において指定避難所等の防災情報をヤフーサービス上に掲載
平成26年3月25日	防災への取り組みに関する協定	グーグル社	グーグルは災害時に災害対応サービスを提供し、堺市はグーグルに対して災害時の情報提供に協力 【グーグルが提供する災害対応サービスの例】 (1)Googleパーソンファイダ（被災地における安否情報発信・検索） (2)避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス (3)ガス 、水道、道路など各種ライフラインの状況についての地図サービス
平成26年10月14日	減災を目的とした防災ＡＲに関する協定書	一般社団法人全国防災共助協会	堺市内の気象情報、地震津波情報及び災害時の避難場所（指定避難所や広域避難地など）の必要な防災情報を「防災ＡＲアプリ『みたチョ』」を活用して提供
令和2年12月16日	災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定書	第一航空株式会社	(1)津波により被害が発生する恐れのある場合の避難広報 (2)災害等により必要となる市民への広報 (3)災害等による被害調査のための航空写真の撮影 (4)市外への災害支援を行う場合の職員及び物資の輸送
令和5年8月25日	防災行政無線（同報系）の再送信に関わる協定書	株式会社ジェイコムウエスト　堺局	防災行政無線により市民向けに実施している防災放送をジェイコムウエストの専用端末を通してサービス加入者向けに再送信を実施

8. 人的支援

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容

平成25年1月15日	災害時の人的支援に関する協定	財務省近畿財務局長	(1) り災証明書申請受付及び発行に関する事務 (2) り災建物判定にかかる現地調査補助 (3) 有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業 (4) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 (5) 避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等) (6) その他堺市職員の指示に基づく事務及び作業
平成26年7月28日	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	(1)情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）の派遣） (2)近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害派遣隊） (3)災害に係る専門家の派遣 (4)災害対策用機械の貸付 (5)通信機械等の貸付・操作員の派遣 (6)通行規制等の措置ほか

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成12年4月1日	災害時における相互協力に関する覚書	堺・堺中・泉北・堺金岡・浜寺・鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局業務推進連絡会	(1)被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供 (2)高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力 (3)所管施設及び用地の相互提供 (4)災害情報に係る広報の掲出 (5)前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
平成22年1月15日	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	(1)災害ボランティアセンターの開設・運営 (2)センター運営に関する費用負担 (3)平常時における協力体制の構築
平成28年3月15日	災害時相談業務等に関する協定	大阪弁護士会	被災者の無料法律相談の実施
平成28年3月15日	災害時における行政書士業務に関連する協力活動に関する協定	大阪府行政書士会	行政書士業務等に関する被災者の無料相談の実施
平成29年10月24日	地域防災に関する連携協定	大阪公立大学都市科学・防災研究センター	(1)地域防災力の向上に関すること (2)教育及び人材の育成に関すること (3)学術研究に関すること
平成29年11月30日	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人堺市医師会	災害時の医療救護活動における、医師及び看護師等により編成される医療救護班の派遣
平成29年11月30日	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人堺市歯科医師会	災害時の医療救護活動における、歯科医師等により編成される歯科医療班の派遣
平成29年11月30日	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人狭山美原歯科医師会	災害時の医療救護活動における、歯科医師等により編成される歯科医療班の派遣
平成29年11月30日	災害時における救護活動に関する協定	一般社団法人堺市薬剤師会	災害時の医療救護活動における、薬剤師等により編成される薬剤師班の派遣
平成30年3月30日	堺市域における災害時の動物救護活動等に関する協定	一般社団法人堺市獣医師会	災害時における動物救護活動、平時における飼育者等に対する啓発等
平成30年12月21日	災害発生時における支援協力についての協定	大阪土地家屋調査士会	(1)家屋被害認定調査の支援 (2)被災者相談窓口の支援（建物滅失登記や土地境界復元等の相談）
平成30年12月28日	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	大阪司法書士会	災害時における被災者相談業務の実施
令和4年8月26日	災害時における外国人支援ネットワークに関する協定	近畿地域国際化協会連絡協議会	災害時における外国人に対する災害応急対策及び災害予防対策の支援

9. 施設提供

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成21年3月26日	災害発生時における避難者の受入れに関する協定	松原市	大雨などによる河川の越水等があった場合に、堺市の指定避難所への避難が困難な地域住民について、松原市の指定避難所での受け入れを行うもの 〇北区常磐町２丁西除川右岸および３丁⇒天美西小学校 〇北区野遠町西除川右岸⇒松原西小学校
平成22年12月1日	大和川下流流域下水道今池水みらいセンター施設への避難に関する協定	大阪府南部流域下水道事務所	大和川下流流域下水道今池水みらいセンター施設を一時避難場所として提供
平成24年3月26日	福祉避難所としての指定	厚生労働省大臣官房会計課	ビッグ・アイの福祉避難所としての施設利用
平成25年3月31日	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書	大阪府立堺支援学校、泉北高等支援学校、堺聴覚支援学校、だいせん聴覚高等支援学校	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成25年8月1日	災害対策への協力に関する協定	大阪刑務所	(1)地域に居住する住民などの避難場所 (2)帰宅困難者への支援場所 (3)災害用物資の集配場所 (4)その他堺市が必要とする災害対策の実施場所
平成26年3月28日	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、堺市立健康福祉プラザ健康福祉センターの施設管理者２施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成21年3月24日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人大阪府宅地建物取引業協会堺市支部	(1)被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2)堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3)被災者への災害時の情報提供 (4)建築物の耐震改修の促進
平成21年4月1日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人全日本不動産協会大阪府本部堺泉支部	(1)被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2)堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3)被災者への災害時の情報提供 (4)建築物の耐震改修の促進
平成22年4月1日	災害時における避難所の指定等に関する協定	学校法人関西大学	(1)関西大学堺キャンパスの避難所指定 (2)関西大学が保有する災害用備蓄物資等の提供
平成22年9月1日	災害時及び災害に備えた施設の使用に関する協定	西日本電信電話株式会社大阪南支店	災害対策業務を実施するための使用場所の提供 (1)災害復旧ボランティア活動又は災害医療活動の支援場所としての一時的使用 (2)被災住民の避難場所又は相談窓口場所としての一時的使用 (3)災害用物資の保管場所としての使用 (4)災害による倒壊家屋の廃材等の保管場所としての一時的使用 (5)防災訓練による使用

平成23年1月17日	災害対策への協力に関する協定書	財団法人堺市産業振興センター	1 施設の提供に関する協力 (1)地域に居住する住民などの避難場所 (2)帰宅困難者への支援場所 (3)遺体の安置場所 (4)災害用物資の集配場所 (5)その他堺市が必要とする災害対策の実施場所 2 提供施設における災害対策への人的支援
平成23年3月31日	災害時における施設利用等に関する協定書	学校法人羽衣学園	(1)地震、風水害、その他による災害発生時に、避難所として開設 (2)学生ボランティアの確保、派遣への協力
平成23年12月1日	災害時における施設使用の協力に関する協定	公立大学法人大阪府立大学	(1)広域避難地及び救援物資集積場所としての施設の使用 (2)その他本市が必要とする用途における施設の使用 (3)学生ボランティアの確保及び派遣
平成24年6月27日	災害発生時における福祉避難所等の協力に関する協定	堺市社会福祉施設協議会	(1)福祉避難所の開設・運営に必要な物資・人材の確保の後方支援・協力 (2)福祉避難所への入所が必要な要援護者の受け入れ支援・協力 (3)一般避難所等における育児室の運営支援並びに緊急一時保育の受入れ、保育に関する相談窓口の設置支援
平成24年6月27日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人　５６施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成24年8月31日	災害時等における協力に関する協定	株式会社セルビス	(1)被災者及び帰宅困難者の緊急一時避難場所の提供及び支援 (2)遺体の搬送 (3)遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供 (4)遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供
平成24年8月31日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等　７６園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)24時間保育の実施 (3)保育に関する相談窓口の設置
平成24年10月1日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人　７施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成24年10月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等　８園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)２４時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置
平成25年3月29日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	堺市不動産事業協同組合	民間賃貸住宅の情報提供及び媒介に関する協力
平成25年3月31日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム１施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成25年4月1日	堺市認可保育所等相互援助協定	市内すべての公立(20園)・民間(90園)の認可保育所と認定こども園	自然災害や火災の発生等様々な危機事象発生時における相互援助 (1)人的援助　援助を要する業務に対応した資格、経験及び能力等を有する職員の派遣 (2) 物的援助　物資及び機器材の貸与又は提供 (3) 施設的援助　被災等保育所の入所児童及び職員の受入又は場所の提供
平成25年4月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等　５園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)２４時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置
平成25年12月24日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人　３施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成26年3月28日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	ショートステイ、生活介護事業所等の社会福祉法人　２施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成26年4月1日	堺市認可保育所等相互援助協定	民間認可保育所、認定こども園　３園	自然災害や火災の発生等様々な危機事象発生時における相互援助 (1)人的援助　援助を要する業務に対応した資格、経験及び能力等を有する職員の派遣 (2) 物的援助　物資及び機器材の貸与又は提供 (3) 施設的援助　被災等保育所の入所児童及び職員の受入又は場所の提供
平成26年4月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等　４園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)24時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置
平成26年11月4日	災害時の施設使用等の協力に関する協定書	株式会社 万代園、百舌鳥八幡宮	一時的避難施設及び避難所として施設等を提供
平成27年1月30日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	イオンモール株式会社	一時避難場所としてイオンモール堺北花田の平面駐車場の提供等
平成27年4月16日	災害時における協力に関する協定	学校法人愛泉学園・堺女子短期大学	(1)避難所及び一次避難施設として施設を提供 (2)物資集積・配送拠点として施設を提供 (3)収容した避難者への備蓄食料等の提供 (4)帰宅困難者一時滞留施設として施設を提供 (5)学生・教職員ボランティアの派遣
平成28年3月9日	災害時における避難者に対する各種活動協力に関する協定	イオンモール株式会社	一時避難場所としてイオンモール堺鉄砲町の立体駐車場の提供等
平成30年6月4日	災害時における宿泊の提供に関する協定	堺ホテル協会	災害時の宿泊施設の提供
平成30年6月28日	災害時における施設等の提供協力に関する協定	プラウドタワー堺東管理組合	(1)帰宅困難者の受入れ (2)帰宅困難者のために、一時滞在施設の一部を可能な範囲で提供 (3)帰宅困難者のために、水道水及びトイレを提供 (4)その他、提供することができるものについて、可能な範囲で提供
令和2年8月26日	地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する基本協定	大阪トヨタ自動車株式会社 大阪トヨペット株式会社 トヨタカローラ南海株式会社 ネッツトヨタ南海株式会社	(1)外部給電車両の提供 (2)避難訓練やイベントでの外部給電車両の普及啓発
令和3年4月1日	災害時における避難所の指定等に関する協定	学校法人みどり学園 大阪健康福祉短期大学	(1)大阪健康福祉短期大学堺・泉ヶ丘キャンパスの避難所指定 (2)大阪健康福祉短期大学が保有する災害用備蓄物資等の提供
令和4年9月30日	災害時における支援協力に関する協定	三井不動産株式会社	(1)ららぽーと内店舗との災害時における物資協定の締結における協力 (2)避難施設としての立体駐車場の無償貸借

令和7年8月1日	災害時における外部給電可能な車両等又は発電機の協力に関する協定	株式会社ホンダ泉州販売 株式会社ホンダプリモ大阪南 株式会社ホンダモビリティ近畿 株式会社ホンダパーツ関西	（1）災害対応活動に使用する外部給電可能な車両等又は発電機の貸与 （2）災害時における外部給電可能な車両等又は発電機の修繕に係る資材及び役務の提供 （3）避難所その他施設への外部給電可能な車両等又は発電機の貸与 （4）災害時における給電施設の開放 （5）平時における避難訓練やイベントでの外部給電可能な車両等又は発電機の普及啓発

10. その他

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成28年3月30日	堺市食料等備蓄品の譲渡に関する覚書	特定非営利活動法人　ふーどばんくOSAKA	堺市からの賞味期限（使用期限）間近の食料等備蓄品の譲渡に関すること
令和5年5月11日	災害時における無人航空機（ドローン）による協力に関する協定	SDA　Japan	・災害時に無人航空機で情報等を収集し、映像・画像等のデータを提供すること ・平時に無人航空機の運用方法の確認や、防災訓練への参加等の協力をすること
令和6年7月22日	災害時における災害対応支援に関する協定書	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	（1）災害救助犬を派遣し、捜索活動を支援すること。 （2）セラピードッグを派遣し、被災者のケアを行うこと。 （3）被災ペットの飼 （4）その他災害時において必要と認められる活動育支援等を行うこと。

11. 消防協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和40年12月1日	消防協定	大阪市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和45年10月1日	消防協定	(航空消防相互応援協定) 大阪市	回転翼航空機による消防業務の応援
昭和46年9月17日	消防協定	松原市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和47年3月11日	消防協定	河内長野市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和48年5月16日	消防協定	大阪狭山市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和59年8月1日	消防協定	(大阪府南ブロック消防相互応援協定) 岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉州南消防組合・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和62年8月12日	消防協定	(大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定) 大阪市・豊中市・東大阪市・池田市・吹田市・八尾市・松原市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
昭和63年9月1日	消防協定	(大阪府下広域消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉州南消防組合・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・島本町・豊能町・忠岡町・太子町・河南町・千早赤阪村	大規模な災害等が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成6年6月21日	消防協定	(関西国際空港消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町・泉州南消防組合・新関西国際空港㈱	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成6年7月1日	消防協定	（阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定） 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田川市・湯浅広川広域消防事務組合・御坊市・田辺市	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防又は救急等の応援
平成8年4月19日	消防協定	(消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定) 和歌山市・姫路市・徳島市	大規模な災害が発生した場合に おける消防活動資横材及び支援 物資等の調達についての応援
平成8年7月18日	消防協定	(大阪湾消防艇相互応援協定) 大阪市・神戸市	大規模又は特殊な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成17年2月1日	消防協定	柏原羽曳野藤井寺消防組合	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
平成17年2月1日	消防協定	富田林市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
平成17年2月1日	消防協定	(南阪奈道路消防相互応援協定) 柏原羽曳野藤井寺消防組合・富田林市・奈良県広域消防組合	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援
平成21年4月1日	船舶火災の消火に関する業務協定	大阪海上保安監部	海上における船舶火災等の消火活動及び火災警戒活動の応援
平成22年4月1日	消防協定	（救急医療相談業務に係る応援協定） 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉州南消防組合・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・島本町・豊能町・忠岡町・太子町・河南町・千早赤阪村	救急医療相談業務（救急安心センターおおさか）の共同運用に関する応援
平成24年3月1日	消防協定	(五都市消防相互応援協定) 名古屋、京都、大阪、神戸	大規模な災害等が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成25年4月1日	消防協定	(近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定) 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田川町	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和56年7月1日	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申合せ	大阪瓦斯株式会社堺支社	ガス漏れ及び爆発事故等の災害時における初動・相互連絡及び処理体制等の防災対策について連携強化を図る。
昭和62年8月1日	大規模(特殊)災害時における消防活動に関する申合せ	宇部興産株式会社堺工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第１工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第２工場・関西電力株式会社堺港発電所・協和発酵ケミカル株式会社堺物流センター・新日本石油精製株式会社大阪製油所・コスモ石油株式会社堺製油所・新日本製鐵株式会社建材事業部堺製鐵所・東燃ゼネラル石油株式会社堺工場・大日本インキ化学工業株式会社堺工場・丸紅エネックス株式会社堺ターミナル・三井化学株式会社大阪工場	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援
平成8年5月10日	消防車両等の燃料調達の協力に関する申合せ	大阪府石油商業組合	地震等の大規模災害発生時に、可能な範囲においてガソリン、軽油等の燃料を供給
①平成10年3月9日 ②平成10年3月11日 ③平成19年6月27日 ④平成19年6月27日	重機等の調達に関する応援体制	①社団法人　堺建設業協会 （協力会社２１社） ②サイガ運輸機工株式会社 ③富士レッカー株式会社 ④フジ建機リース株式会社	地震等の大規模災害及び特殊災害により、消防保有の資機材では災害防ぎょ活動困難な場合において、大型重機等の調達に関する協力体制(消防局)
平成14年2月13日	タクシー無線による情報収集・提供の協力に関する申合せ	大阪第一交通株式会社	地震等広域、大規模災害発生時、当消防局からの依頼に基づき業務に支障とならない範囲において、タクシー無線により把握できる主に管内(堺市・高石市)の被害状況の収集・提供
平成18年12月1日	地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ	大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部	地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。
平成19年4月1日	地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ	関西電力株式会社南営業所	地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。
平成20年10月1日	大規模(特殊)災害時等における消防活動に関する覚書 (堺市消防協力事業所)	堺市・高石市内の652事業所うち堺市内619事業所 (平成25年6月30日現在)	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援 ※主な活動内容 (1) 消火活動支援　(2) 救出活動支援 (3) 救護活動支援　(4) 広報活動支援 (5) 情報収集活動支援　(6) 施設開放支援 (7) その他必要な活動支援
平成21年3月30日	大規模(特殊)災害時等における消防活動に関する覚書	社団法人大阪府タグ事業協会	大規模（特殊）災害が発生した場合における消防活動の応援
令和2年7月9日	災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定書	株式会社　キンレイ大阪工場	地震、風水害、その他災害が発生又は発生するおそれがある時に、優先的かつ速やかに食料等の物資を調達、供給 地震、風水害等災害発生時に、調達可能な範囲において冷凍麺類の供給(消防局)
令和3年3月23日	災害時における消防活動への協力に関する協定	一般社団法人　大阪府解体工事協会	災害時における重機等の応援 人命救助および二次災害防止のため緊急で必要な障害物の除去作業
令和4年6月1日	災害時における物資供給等に関する協定書	株式会社ほっかほっか亭総本部	消防局が管轄区域において実施する災害応急対策及び防火防災対策に関する協力 (1)災害時における弁当類の供給協力 (2)その他、協議により合意した防火防災に関する協力
令和7年3月4日	災害時における消防活動への協力に関する協定	大幸工業　株式会社	(1)埋没事故等に、早期に必要な土砂の吸引及び運搬 (2)その他埋没事故の対応に必要な事項については、堺市及び大幸工業の協議の上、決定する
令和7年9月19日	災害時における消防活動への協力に関する協定	有限会社　堺エコノス	(1)埋没事故等における用水の供給 (2)災害時における用水の供給 (3)その他必要な事項については、堺市及び堺エコノスが協議の上、決定するもの

12. 上下水道協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成25年3月31日	１９大都市水道局災害相互応援に関する覚書	札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
平成28年3月22日	堺市・富田林市　水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	富田林市	水道事業に係る相互応援協定
平成28年3月23日	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大阪市、京都市、神戸市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会、一般社団法人日本下水道施設業協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会	下水道復旧にかかる相互応援協定
平成29年1月18日	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	政令指定都市、東京都	下水道復旧にかかる相互応援協定
平成29年2月3日	堺市・高石市　水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	高石市	水道事業に係る相互応援協定
平成29年2月10日	堺市・松原市　水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	松原市	水道事業に係る相互応援協定
平成29年2月13日	堺市・大阪狭山市　水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	大阪狭山市	水道事業に係る相互応援協定
平成30年5月18日	堺市・和泉市　水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	和泉市	水道事業に係る災害時等における相互応援協定
令和2年11月12日	堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書	仙台市	水道事業に係る災害時等における相互応援協定

令和3年4月1日	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団、豊中市、高槻市、吹田市、茨木市、箕面市、池田市、摂津市、島本町、能勢町、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、交野市、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、柏原市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、岸和田市、和泉市、泉佐野市、貝塚市、泉大津市、高石市、熊取町、泉北水道企業団、大阪府健康医療部	水道施設復旧にかかる相互応急協定
令和3年4月1日	堺市・大阪広域水道企業団　水津事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	大阪広域水道企業団（大阪狭山水道センター）	水道事業に係る災害時等における相互応援協定

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成19年7月1日	災害発生時における牛乳搬送用コンテナ容器の貸借等に関する協定	泉南乳業株式会社	応急給水に使用するコンテナの借用
平成23年9月16日	災害発生時における支援車両の駐車場所の貸借に関する協定	コーナン商事株式会社	支援車両の駐車に係る駐車場所の使用
平成24年3月21日	災害発生時における仮設配管資材の調達に関する協定	株式会社　光明製作所	水道施設の応急復旧に必要な仮設配管資材の確保及び運搬
平成24年7月24日	災害時における復旧及び機能保全支援協力に関する協定	日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の施設復旧及び機能保全支援協力
平成24年8月6日	災害発生時における水道復旧材料の調達及び復旧工事に関する協定	大成機工株式会社	水道施設の復旧に必要な材料の優先的な調達及び復旧工事
平成25年1月15日	災害発生時における漏水調査を含む管路状況調査に関する協定	フジ地中情報株式会社	水道施設及び給水装置の漏水調査を含む管路状況調査
平成25年3月19日	災害発生時における水道復旧用材料の調達及び復旧工事に関する協定	コスモ工機株式会社	水道施設の復旧に必要な材料の優先的な調達及び復旧工事
平成25年3月22日	災害時における復旧及び機能保全支援協力に関する協定	大阪環境整備協同組合	下水道管路施設の復旧及び機能保全支援協力
平成27年2月13日	災害時における薬品調達に関する協定	南海化学株式会社	水道水及び下水処理水の消毒に必要となる薬品の優先的な調達
平成30年3月16日	災害時における宿泊の提供に関する協定書	一般社団法人大阪府サッカー協会	災害時に支援作業にあたる他都市、他団体への宿泊先の提供
平成30年3月30日	災害時における施設使用の協力に関する協定書	公益財団法人堺市文化振興財団	災害時に支援作業にあたる他都市、他団体への宿泊先の提供
令和元年6月6日	災害等における災害復旧に係る支援業務に関する協定書	公益社団法人　全国上下水道局コンサルタント協会　関西支部	復旧のための査定図書の作成や修正を行うことができる会員の推薦及び通知
令和元年6月6日	大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定書	株式会社荏原製作所、株式会社鶴見製作所、新明和工業株式会社、株式会社川本製作所	(1)被災したマンホールポンプ設備の応急復旧 (2)平時における連携
令和元年11月20日	大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定書	株式会社クボタ、株式会社第一テクノ	(1)被災したマンホールポンプ設備の応急復旧 (2)平時における連携
令和元年12月17日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	災害対策施設や応急復旧業務で使用するパソコン、寝具等のレンタル資機材の提供
令和2年2月26日	大規模災害時における水道施設の運転管理及び応急給水等の応援業務に関する協定	株式会社ファノバ	大規模災害時に水道施設における運転管理業務 応急給水業務
令和3年7月21日	自然災害による下水道機会・電気設備緊急工事に関する協定書	一般社団法人　日本下水道施設業協会	下水道機械・電気設備の緊急工事の円滑な実施
令和4年4月13日	災害等における応急対策業務の応援に関する協定	堺市指定管工設備協同組合	(1)協定締結相手方の所有するトラック等を使用した応急給水 (2)水道施設等の被害状況の調査 (3)水道施設等の応急復旧及び必要な資機材の調達 (4)その他応急復旧 ※他被災都市からの応援要請も対応
令和4年4月13日	災害等における応急対策業務の応援に関する協定	大阪・堺管工事弐拾壱協同組合	(1)協定締結相手方の所有するトラック等を使用した応急給水 (2)水道施設等の被害状況の調査 (3)水道施設等の応急復旧及び必要な資機材の調達 (4)その他応急復旧 ※他被災都市からの応援要請も対応
令和4年11月1日	災害時等における協力に関する協定書	株式会社ヴェオリア・ジェネッツ	巡回広報、電話対応、応急給水等の応援等

※緊急連絡管協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成15年6月2日	協定書（災害対策連絡管設置工事　金岡町）	大阪広域水道企業団	
平成24年3月21日	堺市・高石市水道緊急連絡管に関する協定書	高石市	
平成25年1月31日	新檜尾台非常用連絡管の運用に関する協定書	大阪広域水道企業団	
平成26年12月2日	大阪市と堺市の相互応援給水及び維持管理に関する協定書	大阪市	
平成28年3月15日	堺市・富田林市緊急連絡管の運用及び維持管理に関する協定書	富田林市	
平成29年6月1日	田園非常用連絡管の運用及び付帯する圧力調整施設の管理及び運用に関する協定	大阪広域水道企業団	
平成30年4月2日	堺市・松原市水道緊急連絡管に関する協定書	松原市	
令和元年10月29日	堺市・和泉市緊急連絡管の運用及び維持管理に関する協定書	和泉市	
令和3年4月1日	堺市・大阪広域水道企業団水道緊急連絡管に関する協定書	大阪広域水道企業団（大阪狭山水道センター）	

13. 参加団体での協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成23年10月31日	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	参加団体：関西広域連合 九州地方知事会	(1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受入れ (5)船舶等の輸送手段の確保 (6)医療支援 (7)その他被災府県が要請した措置

平成24年10月25日	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	参加団体：関西広域連合 鳥取県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県の区域において危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策を実施できない場合に、連携して応援活動を実施
平成24年10月25日	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	参加団体：関西広域連合 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県の区域において、危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、連携して府県間の応援活動を実施 (1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受入れ (5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
平成26年3月6日	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	参加団体：関西広域連合 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）	大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織が応援を実施 (1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受入れ (5)車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保 (6)医療支援 (7)その他被災した構成都府県市が要請した措置

【民間企業等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成23年6月30日	「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」にかかる覚書	参加団体：関西広域連合 コンビニエンスストアや外食事業者等２７事業者	関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結する協定に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援する。 (1)支援可能な店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と称し、広く住民へ協力店舗の取組みを周知するとともに、防災に対する意識啓蒙を図るため、「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を掲出する。 (2)「災害時帰宅支援ステーション」では、災害時の徒歩帰宅者に対して「水道水」、「トイレ」、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する「情報等」を提供する。
平成25年2月25日	大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定	参加団体：関西広域連合 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社(Ｐ＆Ｇ)	(1) Ｐ＆Ｇから関西広域連合へ救援物資の無償提供(平常時) (2) 関西広域連合からＰ＆Ｇへ救援物資の供給要請(災害時) (3) 救援物資の備蓄、活用等についての情報交換 (4) 対象物資乳幼児用紙おむつ、生理用品等
平成25年3月27日	船舶による災害時の輸送等に関する協定	参加団体：関西広域連合 近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	(1)旅客船協会及び同協会員は、災害時において、連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力 ① 被災者(滞留者を含む)の輸送 ② 災害救助に必要な物資等の輸送 ③ 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送 ④ その他船舶による支援 (2)旅客船協会は、連合構成団体からの要請に、可能な限り協会員が応ずるよう必要な調整を実施 (3)広域連合は、複数の構成団体の同時被災等により協力要請の集中が予想される場合に構成団体間の協力要請の調整を実施
平成25年3月29日	復興まちづくりの支援に関する協定	参加団体：関西広域連合 阪神・淡路まちづくり支援機構	(1) 関西広域連合の構成団体は、阪神・淡路まちづくり支援機構に対し、次の事項について、専門家の派遣を要請することができる（費用は要請側が負担）。 ① 専門相談の実施 ② 市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等への参画 ③ その他復興に向けたまちづくり事業 (2) 関西広域連合及び阪神・淡路まちづくり支援機構は、平常時から情報交換や訓練の実施等、連携強化に努める。
平成25年8月29日	危機発生時の支援協力に関する協定	参加団体：関西広域連合 関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	(1)被災者のクラブハウスへの収容 (2)飲料水、食事場所の提供 (3)浴場の提供 (4)臨時ヘリポートの設置 (5)緊急車両の駐車
令和2年3月19日	大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	参加団体：関西広域連合 トヨタL&F近畿株式会社、トヨタL&F兵庫株式会社、トヨタL&F奈良株式会社、トヨタL&F和歌山株式会社、トヨタL&F岡山株式会社、トヨタL&F徳島株式会社	大規模広域災害の発生時において、基幹的物資拠点（0（ゼロ）次物資拠点）及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点及びこれらの代替施設の運営に必要なフォークリフトの提供
令和2年3月26日	大規模広域災害における連携・協力に関する協定	参加団体：関西広域連合 西日本電信電話株式会社	(1)平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2)災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3)復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力
令和2年3月26日	大規模広域災害における連携・協力に関する協定	参加団体：関西広域連合 大阪ガス株式会社	(1)平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2)災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3)復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力
令和2年3月26日	大規模広域災害における連携・協力に関する協定	参加団体：関西広域連合 関西電力株式会社	(1)平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2)災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3)復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力

資料　2-2

２１大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

⑵　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供

⑶　救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供

⑷　救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等

⑶　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

⑷　応援場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第３条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

３　自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

４　自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）
第４条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。
２　前条第２項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
３　応援要請都市が、第１項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。
（連絡担当部局）
第５条　大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。
（資料の交換）
第６条　大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。
（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。
第８条　この協定を証するため、本協定書２１通を作成し、各都市は記名押印の上、各１通を保有する。

附　則
１　この協定は、昭和６１年１０月２３日から効力を生ずる。
２　次に掲げる覚書は、廃止する。
（１）大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書　（昭和３５年５月１３日締結）
（２）東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和５０年６月６日締結）
附　則
１　この協定は、平成２年２月２２日から効力を生ずる。
２「１１大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成５年１月２６日から効力を生ずる。
２「１２大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成９年３月３１日から効力を生ずる。
附　則
１　この協定は、平成１５年４月１日から効力を生ずる。
２「１３大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附　則
１　この協定は、平成１７年４月１日から効力を生ずる。
２「１４大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成１８年４月１日から効力を生ずる。
２「１５大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成１９年４月１日から効力を生ずる。
２「１６大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２１年４月１日から効力を生ずる。
２「１８大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２２年４月１日から効力を生ずる。
２「１９大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。
附　則
１　この協定は、平成２４年４月１日から効力を生じる。
２「２０大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成２４年４月１日

北海道札幌市中央区北１条西二丁目１番地
札幌市
札幌市長　上田　文雄

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
仙台市
仙台市長　奥山　恵美子

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目４番４号
さいたま市
さいたま市長　清水　勇人

千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市

千葉市長　　熊谷　俊人

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
東京都

東京都知事　石原　慎太郎

神奈川県川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市

川崎市長　阿部　孝夫

神奈川県横浜市中区港町一丁目１番地
横浜市

横浜市長　林　文子

神奈川県相模原市中央区中央二丁目１１番１５号
相模原市

相模原市長　加山　俊夫

新潟県新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新潟市

新潟市長　篠田　昭

静岡県静岡市葵区追手町５番１号
静岡市

静岡市長　田辺　信宏

静岡県浜松市中区元城町１０３－２
浜松市

浜松市長　鈴木　康友

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市

名古屋市長　河村　たかし

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
京都市

京都市長　門川　大作

大阪府大阪市北区中之島一丁目３番２０号
大阪市

大阪市長　橋下　徹

大阪府堺市堺区南瓦町３番１号
堺市

堺市長　竹山　修身

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目５番１号
神戸市

神戸市長　矢田　立郎

岡山県岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市

岡山市長　髙谷　茂男

広島県広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市

広島市長　松井　一實

福岡県北九州市小倉北区城内１番１号
北九州市

北九州市長　北橋　健治

福岡県福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市

福岡市長　髙島　宗一郎

熊本県熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市

熊本市長　幸山　政史

資料　2-3

２１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、２１大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第７条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条により大都市は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第３条　協定第４条第１項に定める経費のうち、協定第１条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

⑵　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

⑶　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

⑷　前３号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

２　応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

３　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

４　応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

（救援物資等の経費の支払方法）

第４条　応援都市は、協定第４条第３項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

⑴　備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

⑵　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

２　前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

３　前２項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

（幹事都市）

第５条　協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表１に掲げる輪番により１会計年度の間これに当たるものとする。
２　幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。
３　前２項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。
（幹事都市の所掌事務）
第６条　幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。
⑴　協定第５条に定める連絡担当部局の大都市への周知
⑵　協定第６条に定める大都市相互の資料の交換の促進
⑶　協定第７条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整
⑷　防災に関する大都市間の会議の開催等
⑸　応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知
⑹　被災都市から要請のあった事項
（応援都市）
第７条　応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。
２　応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。
（会議及び訓練の実施）
第８条　大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１１大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１２大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１３大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１４大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１５大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則

１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１６大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１８大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発効日から適用する。
２　「１９大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。
附　則
１　この実施細目は、協定の発行日から適用する。
２　「２０大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表１（第５条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成２４年度を１とする。

資料　2-4(1)

泉州地域災害時相互応援協定

堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町の９市４町（以下「関係市町」という。）は、災害における広域的な相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条 この協定は、関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、またはその恐れがあり、当該市町独自では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（相互応援）

第２条　関係市町は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした関係市町（以下「応援要請市町」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

２　前項に定める応援を要請しようとする関係市町は、必要となる事項を明記の上、文書により他の関係市町に対して要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（人的応援）

第３条　前条の応援の要請は、応援要請市町の長が、災害が発生しまたはその恐れがある場所及び状況並びに出動を求める場所及び人員等を明示し、応援可能な関係市町（以下「応援市町」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第４条　前条に定めるもののほか、救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数量、配置場所等を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（その他の応援）

第５条　前２条に定めるもののほか応援を必要とする場合については、応援要請市町の長が、必要となる項目を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（指揮）

第６条　第２条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援要請市町の長又は災害対策本部長等が指揮すること。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第７条　応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 第３条の人的応援に要した経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町が負担する。

(2) 第３条の人的応援に要した経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町が負担する。

(3) 第４条の物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町が負担する。

(4) 前３号に定めるもののほか、応援に要した経費は原則として、応援要請市町が負担する。

（実施細目）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項については、関係市町の協議により実施細目を定めることができる。

（定めのない事項等の協議）

第９条　この協定に定めのない事項、またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、関係市町が協議して定めるものとする。

（協定の発効等）

第１０条　この協定は、平成２５年９月１０日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書１３通を作成し、関係市町が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年９月１０日

堺市長　竹　山　修　身

岸和田市長　野　口　　聖

泉大津市長　伊　藤　晴　彦

貝塚市長　藤　原　龍　男

泉佐野市長　千代松　大　耕

和泉市長　辻　　宏　康

高石市長　阪　口　伸　六

泉南市長　向　井　通　彦

阪南市長　福　山　敏　博

忠岡町長　和　田　吉　衛

熊取町長　中　西　　誠

田尻町長　原　　明　美

岬町長　田　代　　堯

資料　2-4(2)

災害時相互応援協定

堺市と南河内地域の６市２町１村（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村）は、広域的な災害における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、この協定を締結した市町村（以下「締結市町村」という。）の市町村域において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町村の要請に応えるため、あらかじめ締結市町村間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（応援要請等）

第２条　締結市町村の長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした市町村（以下「応援要請市町村」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

（応援要請の手続き）

第３条　前条の応援の要請は、応援要請市町村の長が、災害の状況、出動を求める人員及び職種、誘導員配置場所等を明示し、応援を求める市町村（以下「応援市町村」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第４条　救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町村の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数等を明示し、応援市町村の長に対して行うものとする。

（指揮）

第５条　第２条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（１）　応援要請市町村の長又は災害対策本部長等が指揮すること。

（２）　指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

（１）　第３条の規定による応援に要する経費のうち、応援業務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町村の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町村の負担とする。

（２）　第３条の規定による応援に要する経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町村の負担とする。

（３）　第４条の規定による物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町村の負担とする。

（４）　上記３項にかかわらず、南河内地域６市２町１村間の応援に要した経費の負担等に関しては、平成１７年２月１日締結の中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定によるものとする。

（協議）
第７条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村が協議をして定めるものとする。

（協定の発効）
第８条　この協定は、平成２３年９月１日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を１０通作成し、締結市町村の長が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２３年９月１日

堺　市　長	竹　山　修　身
富田林市長	多　田　利　喜
河内長野市長	芝　田　啓　治
松　原　市　長	澤　井　宏　文
羽曳野市長	北　川　嗣　雄
藤井寺市長	國　下　和　男
大阪狭山市長	吉　田　友　好
太　子　町　長	浅　野　克　己

河 南 町 長　　武　田　勝　玄

千早赤阪村長　　松　本　昌　親

資料　2-4(3)

堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定

堺市と四日市市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生し、災害を受けた市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、友愛的精神を持って、相互に応援し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第１条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(5)　避難者収容施設の提供及びあっせん

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に災害を受けた市から要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

⑴ 被害の状況

⑵ 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等

⑶ 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員

⑷ 応援場所及び応援場所への経路

⑸ 応援の期間

⑹ 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動の実施に努めるものとする。

２　前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、応援活動を実施できるものとする。

（応援経費の負担）
第４条　応援に要した経費については、次のとおりとする。
(1) 第１条の規定中に係る物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資器材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市の負担とし、それ以外の経費については、応援市が負担する。
(2) 第１条の規定中に係る人的応援に要する経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市の負担とし、それ以外の経費については、応援市が負担する。
(3) 前２号の規定に関わらず、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市の負担とする。

（連絡担当部局）
第５条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、相互に交換するものとする。

（資料の交換）
第６条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）
第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）
第８条　この協定は、平成２４年３月１９日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年３月１９日

堺　　市
堺 市 長　　竹　山　修　身

四日市市
四日市市長　田　中　俊　行

資料　2-5

災害時における相互協力に関する覚書

堺市（以下「甲」という。）並びに堺郵便局、堺中郵便局、泉北郵便局、堺金岡郵便局、浜寺郵便局、鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会（以下これらを「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、堺市内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対策を円滑に行うことを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲及び乙は、災害時において、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供

(2) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力

(3) 所管施設及び用地の相互提供

(4) 災害情報に係る広報の掲出

(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

２　乙は、災害救助法が適用されたときは、郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関し、災害特別事務取扱いを行うものとする。

（協力要請の手続き）

第３条　甲又は乙は、前条第１項の規定により協力を要請しようとするときは、別紙様式に所定の事項を記載し、第７条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請することができる。

２　甲又は乙は、前項ただし書の規定により要請を行ったときは、当該内容を別紙様式により、後日速やかに相手方に送付しなければならない。

（協力の実施）

第４条　甲又は乙は、前条の規定により要請を受けたときは、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第５条　この覚書に基づき協力を要請した者は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、協力を行った者が適正な方法により協力に要した経費として算出した額を負担するものとする。

２　前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、災害に係る情報連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

２　甲及び乙は前項の規定による協議を行うため、必要に応じて連絡協議会を開催することができる。

（連絡責任者）

第７条　この覚書に関する連絡責任者は、甲にあっては堺市市民環境局市民生活部市民生活安全課長、乙にあっては堺郵便局総務課長とする。

（平常時の活動）

第８条　甲及び乙は、この覚書に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、災害の発生がないときにあっても、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

(1) 防災計画等必要な情報の交換

(2) 甲の行う防災訓練等への参加

(3) その他災害時に協力が必要な事項

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面８通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１２年４月１日

甲　　堺　市
代表者　堺市長　　幡　谷　豪　男

乙　　堺郵便局
局　長　　小　谷　義　次

堺中郵便局
局　長　　木　村　富　雄

泉北郵便局
局　長　　吉　武　幸　紀

堺金岡郵便局

局　長　　中　西　一　隆

浜寺郵便局
局　長　　橋　本　昌　之

鳳郵便局
局　長　　山之内　武　夫

大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会
会　長　　泉北城山台郵便局長
中　林　嘉　道

災害時における相互協力に関する覚書の用語について

１　覚書中の「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に掲げる「災害」であり、次のとおりである。

○　災害対策基本法第２条第１号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

①　災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

②　覚書中第２条第２号に掲げる「災害特別事務取扱い」とは、次のとおりである。

(1) 救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用郵便物（現金及び物品）の料金を免除する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便又は電子郵便とするものを含む）の料金を免除する。

(3) 被災者あて災害義援金の振替料金免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等の振替口座に義援金を送る場合は、その料金を免除する。

(4) 被災者への郵便はがきなどの無償交付

被災者１世帯につき郵便はがき５枚、郵便書簡１枚以内を無償で交付する。

(5) 通帳、証書、印章等を紛失した被災者への郵便貯金等の非常取扱い

通帳や印章がなくても、本人と確認できれば郵便貯金は２０万円まで、郵便為替・郵便振替は１０万円まで支払いをする非常取扱いを行う。

(6) 簡易保険の保険料払込みの猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い簡易保険の保険金や貸付金も本人と確認できれば、即時払を実施するほか、通算３ケ月の保険料の払込猶予期間を、一定期間延長する。

（別紙様式）

協　力　要　請　書

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">平成　　年　　月　　日</td><td>送受信時刻</td><td>送信（要請者）</td><td>受信（要請先）</td></tr>
<tr><td>時　　分</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>覚　　知</td><td colspan="3">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>要請理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>協力の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">協力の期間</td><td colspan="3">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設・用地の提供</td><td>使　用　目　的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使用施設又は用地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">その他参考事項</td></tr>
</table>

資料　2-6

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は甲の「堺市地域防災計画」及び乙の「災害時におけるボランティア活動支援要綱」に基づき、甲乙の連携及び災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設等に関して、必要な事項を定める。

（センターの開設等）

第２条　甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、乙に対し、センターの開設を要請する。

２　前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

３　乙は、甲から第１項の要請があった場合には、すみやかにセンターを開設し、必要な業務を開始する。

（情報提供及び連携・協力）

第３条　甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を乙に提供するものとする。

２　甲と乙は連携・協力し、甲は、センターの設置・運営につき必要な支援を行うものとする。

（センターの業務）

第４条　センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整

（２）災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること

（３）ボランティア募集等の情報発信

（４）大阪府の「災害時におけるボランティア支援制度」の活用に関すること

（５）全国社会福祉協議会や近畿圏社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整及びボランティア等の派遣要請に関すること

（６）その他、センター活動に関する業務

（設置場所）

第５条　センター本部の設置場所は、堺市総合福祉会館１階堺市社会福祉協議会事務局内とする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

２　甲または乙が、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めたときは、甲乙協議の上、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。

３　その他、センター運営に必要な場所の確保は、甲乙協議の上、甲が場所の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第６条　センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。

２　乙は、前項に規定する甲が負担する費用について、甲に請求するものとし、甲の要求に応じ費用の内訳について説明するものとする。

（資器材等の確保）
第７条　甲と乙は、センター運営に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。
（センターの閉鎖時期）
第８条　センターの閉鎖時期については甲乙協議の上、甲が決定する。
２　乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。
（研修等の実施）
第９条　甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。
（平常時の取り組み）
第１０条　乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。
（関係団体との協力体制）
第１１条　甲と乙は、平常時から協力して、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。
２　前項の体制確立のため、必要に応じて会議等を開催する。
（ボランティア保険への加入）
第１２条　乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。
２　前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。
（ボランティア向け宿泊施設等の確保）
第１３条　甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する宿泊施設や駐車場等について、乙とその必要性を協議の上、施設や場所の確保に努めるものとする。
（有効期間）
第１４条　この協定の有効期間は、平成２２年１月１５日から平成２２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲乙どちらかより異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き１年間効力を有するものとする。以後の期間満了の時の取り扱いも同様とする。
（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、被災者本位、地域主体、協働運営といった「災害時におけるボランティア活動支援要綱」の理念を尊重の上、甲乙協議し、これを定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年１月１５日

甲　堺市堺区南瓦町３番１号
堺　　市
堺 市 長　　竹　山　修　身

乙　堺市堺区南瓦町２番１号
社会福祉法人　堺市社会福祉協議会
会　　長　　槙　峯　正　一

資料　2-7

堺市医師会における災害時の医療体制（抜粋）

第１部　災害時の救急医療体制のあり方

はじめに

災害発生直後の被災地域では医療資源および情報が著しく不足する中で、医療の継続と新たに生じる傷病者の救急診療の展開をいかに図るかが究極の課題となる。この難題を遂行するために、以下の８項目を順守することが推奨される。

１　指揮命令系統の確立（Command　&　Control）
２　安全の確保（Safety）
３　通信手段の確保と情報の収集（Communication）
４　状況、情報の分析と決断（Assessment）
５　トリアージ（Triage）
６　応急救護や治療（Treatment）
７　搬送（Transport）
〈１～４は CSCA と呼ばれ、行動を起こす前の心構えと行動規範である。〉
〈５～７は３T‘s と呼ばれ、具体的な行動をさす。〉
８　災害に対する備え

（行動を起こす前の心構えと行動規範；ＣＳＣＡ）

１　指揮命令系統の確立（Command　&　Control）

診療所、病院および応急救護所などいずれであっても統括責任者の決定と指揮命令の仕組みが重要であり早急に確立する。

２　安全の確保（Safety）

医療救護者のみならず、患者および傷病者の安全確保を優先する。

３　通信手段の確保と情報の収集（Communication）

公衆電話、有線回線電話、携帯電話などの通信機能が不能となることを想定し、携帯ラジオやテレビの活用、専用回線、防災無線、衛星電話、インターネットなど複数の通信手段の確保に努める。

４　被災状況、被災者情報の分析と決断（Assessment）

災害による被災状況、診療機能継続の可否、傷病者数等を分析し、災害時対応の可否を決定する。

（災害時医療救護活動の原則；３T‘s ）

５　トリアージ（Triage）

多数の傷病者に対して、著しく医療資源が不足する場合に行う。すなわち、複数傷病者の緊

急度・重症度を評価し、救護・搬送および治療の優先順位をトリアージタッグによる区分で決定する手法をいう。

トリアージの実施基準

優先度	識別色	分類	傷病等の状態
第一順位	赤　色	救護処置、 搬送最優先順位群 （重　症　群）	体幹に重大な危険が迫っていて、速やかに(5～60 分以内)に救急医療機関で治療を開始すれば救命可能な人
第二順位	黄　色	優先順位 2 番目群 （中等症群）	今すぐに治療しなくても生命に影響はないが、放置しておくと生命の危険がある人
第三順位	緑　色	軽処置群 （軽　症　群）	トリアージタッグは未使用（手に取り付けるだけ）、救護所または近所の医院での救護処置で間に合う人
第四順位	黒　色	不搬送、不処置群 （死　亡　群）	体幹や頭部に重大な損傷があり、既に生命反応がなくなりかかっている人、または既に死亡している人

6　応急救護や治療（Treatment）

応急救護所や継続診療が可能な施設では、軽症群（緑）、中等症群（黄）の治療を行い、重症群（赤）は災害拠点病院に集結させる。

7　搬送（Transport）

道路の破壊、渋滞に加え、救急車の著しい不足が生じる。このような場合を予測し、空路搬送（ヘリコプター等）や海路搬送を計画する。搬送拠点には重症者の病態安定を図る広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置する。

なお、大阪府では、大阪八尾空港に隣接する大阪府中部広域防災拠点内に常設型の広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が平成 24 年 6 月に設置された。

8　災害に対する備え

1）備蓄

①　医薬品・医療資器材

各医療機関は常備する医薬品・医療資器材で２～３日間治療を行うことができれば、その後は医療応援チームに補給を要請することも可能である。そのためにも、医療品を含む医療資器材の備蓄が重要である。

②　ライフライン

水の備蓄をタンクで行う場合は、２ヵ所以上設置することが重要であり、ひとつは建物外に設置することが望ましい。電気については自家発電装置が望ましい。トイレに関しては、

ポータブルトイレや簡易トイレの準備も必要である。

２）医療救護マニュアルの準備

① 医療施設としての行動は、大阪府災害時医療救護活動マニュアル(2006 年 6 月)および大阪府医師会「災害時における医療施設の行動基準」(第 2 版 2007 年 7 月)に準拠した医療機関個々の医療救護マニュアルを作成するのが望ましい。

② 医療従事者の行動は、大阪府救急医療機関災害対応マニュアル(2011 年 3 月)を参考にして診療所、病院の医療従事者対応医療救護マニュアルを作成するのが望ましい。

３）訓練

災害時における医療救護活動の各事項を円滑に実行するためには訓練が必須であり、定期的に研修会及び訓練に参加することが重要となる。

第２部　堺市医師会会員および堺市医師会の行動

災害発生直後（約 24 時間以内）に堺市医師会が果たすべき役割を定める。

１から３省略

４　堺市医師会の行動

※　行動を起こす前の心構えと行動規範『CSCA』に基づき作成。

１）堺市医師会災害対策本部の設置

堺市医師会会長を中心として、直ちに災害対策本部を立ち上げる。医師会館使用不能の場合は、仮事務所を確保し災害対策本部を設置する。

医師会役員は、最大限の努力をして医師会館（医師会館が使用不能の場合は仮事務所）に駆けつけ、災害対策本部長（医師会会長）の指示のもとに行動する。役員の被災も想定して災害時の役割分担を定め、情報・業務分担の共有を図っておく。

（Command & Control）

医師会館の被災状況を確認し、医師会職員の安否と出務の可否を確認する。（Safety）

２）堺市医師会での情報の一元化（情報の収集と共有）

携帯電話のメール通信を利用した安否確認システムを用いて、会員の安否、医療機関の被害状況、診療の可否等、被害状況を把握する。また、各地区の運営委員から届く地区会員の安否と医療機関被災状況の確認、そして行政等からの情報を収集し、その情報を集約・一元化する。（Communication）

３）各医療機関への指示

収集した情報を分析し、行動計画を立てる。（Assessment）

診療可能ならば直ちに診療救護活動、特に応急処置を開始する。診療困難な場合は、応急救護所または診療可能な病院での医療救護活動に参加することを会員に発信、指示する。

４）堺市医師会災害対策本部は下記の事項を実施する。

a. 災害本部長（医師会会長）は、傷病者への医療活動を行うよう指示する。
b. 日本医師会や他都市医師会からの救護等の援助の必要性の有無を判断し、大阪府医師会と協議を行う。
c. 「十四大都市医師会災害時における相互支援に関する協定書」に基づき、救護等の援助の必要性を判断し、支援本部都市医師会と協議・救護要請を行う。
d. 行政機関（市役所・保健所・各区役所・保健センター・消防局・警察署など）と情報交換を行う。
e. 医師会副会長は堺市災害対策本部へ出向し、医療提供体制の確保のためコーディネーターとなる。
f. 避難所や応急救護所、災害医療協力病院の状況を収集し、問題点を整理統合する。
g. 収集した情報を堺市医師会会員へ発信、また、診療救護活動など緊急の対応策を立てる。
h. 災害弱者の情報を収集し、診療可能な医療機関等の情報を提供する。

なお、下記内容は災害時の基本的対策として取り組むものとする。

①ライフライン、特に水と食料の確保
②学校を中心とした救護所との連絡、医療スタッフの確保
③医療資器材の確保、医薬品や器材の分配
④患者の搬送（搬送方法、搬送先）→トリアージ
⑤ボランティア団体とコーディネーターとの連携
⑥他都市医師会への援助要請と受け入れの準備
⑦各地区運営委員からの情報を集約・分析の上、堺市医師会災害対策本部は被災者に医療機関情報を提供する。

以下省略

資料　2-8

災害時救急医薬品等の供給に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社団法人堺市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害発生時に必要とされる救急医薬品等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第１条　甲は、災害発生時に必要とされる医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ一定の医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

第２条　乙は、甲から前条第１項の規定による要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医薬品等の範囲）

第３条　甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（１）医薬品

（２）衛生材料

（３）その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第４条　第１条第１項の規定による要請は、文書によらなければならない。ただし緊急の場合は、電話等によりすることができるものとする。

（緊急措置）

第５条　甲は、やむを得ない事情のため、前条の規定による手続がとれないときは、乙の加入会員に対し直接、供給要請することができるものとする。この場合において、甲は、それに伴う措置事項を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

２　前項の乙の加入会員とは、社団法人堺市薬剤師会会員たる薬局及び卸売一般販売業者をいう。

３　乙は加入会員の連絡先等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（医薬品等の引き取り）

第６条　医薬品等の引取場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該引取場所において甲又は甲が指定する者が、品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第７条　一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第８条　甲は、供給要請した医薬品等の代価については、災害等発生直前の適正な価格で、供給業

者の請求に基づき支払うものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の１か月前に甲又は乙のいずれかから別段の意思表示がない場合は、更に１年間、同一条件において当然に更新されるものとし、以後もこの例による。

（疑義等の決定）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１４年４月１日

甲　　堺市南瓦町３番１号
　　堺市
　　代表者　堺市長　木原　敬介

乙　　堺市浜寺石津町東４－２－１４
　　社団法人堺市薬剤師会
　　会長　中島　秀和

資料　2-9

災害時における医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは医師及び看護師等により編成される医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

３　甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第３条　前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第４条　医療救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

第５条　医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第６条　乙が派遣する医療救護班は、甲が指定する救護所及び避難所において、医療救護活動を行うことを原則とする。

２　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急医療処置
(2) 傷病者のトリアージ
(3) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
(4) 助産
(5) 被災住民等の健康管理
(6) 死亡の確認
(7) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第７条　医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

（報告）
第８条　医療救護班の責任者は、第６条第２項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。
２　乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

（医事紛争の措置）
第９条　この協定により実施した医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

（実費弁償等）
第１０条　甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。
(1) 医療救護班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
(2) 医療救護班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

（扶助金の支給）
第１１条　医療救護班員が第６条第２項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

（細目）
第１２条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年１１月３０日

甲　堺市堺区南瓦町３番１号
堺市
堺市長　竹山　修身

乙　堺市堺区甲斐町東３丁２番２６号
一般社団法人　堺市医師会
会長　　岡原　猛

資料　2-10

災害時における歯科医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療班の要請及び派遣）

第２条　甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは歯科医師等により編成される歯科医療班を編成し、速やかに派遣するものとする。

３　甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第３条　前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の輸送）

第４条　歯科医療班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（歯科医療班に対する指揮命令等）

第５条　歯科医療班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の業務）

第６条　乙が派遣する歯科医療班は、甲が指定する救護所及び避難所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

２　歯科医療班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急歯科医療処置
(2) 歯科口腔保健衛生活動による被災住民等の健康管理
(3) 遺体の身元確認作業に関する協力
(4) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第７条　歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、歯科医療班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第８条　歯科医療班の責任者は、第６条第２項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、歯科医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

２　乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

（医事紛争の措置）
第９条　この協定により実施した歯科医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

（実費弁償等）
第１０条　甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。
(1) 歯科医療班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
(2) 歯科医療班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

（扶助金の支給）
第１１条　歯科医療班員が第６条第２項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

（細目）
第１２条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年１１月３０日

甲　堺市堺区南瓦町３番１号
堺市
堺市長　竹山　修身

乙　堺市堺区大仙中町１８番３号
一般社団法人　堺市歯科医師会
会長　　中西　時彦

資料　2-11

災害時における歯科医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人狭山美原歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療班の要請及び派遣）

第２条　甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは歯科医師等により編成される歯科医療班を編成し、速やかに派遣するものとする。

３　甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第３条　前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の輸送）

第４条　歯科医療班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（歯科医療班に対する指揮命令等）

第５条　歯科医療班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の業務）

第６条　乙が派遣する歯科医療班は、甲が指定する救護所及び避難所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

２　歯科医療班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急歯科医療処置
(2) 歯科口腔保健衛生活動による被災住民等の健康管理
(3) 遺体の身元確認作業に関する協力
(4) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第７条　歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、歯科医療班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第８条　歯科医療班の責任者は、第６条第２項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、歯科医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

２　乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

（医事紛争の措置）
第９条　この協定により実施した歯科医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

（実費弁償等）
第１０条　甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。
(1) 歯科医療班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
(2) 歯科医療班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

（扶助金の支給）
第１１条　歯科医療班員が第６条第２項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

（細目）
第１２条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年１１月３０日

甲　堺市堺区南瓦町３番１号
堺市
堺市長　竹山　修身

乙　大阪狭山市東野東１－５００－１
一般社団法人　狭山美原歯科医師会
会長　　豆野　陽一

資料　2-12

災害時における救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請及び派遣）

第２条　甲は、救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは薬剤師等により編成される薬剤師班を編成し、速やかに派遣するものとする。

３　甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第３条　前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第４条　薬剤師班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第５条　薬剤師班に対する指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第６条　乙が派遣する薬剤師班は、甲が指定する救護所及び避難所において、救護活動を行うことを原則とする。

２　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者等に対する調剤、服薬指導

(2) 医薬品の仕分け及び管理

(3) その他状況に応じた事項

（医薬品等の供給）

第７条　救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、薬剤師班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第８条　薬剤師班の責任者は、第６条第２項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

２　乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

（医事紛争の措置）
第９条　この協定により実施した救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

（実費弁償等）
第１０条　甲の要請に基づき乙が派遣した薬剤師班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。
(1) 薬剤師班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
(2) 薬剤師班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

（扶助金の支給）
第１１条　薬剤師班員が第６条第２項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

（細目）
第１２条　この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年１１月３０日

甲　堺市堺区南瓦町３番１号
堺市
堺市長　竹山　修身

乙　堺市西区浜寺石津町東４丁２番１４号
一般社団法人　堺市薬剤師会
会長　　尾島　博司

資料　3-1

令和６年度災害救助基準

令和６年11月19日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人　1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 （法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人　1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1 食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th colspan="2">費用の限度額</th><th colspan="3">期間</th><th colspan="3">備考</th></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="2">1 夏季（4月～9月）
冬季（10月～3月）
の季別は災害発生の日をもって決定する。
2 下記金額の範囲内</td><td colspan="3">災害発生の日から10日以内</td><td colspan="3">1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2 現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>1 人世帯</td><td>2 人世帯</td><td>3 人世帯</td><td>4 人世帯</td><td>5 人世帯</td><td>6 人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>19,800</td><td>25,400</td><td>37,700</td><td>45,000</td><td>56,000</td><td>8,300</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>32,800</td><td>42,400</td><td>59,000</td><td>69,000</td><td>87,000</td><td>12,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,500</td><td>8,700</td><td>13,000</td><td>15,900</td><td>20,000</td><td>2,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,400</td><td>13,600</td><td>19,400</td><td>23,000</td><td>29,000</td><td>3,800</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td colspan="2">1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2 病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内
3 施術者
協定料金の額以内</td><td colspan="3">災害発生の日から 14 日以内</td><td colspan="3">患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td colspan="2">1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td colspan="3">分べんした日から7日以内</td><td colspan="3">妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1 現に生命、身体が危険な状態にある者
2 生死不明な状態にある者</td><td colspan="2">当該地域における通常の実費</td><td colspan="3">災害発生の日から3日以内</td><td colspan="3">1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2 輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td colspan="2">居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り
①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
717,000円以内
②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
348,000円以内</td><td colspan="3">災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業費一件当たり 30,000円 2 就職支度費一件当たり 15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	1 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。 2 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。 ・貸与期間は2年以内 ・無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,200円 中学生生徒 5,500円 高等学校等生徒6,000 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 226,100 円以内 小人（12 歳未満） 180,800 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,600円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,700 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">救助の事務を行うのに必要な費用</td><td>1 時間外勤務手当
2 賃金職員等雇上費
3 旅費
4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）
5 使用料及び賃借料
6 通信運搬費
7 委託費</td><td>救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</td><td>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</td><td>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</td></tr>
<tr><td colspan="3">イ 3,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 10
ロ 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 9
ハ 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8
ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7
ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6
ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5
ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</td></tr>
</table>

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正　昭和　四十年二月　十七日
同　四十七年八月　十一日
同　五十六年四月　十日
同　五十六年十月　十四日
同　五十七年九月　十日
同　五十八年七月　九日
平成　十二年三月二十四日
同　十二年十月三十一日
同　十九年二月二十七日
同　二十一年三月　十日
同　二十八年二月　九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

１　法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％をこえる災害

Ｂ　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（１）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％をこえる都道府県が一以上あること。

（２）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％をこえる都道府県が一以上あること。

２　法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

Ｂ　当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が

当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

3　法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（１）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害

（２）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4　法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚（じん）災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

Ａ　当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

Ｂ　当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの

5　法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚（じん）災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害

Ｂ　当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの

6　法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害

B　当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7　法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚（じん）災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8　法第二十二条（罹（り）災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚（じん）災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B　次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（1）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

（2）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9　法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10　上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注　昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月

十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

○局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正　昭和四十六年十月　十一日
同　五十六年十月　十四日
同　五十八年六月　十一日
平成　十二年三月二十四日
同　十九年二月二十七日
同　十九年四月　十九日
同　二十年七月　三日
同　二十一年三月　十日
同　二十三年一月　十三日
同　二十八年二月　九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

①　当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（３）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

（４）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注　昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八

月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

資料　3-3

災害復旧に伴う主な国の財政援助

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 （河川、道路、下水道等）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚災害に対処する為の特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」と言う）第３条第１項第１号
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	激甚法第３条
都市災害復旧事業 （街路、公園等）	予算補助	－－－－－－－－－－－－
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第３条第１項第３号
既設公営住宅復旧事業	公営住宅法	激甚法第３条第１項第４号
社会福祉施設災害復旧事業 保護施設 老人福祉施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 婦人保護施設	予算補助	激甚法第３条第１項第５項～第９号
感染症指定医療機関災害復旧事業及び感染症予防事業	予算補助	激甚法第３条第１項第１０号及び第１１号
堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外		激甚法第３条第１項第１２号及び第１３号
湛水排除事業		激甚法第３条第１項第１４号
農地等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設及び漁業用施設の災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第５条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第６条
天災による被害農林水産業者等に対する資金融通	天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第８条
中小企業信用保険法による被害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第１２条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第１３条
事業協同組合等施設災害復旧事業	－－－－－－－－－－－－	激甚法第１４条
公立社会教育施設災害復旧事業	－－－－－－－－－－－－	激甚法第１６条
私立社会教育施設災害復旧事業	－－－－－－－－－－－－	激甚法第１７条
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	－－－－－－－－－－－－	激甚法第１９条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第２０条
水防資材費の補助	－－－－－－－－－－－－	激甚法第２１条
災害（罹災者）公営住宅整備事業	公営住宅法	激甚法第２２条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	激甚法第２５条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設災害復旧事業 （し尿処理施設、ごみ処理施設等）	予算補助	予算補助
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２２条	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２２条
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

資料　3-4

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準
死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 (H13.6.28　内閣府政策統括官通知)
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 (H13.6.28　内閣府政策統括官通知)
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまた受ける必要があるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みの者とする。 (H13.6.28　内閣府政策統括官通知)
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の５０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が４０％以上５０％未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の３０％以上５０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が３０％以上４０％未満のものとする。 （令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」）
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上３０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上３０％未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
一部損壊 （準半壊）	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の１０％以上２０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が１０％以上２０％未満のものとする。 （災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13.6.28　内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13.6.28　内閣府政策統括官通知)

（注）

（１）　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことが出来るように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（２）　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものを言う。

（３）　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料　3-5

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第 1 条第 1 号の規定に基づく避難場所等に係る主務大臣が定める基準を定める件

制定平成 16 年 6 月 29 日国土交通省告示第 766 号

改正平成 26 年 3 月 31 日国土交通省告示第 411 号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 15 年政令第 324 号）第 1 条第 1 号の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を次のように定める。

一　避難場所

1　既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること

イ　広域避難場所

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

(1)面積が 10 ヘクタール以上のもの

(2)面積が 10 ヘクタール未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難場所としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が 10 ヘクタール以上となるもの

(3)土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。）

ロ　一時避難場所

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積 1 ヘクタール以上のものであること（イに該当するものを除く。）。

2　臨港地区における緑地、広場その他の公共空地（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 6 項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。）であって、概ね面積 1 ヘクタール以上のものであること。

3　津波避難タワー、高台その他の高所に空地が設けられた施設であって、津波からの一時的な避難の用に供するもの（次号第 2 項において「津波避難施設」という。）であること。

二　避難経路

1　広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

イ　幅員が 15 メートル以上の道路又は幅員が 10 メートル以上の緑道

ロ　沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）

2　道路又は通路であって、一時避難場所若しくは津波避難施設又はこれらに準ずる一時的な避難の用に供する空地若しくは施設までの避難の用に供するものであること。

3　海岸保全区域に設置される管理用通路又は堤防スロープその他の避難用通路であって、住民等の津波からの避難の用に供するものであること。

三　消防用施設

地震災害時において消防用水として河川の流水又は海水を容易に取水することができる構造を有する護岸等の施設であること。

四　消防活動が困難である区域の解消に資する道路市街地において幅員 6 メートル以上の道路からホースが到達しない区域において新設し、又は改築される幅員 6 メートル以上の道路であること。

五　老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物老朽家屋が密集している地域において、地震により生ずる火災による延焼被害を防止し、又は軽減する機能を有する道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物であること。

六　緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート又は港湾施設

1　次のいずれかに該当する道路であること。

イ　高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

ロ　前号の道路と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であって、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

(1)　地方公共団体の庁舎の所在地

(2)　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関又は自衛隊の庁舎、事務所等の所在地

(3)　救援物資等の備蓄地点又は集積地点

(4)　広域避難場所

2　次に該当するヘリポートであること。

周辺地域の経済的及び社会的条件並びに周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適当な場所に整備又は設定されるものであって、緊急輸送の用に供される回転翼航空機が安全に離着陸でき、かつ、緊急輸送が円滑に行われる機能を有するヘリポートであること。

3　次に該当する港湾施設であること。

自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、周辺の港湾の機能並びに港湾及びその周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適切な港湾における港湾施設であって、次に該当するものであること。

イ　外郭施設

波浪等から港湾施設等を防護することにより、緊急輸送の用に供される船舶がロの基準に適合する係留施設を安全かつ円滑に利用することを可能にする機能を有す

るもの。

ロ　係留施設（係船浮標、係船くい及び船揚場を除く。）

大規模な地震の地震力に対して安全な構造であるとともに、緊急輸送の用に供される船舶が係留できる十分な長さを有し、かつ、その前面に当該船舶が係留できる十分な水深の泊地を有するもの。

ハ　臨港交通施設

(1)　次のいずれかに該当する道路及び橋梁

(ｲ)　ロの基準に適合する係留施設と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの

(ﾛ)　ロの基準に適合する係留施設と救援物資等の備蓄地点若しくは集積地点又は避難地のうち都道府県知事が指定するもの（以下「備蓄地点等指定拠点」という。）とを連絡するもの

(ﾊ)　備蓄地点等指定拠点と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの（備蓄地点等指定拠点が臨港地区内にあるものに限る。）

(ﾆ)　備蓄地点等指定拠点を相互に連絡するもの（備蓄地点等指定拠点の一が臨港区域内にあるものに限る。）

(2)　ロの基準に適合する係留施設又は(1)の基準に適合する道路及び橋梁に隣接する駐車場

七　共同溝、電線共同溝その他電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設次のいずれかに該当する施設であること。

イ　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する共同溝

ロ　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝

八　津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ　津波による背後地への海水の浸入を防止する機能を有する海岸保全施設

ロ　想定氾濫区域のうち相当数の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設

ハ　津波防止地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 2 条第 10 項に規定する津波防護施設

九　砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送路を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

次のいずれかに該当する施設であること。

イ　家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、土砂災害の発生する危険が著しい箇所において施工する砂防設備

ロ　家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、地滑りによる被害が生ずるおそれが著しい箇所において施工する地すべり防止施設

ハ　家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、急傾斜地の崩壊の生ずるおそれが特に著しい箇所について施工する急傾斜地崩壊防止施設

十　地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ　道路に接して設けられている自動車駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で、地震災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するもの

ロ　河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するための空間又は設備を有する施設であって河川又は海岸に隣接するもの

十一　地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な施設又は設備

次のいずれかに該当する施設又は設備であること。

イ　地震災害時において災害情報又は交通の状況を迅速かつ的確に把握し、伝達又は提供を行うため必要な施設又は設備であること

十二　地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる井戸、耐震性貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備であること。

十三　地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる救助用資機材等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫であること。

附則

この告示は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。

資料　3-6

第6次地震防災緊急事業五箇年計画（堺市関連）【令和8～令和12年度】

項目	事業名	所管省庁	事業主体	施設等の位置	事業の概要	事業量	事業の内容
1	都市公園・緑地等事業	国土交通省	堺市	堺市	大仙公園	3.2ha	地震等により被害が生じる可能性がある地区等において、住民等の避難に供する公共空地について、整備する。
					金岡公園	17.7ha	
					東雲公園	0.7ha	
					泉ヶ丘公園	5.5ha	
					水賀池公園	4.2ha	
					向ヶ丘（家原大池）公園	0ha	
2	無電柱化推進計画事業	国土交通省	堺市	堺市	都市計画道路　大阪和泉泉南線	0.20km	地震により被害が生じると認められる地区から避難地又はこれに準じる安全な場所に通じ、住民が避難のために活用できる施設を整備する。
					都市計画道路　常磐浜寺線	0.60km	
					都市計画道路　出島百舌鳥線	0.50km	
3	緊急消防援助隊設備整備費補助事業	消防庁	**堺市**	堺市、高石市、大阪狭山市	災害対応特殊消防ポンプ車	3	堺市の消防力である消防車の随時更新を行う。
					災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	9	
					災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1	
					災害対応特殊化学消防ポンプ車	1	
					屈折はしご付消防ポンプ自動車	1	
					災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	1	
	消防車両整備事業（堺市）	消防庁	**堺市**	堺市、高石市、大阪狭山市	災害対応特殊救急自動車	15	
	消防行政統合システム整備事業（堺市）	消防庁	**堺市**	堺市、高石市、大阪狭山市	消防救急デジタル無線設備	1	市域の防災の中核拠点として、無線基地局を東消防署から堺市総合防災センターに移設することにより、大規模災害時等の災害対応力を強化する。
5-1	防災安全交付金（橋りょう耐震強化事業）	国土交通省	堺市	堺市	橋りょう耐震補強	25箇所	緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行う。
	防災安全交付金（街路事業）	国土交通省	堺市	堺市	都市計画道路　諏訪森神野線	1.1km	広域的な防災活動を支える都市基盤の整備として、大阪府地域防災計画で指定されている広域緊急交通路等について、その機能を確保し強化を図るため整備を推進する。
					都市計画道路　新家日置荘線	0.4km	
					都市計画道路　草尾南野田線	0.8km	
					都市計画道路　錦浜寺南町線	0.6km	
	無電柱化推進計画事業	国土交通省	堺市	堺市	都市計画道路　大阪河内長野線（八下地区）	0.3km	地震により被害が生じると認められる地区から避難地又はこれに準じる安全な場所に通じ、住民が避難のために活用できる施設を整備する。
					都市計画道路　南花田鳳西町線	1.9km	
					都市計画道路　大阪河内長野線（北野田地区）	0.7km	
					都市計画道路　諏訪森神野線（浜寺・浜寺東地区）	0.6km	
16	堺市単独配水池築造事業	国土交通省	堺市	堺市	家原寺配水場配水池更新工事	1箇所	震災時における応急給水機能を持った配水池を整備する。
19	住宅市街地総合整備事業	国土交通省	堺市	堺市	新湊地区	53.7ha	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型）により、不足する公共施設の整備や老朽木造住宅等の建替促進を行う。

※名称は計画策定時のもの

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）　木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料　3-8

防　災　関　係　機　関

防　災　関　係　機　関	住　　所
陸上自衛隊第37普通科連隊	和泉市伯太町官有地
海上自衛隊阪神基地隊	神戸市東灘区魚崎浜町37番地
大阪府	
大阪府政策企画部　危機管理室	大阪市中央区大手前３丁目1-43 新別館北館３階
大阪府鳳土木事務所	堺市西区鳳東町4-390-1
大阪府富田林土木事務所	富田林市寿町2－6－１
大阪港湾局（総務運営課）	泉大津市なぎさ町6-1 （堺泉北港ポートサービスセンタービル10階）
堺泉北建設管理課	堺市堺区塩浜町１
大阪府警察	
堺市警察部	堺市西区鳳東町4-390-1
堺警察署	堺市堺区市之町西1-1-17
北堺警察署	堺市北区新金岡町1-1-1
西堺警察署	堺市西区鳳東町4-388
南堺警察署	堺市南区桃山台2-2-1
中堺警察署	堺市中区深井沢町2470-17
黒山警察署	堺市美原区小平尾377-2
指定地方行政機関	
近畿農政局 企画調整室	京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町
近畿総合通信局 総務部 総務課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
近畿地方整備局 防災室	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
近畿運輸局 総務部　安全防災・危機管理課	大阪市中央区大手前4－1－76 大阪合同庁舎第4号館
近畿地方整備局大阪国道事務所 南大阪維持出張所	泉大津市我孫子99-6
近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所	堺市堺区香ヶ丘町5-9-30
大阪管区気象台 気象防災部　予報課	大阪市中央区大手前4－1－76 大阪合同庁舎第4号館
堺海上保安署	堺市西区石津西町20 堺港湾合同庁舎内
指定公共機関	
西日本旅客鉄道(株)大阪支社	大阪市阿倍野区松崎町1-2-12
NTT西日本株式会社大阪支店	大阪市都島区東野田町4-15-82新京橋ビル
日本通運株式会社堺支店	堺市堺区三宝町1－1－1
大阪ガスネットワーク株式会社	堺市堺区住吉橋町2-2-19 堺ガスビルＮＥＳＴ西
関西電力送配電株式会社	大阪市北区中之島3-6-16
阪神高速道路株式会社 管理本部　大阪管理局	大阪市港区石田3－1－25
日本赤十字社大阪府支部 事業課	大阪市中央区大手前2－1－7
日本放送協会大阪放送局	大阪市中央区大手前4－1－20
指定地方公共機関	
南海電気鉄道株式会社	大阪市浪速区敷津東2-1-41
大阪市高速電気軌道株式会社	大阪市西区九条南1-12-62
光明池土地改良区	和泉市王子町1021-1
狭山池土地改良区	大阪狭山市大字岩室1402-2
その他	
一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部	堺市西区浜寺石津町1－9－19
一般社団法人堺市医師会	堺市堺区甲斐町東3－2－26
堺市歯科医師会	堺市堺区大仙中町18－3
大阪狭山市・堺市美原区歯科医師会	大阪狭山市東野東1－500－1
一般社団法人堺市薬剤師会	堺市西区浜寺石津町東4－2－14
一般社団法人大阪狭山市医師会	大阪狭山市東野東1－500－1
堺市美原消防団	堺市美原区黒山6－1
阪堺電気軌道株式会社	大阪市住吉区清水丘3－14－72

大阪府災害時医療救護活動マニュアル

令和６年１月改定

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

１　目的

このマニュアルは、大規模な地震・自然災害（広域型災害）等が発生した場合に、災害医療機関及び関係機関の協力により大阪府地域防災計画及び大阪府災害等応急対策実施要領等に基づく保健医療活動が迅速・適切に行えるよう、府本庁、市町村及び府保健所、府内の災害医療関係機関等がどのように行動すべきかの基本指針を示したものである。

２　基本原則

(1) 災害時に死亡者を一人でも少なくすることを目標に、全ての災害医療機関（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院、災害拠点精神科病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、災害医療協力病院）及び関係機関（消防機関のほか災害医療に関わる全ての機関）は、保健医療活動に参画し、取り組む。

(2) 府本庁、市町村及び府保健所、災害医療機関及び関係機関は、被災医療情報（各医療機関における被災情報、支援要請情報、支援提供情報、患者受診状況等）の収集に全力を尽くすとともに、入手した被災医療情報の共有に努める。

(3) 全ての災害医療機関は、災害が発生した場合には速やかに自宅療養可能な患者を退院させるなど、災害医療に必要な病床の確保に努める。

(4) 災害医療機関は、患者の重症度と医療機関の受け入れ能力を踏まえた効率的な患者の流れを基本とした災害医療に取り組む。

(5) 災害医療機関及び関係機関は、災害の規模によっては、被災地内に限らず、被災地外の医療機関にも患者を搬送する。

３　大規模な地震・自然災害（広域型災害）への対応

(1) 府の組織体制

① 保健医療調整本部（本部長：健康医療部長）

保健医療活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

② DMAT 調整本部

医療対策課長（医療対策班）は、災害による被害が発生又は発生する恐れがある場合は、災害医療コーディネーターの助言により、DMAT に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、保健医療調整本部の下に、DMAT 調整本部を（府庁内又は基幹災害拠点病院内「災害医療コントロールセンター」に）設置する。

③ SCU 本部

医療対策課長（医療対策班）は、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT 調整本部の下に SCU 本部を設置する。

④ 保健所保健医療調整本部（本部長：保健所長）

府保健所長は、管内の地域保健医療全体の調整を行うため、府保健所内に保健所保健医療調整本部を設置する。

(2) 被災医療情報の収集・発信

① 医療対策課

ア　医療対策課長（医療対策班）は、府域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合等には、大阪府救急・災害医療情報システム（以下「救災システム」という。）及び広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）の災害運用を行い、災害医療機関に対して救災システム及び EMIS への入力要請を行うなど、被災医療情報を収集する。なお、救災システムへの入力内容は EMIS に自動反映されることになっている。

イ　災害の発生が夜間・休日の場合には災害医療コントロールセンターが、医療対策課長に代わって入力要請する。

ウ　災害医療コントロールセンターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課長に連絡する。

エ　電話回線の断絶等により救災システム及び EMIS が機能しない場合は、防災行政無線を使用して市町村や災害拠点病院から医療機関の被災状況や活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受け入れ情報を収集する。

オ　医療対策課長（医療対策班）は、把握した医療機関被災状況・活動状況を府域の市町村及び災害医療機関等に提供する。

②　市町村及び府保健所

ア　市町村及び府保健所は、連携・分担して被災医療情報の収集にあたるとともに、収集した被災医療情報を救災システム及び EMIS により報告する。但し、電話回線の断絶等によって救災システム及び EMIS による報告が出来ない場合は、防災行政無線等を使用して把握した被災医療情報を医療対策課長又は災害医療コントロールセンターに報告する。なお、情報収集にあたっては、府保健所と市町村の収集する情報が重複しないよう、事前に情報収集方法について協議を行うよう努める。

イ　市町村及び府保健所は、案内板の設置や広報車等により、医療救護所等の情報を住民に提供し、周知する。

③　災害拠点病院を除く災害医療機関及びその他医療機関（以下「災害医療機関等」という。）

災害医療機関等は、府域で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、医療機関の被災状況や活動状況等を速やかに救災システム及び EMIS へ入力する。なお、これら災害時における支援提供情報に関しては、普段からの入力に努めるものとする。

④ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）

ア　災害拠点病院は、上記③の活動を行うほか、管轄の医療機関に職員等を派遣し、被害状況を早期に把握するとともに、把握した被災医療情報を救災システム及び EMIS に入力する。

イ　災害拠点病院は、電話回線の断絶等により救災システム及び EMIS が使用できない場合、防災行政無線等を使用して把握した被災医療情報を医療対策課長又は災害医療コントロールセンターに報告する。

（図 1）大規模な地震・自然災害（広域型災害）の場合の情報の流れ

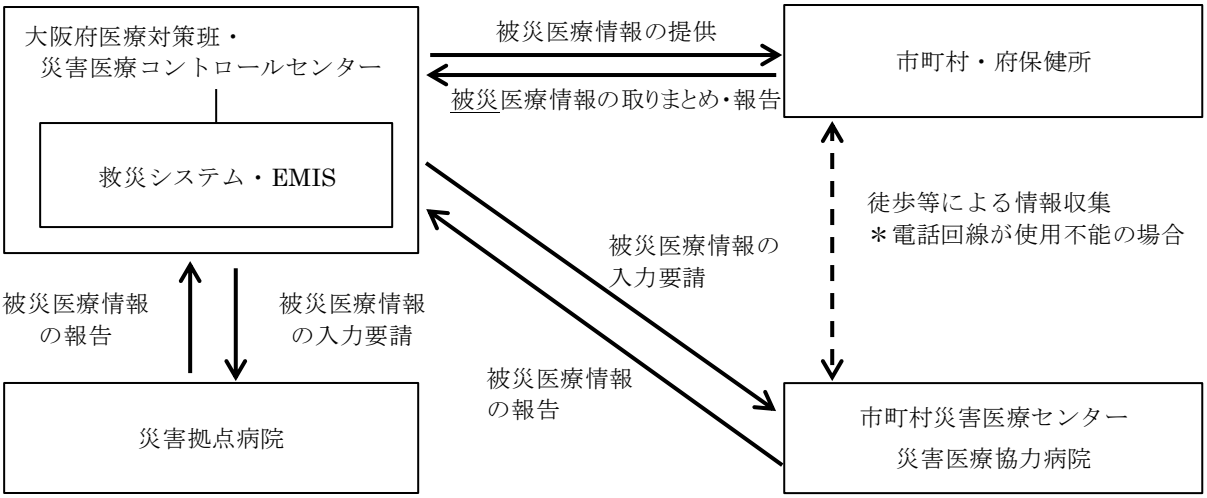

＊各災害医療機関はインターネットを利用して救災システム及び EMIS へ被災医療情報の入力を行う。ただし、電話回線の断絶等により、救災システム及び EMIS による報告が出来ない場合は、市町村及び府保健所が連携して情報を取りまとめ、防災行政無線（電話・FAX）等を用いて医療対策課長又は災害医療コントロールセンターに報告する。

(3) 医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣

医療対策課長（医療対策班）は、医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣・受け入れの調整等にあたっては、DMAT 調整本部長や府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら、行う。

① 緊急医療班の派遣

ア　緊急医療班は、災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で構成される医療救護班（保健医療活動チーム）として、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

イ　医療対策課長（医療対策班）は、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。なお、派遣要請の判断は、日本 DMAT 活動要領を参考に行う。

ウ　災害拠点病院は、医療対策課長（医療対策班）の要請があった場合又は医療対策課長（医療対策班）からの要請を受ける前であっても、他機関の要請等を受けた場合等緊急やむを得ないと自ら判断したときは、緊急医療班を派遣する。但し、自らの判断で派遣した場合には、速やかに医療対策課長（医療対策班）に報告し、その承認を得るものとする。なお、災害派遣医療チーム（DMAT）の自動待機基準は、日本 DMAT 活動要領を準拠する。

エ　災害拠点病院は、緊急医療班の派遣にあたっては災害拠点病院で所有する緊急車両等を活用することを原則とする。なお、確保が困難な場合は、医療対策課長（医療対策班）へ搬送手段の確保を要請する。

オ　災害拠点病院は、緊急医療班を通じて災害医療情報を収集するとともに、収集した情報を医療対策課長（医療対策班）及び災害医療コントロールセンターへ報告する。

（図 2-1）災害拠点病院からの緊急医療班派遣の流れ

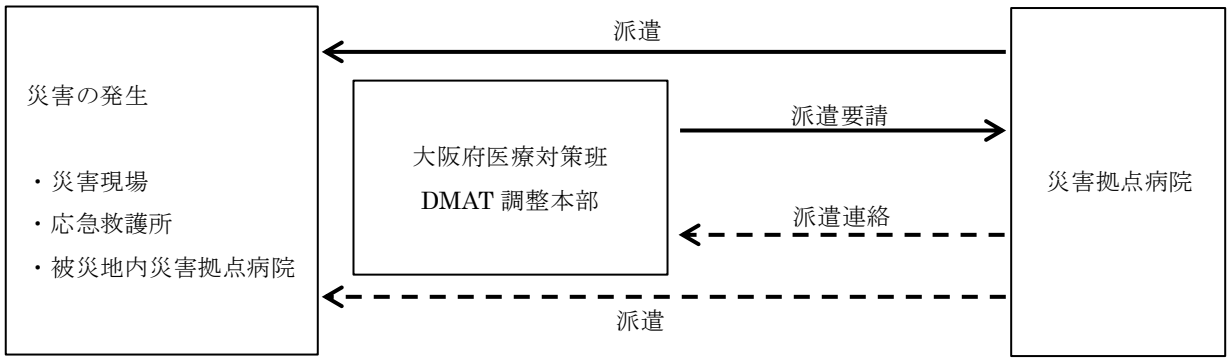

② 医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣

ア　市町村は、管内の医療救護所に配置すべき医療救護班（保健医療活動チーム）を市町村災害医療センター及び地元医師会の協力を得て、自ら編成・派遣するほか、災害の規模によっては、府保健所に設置した保健所保健医療調整本部を通じて、保健医療調整本部に派遣要請を行う。

イ　保健医療調整本部は、市町村から医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣要請を受けた場合又は自ら必要と認めた時は、災害拠点病院、特定診療災害医療センター、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所、地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学等に必要な医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣を要請する。

（図 2-2）市町村からの医療救護班派遣要請の流れ

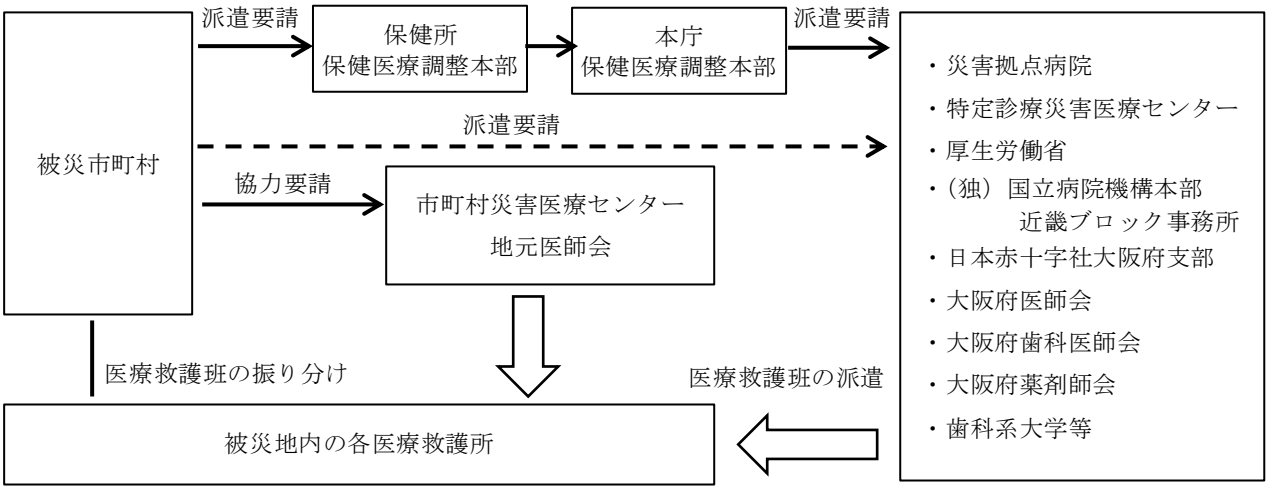

(4) 災害時の患者の流れ

① 被災地内

ア　トリアージにおける基本原則

（ア）全ての患者をトリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタッグ赤色)、入院を要する中等症患者（同黄色)、入院を要しない軽傷の患者（同緑色)、死亡等（同黒色）に区分する。

（イ） 大地震や自然災害等により、広範囲において多数の患者が発生している場合、直近の災害拠点病院に重症・重篤患者（同赤色）を一旦集結させ、そこから必要に応じて転送等を行うことを原則とする。

イ　災害現場での対応

（ア）トリアージは、救急隊員及び災害拠点病院等が派遣する緊急医療班等が行う。

（イ） 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。

（ウ）入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

ウ　応急救護所での対応

（ア）トリアージは、緊急医療班等が行う。

（イ） 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。

（ウ）入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

（エ）入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

エ　医療機関での対応

（ア） 災害が大規模な場合、被災地内の災害拠点病院で 2 次トリアージが行われることを想定し、中等症患者は当該市町村災害医療センターに、重症患者は、当該災害拠点病院に集結させる。

（イ） 災害医療協力病院は、被災患者が重症化した場合は当該地域の災害拠点病院へ、受け入れ能力を超える被災患者が来院した場合は当該市町村災害医療センターへ、それぞれ速やかに転送する。

（ウ） 災害拠点病院及び市町村災害医療センターは、受け入れ能力を超える患者が搬入された場合、被災地外（他府県を含む）の災害拠点病院へ転送する。この際、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整は基幹災害拠点病院が行う。但し、基幹災害拠点病院がその

役割を担えない場合は、医療対策課長（医療対策班）が指定する災害拠点病院がその役割を担う。

（エ）入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

② 被災地外

ア　災害拠点病院は、重症・重篤患者を受け入れるとともに、症状の安定した患者を主として同一二次医療圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ転送する。

イ　市町村災害医療センターは、中等症患者を中心に受け入れ、その治療にあたる。

ウ　災害拠点病院は、中等症患者を含む大量の患者が搬送された場合、調整された重症患者を受け入れるとともに、重症度に応じて圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ患者を分散し、2 次トリアージの拠点としての役割を果たす。

（図 3）災害時の患者の流れ

(1) 患者が比較的少数の場合

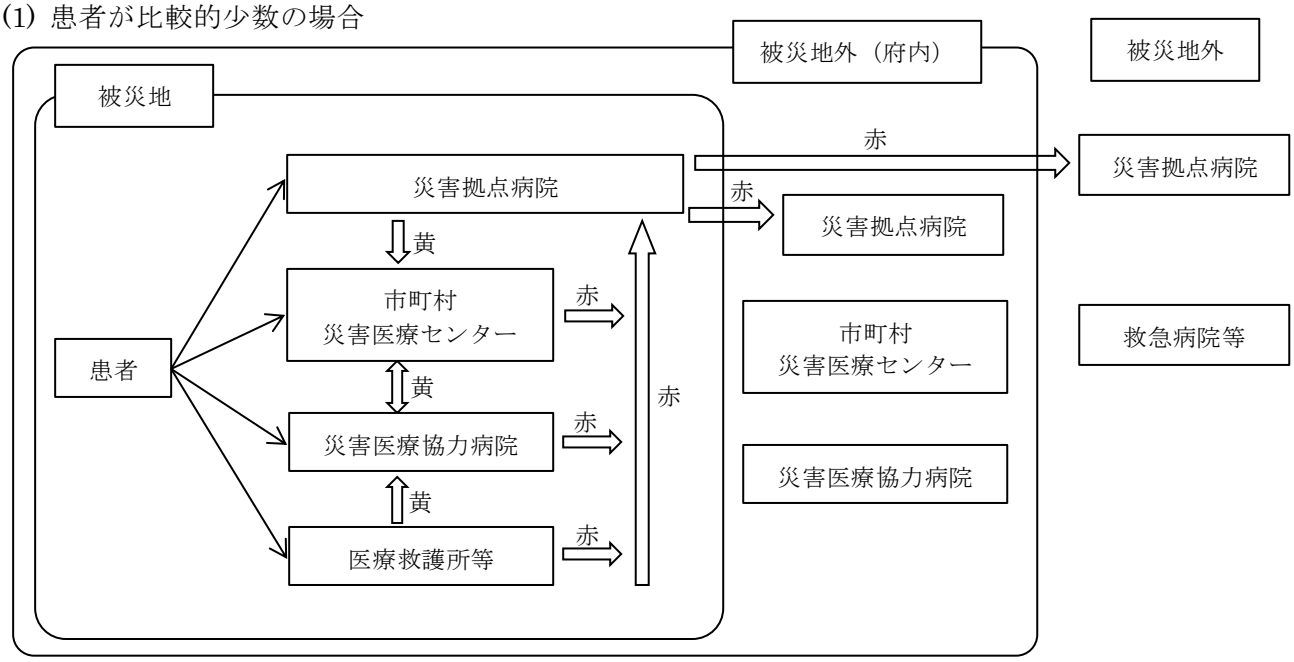

(2) 患者が多数発生した場合

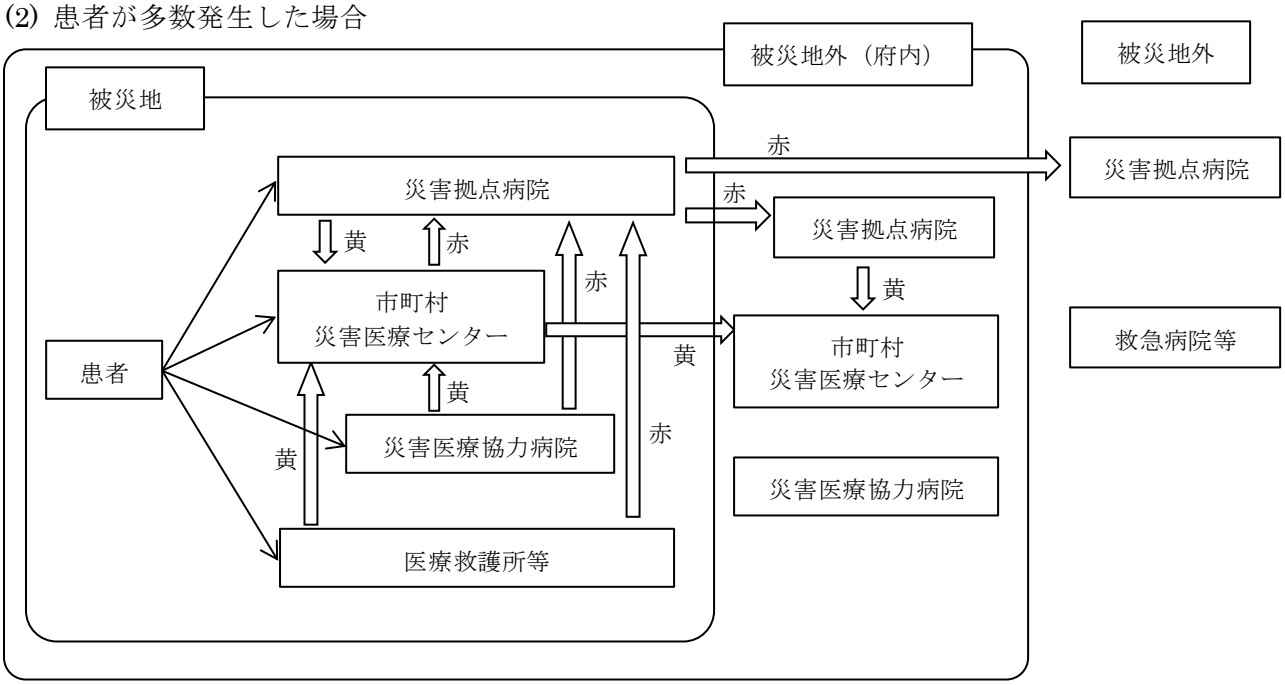

③　専門医療

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策については、医療対策課長（医療対策班）、感染症対策企画課長（感染症対策企画班）、地域保健課長（地域保健班）及び健康づくり課長（健康づくり班）が、各特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関の協力を得て、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等の調整を行う。

(5) 患者搬送

①　被災地内の患者の搬送は、原則として被災地内の救急隊が行う。

②　被災地外へ搬送する場合は、原則として被災地外の救急隊及び災害拠点病院のドクターカー等が被災地内の災害拠点病院等へ集結し、患者を被災地外の災害拠点病院等へ搬送する。

③　基幹災害拠点病院は、災害拠点病院間の重症・重篤患者の転院搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、保健医療調整本部に搬送要請を行う。

④　保健医療調整本部は、DMAT 活動拠点本部等からヘリコプター等による搬送要請を受けたときは、DMAT 調整本部長や災害医療コーディネーターと協議し、厚生労働省や関西広域連合等にドクターヘリの派遣要請を行うほか、災害対策本部に設置する航空運用調整班を通じて消防防災ヘリ、航空機等を有する関係機関に搬送の依頼要請を行う。また、DMAT 調整本部の判断により、必要に応じて府内空港に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外搬送を行う。

（図 4）広域患者搬送の流れ（ヘリコプター等による患者搬送）

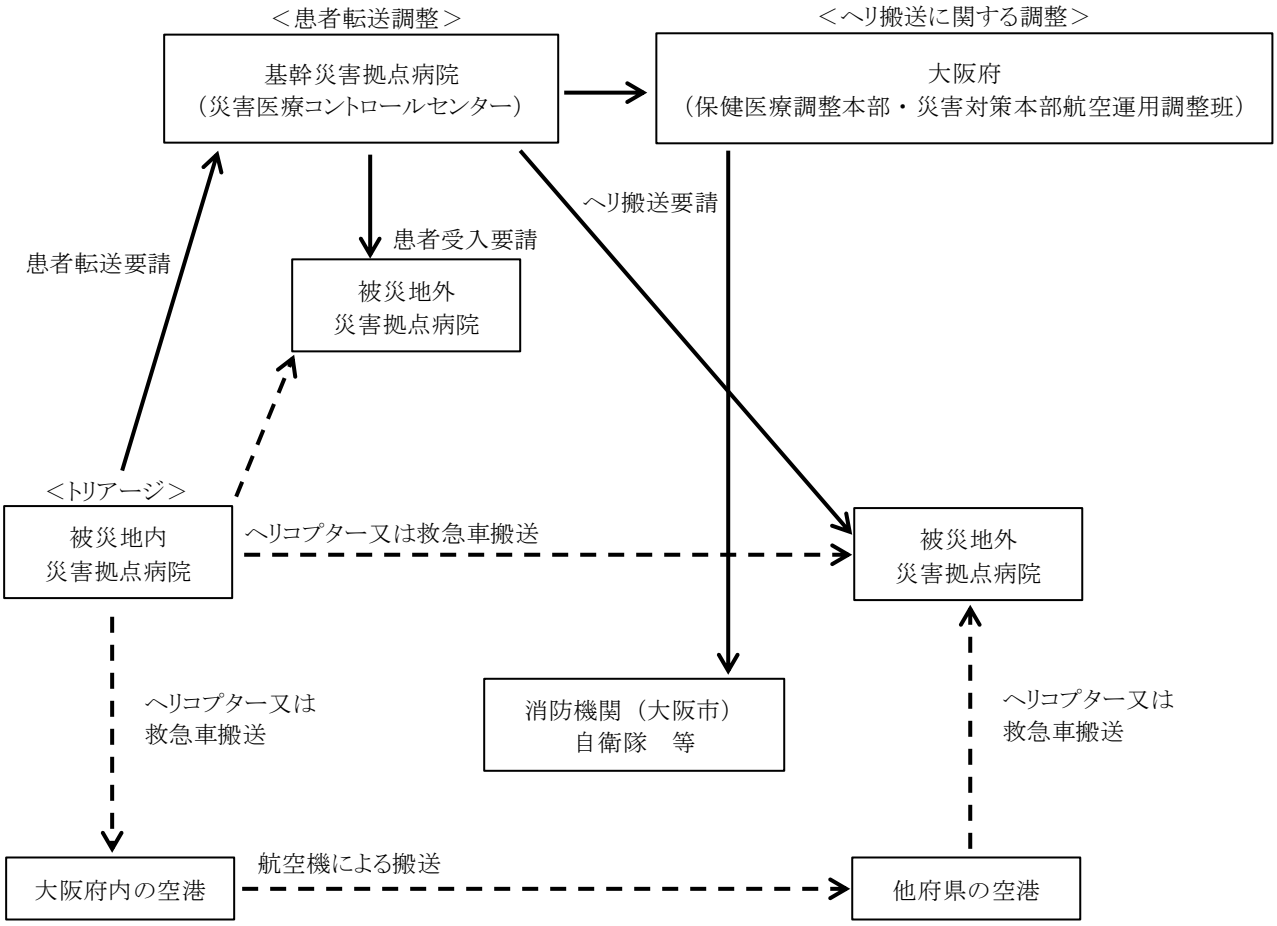

(6) 医薬品、血液等の供給

① 市町村

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、救災システム及び EMIS から病院及び救護所の医療ニーズを把握し、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

② 医療対策課

医療対策課長（医療対策班）は日本赤十字社大阪府支部と連携し災害時に備え、血液製剤の供給体制を整備する。

③ 薬務課

ア 薬務課長（薬務班）は、「災害用医薬品等の供給に関する協定書」などを踏まえ、大阪府薬剤師会及び大阪府医薬品卸協同組合等に要請を行い、医薬品、衛生材料及び血液製剤等の医療物資の確保供給を行う。

イ 薬務課長（薬務班）は、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し、調整を行う。

④ 災害拠点病院

被災地外の災害拠点病院は、自らの医療救護活動に支障の出ない範囲で医療対策課長（医療対策班）の要請を受けて被災地内医療機関に必要な医薬品等を提供する。

（図 5）医薬品供給の流れ

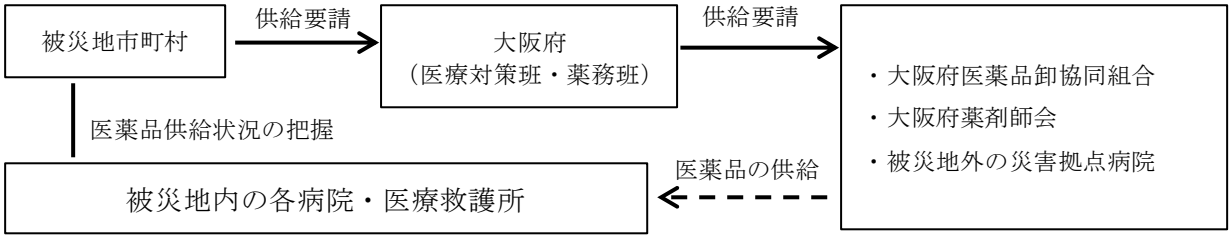

(7) ライフラインの確保要請

市町村は、救災システム及び EMIS により各病院等のライフラインに係るニーズを把握し、医療救護に不可欠な水、電気並びに食料等の病院及び救護所への優先使用を協定締結関係機関や関係部局へ要請する。

(8) 遺体の検視・検案

① 監察医事務所長は、府警察本部より検案要請があった場合は、検案班を編成し、検視・検案が可能な被災遺体収容先に派遣する。

② 検案班は、府警本部等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行等を行う。

③ 保健医療企画課長は、災害が大規模な場合においては、日本法医学会の協力を要請し、監察医を確保する。

4 大規模な事故・事件等（局地型災害）への対応

(1) 被災医療情報の収集・提供

① 医療対策課長（医療対策班）は、府内で多数の死傷者が発生する可能性のある大規模な事故・事件等（自動車、列車、船舶及び航空機等による事故、危険物等による事故、高層ビルや地下街等における事故、事件等）が発生した場合、消防機関等から通報を受けた大阪府危機管理室からの緊急連絡等により災害情報を入手する。

② 医療対策課長（医療対策班）は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合は、救災システム及び EMIS における災害運用を行うとともに、災害医療機関等から被災医療情報を収集する。

③ 事故・事件等の発生が夜間・休日の場合には、災害医療コントロールセンターが、医療対策課長（医療対策班）に代わって、情報取集を行う。

④ 災害医療コントロールセンターが情報取集を行った場合は、後刻その結果を医療対策課長に連絡する。

⑤ 災害医療機関は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合は、救災システム及び EMIS に被災医療情報を入力する。

⑥ 大規模な事故・事件等の発生現場に直近の災害拠点病院は、緊急医療班の派遣等を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した被災医療情報を医療対策課長（医療対策班）又は災害医療コントロールセンターに報告する。

(2) 緊急医療班の派遣

① 府内で大規模な事故・事件等の発生を察知したもの（特に、消防機関）は、救災システムを通じて災害情報を報告するとともに、緊急医療班の出動要請を行う。

② 医療対策課長（医療対策班）は、災害情報の報告から、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。なお、派遣要請の判断は、日本 DMAT 活動要領を参考にする。

③ 緊急医療班は、災害の現場や応急救護所、近隣の災害拠点病院等の医療機関において、トリアージや応急処置等を行う。

④ 災害拠点病院は、医療対策課長（医療対策班）の要請があった場合又は医療対策課長（医療対策班）からの要請を受ける前であっても、他機関の要請等を受けた場合など緊急やむを得ないと自ら判断したときは、緊急医療班を派遣する。但し、自らの判断で派遣した場合には、速やかに医療対策課長（医療対策班）に報告し、その承認を得るものとする。なお、災害派遣医療チーム（DMAT）の自動待機基準は、日本 DMAT 活動要領を準拠する。

(3) 現地における指揮本部への参画

① 直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班は、現地において設定された指揮本部（以下「現地指揮本部」という。）に参加し、消防機関、警察等関係機関との連携を図る。

② 直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班の医師が、現地指揮本部における医療責任者の役割を果たす。

③ 医療責任者は、関係機関と情報を共有し、医療対策課長（医療対策班）及び災害医療コントロールセンターへ必要な情報の報告や要請を行う。

(4) 患者の受け入れ

① 現地指揮本部は、同時に複数の重症患者が同一の病院に搬送されないよう留意するとともに、各患者受け入れ先医療機関の受け入れ状況を把握する。

② 災害拠点病院は重症・重篤患者（トリアージタッグ赤色）を、市町村災害医療センター及び近隣の災害医療協力病院は中等症患者（同黄色）を中心に、それぞれ受け入れる。

③ 直近の災害拠点病院は、重症・重篤患者について、災害拠点病院間の搬送調整や他府県の災害拠点病院等での患者受け入れが必要と判断した場合は、基幹災害拠点病院に対し調整を要請する。

④ 基幹災害拠点病院は、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必

要があると判断した場合は、医療対策課長（医療対策班）に搬送要請を行う。

⑤　医療対策課長（医療対策班）は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、DMAT 調整本部長と協議・調整しながら、厚生労働省や関西広域連合等に対しドクターヘリの要請を行うほか、大阪府危機管理室を通じ、消防防災ヘリ、航空機等を有する関係機関に要請する。

⑥　死亡等（同黒色）の患者は、近隣の公立病院等が受け入れることを原則とする。

（図 6-1）大規模な事故・事件等（局地型災害）発生時の情報の流れ

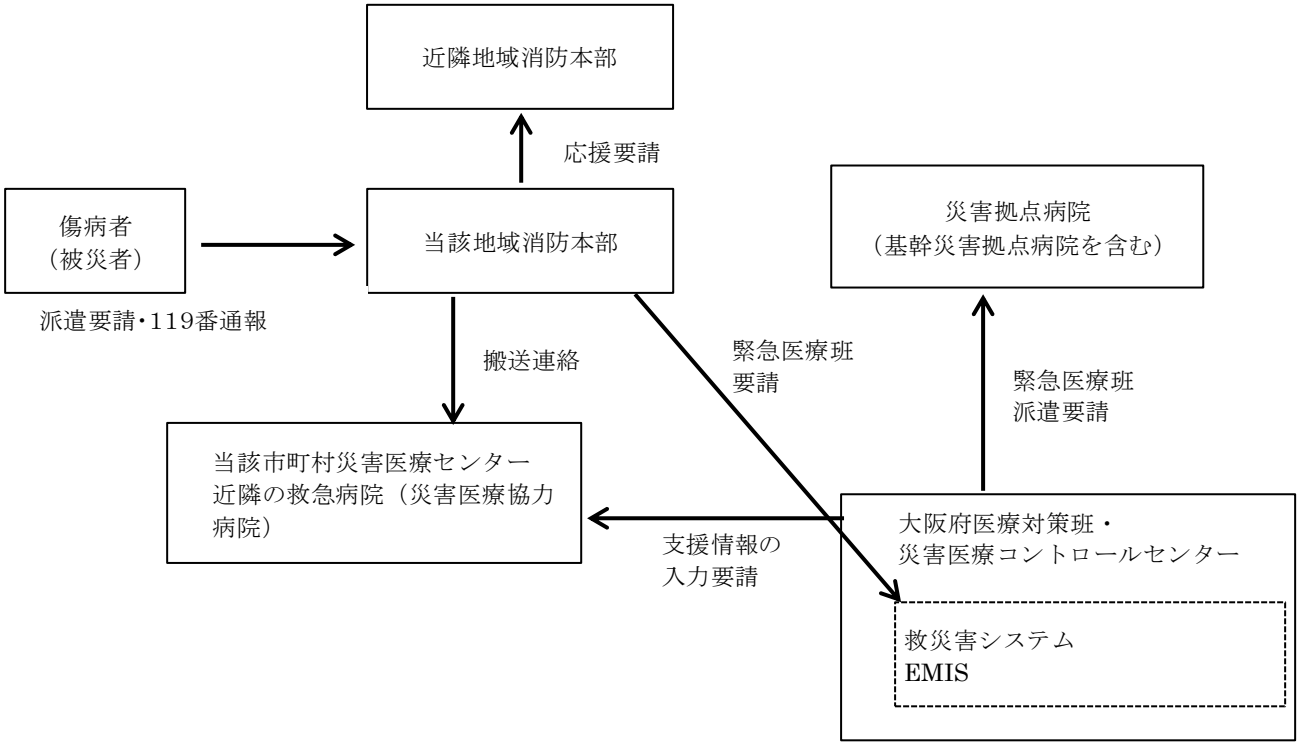

（図 6-2）大規模な事故・事件等（局地型災害）の場合の緊急医療班派遣と患者の流れ

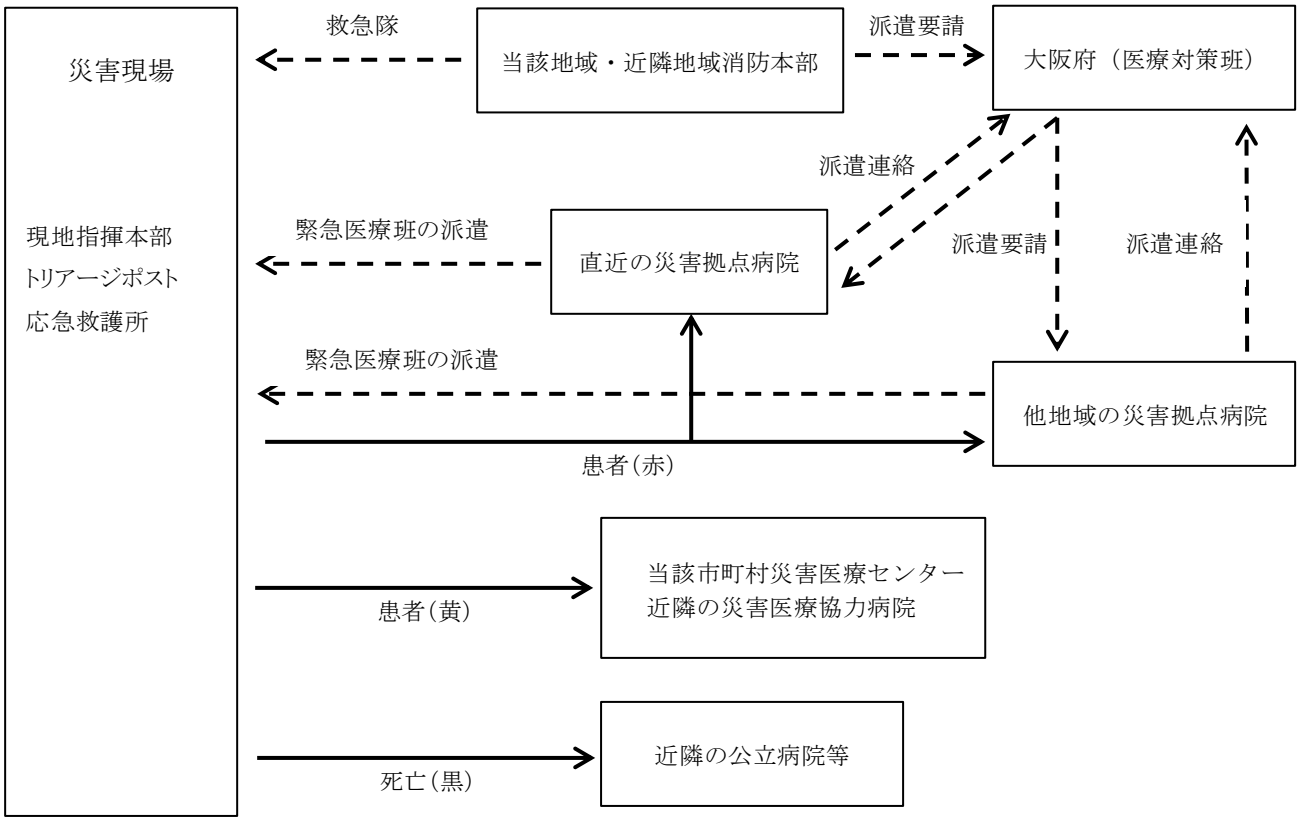

5　他府県で発生した大規模な自然災害・事故等に対する対応

(1) 被災医療情報の収集・提供

① 医療対策課長（医療対策班）は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、被災都道府県からの要請等により医療支援が必要と判断した場合には、災害医療コントロールセンターへ助言を求めた後に、災害拠点病院に対し救災システム及び EMIS へ患者受け入れ等の支援情報を入力するよう同システムの一斉通報で要請する。

② 災害の発生が夜間・休日の場合には、災害医療コントロールセンターが、医療対策課長（医療対策班）に代わって入力要請する。

③ 災害医療コントロールセンターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課長（医療対策班）に連絡する。

④ 災害拠点病院は、医療対策課長（医療対策班）から入力要請があった場合又は被災都道府県からの要請等により、患者受け入れ等の支援情報を入力することが必要と判断した場合には、支援情報を入力する。

⑤ 基幹災害拠点病院は、重症・重篤患者の受け入れについて府内の災害拠点病院間の調整を行い、受け入れ可能数等の情報を収集する。

⑥ 医療対策長課長（医療対策班）及び基幹災害拠点病院は、救災システム及び EMIS を用いて被災府県及び被災府県の基幹災害拠点病院等に支援情報を提供する。

(2) 緊急医療班等の派遣

① 医療対策課長（医療対策班）は、被災府県等から応援要請があった場合等で現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害医療コントロールセンターへ助言を求めた後に、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。なお、

派遣要請の判断は、日本 DMAT 活動要領を参考にする。

② 災害拠点病院は、医療対策課長（医療対策班）の要請があった場合又は医療対策課長（医療対策班）からの要請を受ける前であっても、他機関の要請等を受けた場合など緊急やむを得ないと自ら判断したときは、緊急医療班を派遣する。但し、自らの判断で派遣した場合には、速やかに医療対策課長（医療対策班）に報告し、その承認を得るものとする。なお、災害派遣医療チーム（DMAT）の自動待機基準は、日本 DMAT 活動要領を準拠する。

③ 緊急医療班は、現地での医療救護活動にあたっては、災害医療の中心となる災害拠点病院等の指揮により行うことを基本とし、情報共有をしながら対応する。

④ 緊急医療班を派遣した災害拠点病院は、緊急医療班を通じて現地の状況や患者搬送に関する情報を収集し、医療対策課長（医療対策班）又は災害医療コントロールセンターへ報告する。

(3) 重症・重篤患者の受け入れ

① 基幹災害拠点病院は、被災府県からの重症・重篤患者の受け入れについて、災害拠点病院を中心に救災システム及び EMIS を用いて調整する。

（図 7）他府県で災害が発生した場合の支援情報の提供と緊急救護班派遣の流れ

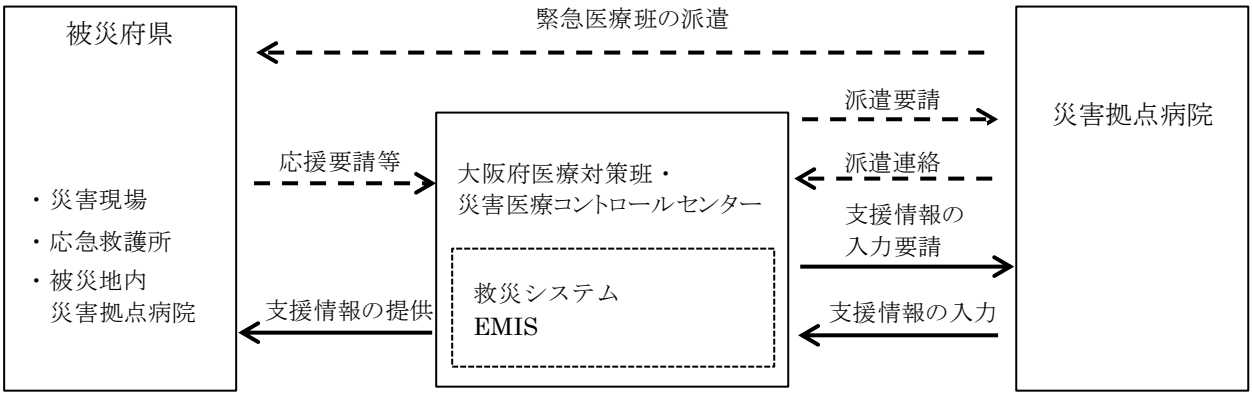

資料 3-10

地区防災計画一覧【校区自主防連携型】

令和８年３月現在

No.	計画名称	計画策定主体	策定･更新日
1	三宝校区地区防災計画カルテ	三宝校区連合町会 災害対策委員会	規定：令和２年10月 更新：
2	錦西校区地区防災計画	錦西校区地区防災計画	規定：令和２年２月 更新：
3	安井校区地区防災計画	安井校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
4	深阪校区地区防災計画	深阪校区自主防災会	規定：令和４年３月 更新：
5	深井西校区地区防災計画	深井西校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
6	八田荘校区地区防災計画	八田荘校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：：
7	八田荘西校区地区防災計画	八田荘西校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
8	土師校区地区防災計画	土師校区自主防災会	規定：令和７年３月 更新：
9	東深井校区地区防災計画	東深井校区自主防災会	規定：令和７年３月 更新：
10	鳳校区地区防災計画	鳳校区自治連合会 自主防災隊	規定：令和２年２月 更新：
11	鳳南校区地区防災計画	鳳南校区自主防災会	規定：令和２年２月 更新：
12	上野芝校区地区防災計画	上野芝校区自主防災会	規定：令和２年２月 更新：
13	向丘校区地区防災計画	向丘校区防災会	規定：令和２年２月 更新：
14	浜寺東校区地区防災計画	浜寺東自主防災会	規定：令和４年３月 更新：
15	福泉校区地区防災計画	福泉校区自主防災委員会	規定：令和２年２月 更新：
16	福泉東校区地区防災計画	福泉東校区自主防災隊	規定：令和２年２月 更新：
17	福泉上校区地区防災計画	福泉上校区自主防災会	規定：令和４年３月 更新：
18	浜寺石津校区地区防災計画	浜寺石津校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
19	家原寺校区地区防災計画	家原寺校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
20	平岡校区地区防災計画	平岡校区自主防災会	規定：令和６年２月 更新：
21	浜寺昭和校区地区防災計画	浜寺東自主防災会	規定：令和７年３月 更新：
22	上神谷地区防災計画	上神谷地区自主防災会	規定：令和２年２月 更新：
23	御池台校区地区防災計画	御池台校区自主防災会	規定：令和２年２月 更新：
24	美木多校区地区防災計画	美木多校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
25	高倉台地区防災計画	高倉台校区自主防災会	規定：令和６年２月 更新：
26	高倉台西校区地区防災計画	高倉台西校区自主防災会	規定：令和７年３月 更新：
27	竹城台校区地区防災計画	高倉台西校区自主防災会	規定：令和７年３月 更新：

28	晴美台地区防災計画	晴美台校区自主防災会	規定：令和７年３月 更新：
29	金岡校区地区防災計画	金岡校区自主防災会	規定：令和２年２月 更新：令和６年２月
30	新金岡校区地区防災計画	新金岡校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
31	百舌鳥校区地区防災計画	百舌鳥校区自主防災委員会	規定：令和５年３月 更新：
32	五箇荘校区地区防災計画	五箇荘校区自主防災委員会	規定：令和６年２月 更新：
33	新金岡東校区地区防災計画	新金岡東校区自主防災会	規定：令和７年３月 更新：
34	平尾校区地区防災計画	平尾校区自主防災会	規定：令和２年10月 更新：
35	美原西校区地区防災計画	美原西校区自主防災会	規定：令和４年３月 更新：
36	黒山校区地区防災計画	黒山校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
37	八上校区地区防災計画	八上校区自主防災会	規定：令和５年３月 更新：
38	大仙校区地区防災計画	大仙校区自主防災会	規定：令和８年３月 更新：
39	桃山台校区地区防災計画	桃山台校区自主防災会	規定：令和８年３月 更新：
40	美原北校区地区防災計画	美原北校区自主防災会	規定：令和８年３月 更新：
41	福泉中央校区地区防災計画	福泉中央校区自主防災会	規定：令和８年３月 更新：
42	東三国丘校区地区防災計画	東三国丘校区自主防災会	規定：令和８年３月 更新：

第１号様式　（火災）

資料04-01(1)

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　特定の事故を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式　（特定の事故）　　第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他(　　)		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他(　　)	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他(　　)		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関	出場人員	出場資機材
	事業所　自衛防災組織	人	
	事業所　共同防災組織	人	
	事業所　その他	人	
	消防本部（署）	台人	
	消防団	台人	
	消防防災ヘリコプター	機人	
	海上保安庁	人	
警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	

災害対策本部等の設置状況	

その他参考事項

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式　　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防･救急･救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分						
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）				（市町村）							
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の対策本部の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	そ	田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円			市町村	
				冠水	ha	農林水産業施設	千円				
報告者名			畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円				
				冠水	ha	その他の公共施設	千円				
			学校		箇所	小計	千円				
			病院		箇所	公共施設被害市町村数	団体				
			道路		箇所	その他	農産被害	千円			
			橋りょう		箇所		林産被害	千円			
			河川		箇所		畜産被害	千円			
			港湾		箇所		水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計　団体	
			砂防		箇所		商工被害	千円			
			清掃施設		箇所						
			崖くずれ		箇所						
			鉄道不通		箇所		その他	千円			
			被害船舶		隻						
			水道		戸	被害総額	千円		119番通報件数　件		
			電話		回線	災害の概況					
			電気		戸						
			ガス		戸						
			ブロック塀等		箇所						
						応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
			り災世帯数		世帯						
			り災者数		人						
		火災発生	建物		件		自衛隊の災害派遣		その他		
			危険物		件						
			その他		件						

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料04-01(2)

第１号様式　　災害確定報告

都道府県		区分			被害
災害名・確定年月日	月　日　時確定	そ	田	流失・埋没	ha
		の		冠水	ha
			畑	流失・埋没	ha
				冠水	ha
報告者名			学校		箇所
区分	被害		病院		箇所
人的被害 死者	人		道路		箇所
うち災害関連死者	人		橋りょう		箇所
行方不明者	人		河川		箇所
負傷者 重傷	人		港湾		箇所
負傷者 軽傷	人		砂防		箇所
住家被害 全壊	棟	の	清掃施設		箇所
	世帯		崖くずれ		箇所
	人		鉄道不通		箇所
半壊	棟		被害船舶		隻
	世帯		水道		戸
	人		電話		回線
一部破損	棟		電気		戸
	世帯		ガス		戸
	人		ブロック塀等		箇所
床上浸水	棟				
	世帯				
	人				
床下浸水	棟		り災世帯数		世帯
	世帯		り災者数		人
	人	火災発生	建物		件
非住家 公共建物	棟		危険物		件
非住家 その他	棟		その他		件

区分		被害	都道府県災害対策本部	名称	
公立文教施設	千円			設置	月　日　時
農林水産業施設	千円			解散	月　日　時
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円		災害対策本部設置市町村名		
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他 農産被害	千円				
林産被害	千円			計	団体
畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
水産被害	千円				
商工被害	千円				
				計	団体
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）

第2号様式　　災害中間年報

都道府県名

区分 ＼ 発生年月日 ＼ 災害名							計
人的被害	死者	人						
	うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者 重傷	人						
	負傷者 軽傷	人						
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他の公共施設		千円						
その他被害		千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人						
消防団員出動延人数		人						

第3号様式　　災害年報

都道府県名

区分 ＼ 発生年月日 ＼ 災害名								計
人的被害	死者	人						
	うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者 重傷	人						
	負傷者 軽傷	人						
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他	田 流失・埋没	ha						
	田 冠水	ha						
	畑 流失・埋没	ha						
	畑 冠水	ha						
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
	水道	戸						

都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分							計
電話		回線					
電気		戸					
ガス		戸					
その他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
農林水産業施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
公共土木施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
その他の公共施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
小計		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	公共施設被害市町村数	団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円					
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

別記様式第3(第6条関係)

資料　4-2

年　　月　　日

大　阪　府　知　事　　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の使用用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	(　　)　　局　　番
	氏名又は名称	
緊　急　連絡先	住　所	(　　)　　局　　番
	氏名又は名称	
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格A4とする。

資料　4-3

標　章

別記様式第３（第６条関係）

備考　１．色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２．記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３．図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料　4-4

派　遣　要　請　書　様　式　等

○　知事への依頼書様式

文書番号
年　月　日

大阪府知事　様

市町村長等

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する事由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　その他参考となるべき事項

文書番号
年　月　日

大阪府知事　様

市町村長等

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年　月　日付第　号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要求を依頼します。

記

1　撤収要請日時
2　派遣された部隊
3　派遣人員及び従事作業の内容
4　その他参考となるべき事項

堺市防災会議委員一覧

資料　5-1

会長：堺市長　永藤　英機

	区分（注）	機関名	委員役職
1	1号	近畿総合通信局	局長
2	1号	近畿地方整備局	局長
3	1号	近畿運輸局	局長
4	1号	堺海上保安署	署長
5	1号	大阪管区気象台	台長
6	2号	陸上自衛隊第37普通科連隊	連隊長
7	2号	海上自衛隊阪神基地隊	阪神基地隊司令
8	3号	大阪府	危機管理監
9	3号		鳳土木事務所長
10	3号		富田林土木事務所長
11	3号	大阪港湾局	泉州港湾・海岸部　事業企画・防災課長
12	4号	大阪府警察	堺市警察部長
13	5号	堺市	副市長
14	5号		副市長
15	5号		副市長
16	5号		上下水道事業管理者
17	5号		危機管理監
18	5号		建設局長
19	5号		南区長
20	5号		ダイバーシティ推進監
21	5号		健康福祉局　長寿社会部長
22	6号		教育長
23	7号		消防長
24	7号	堺市美原消防団	団長
25	8号	地方独立行政法人　堺市立病院機構	堺市立総合医療センター副院長
26	8号	日本赤十字社　大阪府支部	事務局長
27	8号	西日本電信電話株式会社　関西支店	執行役員　関西支店長
28	8号	阪神高速道路株式会社　管理本部	大阪管理部長
29	8号	西日本旅客鉄道株式会社　近畿統括本部阪奈支社	阪奈支社長
30	8号	大阪ガスネットワーク株式会社　南部事業部	導管計画チームマネジャー
31	8号	日本通運株式会社　大阪支店	ロジスティクス部部長
32	8号	関西電力送配電株式会社　大阪南本部	南大阪配電営業所長
33	8号	日本放送協会　大阪放送局	コンテンツセンター第２部長
34	8号	南海電気鉄道株式会社	取締役常務執行役員鉄道事業本部長
35	8号	一般社団法人　大阪府トラック協会泉州支部	事務長
36	9号	堺市自治連合協議会	理事
37	9号	京都大学	教授
38	9号	大阪公立大学	教授
39	9号	防災科学技術研究所	災害過程研究所　契約研究員
40	9号	人と防災未来センター	研究員
41	10号	一般社団法人　堺市医師会	理事
42	10号	一般社団法人　堺市歯科医師会	常務理事
43	10号	一般社団法人　狭山美原歯科医師会	副会長
44	10号	一般社団法人　堺市薬剤師会	副会長
45	10号	公益社団法人　大阪府看護協会	会長
46	10号	社会福祉法人　堺市社会福祉協議会	理事
47	10号	堺人権擁護委員協議会　堺市地区委員会	会計監査
48	10号	堺市民生委員児童委員連合会	会計理事
49	10号	特定非営利活動法人　堺障害者団体連合会	理事長
50	10号	一般財団法人　堺市母子寡婦福祉会	代表理事
51	10号	公益財団法人　大阪府国際交流財団	企画推進課課長補佐
52	10号	非営利活動法人　Queer　and　Women's　Resource　Center	理事
53	10号	特定非営利活動法人　日本防災士会　大阪府支部堺ブロック	広報委員
54	10号	特定非営利活動法人　SEIN	代表理事
55	10号	特定非営利活動法人　とれじゃーＢＯＸ	理事長
56	10号	プロジェクト　コンストルイル　アルテル	代表

（注）区分（堺市防災会議条例第3条第5項）

1号　指定地方行政機関の職員
2号　本市の区域を警備区域とする自衛隊の部隊の長
3号　大阪府の知事の部内の職員
4号　大阪府警察の警察官
5号　本市の職員
6号　教育長
7号　消防長及び消防団長
8号　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
9号　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
10号　前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

資料　5-2

堺市災害対策本部組織

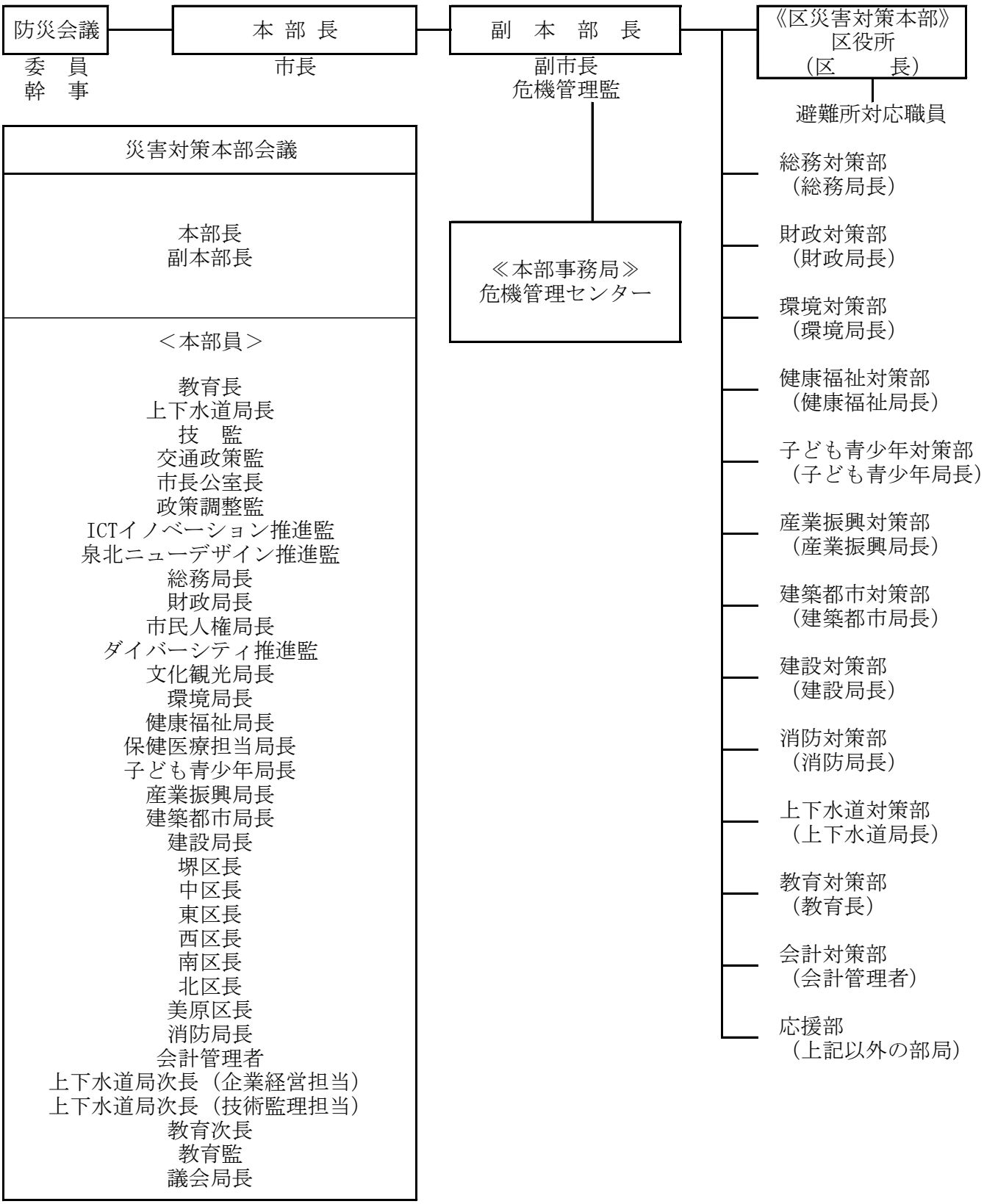

堺市災害対策本部活動編成表

対策部	責任者	構成	主たる分掌事務
共通		局総務担当課	・局内、局間連絡調整 ・局内災害業務計画編成 ・局内職員の動員 ・所管施設の保全、応急復旧
総務対策部	総務局長	行政部 人事部	・災害対策本部の施設面 ・職員の動員体制の把握
財政対策部	財政局長	財政部 契約部 税務部 市税事務所	・災害予算 ・緊急物資の購入、契約 ・車両管理
環境対策部	環境局長	カーボンニュートラル推進部 環境保全部 環境事業部	・災害時の環境保全 ・ごみ等の応急処置、清掃 ・応急汲み取り
健康福祉対策部	健康福祉局長	生活福祉部 長寿社会部 障害福祉部 健康部 保健所	・被災者救援の総括 ・災害応急医療調整 ・感染症予防、応急措置 ・遺体火葬 ・消毒
こども青少年対策部	こども青少年局長	こども青少年育成部 子育て支援部 こども相談所	・災害応急保育
産業振興対策部	産業振興局長	産業戦略部 農政部	・経済関連被害調査 ・被災事業者への融資斡旋 ・農林水産施設などの応急対策
建築都市対策部	建築都市局長	都市計画部 交通部 都市整備部 住宅部 建築部 開発調整部	・関係施設の被害調査、応急復旧 ・被災建築物の応急危険度判定 ・応急仮設住宅の建設 ・公共施設の応急復旧
建設対策部	建設局長	土木部 サイクルシティ推進部 道路部 用地部 公園緑地部	・浸水被害調査、応急復旧 ・土木施設の被害調査、応急復旧 ・災害交通規制 ・公園施設の被害調査、応急復旧
消防対策部	消防局長	総務部 警防部 救急部 予防部 消防署	・災害情報の収集 ・消防、水防の災害応急措置 ・救助、救急、救護活動
上下水道対策部	上下水道局長	経営企画室 総務部 サービス管理部 水道部 下水道管路部 下水道施設部	・所管施設の被害調査、応急復旧 ・応急給水 ・給水広報 ・給水資器材の確保 ・下水道施設の応急復旧 ・浸水被害調査、応急復旧
教育対策部	教育長	事務局各部 各学校	・災害応急教育 ・教職員の指導、連絡、調整 ・学校園への指令、連絡調整 ・被災児童等への応急措置 ・避難所開設 ・学校の管理
会計対策部	会計管理者	会計室	・義援金品の受理
応援部 ※本部活動がない部局はすべて応援部とする	政策局長		・本部の応援
	ＩＣＴイノベーション推進監		
	泉北ニューデザイン推進監		
	市民人権局長		
	文化観光局長		
	議会局長		
	選挙管理委員会事務局長		
	監査委員事務局長		
	農業委員会事務局長		
	人事委員会事務局長		

※詳細は、総則第４節防災関係機関の業務大綱を参照

資料　5-4

災害拠点病院等一覧

区分		名称	区域	根拠	基準
災害拠点病院					
	基幹災害拠点病院	大阪急性期・総合医療センター		国通達 「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付、医政発0321第2号） ↓ 大阪府地域防災計画	都道府県毎に１か所
	地域災害拠点病院	大阪市立総合医療センター			二次医療圏毎に１か所
		大阪医療センター			
		大阪赤十字病院			
		大阪公立大学医学部附属病院			
		大阪府済生会千里病院			
		大阪大学医学部附属病院			
		大阪医科薬科大学病院			
		関西医科大学附属病院			
		関西医科大学総合医療センター			
		大阪府立中河内救命救急センター			
		市立東大阪医療センター			
		近畿大学病院			
		堺市立総合医療センター	西区		
		りんくう総合医療センター			
		大阪警察病院			
		多根総合病院			
		岸和田徳洲会病院			
特定診療災害医療センター		大阪国際がんセンター		大阪府地域防災計画	
		大阪精神医療センター			
		大阪はびきの医療センター			
		大阪母子医療センター			
市町村災害医療センター		大阪労災病院	北区	大阪府地域防災計画 ↓ 堺市地域防災計画	
災害医療協力病院 ※★は災害拠点病院、●は市町村災害医療センターを兼ねる医療機関		浅香山病院	堺区	大阪府地域防災計画 大阪府医療計画	
		堺山口病院	堺区		
		清恵会病院	堺区		
		阪堺病院	堺区		
		耳原総合病院	堺区		
		堺フジタ病院	中区		
		堺平成病院	中区		
		阪南病院	中区		
		阪和第二泉北病院	中区		
		ベルランド総合病院	中区		
		邦和病院	中区		
		南堺病院	中区		
		日野病院	東区		
		堺市立総合医療センター ★	西区		
		馬場記念病院	西区		
		堺咲花病院	南区		
		泉北陣内病院	南区		
		植木病院	北区		
		大阪労災病院 ●	北区		
		金岡中央病院	北区		
		近畿中央呼吸器センター	北区		
		吉川病院	北区		
		堺若葉会病院	北区		
		田中病院	美原区		
		美原病院	美原区		

※ 令和7年4月1日現在

※ 区域名があるものはすべて堺市内の救急告示病院

救急指定病院

資料　5-5

令和7年4月1日現在

病　　院　　名	所　　在　　地	病床数	電話番号
浅香山病院	堺区今池町3丁3番16号	979	072-229-4882（昼） 072-229-4884（夜）
堺山口病院	堺区東湊町6丁383番地	60	072-241-3945
清恵会病院	堺区南安井町1丁1番1号	336	072-223-8199
阪堺病院	堺区大浜北町1丁8番8号	140	072-233-6745
耳原総合病院	堺区協和町4丁465番地	386	072-241-0501
堺フジタ病院	中区深井沢町3347番地	87	072-279-1170
堺平成病院	中区深井沢町6番地13	296	072-278-2461
阪南病院	中区八田南之町277番地	690	072-278-0381
阪和第二泉北病院	中区深井北町3176番地	969	072-277-1401
ベルランド総合病院	中区東山500番地3	477	072-234-2001
邦和病院	中区新家町700番地1	119	072-234-1331
南堺病院	中区大野芝町292番地	153	072-236-3636
日野病院	東区北野田626番地	199	072-235-0090
堺市立総合医療センター	西区家原寺町1丁1番1号	487	072-272-1199
馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4丁244番地	300	072-265-5558
堺咲花病院	南区原山台2丁7番1号	310	072-295-8833
泉北陣内病院	南区豊田40番地	269	072-299-2020
植木病院	北区黒土町3002番地5	130	072-257-0100
大阪労災病院	北区長曽根町1179番地3	678	072-252-3561
金岡中央病院	北区中村町450番地	453	072-252-9000
近畿中央呼吸器センター	北区長曽根町1180番地	365	072-252-3021（昼） 072-252-3023（夜）
吉川病院	北区東三国ケ丘町4丁1番25号	90	072-259-0100
堺若葉会病院	北区新金岡町4丁1番7号	180	072-255-1001
田中病院	美原区黒山39番地10	180	072-361-3555
美原病院	美原区今井380番地	452	072-361-0545

高度救命救急センター(三次救急医療機関)：大阪府　　令和7年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	ドクターヘリ
大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2番15号	06-6879-5111	基地病院 搬送先病院
関西医科大学附属病院	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	搬送先病院
大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3丁目1番56号	06-6692-1201	搬送先病院

救命救急センター(三次救急医療機関)：大阪府　　令和7年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	ドクターヘリ
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号	06-6929-1221	搬送先病院
大阪警察病院	大阪市天王寺区烏ケ辻2丁目6番40号	06-6771-6051	搬送先病院
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	06-6774-5111	搬送先病院
大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2丁目1番14号	06-6942-1331	搬送先病院
大阪公立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	06-6645-2121	搬送先病院
大阪府済生会千里病院	吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121	搬送先病院
大阪医科薬科大学病院	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	搬送先病院
関西医科大学総合医療センター	守口市文園町10番15号	06-6992-1001	搬送先病院
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3丁目4番13号	06-6785-6166	搬送先病院
近畿大学病院	大阪狭山市大野東377番地2	072-366-0221	搬送先病院
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	072-272-1199	搬送先病院
岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町4丁目27番1号	072-445-9915	搬送先病院
りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター)	泉佐野市りんくう往来北2番地23	072-469-3111	搬送先病院

資料　5-6

都　市　公　園　の　現　況

■　都市公園の現況

令和7年3月31日現在

	都市計画決定公園緑地等		左の内、開設公園緑地等		その他の都市公園		開設都市公園合計	
	箇所	(ha)	箇所	(ha)	箇所	(ha)	箇所	(ha)
街区	136	(38.58)	129	(35.18)	957	(52.75)	1,086	(87.93)
近隣	37	(106.90)	34	(94.69)	6	(8.24)	40	(102.93)
地区	14	(70.90)	8	(30.28)	0	(0.00)	8	(30.28)
住区基幹公園合計	187	(216.38)	171	(160.15)	963	(60.99)	1,134	(221.14)
総合	6	(147.20)	6	(96.49)	0	(0.00)	6	(96.49)
運動	2	(34.70)	2	(34.82)	0	(0.00)	2	(34.82)
都市基幹公園合計	8	(181.90)	8	(131.31)	0	(0.00)	8	(131.31)
その他	14	(383.20)	13	(322.86)	40	(40.00)	53	(362.86)
合計	209	(781.48)	192	(614.32)	1,003	(100.99)	1,195	(715.31)

■　広域避難地の機能を有する都市公園の整備

（　単位　ha　）

公園名称	種別	計画面積	開設面積	公園名称	種別	計画面積	開設面積
浅香山公園	近隣	1.70	1.66	鴨谷公園	総合	13.10	13.12
八田荘公園	近隣	－	1.49	金岡公園	運動	17.40	17.71
金岡東第1～3公園	近隣	7.10	5.38	原池公園	運動	17.30	17.11
三宝公園	地区	6.60	3.17	大蓮公園	風致	15.50	15.46
西原公園	地区	12.70	12.66	泉ヶ丘公園	地区	5.50	0.00
天神公園	地区	5.70	0.00	新檜尾公園	風致	11.10	11.06
大浜公園	総合	16.30	16.30	美原ふる里公園	歴史	－	0.91
大仙公園	総合	81.10	38.75	大泉緑地	緑地	118.30	98.70
白鷺公園	総合	9.30	9.00	浜寺公園	広域	37.00	37.00

■　一次避難地の機能を有する都市公園の整備

（　単位　ha　）

公園名称	種別	計画面積	開設面積	公園名称	種別	計画面積	開設面積
戎公園（ザビエル公園）	近隣	1.50	1.47	茶山公園	近隣	4.40	4.39
陵南中央公園	近隣	1.30	1.34	庭代公園	近隣	6.90	6.89
竹城公園	近隣	2.60	2.59	城山公園	近隣	5.40	5.37
高倉公園	近隣	3.40	3.44	赤坂公園	近隣	4.30	4.26
槇塚公園	近隣	3.00	3.03	南八下西公園	近隣	2.00	0.93
桃山公園	近隣	3.50	3.46	新堀公園（さくら今池公園）	近隣	1.60	1.40
原山公園	近隣	7.80	7.80	土塔町公園	近隣	1.80	1.81
御池公園	近隣	6.90	9.18	鳳公園	近隣	2.10	2.08
向陵公園	近隣	1.70	1.51	大池公園	近隣	1.90	2.25
鈴の宮公園	近隣	3.10	1.35	さつき野公園	近隣	－	1.90
船堂公園	近隣	1.90	1.85	霞ヶ丘公園	地区	4.70	3.51
錦西公園	近隣	1.50	0.17	登美丘北公園	地区	3.40	1.07
浜寺元町公園	近隣	1.80	0.00	水賀池公園	地区	4.00	4.23
深井北町公園	近隣	1.10	1.17	向ヶ丘公園	地区	4.10	4.14
神野公園	近隣	1.70	1.70	東雲公園	地区	2.30	1.25
宮山公園	近隣	3.60	3.60	舟渡池公園	総合	10.00	1.97
三原公園	近隣	2.20	2.19				
晴美公園	近隣	5.90	5.90				

資料　5-7

河川の改修状況

【１級河川】

（管理者　国土交通省）

河川名	区域		事業計画
	自	至	
大和川	松原市との境界	河口	平成25年11月改定の大和川水系整備計画にもとづき、柏原市より下流については、5,200㎥/秒（200年確率）の流下が可能な河道の確保を目標としている。 （事業主体　国）

（管理者　大阪府知事）

河川名	区域		事業計画
	自	至	
西除川	大阪狭山市との境界	大和川合流点	大和川合流点から改進橋までは、80㎜/hr対応改修済。上流未改修部については改修中。（事業主体　大阪府）
西除川放水路	西除川分派点	大和川合流点	100年確率改修済 （事業主体　大阪府）
東除川	狭山池	大和川合流点	50㎜/hr対応改修済 （事業主体　大阪府）
平尾小川	美原町平尾2990番地先	東除川合流点	改修済 （事業主体　大阪府）

（管理者　堺市長）

河川名	区域		事業計画
	自	至	
狭間川	狭間雨水線合流点	1級河川 西除川への合流点	小今池橋下流区間においては時間雨量73㎜程度の降雨に対応した改修が完了し、下流区間においては時間雨量50㎜程度の降雨に対応した改修が完了しています。 （事業主体　堺市）

【２級河川】

（管理者　大阪府知事）

河川名	区域		事業計画
	自	至	
石津川	法道寺川合流点	河口	65㎜/hr対応改修中（宮本橋～平岡橋） （事業主体　大阪府）
百済川	北条町石長橋	石津川合流点	50㎜/hr対応改修済 （事業主体　大阪府）
和田川	美木多上小川合流点	石津川合流点	50㎜/hr対応改修済 （事業主体　大阪府）
陶器川	田園前田川合流点	石津川合流点	50㎜/hr対応改修済 （事業主体　大阪府）
妙見川	釜室西松尾橋	石津川合流点	50㎜/hr対応改修済 （事業主体　大阪府）
百舌鳥川	府道・百舌鳥橋	百済川合流点	50㎜/hr対応改修済 （事業主体　大阪府）
甲斐田川	城山台5丁492番1号	和田川合流点	50㎜/hr対応改修済 （事業主体　大阪府）

（管理者　堺市長）

河川名	区域		事業計画
	自	至	
内川放水路	内川からの分派点	河口	100年確率改修済 （事業主体　堺市）
内川	錦之町西3丁40番地先	河口	100年確率改修済 （事業主体　堺市）
土居川	大仙西町1丁6番地先	内川合流点	100年確率改修済 （事業主体　堺市）

【準用河川】
（管理者　堺市長）

河川名	区域		事業計画
	自	至	
百舌鳥川	右岸　野尻町250の41 左岸　野尻町105の2	2級河川 百舌鳥川への合流点	最下流部より中百舌鳥小学校までの区間は50mm/hr対応改修済、上流部については暫定改修済。 （事業主体　堺市）
光竜寺川	右岸　新金岡町3-6-25 左岸　新金岡町4-7-23	1級河川 西除川への合流点	50mm/hr対応改修済 （事業主体　堺市）
伊勢路川	右岸　深井沢町2423-1 左岸　深井沢町2423-3	2級河川 石津川への合流点	50mm/hr対応改修済 （事業主体　堺市）
和田川	右岸　別所554-1 左岸　別所235-1	2級河川 和田川への合流点	50mm/hr対応改修済 （事業主体　堺市）

【普通河川】

河川名	区域		事業計画
	自	至	
百済川	北条町	2級河川 百済川合流点	50mm/hr対応改修済 （事業主体　堺市）
美濃川	土師町１丁 （美濃川雨水線合流点）	普通河川 百済川合流点	50mm/hr対応改修済 （事業主体　堺市）
陶器川	陶器北 （老ノ池）	2級河川 陶器川合流点	50mm/hr対応改修済 （事業主体　堺市）
前田川	新岸池	2級河川 陶器川合流点	50mm/hr対応改修済 （事業主体　堺市）
明正川	天濃池	2級河川 石津川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 （事業主体　大阪府）
法道寺川	大正池	2級河川 石津川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 （事業主体　大阪府）
妙見川	畑	2級河川 妙見川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 （事業主体　大阪府）
和田川	別所	準用河川 和田川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 （事業主体　大阪府）
第2豊田川	豊田 （飛地）	普通河川 法道寺川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 （事業主体　大阪府）

公共下水道による雨水排水計画

資料　5-8

処理区	排水区	処理面積	分合流の区分	ポンプ場
三宝処理区	金岡排水区	391	合流式一部分流式	
	陵北排水区	195	合　流　式	
	土居川排水区	319	合流式一部分流式	
	大和川排水区	86	合　流　式	
	古川排水区	166	合　流　式	古川・竪川下水ポンプ場
	陵西排水区	466	合流式一部分流式	出島下水ポンプ場
	臨海排水区	302	分　流　式	
計		約1,924 ha		
石津処理区	湊石津排水区	399	合流式一部分流式	湊石津・戎橋下水ポンプ場
	鳳浜寺排水区	694	分　流　式	浜寺下水ポンプ場
	上野芝排水区	140	分　流　式	
	家原排水区	304	分　流　式	津久野下水ポンプ場（計画）
	深井排水区	18	分　流　式	
	百舌鳥排水区	201	分　流　式	
計		約1,756 ha		
泉北処理区	陶器川排水区	650	分　流　式	
	石津川排水区	2,688	分　流　式	
	和田川排水区	1,276	分　流　式	
	上野芝排水区	69	分　流　式	
	百舌鳥排水区	194	分　流　式	
	深井排水区	577	分　流　式	
計		約5,454 ha		
今池処理区	今井戸・東除川排水区	24	分　流　式	
	浅香川排水区	36	分　流　式	
	光竜寺川排水区	348	分　流　式	
	狭間川排水区	468	分　流　式	
	西除川左岸Ａ排水区	147	分　流　式	
	西除川左岸Ｂ排水区	157	分　流　式	
	西除川左岸排水区	509	分　流　式	
	西除川右岸排水区	620	分　流　式	
	野遠川排水区	26	分　流　式	
	深井排水区	136	分　流　式	
	百舌鳥排水区	343	分　流　式	
	東除川右岸	535	分　流　式	
	東除川左岸	107	分　流　式	
計		約3,457 ha		
北部処理区	芦田川排水区	112	分流式	
	王子川排水区	2	分流式	
	羽衣排水区	1	分流式	
計		約115 ha		
大井処理区		18	分流式	
計		約18 ha		

水門・樋門・ポンプ場等の位置

資料　5-9

番号	符号	名　　称	位　　置	施設管理者	操作責任者		適用
					名称	電話	
1	樋	三国・香ヶ丘 排水樋門	香ヶ丘町地先	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072（232）4958 072（232）4959	電動式（手動可） ｽﾃﾝﾚｽ扉　１門 2,700w×2,600H
2	樋	三宝大和川 樋門	松屋大和川通 3丁地先	〃	〃	〃	電動式（手動可） ｽﾃﾝﾚｽ扉　４門 3,000W×1,600H
3	樋	下松屋樋門	築港八幡町	〃	〃	〃	電動式（手動可） ｽﾃﾝﾚｽ扉　２門 2,000W×2,000H
4	樋	第１排水樋門	〃	堺市下水道管路部 下水道保全課	堺市下水道管路部 下水道保全課	072(250)4081	電動式（手動可） ｽﾃﾝﾚｽ扉　　１門 1,800W×1,800H
5	樋	Ｂ八幡樋門	〃	（株）堺ニチアス	製造部長	072（238）6485 （夜間・休日） 072（227）8120	φ１．５×１．５ ×１連 手動
6	口	大阪ガスＡ放水所	〃	大阪ガスＫＫ	総務部用地計画室	06(6205)4551	
7	口	大阪ガスＢ放水所	〃	〃	〃	〃	
8	口	大阪ガスＣ放水所	〃	〃	〃	〃	
9	ポンプ場	古川 下水ポンプ場	神南辺町 地先	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1,800×4台 φ1,200×1台 自家発　1台
10	口	古川 雨水排水樋門	〃	〃	〃	〃	電動式（手動可） 鉄扉　１門 2,400W×1,800H
11	水門	堺第１号水門 （古川）	神南辺町４丁 地先	大阪港湾局	堺市土木部 河川水路課	072(228)7418	電動式　1門 10,900W×4,650H 自家発　１台
12	口	堺化学排水口	戎島町古川筋	堺化学工業ＫＫ	堺事業所 総務課	072(223)4115	角型無扉
13	口	堺化学旧排水口	戎島町古川筋	堺化学工業ＫＫ	堺事業所 総務課	072(223)4115	丸型無扉
14	ポンプ場	竪川下水ポンプ場	戎島町5丁地先	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1,200×1台 φ1,000×4台 自家発　1台
15	口	竪川 雨水排水樋門	〃	〃	〃	〃	電動式（手動可） 鉄扉 3,070W×2,620H
16	水門	堺第２号水門 （竪川）	〃	大阪港湾局	堺市土木部 河川水路課	072(228)7418	電動式　鉄扉 12,000W×7,600H 2門 自家発　1台
17	ポンプ場	内川排水機場	戎島町4丁	堺市土木部 河川水路課	〃	〃	雨水ポンプ φ1,650×2台 φ1,000×1台 自家発　1台
18	ポンプ場	湊石津 下水ポンプ場	浜寺石津町西 地先	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1,000×4台 φ　700×3台 自家発　1台

番号	符号	名　　称	位　　置	施設管理者	操作責任者		適用
					名称	電話	
19	口	湊石津下水 ポンプ場雨水吐口	浜寺石津町西 石津川右岸	〃	〃	〃	1,900W×2,100H ２連　ＢＯＸ
20	ポンプ場	戎橋下水ポンプ場	石津町4丁	〃	〃	〃	雨水ポンプ 700×1台 500×1台 自家発　　１台
21	樋	戎橋下水ポンプ場 旭ヶ丘幹線吐口樋門	〃	〃	〃	〃	電動式（手動可） 2,560W×2,000H 鉄扉　　1門
22	樋	三光防潮樋門	浜寺諏訪森町西 ３丁	〃	〃	〃	鉄扉　３門 電動　遠隔
23	樋	船津川防潮樋門	浜寺諏訪森町西 ４丁地先	〃	〃	〃	鉄扉　２門 電動　遠隔
24	ポンプ場	浜寺下水ポンプ場	浜寺諏訪森町西 ３丁	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1800　４台 φ1200　２台 φ500　１台 自家発　１台
25	ポンプ場	今井戸川 雨水ポンプ場	常磐町３丁	大阪府南部流域 下水道事務所	今池管理センター	072(336)7655	雨水ポンプ φ1350　４台
26	口	〃 吐口ゲート	〃	〃	〃	〃	鉄扉　３門 電動　遠隔

（下水ポンプ場）

名　　称	所在地	敷地面積（㎡）	種別	施設概要	
				計画	現況
古川 昭和　50.6.1	神南辺町4丁・5丁地内	11,380	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ5台 汚水ポンプ4台	完成済
竪川 昭和　43.7.1	戎島町5丁地内	1,730	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ5台 汚水ポンプ3台	完成済
出島 昭和　59.4.1	出島浜通地内	7,000	汚水中継	汚水ポンプ3台	完成済
湊石津 昭和　35.10.1	浜寺石津町西2丁地内	3,000	雨水排除	雨水ポンプ7台	完成済
戎橋 昭和　42.7.1	石津町4丁地内	580	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ2台 汚水ポンプ3台	完成済
浜寺 昭和　63.4.1	浜寺諏訪森町西3丁地内	7,220	雨水排除	雨水ポンプ7台	完成済
津久野	神石市之町、宮下町及び津久野３丁地内	19,600	雨水排除	雨水ポンプ4台	計画

雨水調整池

資料　5-10

名称	容量	備考
南向陽調整池	約 15,000 m^3	完成済
芦ヶ池調整池	約 5,000 m^3	完成済
新池（長曽根町）調整池	約 2,200 m^3	完成済
新池（菩提町）調整池	約 15,100 m^3	完成済
窪田池調整池	約 16,500 m^3	完成済

資料5-11（1）

防災重点農業用ため池

		箇所数
A級	特に重要な防災重点ため池	1
B級	重要な防災重点ため池	23
C級	防災重点ため池	44
その他	その他の防災重点ため池	227
合計		295

令和7年7月現在

資料5-11（2）

A・B級防災重点農業用ため池一覧表

令和7年7月現在

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	要水防堤長（m）	堤高（m）	満水面積（ha）	貯水量（千㎥）	水防値	備考（旧番号）
271406010	星谷池	中区	新家町	新家町自治会	98	1.5	0.5	10	B	271420025
271406011	土塔菰池	中区	土塔町	菰池水利組合	403	3.9	6.7	75	B	271420033
271406021	阿弥陀池	中区	陶器北	堺市陶器北土地改良区	135	10.8	3.9	119	B	271420116
271406026	柏原池	中区	土塔町	土塔水利組合	150	4.5	1.4	15	B	271420122
271406033	日置荘（坊ケ池）あたらし池	東区	日置荘西町５丁	日置荘西町水利組合	140	4.0	1.5	30	B	271430005
271406042	石原新池	東区	石原町４丁	石原町水利組合	284	3.4	0.8	18	B	271430015
271406044	大津池	東区	野尻町	金岡町自治連合会、野尻町内会	509	4.1	4.2	127	B	271430024
271406048	日置荘西池	東区	日置荘北町３丁	日置荘北町水利組合	130	3.6	0.4	11	B	271430029
271406049	日置荘今池	東区	日置荘原寺町	日置荘原寺水利組合	482	5.0	3.9	100	B	271430036
271406051	九文度池	東区	日置荘田中町	日置荘田中水利組合	244	3.5	1.3	25	B	271430040
271406052	千鶴（ちじ）池	東区	高松	高松水利組合	149	4.5	1.1	33	B	271430046
271406054	高松大池	東区	高松	高松水利組合	120	5.4	2.1	23	B	271430048
271406055	丈六大池	東区	丈六	丈六水利組合・堺市	391	5.0	1.7	31	B	271430050
271406058	石原石池	東区	菩提町３丁	石原町水利組合	286	3.3	1.3	27	B	271430123
271406070	浜寺今池	西区	浜寺船尾町西５丁	浜寺船尾水利組合	398	3.6	2.3	24	B	271440022
271406149	戌之坊（晴美台）新池	南区	晴美台１丁	車庭水利組合・堺市	125	6.0	1.6	69	B	271450094
271406301	大正池	南区	豊田	大正池土地改良区	120	23.0	5.6	325	A	271450394
271406320	中村大池	北区	中村町	中村町水利組合	436	2.0	6.3	139	B	271460005
271406322	金岡長池	北区	金岡町	長池水利組合	1,010	4.7	6.2	187	B	271460007
271406325	信濃池	北区	中百舌鳥町３丁	信濃池水利組合	341	3.6	2.6	52	B	271460017
271406326	仁山田池	北区	百舌鳥西之町	仁山田池梅町水利組合	1,326	3.9	4.6	87	B	271460021
271406362	小寺大池	美原区	小寺	小寺水利組合・堺市	180	3.1	0.8	16	B	271470044
271406367	白池	美原区	丹上	丹上実行水利組合	502	3.2	1.4	18	B	271470126
271406375	笠田池	美原区	多治井	多治井水利実行組合	270	2.5	5.1	51	B	271470143

資料5-11 (3)

C級 防災重点農業用ため池一覧表

令和7年7月現在

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406001	辰巳池	中区	上之	太田之内土地改良区	271420011
271406005	赤塚池	中区	堀上町	宇見坊水利組合	271420017
271406006	土師(菰池)下池	中区	土師町5丁	下池農業用水利組合	271420018
271406008	平井三ツ池	中区	平井	平井水利組合	271420020
271406009	鴨坂池	中区	東八田	東八田水利組合	271420021
271406012	宇見坊池	中区	堀上町	宇見坊水利組合	271420042
271406013	巳ノ池	中区	平井	平井水利組合	271420052
271406014	午池	中区	上之	太田之内土地改良区	271420065
271406015	高津池	中区	上之	太田之内土地改良区	271420101
271406016	中津池	中区	上之	太田之内土地改良区	271420102
271406019	倉谷池	中区	田園	倉谷池水利組合	271420106
271406024	原井頭池	中区	平井	平井水利組合	271420119
271406025	おいど(大井戸)池	中区	平井	平井水利組合	271420120
271406039	埴池	東区	石原町３丁	石原町水利組合	271430012
271406041	吉田池	東区	石原町４丁	石原町水利組合	271430014
271406045	灰原池	東区	日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合	271430026
271406046	坊ヶ池(坊ケ池小池)	東区	日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合	271430027
271406047	日置荘石池	東区	日置荘西町8丁	日置荘西町水利組合	271430028
271406053	甚平池	東区	高松	高松水利組合、丈六水利組合	271430047
271406059	丈六中池	東区	丈六	丈六水利組合	271430130
271406073	鶴田池	西区	草部	光明池土地改良区	271440054
271406074	藪池	西区	原田	光明池土地改良区(取石地区水利委員他)	271440056

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406075	赤禿池	西区	原田	光明池土地改良区(取石地区水利委員他)	271440058
271406079	咄池	西区	太平寺	太平寺水利組合	271440108
271406085	万崎池	西区	草部	万崎池水利組合	271440114
271406086	元禄池	西区	草部	光明池土地改良区	271440115
271406091	小又池(駒方)(駒ヶ谷池)	西区	草部	光明池土地改良区	271440141
271406150	足谷池	南区	宮山台2丁	足谷池水利組合	271450095
271406152	新桑池	南区	庭代台1丁	ニゴリ池水利組合	271450098
271406153	濃登ノ池	南区	小代	小代真谷水利組合	271450099
271406158	田辺池	南区	桃山台3丁	野々井連合水利組合	271450106
271406166	筆池	南区	大庭寺	大庭寺水利組合	271450114
271406170	大方池	南区	桃山台2丁	東谷水利組合	271450122
271406171	原山台長池	南区	原山台2丁	東谷水利組合	271450127
271406184	桃山台今池	南区	桃山台3丁	野々井連合水利組合	271450153
271406323	森池	北区	金岡町	菅池水利組合	271460008
271406324	金岡菅池	北区	金岡町	菅池水利組合	271460009
271406364	北畑新池	美原区	平尾	北畑水利組合	271470046
271406365	狼谷池	美原区	青南台1丁目	菅生新田水利組合	271470048
271406372	菅生大池	美原区	菅生	菅生東領水利組合	271470139
271406373	小平尾大池	美原区	小平尾	東多治井実行水利組合	271470141
271406377	花田池	美原区	太井	太井農業実行組合	271470146
271406394	平尾中池	美原区	平尾	北畑水利組合	271470258
271406412	つぶ池	美原区	平尾	遠辺水利組合	271470318

資料5-11(4)

その他級 防災重点農業用ため池一覧表 (1/5)

令和7年7月現在

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406002	後池	中区	上之	堺市太田之内土地改良区	271420012
271406003	角池	中区	平井	平井水利組合	271420015
271406004	東八田小池	中区	東八田	東八田水利組合	271420016
271406007	堂ノ池(どの池)	中区	辻之	駿河ノ内水利組合	271420019
271406017	辻之中池(中ノ池)	中区	辻之	駿河ノ内水利組合	271420104
271406018	辻之今池	中区	辻之	堺市太田之内土地改良区	271420105
271406020	菰田池	中区	田園	菰田池水利組合	271420107
271406022	陶器北中池	中区	陶器北	堺市陶器北土地改良区	271420117
271406023	老ノ池	中区	陶器北	堺市陶器北土地改良区	271420118
271406027	鈴ヶ池	中区	平井	平井水利組合	271420125
271406028	隅(すみ)池	中区	平井	平井自治会他	271420127
271406029	中筋新池	中区	上之	車庭水利組合	271420132
271406031	辻之三ツ池	中区	辻之	駿河ノ内水利組合	271420149
271406032	平井下池	中区	平井	平井自治会他	271420201
271406035	鴨池	東区	石原町3丁	石原町水利組合	271430007
271406037	城ヶ池新池	東区	石原町1丁	城ヶ池新池水利組合	271430010
271406038	石原堂ヶ池(蛍ヶ池)	東区	石原町3丁	堂ヶ池水利組合	271430011
271406040	細池	東区	石原町4丁	石原町水利組合	271430013
271406043	引野小池	東区	引野町3丁	引野水利組合	271430018
271406056	城ケ池	東区	石原町3丁	城ヶ池新池水利組合	271430069
271406057	出ジボ池(でじぼ池)	東区	八下町3丁	八下町水利組合	271430103
271406061	菩提新池	東区	菩提町5丁	堺市、菩提町水利組合	271430134
271406063	草部大谷池	西区	草部	光明池土地改良区	271440002
271406064	稲葉池	南区	稲葉1丁	稲葉池水利組合	271440008

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406065	ごとが池	南区	高尾2丁	狐池水利組合	271440010
271406067	黒又池	西区	山田3丁	黒又・鴨谷池水利組合	271440012
271406068	墓の下池	西区	山田1丁	墓の下池水利組合	271440014
271406069	万田池	西区	菱木4丁	尾知濃池水利組合	271440016
271406076	二の池	西区	山田2丁	二の池水利組合	271440061
271406077	川池	西区	浜寺南町2丁	浜寺元町水利組合	271440065
271406080	御池	西区	太平寺	太平寺水利組合	271440109
271406081	狐池	南区	高尾1丁	狐池水利組合	271440110
271406082	尾知濃池	南区	稲葉1丁	尾知濃池水利組合	271440111
271406083	小田之池	南区	稲葉2丁	井尻水利組合	271440112
271406084	昭和池	南区	高尾1丁	昭和池水利組合	271440113
271406087	上中ノ池	西区	上	上自治会	271440121
271406088	原田宮池(蓮池)	西区	原田	原田自治会役員等	271440132
271406090	馬場池	西区	太平寺	太平寺水利組合	271440134
271406093	牛神棚田池(天神堂池)	西区	山田3丁	自然人	271440200
271406094	草部中ノ池(万田池、万崎新池)	西区	草部	万崎池水利組合	271440202
271406096	二又上池(駒二郎池)	南区	別所	観光農園　南楽園	271450030
271406098	(上別所)北本大池	南区	別所	自然人	271450034
271406099	葛城池	南区	別所	自然人	271450037
271406100	向井新池(河井谷新池？)	南区	別所	下別所水利組合	271450039
271406101	(別所)向井スリバチ池	南区	別所	下別所水利組合	271450040
271406103	ミラノ池(深谷ミドラ池)	南区	別所	下別所水利組合	271450042
271406104	(別所)川ラ池上池	南区	別所	下別所水利組合	271450043
271406106	西ケ谷中(カクラ)池	南区	別所	下別所水利組合	271450045

資料5-11(4)

その他級 防災重点農業用ため池一覧表 (2/5)

令和7年7月現在

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406107	ソヨ池	南区	美木多上	美木多上八田水利組合	271450046
271406110	妙見下池	南区	富蔵	堺市大正池土地改良区	271450051
271406111	271450052池	南区	畑	自然人	271450052
271406112	葛上池	南区	泉田中	葛上池水利組合	271450053
271406114	尾美濃池	南区	大庭寺	大庭寺水利組合	271450055
271406116	浦ノ池	南区	大庭寺	垣外谷水利組合	271450058
271406117	畑前之池	南区	畑	畑自治会	271450060
271406119	引之前之池	南区	畑	畑自治会	271450062
271406120	向井田池	南区	泉田中	向井田水利組合	271450063
271406121	逆瀬川中ノ池	南区	逆瀬川	逆瀬川水利組合	271450065
271406122	逆瀬川宮池	南区	逆瀬川	逆瀬川水利組合	271450066
271406123	瓜ヶ谷池	南区	逆瀬川	逆瀬川水利組合	271450067
271406124	今谷池(今池)	南区	逆瀬川	逆瀬川水利組合	271450068
271406125	白樫池	南区	鉢ヶ峯寺	堺市鉢ケ峯土地改良区	271450069
271406126	法道寺上池	南区	鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺・寺池水利組合	271450070
271406127	法道寺下池	南区	鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺・寺池水利組合	271450071
271406128	下車谷池	南区	鉢ヶ峯寺	下車谷池水利組合	271450072
271406129	出雲上池	南区	鉢ヶ峯寺	出雲池水利組合	271450073
271406130	出雲下池	南区	鉢ヶ峯寺	出雲池水利組合	271450074
271406131	橋谷池	南区	鉢ヶ峯寺	自然人	271450075
271406132	二又池	南区	別所	上別所大法水利組合	271450076
271406133	西谷池	南区	別所	自然人	271450078
271406134	わらひら下池	南区	美木多上	自然人	271450079
271406135	中田池	南区	美木多上	美木多上八田水利組合	271450080

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406137	鉢ケ峯中池	南区	鉢ヶ峯寺	自然人	271450082
271406138	鉢ケ峯下池	南区	鉢ヶ峯寺	自然人	271450083
271406139	271450084池	南区	鉢ヶ峯寺	自然人	271450084
271406140	明鉢池	南区	泉田中	泉田中水利組合	271450085
271406141	泉田中スリバチ池	南区	泉田中	向井田水利組合	271450086
271406142	271450087池	南区	泉田中	自然人	271450087
271406143	清水池	南区	釜室	浮谷池水利組合	271450088
271406144	片蔵上池	南区	片蔵	別宮代水利組合	271450089
271406145	片蔵下池	南区	片蔵	別宮代水利組合	271450090
271406146	音坂池	南区	片蔵	成願寺池水利組合	271450091
271406147	片蔵大谷池(御池谷池)	南区	片蔵	別宮代水利組合	271450092
271406148	神道原池	南区	若松台3丁	豊田水利組合	271450093
271406154	又四郎池(又白池)	南区	大庭寺	尾知濃池水利組合	271450100
271406155	新岸池	南区	三原台3丁	新岸池水利組合	271450101
271406156	男池	南区	原山台3丁	男池水利組合	271450104
271406157	神子谷池	南区	原山台2丁	東谷水利組合	271450105
271406159	新深池	南区	桃山台3丁	野々井連合水利組合	271450107
271406160	鴨谷池	南区	鴨谷台3丁	福録水利組合	271450108
271406161	綿田池(ワラタ池)	南区	豊田	豊田水利組合	271450109
271406162	檜尾今池	南区	檜尾	今池水利組合	271450110
271406163	辻後池	南区	檜尾	堺市	271450111
271406164	荒池	南区	野々井、桃山台3丁	野々井北池水利組合	271450112
271406165	大庭寺すり鉢池	南区	大庭寺	上代水利組合	271450113
271406167	かいとの池	南区	和田	かいとの池水利組合	271450115

資料5-11(4)

その他級 防災重点農業用ため池一覧表 (3/5)

令和7年7月現在

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406168	271450116池	南区	畑	自然人	271450116
271406169	田ノ口池	南区	庭代台4丁	泉田中水利組合	271450119
271406172	観音寺池	南区	豊田	豊田水利組合	271450128
271406173	野々井尻池	南区	野々井	野々井北池水利組合	271450129
271406174	塚廻り池	南区	野々井	塚廻り池水利組合	271450130
271406175	大庭寺西ノ池	南区	大庭寺	垣外谷水利組合	271450131
271406176	持池(待池、よし池)	南区	大庭寺	上代水利組合	271450132
271406177	松池	南区	大庭寺	大庭寺水利組合	271450133
271406181	271450149池	南区	三木閉	自然人	271450149
271406182	赤坂台長池	南区	赤坂台2丁	野々井連合水利組合	271450151
271406183	城山台大池	南区	城山台4丁	美木多上大池水利組合	271450152
271406187	宮山台新池	南区	宮山台2丁	新池水利組合	271450158
271406188	若松台上池	南区	若松台3丁	山代水利組合	271450160
271406190	271450162池	南区	片蔵	自然人	271450162
271406192	カラ池	南区	泉田中	自然人	271450167
271406193	271450169池	南区	鉢ヶ峯寺	自然人	271450169
271406197	四郎辺池	南区	美木多上	自然人	271450175
271406202	271450194池	南区	逆瀬川	自然人	271450194
271406206	271450200池	南区	畑	自然人	271450200
271406208	271450203池	南区	逆瀬川	自然人	271450203
271406212	271450208池	南区	富蔵	自然人	271450208
271406214	豊田堂ヶ池(竜安寺池)	南区	豊田	豊田水利組合	271450210
271406215	鴨田池	南区	若松台3丁	豊田水利組合	271450211
271406217	271450218池	南区	美木多上	自然人	271450218

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406219	271450222池	南区	美木多上	自然人	271450222
271406240	ヒョウタン池	南区	畑	自然人	271450273
271406251	271450291池	南区	富蔵	自然人	271450291
271406252	271450297池	南区	畑	自然人	271450297
271406253	271450298池	南区	富蔵	自然人	271450298
271406255	271450301池	南区	畑	自然人	271450301
271406256	271450303池	南区	畑		271450303
271406259	かち池	南区	畑	堺市	271450307
271406268	奥山池	南区	鉢ヶ峯寺	自然人	271450321
271406271	オクガイト池	南区	別所	自然人	271450328
271406276	271450338池	南区	別所	自然人	271450338
271406277	すりこばち池(西谷北池)	南区	別所	自然人	271450339
271406278	ハス池	南区	別所	自然人	271450340
271406280	大乗下池(大谷下池)	南区	別所	大谷水利組合	271450345
271406281	常(成)願寺池	南区	若松台3丁	常願寺池水利組合	271450366
271406282	坊主池	南区	宮山台2丁	坊主池水利組合	271450370
271406284	茶山台濁池	南区	茶山台1丁	土佐屋水利組合	271450376
271406285	大蓮池	南区	若松台1丁	豊田水利組合	271450377
271406287	片蔵新池	南区	片蔵	山代水利組合	271450379
271406288	片蔵蓮池	南区	片蔵	山代水利組合	271450380
271406290	垣外谷池	南区	片蔵	山代水利組合	271450382
271406291	奥谷池	南区	釜室	浮谷池水利組合	271450383
271406292	美木多上山田池	南区	美木多上	山田池水利組合	271450384
271406293	ウワバミ池	南区	美木多上	美木多上八田水利組合	271450385

資料5-11(4)

その他級 防災重点農業用ため池一覧表 (4/5)

令和7年7月現在

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406295	内河池	南区	鉢ヶ峯寺	堺市鉢ケ峯土地改良区	271450387
271406296	上奥谷池	南区	畑	畑自治会	271450388
271406299	長峰池	南区	富蔵	自然人	271450392
271406302	西ケ谷(ワタミ)池	南区	別所	下別所水利組合	271450395
271406303	深谷大池	南区	別所	下別所水利組合	271450396
271406304	向井大池(川井(河合)谷大池)	南区	別所	下別所水利組合	271450397
271406305	川井(河合)谷下池	南区	別所	川井谷水利組合	271450398
271406306	別所平池	南区	別所	上別所大法水利組合	271450399
271406308	赤木池(寺池)	南区	片蔵	堺市大正池土地改良区	271450413
271406309	271450414池	南区	美木多上	自然人	271450414
271406310	271450415池	南区	美木多上	自然人	271450415
271406311	271450416池	南区	美木多上	自然人	271450416
271406312	鉢ヶ峯寺待池	南区	鉢ヶ峯寺	堺市鉢ケ峯土地改良区	271450418
271406313	271450421池	南区	畑	自然人	271450421
271406315	大乗新池	南区	別所	上別所大法水利組合	271450434
271406316	271450440池	南区	逆瀬川	逆瀬川水利組合	271450440
271406321	野遠北池	北区	野遠町	野遠水利組合	271460006
271406327	金岡寺池	北区	金岡町	堂ヶ池水利組合	271460057
271406329	大饗前ケ池	美原区	大饗	大饗・菩提水利組合	271470001
271406330	蔵王堂池(今池)(座王蔵(堂)池)	美原区	大保	大保水利実行組合	271470002
271406331	下善ノ池(下善能池)	美原区	菅生	菅生東領水利組合	271470004
271406332	菅生菰池	美原区	菅生	菅生新田水利組合	271470005
271406333	菅生新田新池	美原区	菅生	菅生新田水利組合	271470006
271406334	菅生掛池	美原区	菅生	菅生新田水利組合	271470007

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406335	だまん谷下池	美原区	木材通2丁目.	菊の畑(だまん谷池)水利組合	271470010
271406337	平尾大池	美原区	平尾	東菊の畑水利組合	271470013
271406338	イザリ谷大池	美原区	平尾	イザリ谷水利組合	271470014
271406339	氷谷上池	美原区	平尾	氷谷水利組合	271470015
271406340	氷谷下池	美原区	平尾	氷谷水利組合	271470016
271406341	横枕池	美原区	丹上	丹上実行水利組合	271470019
271406344	猩々坊池	美原区	平尾	猩々坊水利組合	271470022
271406345	三番目池	美原区	菅生	菅生東領水利組合	271470025
271406346	菅生西領新池	美原区	菅生	菅生西領水利組合	271470026
271406347	小平尾山田池	美原区	小平尾	小平尾水利組合	271470027
271406348	一倍池	美原区	小平尾	小平尾水利組合	271470028
271406350	黒山寺池	美原区	黒山	黒山水利組合	271470032
271406351	松ケ池	美原区	阿弥	阿弥農業実行組合	271470033
271406352	黒山更池	美原区	太井	太井農業実行組合	271470034
271406353	南余部掛池	美原区	南余部	南余部実行組合	271470035
271406357	背ノ棒池	美原区	真福寺	真福寺水利組合	271470039
271406359	氷谷新池	美原区	平尾	氷谷水利組合	271470041
271406360	国分池	美原区	菩提	菩提町水利組合	271470042
271406361	菅生摺鉢池	美原区	菅生	菅生東領水利組合	271470043
271406363	二番目池	美原区	菅生	菅生東領水利組合	271470045
271406366	舟渡池(船渡池)	美原区	阿弥	黒山水利組合	271470125
271406368	東刎池(刎池)	美原区	小平尾	多治井水利実行組合	271470128
271406369	清水ヶ池	美原区	平尾	清水ヶ池水利組合	271470129
271406370	上善能池	美原区	菅生	菅生新田水利組合	271470136

資料5-11(4)

その他級 防災重点農業用ため池一覧表 (5/5)

令和7年7月現在

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406371	平尾新池	美原区	平尾	西田水利組合	271470137
271406374	小平尾今池	美原区	小平尾	小平尾水利組合	271470142
271406376	阿弥新池	美原区	阿弥	阿弥農業実行組合	271470144
271406378	嶋ノ池(島の池)	美原区	平尾	遠辺水利組合	271470238
271406379	今井西池(今池)	美原区	今井	今井水利実行組合	271470239
271406380	真福寺中ノ池	美原区	真福寺	真福寺水利組合	271470241
271406381	南余部新池	美原区	南余部	南余部実行組合	271470242
271406383	多治井田池	美原区	多治井	多治井水利実行組合	271470246
271406385	271470248池	美原区	小平尾	自然人	271470248
271406387	271470251池	美原区	小平尾	自然人	271470251
271406388	小平尾小池	美原区	小平尾	東多治井実行水利組合	271470252
271406389	小平尾菰池	美原区	小平尾	東多治井実行水利組合	271470253
271406390	ドンガ池(どんが池)	美原区	菅生	菅生東領水利組合	271470254
271406391	一番目池	美原区	菅生	菅生東領水利組合	271470255
271406393	人取池	美原区	平尾	小平尾水利組合	271470257
271406395	小坂大池	美原区	平尾	小坂水利組合	271470259
271406396	小坂中池	美原区	平尾	小坂水利組合	271470260
271406397	上牛谷池(ふじ池)	美原区	平尾	上牛谷水利組合	271470261
271406398	浜池(濱池)	美原区	平尾	濱池水利組合	271470262
271406402	喜三郎池	美原区	平尾	氷谷水利組合	271470268
271406403	近江平池	美原区	平尾	近江平水利組合	271470269
271406404	平尾小池	美原区	平尾	東菊の畑水利組合	271470270
271406408	ミソコシ池	美原区	平尾	自然人	271470313
271406409	イザリ谷小谷池	美原区	平尾	イザリ谷水利組合	271470314

番号	ため池名	所在地		ため池管理者	備考(旧番号)
271406410	平尾小谷池	美原区	平尾	自然人	271470316
271406411	271470317池	美原区	平尾	自然人	271470317
271406413	だまん谷池(上池)	美原区	木材通2丁目.	菊の畑(だまん谷池)水利組合	271470332
271406414	丸谷池	美原区	平尾	平尾自治会	271470333
271406415	271470334池	美原区	平尾	309ゴルフセンター(株)	271470334
271406185	新上神池	南区	原山台1丁	新上神池水利組合	271450154
271406189	槇塚台三ツ池	南区	槇塚台2丁	三ツ池水利組合	271450161
271406283	山ノ樋口池	南区	城山台1丁	山ノ樋口水利組合	271450374
	小間原池	南区	別所	自然人	271450432
	271470319池(美原区76池)	美原区	平尾	自然人	271470319
	寺ノ下池	南区	富蔵	堺市大正池土地改良区	

資料　5-12

消防ため池調書

番号	池等の名称	所在地	管理者
1	大仙陵池	堺区大仙町	宮内庁
2	どら池	堺区百舌鳥夕雲町２丁	公園緑地部
3	妙寺池	堺区向陵中町３丁	南今池水利組合
4	芦ヶ池	堺区向陵東町３丁	芦ヶ池水利組合
5	新池	北区黒土町	小池水利組合
6	今池	北区新堀町１丁	今池水利組合
7	北池	北区野遠町	野遠水利組合
8	楠本池	北区北長尾町６丁	大豆塚揚水利組合
9	金岡長池	北区金岡町	長池水利組合
10	大泉池	北区南花田町	大阪府
11	頭泉池	北区南花田町	大阪府
12	中村大池	北区中村町	中村町水利組合
13	金岡菅池	北区金岡町	菅池水利組合
14	信濃池	北区中百舌鳥町３丁	信濃池水利組合
15	蓮池	北区百舌鳥赤畑町５丁	百舌鳥八幡
16	板鶴池	北区百舌鳥本町３丁	歴史遺産活用部
17	御廟池	北区百舌鳥本町１丁	歴史遺産活用部
18	御陵池	北区百舌鳥西之町３丁	宮内庁
19	又池	中区深井東町	深井土地改良区
20	角池	中区平井	平井水利組合
21	辻之今池	中区辻之	大田之内土地改良区
22	原池	中区八田寺町	公園緑地部
23	平井三ツ池	中区平井	平井水利組合
24	巳ノ池	中区平井	平井水利組合
25	鈴ヶ池	中区平井	平井水利組合
26	隅池	中区平井	小末代水利組合
27	上池	中区平井	小末代水利組合
28	おいど（大井戸）池	中区平井	平井水利組合
29	倉谷池	中区田園	倉谷池水利組合
30	菰田池	中区田園	菰田池水利組合
31	星谷池	中区新家町	星谷池水利組合
32	みそど池	中区陶器北	公園緑地部
33	阿弥陀池	中区陶器北	陶器北土地改良区
34	赤塚池	中区堀上町	宇見坊水利組合
35	鴨坂池	中区東八田	東八田水利組合
36	宇見坊池	中区堀上町	宇見坊水利組合
37	土塔菰池	中区土塔町	菰池水利組合
38	高津池	中区上之	太田之内土地改良区
39	午池	中区上之	太田之内土地改良区
40	友池	中区堀上町	堀上水利組合
41	中津池	中区上之	太田之内土地改良区
42	小池	中区東八田	東八田水利組合
43	土師（菰池）下池	中区土師町５丁	下池農業用水利組合
44	水賀池	中区深井水池町	公園緑地部
45	浜寺今池	西区浜寺船尾町西５丁	浜寺船尾水利組合
46	石池	西区鳳中町７丁	光明池土地改良区
47	中ノ池	西区上	光明池土地改良区
48	中池	西区浜寺元町６丁	光明池土地改良区
49	高木池	西区神野町２丁	市室池高木池水利組合
50	今池	西区神野町３丁	公園緑地部
51	門之池	西区浜寺元町６丁	光明池土地改良区
52	川池	西区浜寺南町２丁	光明池土地改良区
53	家原大池	西区家原寺町１丁	家原大池水利組合
54	鶴田池	西区草部	光明池土地改良区
55	元禄池	西区草部	光明池土地改良区
56	履中陵池	西区石津ヶ丘	宮内庁
57	万崎池	西区草部	万崎池水利組合
58	蓮池	西区原田	光明池土地改良区
59	馬場池	西区太平寺	太平寺水利組合
60	御池	西区太平寺	太平寺水利組合

番号	池等の名称	所在地	管理者
61	埴池	東区石原町３丁	石原町水利組合
62	細池	東区石原町４丁	石原町水利組合
63	吉田池	東区石原町４丁	石原町水利組合
64	デシボ池	東区八下町３丁	八下町池水利組合
65	石原新池	東区石原町４丁	石原町水利組合
66	鴨池	東区石原町３丁	石原町水利組合
67	日置荘小池	東区日置荘西町８丁	日置荘西町水利組合
68	日置荘石池	東区日置荘西町８丁	日置荘西町水利組合
69	加古里池	東区野尻町	野尻水利組合
70	灰原池	東区日置荘西町５丁	日置荘西町水利組合
71	日置荘（坊ヶ池）あたらし池	東区日置荘西町５丁	日置荘西町水利組合
72	菩提芦池	東区菩提町２丁	石原町水利組合
73	石原石池	東区菩提町３丁	石原町水利組合
74	菩提新池	東区菩提町５丁	菩提町水利組合
75	日置荘東池	東区日置荘北町３丁	日置荘北町水利組合
76	日置荘西池	東区日置荘北町３丁	日置荘北町水利組合
77	大津池	東区野尻町	金岡町自治連合会、野尻町内会
78	前ヶ池	東区日置荘西町３丁	日置荘西町水利組合
79	日置荘新池	東区日置荘西町５丁	日置荘西町水利組合
80	日置荘今池	東区日置荘原寺町	日置荘原寺水利組合
81	九文度池	東区日置荘田中町	日置荘田中水利組合
82	堂ヶ池	東区石原町３丁	堂ヶ池水利組合
83	城ヶ池	東区石原町３丁	城ヶ池新池水利組合
84	赤銅池	東区高松	高松水利組合
85	高松新池	東区丈六	高松水利組合
86	丈六大池	東区丈六	丈六水利組合
87	西松尾池	南区桃山台１丁	多米水利組合
88	大方池	南区桃山台２丁	東谷水利組合
89	小田之池	南区稲葉２丁	井尻水利組合
90	尾知濃池	南区稲葉１丁	尾知濃池水利組合
91	濃登ノ池	南区小代	小代真谷水利組合
92	狐池	南区高尾１丁	狐池水利組合
93	塚廻り池	南区野々井	野々井連合水利組合
94	荒池	南区野々井	野々井連合水利組合
95	尻池	南区野々井	野々井連合水利組合
96	新深池	南区桃山台３丁	野々井連合水利組合
97	松ノ池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
98	待池	南区大庭寺	北尻水利組合
99	尾美濃池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
100	西ノ池	南区大庭寺	垣外谷水利組合
101	筆池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
102	浄土池	南区檜尾	井尻水利組合
103	桃山台今池	南区桃山台３丁	野々井連合水利組合
104	田辺池	南区桃山台３丁	野々井連合水利組合
105	東谷池	南区桃山台３丁	野々井連合水利組合
106	スリバチ池	南区大庭寺	上代水利組合
107	長池	南区赤坂台６丁	野々井連合水利組合
108	辻後池	南区檜尾	福録水利組合
109	昭和池	南区高尾１丁	昭和池水利組合
110	観音寺池	南区豊田	豊田水利組合
111	綿田池	南区栂	多米水利組合
112	片蔵上池	南区片蔵	別宮代水利組合
113	新桑池	南区庭代台１丁	ニゴリ池水利組合
114	明治池	南区庭代台１丁	美木多上八田水利組合
115	田ノ口池	南区庭代台４丁	泉田中水利組合
116	下池	南区鉢ヶ峯寺	寺池水利組合
117	白樫池	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯土地改良区
118	出雲池上池	南区鉢ヶ峯寺	出雲池水利組合
119	山田池	南区美木多上	山田池水利組合
120	原山台長池	南区原山台２丁	東谷水利組合
121	新上神池	南区原山台１丁	新上神池水利組合
122	外谷池	南区原山台３丁	男池水利組合
123	神子谷池	南区原山台２丁	東谷水利組合
124	男池	南区原山台３丁	男池水利組合
125	山ノ樋口池	南区城山台１丁	山ノ樋口水利組合

番号	池等の名称	所在地	管理者
126	大池	南区城山台４丁	美木多上大池水利組合
127	大池	南区別所	上別所大谷水利組合
128	上池	南区別所	川井谷水利組合
129	中池	南区別所	川井谷水利組合
130	二又池	南区別所	上別所大谷水利組合
131	新池	南区別所	下別所水利組合
132	河合谷大池	南区別所	川井谷水利組合
133	スリバチ池	南区別所	下別所水利組合
134	ボート池	南区豊田	堺農業公園
135	菅谷池	南区御池台４丁	菅谷池水利組合
136	寺池	南区片蔵	大正池土地改良区
137	内河池	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯土地改良区
138	奥池	南区別所	川井谷水利組合
139	上池	南区鉢ヶ峯寺	寺池水利組合
140	光明池	南区城山台５丁	光明池土地改良区
141	小谷池	南区竹城台３丁	小谷池水利組合
142	濁池	南区茶山台１丁	土佐屋濁池水利組合
143	大蓮池	南区若松台２丁	豊田水利組合
144	垣外谷池	南区釜室	山代水利組合
145	奥谷つり池	南区釜室	浮谷池水利組合
146	前之池	南区畑	畑水利組合
147	西ヶ原下池	南区畑	畑水利組合
148	大正池	南区豊田	大正池土地改良区
149	かいとの池	南区和田	かいとの池水利組合
150	足谷池	南区宮山台２丁	足谷池水利組合
151	新得池	南区宮山台３丁	北尻水利組合
152	新池	南区宮山台２丁	新池水利組合
153	新岸池	南区三原台３丁	新岸池水利組合
154	三ツ割池	南区晴美台３丁	公園緑地部
155	三ツ池	南区槇塚台２丁	三ツ池水利組合
156	山田池	南区高倉台４丁	公園緑地部
157	白池	美原区丹上	丹上実行水利組合
158	横枕池	美原区丹上	丹上水利組合
159	小寺大池	美原区小寺	小寺水利組合
160	座王蔵池	美原区大保	大保水利組合
161	花田池	美原区太井	太井水利組合
162	寺池	美原区大保	大保水利組合
163	背榛池	美原区真福寺	真福寺水利組合
164	前ヶ池	美原区大饗	大饗・菩提水利組合
165	黒姫山古墳	美原区黒山	歴史遺産活用部
166	新池	美原区多治井	多治井水利組合
167	田池	美原区多治井	多治井水利組合
168	寺池	美原区黒山	黒山水利組合
169	笠田池	美原区多治井	多治井水利実行組合
170	刎池	美原区小平尾	多治井水利組合
171	松ケ池	美原区阿弥	阿弥水利組合
172	舟渡池	美原区阿弥	黒山水利組合
173	人取池	美原区平尾	人取池水利組合
174	北畑新池	美原区平尾	北畑水利組合
175	山田池	美原区小平尾	小平尾水利組合
176	平尾新池	美原区平尾	西田水利組合
177	嶋ノ池	美原区平尾	遠辺水利組合
178	狸々防池	美原区平尾	狸々坊水利組合
179	ミソコシ池	美原区平尾	小坂水利組合
180	土ヶ池	美原区菅生	東領水利組合
181	シミダ池	美原区平尾	清水ヶ池水利組合
182	下牛谷池	美原区平尾	下牛谷水利組合
183	菅生大池	美原区菅生	菅生東領水利組合
184	狼谷池	美原区青南台１丁目	菅生新田水利組合

資料　5-13

雨水貯留浸透施設一覧

番号	施設名称	設置場所	水系名	流域名	施設形態	構造形式	放流方式	貯留面積（㎡）	水深（cm）	貯留量（㎥）	設置年月	施設管理者
1	福泉上小学校	上	二級石津川	二級石津川	遊水池	掘込式	自然放流	500	110.0	550	S 54.4	教育委員会・土木部
2	みさご公園	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	公園貯留	掘込式	自然放流	760	150.0	921	S 58.3	公園緑地部
3	宮路池公園	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	公園貯留	掘込式	自然放流	293	59.0	104	S 58.3	公園緑地部
4	宮路池調整池	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	調整池	コンクリート	自然放流	237	100.0	237	S 58.3	公園緑地部
5	登美丘南小学校	草尾	一級大和川	一級西除川	地下貯留	ボックスカルバート	自然放流	536	300.0	1,595	S 59.4	教育委員会
6	野田中学校	南野田	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,800	15.0	856	S 60.4	教育委員会
7	新金岡小学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,510	30.0	990	S 60.10	教育委員会
8	大泉小学校・中学校	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,022	20.0	1,710	S 61.10	教育委員会
9	深井西小学校	深井北町	二級石津川	二級百済川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,300	15.0	654	S 61.4	教育委員会
10	深井中央中学校	深井北町	二級石津川	普通美濃川	グランド貯留	掘込式	自然放流	12,100	15.0	820	S 61.4	教育委員会
11	南八下中学校	菩提町	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,500	18.0	1,003	S 62.4	教育委員会・土木部
12	金岡北中学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	小堤式	自然放流	12,300	30.0	1,847	S 62.10	教育委員会
13	新浅香山小学校	東浅香山町	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	7,906	15.0	630	S 63.4	教育委員会
14	初芝野球場	野尻町	二級石津川	準用百舌鳥川	グランド貯留	小堤式	自然放流	6,000	25～120	3,226	S 63.4	文化観光局（指定管理者）
15	日置荘中学校	日置荘北町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	小堤式	自然放流	7,600	20.0	1,043	S 63.10	教育委員会
16	光竜寺小学校	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	9,900	15.0	1,050	H 元.10	教育委員会
17	深阪小学校	深阪	二級石津川	普通前田川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,800	20.0	789	H 2.4	教育委員会
18	上野芝小学校	神野町	二級石津川	二級百済川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,500	16.0	667	H 2.4	教育委員会
19	堺高等学校	向陵東町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,800	21.0	1,260	H 2.10	教育委員会

番号	施設名称	設置場所	水系名	流域名	施設形態	構造形式	放流方式	貯留面積（㎡）	水深（cm）	貯留量（㎥）	設置年月	施設管理者
20	白鷺公園（但馬池）	白鷺町	二級石津川	準用百舌鳥川	調整池	小堤式	ゲート式	33,000	250.0	54,366	H 3.4	土木部・公園緑地部
21	日置荘小学校	日置荘西町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	3,300	20.0	543	H 3.10	教育委員会
22	金岡南中学校	金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	10,200	25.0	1,510	H 3.10	教育委員会・土木部
23	五箇荘小学校	新堀町	一級大和川	普通浅香川	グランド貯留	掘込式	自然放流	4,000	22.0	641	H 4.10	教育委員会
24	おそんだ池	草尾	二級石津川	普通美濃川	多目的調整池	小堤式	自然放流	4,100	30～170	4,200	H 4.10	土木部
25	新金岡東小学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,230	27.0	1,091	H 5.10	教育委員会
26	浜寺南中学校	浜寺南町	普通三光川	普通三光川	グランド貯留	掘込式	自然放流	9,300	30.0	1,950	H 6.3	教育委員会
27	五箇荘東小学校	北花田町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,900	26.0	1,210	H 6.10	教育委員会
28	登美丘東小学校	丈六	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘入式小堤式	自然放流	4,320	27.0	603	H 8.10	教育委員会
29	東浅香山小学校	大豆塚町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	4,903	28.0	1,031	H 9.10	教育委員会
30	東三国丘小学校	東三国ケ丘町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	3,908	28.0	794	H 12.10	教育委員会
31	東浅香山こども園	大豆塚町	一級大和川	一級狭間川	地下貯留	樹脂ブロック式	自然放流	183	40.5	70	H 25.11	子育て支援部
32	日置荘こども園	日置荘原寺町	一級大和川	一級狭間川	地下貯留	樹脂ブロック式	自然放流	114	78.0	85	H 26.6	子育て支援部
33	新金岡こども園	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	地下貯留	樹脂ブロック式	自然放流	218	52.0	108	H 28.1	子育て支援部
34	東陶器小学校	陶器北	二級石津川	普通陶器川	グランド貯留	掘込式	自然放流			765		教育委員会
35	原山ひかり小学校	原山台	二級石津川	二級石津川	グランド貯留	掘込式	自然放流			1,519		教育委員会
36	大仙西小学校	大仙西町	二級土居川	二級土居川	グランド貯留	掘込式	自然放流			643		教育委員会

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料5-14

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
7	堺市	南区別所	別所(4)	K20100070	平成17年11月25日	大阪府告示第2184号	平成17年11月25日	大阪府告示第2185号
125	堺市	南区畑	畑(5)	K20100050	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
329	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(5)	K20100060	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
330	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(6)	K20100061	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
331	堺市	南区美木多上	美木多上(5)	K20100260	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
332	堺市	南区富蔵	富蔵(4)	K20100320	平成19年3月28日	大阪府告示第634号	平成19年3月28日	大阪府告示第635号
491	堺市	南区泉田中	泉田中(3)	K20100400	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
492	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(13)	K20100410	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
493	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(7)	K20100440	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
494	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(8)	K20100450	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
495	堺市	南区畑	畑(9)	K20100470	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
496	堺市	南区富蔵	富蔵(5)	K20100480	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
497	堺市	南区別所	別所(17)	K20100520	平成20年3月25日	大阪府告示第595号	平成20年3月25日	大阪府告示第596号
1676	堺市	南区和田	和田	K20100780	平成23年12月20日	大阪府告示第1847号	平成23年12月20日	大阪府告示第1848号
1677	堺市	美原区平尾	平尾(1)	K20101030	平成23年12月20日	大阪府告示第1847号	平成23年12月20日	大阪府告示第1848号
1678	堺市	美原区平尾	菅生	K20101040	平成23年12月20日	大阪府告示第1847号	平成23年12月20日	大阪府告示第1848号
1679	堺市	美原区平尾	平尾(2)	K20101050	平成23年12月20日	大阪府告示第1847号	平成23年12月20日	大阪府告示第1848号
1680	堺市	美原区木材通	木材通	K20101060	平成23年12月20日	大阪府告示第1847号	平成23年12月20日	大阪府告示第1848号
2500	堺市	美原区小平尾	埴生野(2)(さつき野西四丁目)	K22200150	平成24年12月17日	大阪府告示第1874号	平成24年12月17日	大阪府告示第1875号
2650	堺市	東区西野	池尻自由丘一丁目A	K23100170	平成25年1月9日	大阪府告示第18号	平成25年1月9日	大阪府告示第19号
3671	堺市	東区西野	西野(1)	K20100640	平成27年2月24日	大阪府告示第233号	平成27年2月24日	大阪府告示第236号
4363	堺市	中区毛穴町	毛穴	K20100560	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
4364	堺市	中区毛穴町	毛穴町(2)	K20100760	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
4365	堺市	中区八田南之町	八田南－1	K20100571	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
4366	堺市	中区深阪	深阪	K20100580	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
4367	堺市	中区田園	田園(2)	K20100590	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
4368	堺市	中区田園	田園(3)	K20100600	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定 年月日	告示番号	指定 年月日	告示番号
4369	堺市	中区辻之	辻之	K20100670	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4370	堺市	中区辻之	辻之(2)	K20100770	令和3年 4月7日	大阪府告示 第525号	令和3年 4月7日	大阪府告示 第527号
4371	堺市	中区辻之	辻之(3)	K20100700	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4372	堺市	東区西野	西野(2)－1	K20100651	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4373	堺市	東区西野	西野(2)－2	K20100652	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4374	堺市	東区西野	西野(3)	K20100660	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4375	堺市	東区西野	西野(4)	K20100690	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4376	堺市	南区小代	小代(1)	K20100790	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4377	堺市	南区豊田	豊田(1)	K20100610	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4378	堺市	南区豊田	豊田(2)	K20100620	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4379	堺市	南区高倉台二丁	高倉台－1	K20100631	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4380	堺市	南区高倉台二丁	高倉台－2	K20100632	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4381	堺市	南区高倉台二丁	高倉台二丁(1)	K20100820	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4382	堺市	南区高倉台四丁	高倉台四丁(1)―1	K20100811	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4383	堺市	南区高倉台四丁	高倉台四丁(1)―2	K20100812	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4384	堺市	南区片蔵	片蔵(1)	K20100910	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4385	堺市	南区片蔵	片蔵(2)－1	K20100831	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4386	堺市	南区片蔵	片蔵(2)－2	K20100832	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4387	堺市	南区釜室	釜室(2)	K20100860	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4388	堺市	南区釜室	釜室(3)	K20100870	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4389	堺市	南区富蔵	富蔵－1	K20100881	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4390	堺市	南区富蔵	富蔵－2	K20100882	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4391	堺市	南区富蔵	富蔵(3)	K20100980	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4392	堺市	南区檜尾	檜尾(2)－1	K20100551	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4393	堺市	南区檜尾	檜尾(2)－2	K20100552	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4394	堺市	南区檜尾	檜尾(3)	K20100710	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4395	堺市	南区美木多上	美木多上(3)	K20100970	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4396	堺市	南区美木多上	美木多上(4)―1	K20100731	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4397	堺市	南区美木多上	美木多上(4)―2	K20100732	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
4398	堺市	南区美木多上	美木多上(6)	K20101010	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
8164	堺市	中区小阪、小阪西町及び平井	小阪	K20101150	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8165	堺市	中区田園	田園(1)	K20100030	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8166	堺市	中区陶器北	陶器北(1)－1	K20101081	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8167	堺市	中区陶器北	陶器北(1)－2	K20101082	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8168	堺市	中区陶器北	陶器北(2)	K20101170	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8169	堺市	中区陶器北	陶器北(3)	K20101070	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8170	堺市	中区楢葉及び平井	楢葉－1	K20101091	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8171	堺市	中区深阪一丁及び平井	楢葉－2	K20101092	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8172	堺市	中区八田南之町及び八田西町三丁	八田南之町	K20101140	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8173	堺市	中区東山	東山－1	K20101161	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8174	堺市	中区東山	東山－2	K20101162	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8175	堺市	中区平井、楢葉及び東山	平井	K20101100	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8176	堺市	中区深阪四丁及び平井	深阪(2)	K20100530	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8177	堺市	西区家原寺町一丁	家原寺町一丁	K20101120	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8178	堺市	西区家原寺町二丁	家原寺町二丁	K20100680	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8179	堺市	西区太平寺	太平寺	K20101110	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8180	堺市	南区赤坂台三丁	赤坂台三丁	K20101190	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8181	堺市	南区泉田中	泉田中(1)	K20100950	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8182	堺市	南区泉田中及び片蔵	泉田中(2)	K20100390	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8183	堺市	南区泉田中	泉田中(4)	K20101000	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8184	堺市	南区釜室	釜室(1)	K20100130	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8185	堺市	南区逆瀬川及び槇塚台四丁	逆瀬川－1	K20100891	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8186	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川－3	K20100893	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8187	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川－4	K20100894	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8188	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(3)	K20100150	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8189	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(4)	K20100140	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8190	堺市	南区高尾二丁及び西区山田三丁	菱木	K20100540	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8191	堺市	南区富蔵	富蔵(6)	K20100270	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8192	堺市	南区豊田及び泉田中	豊田(5)	K20101260	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8193	堺市	南区豊田及び富蔵	豊田(6)－1	K20100301	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8194	堺市	南区豊田及び富蔵	豊田(6)－2	K20100302	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8195	堺市	南区豊田及び畑	豊田(8)	K20100330	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8196	堺市	南区畑	畑	K20100900	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8197	堺市	南区畑	畑(1)－1	K20100941	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8198	堺市	南区畑	畑(1)－2	K20100942	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8199	堺市	南区畑	畑(1)－3	K20100943	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8200	堺市	南区畑	畑(2)－1	K20100171	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8201	堺市	南区畑	畑(2)－2	K20100172	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8202	堺市	南区畑	畑(3)	K20100180	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8203	堺市	南区畑及び逆瀬川	畑(4)	K20100040	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8204	堺市	南区畑及び富蔵	畑(7)	K20100280	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8205	堺市	南区畑及び逆瀬川	畑(8)	K20100460	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8206	堺市	南区畑	畑(11)	K20101280	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8207	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(3)	K20100920	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8208	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(5)－1	K20100931	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8209	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(5)－2	K20100932	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8210	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(7)	K20100210	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8211	堺市	南区泉田中及び鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(8)	K20100960	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8212	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(9)－1	K20100231	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8213	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(9)－2	K20100232	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8214	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(10)	K20100200	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8215	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(11)	K20100290	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8216	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(12)	K20100350	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8217	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(14)	K20100420	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8218	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺（15）	K20100430	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8219	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺（16）	K20100990	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8220	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺（17）	K20100160	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8221	堺市	南区檜尾	檜尾（1）	K20100020	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8222	堺市	南区別所	別所－1	K20100851	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8223	堺市	南区別所	別所－2	K20100852	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8224	堺市	南区別所	別所（2）－1	K20100241	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8225	堺市	南区別所	別所（2）－2	K20100242	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8226	堺市	南区別所	別所（3）－1	K20100251	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8227	堺市	南区別所	別所（3）－2	K20100252	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8228	堺市	南区別所	別所（6）－1	K20100091	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8229	堺市	南区別所	別所（7）－1	K20100101	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8230	堺市	南区別所	別所（7）－2	K20100102	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8231	堺市	南区別所	別所（7）－3	K20100103	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8232	堺市	南区別所	別所（8）－1	K20100111	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8233	堺市	南区別所	別所（8）－2	K20100112	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8234	堺市	南区別所	別所（8）－3	K20100113	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8235	堺市	南区別所	別所（9）	K20100071	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8236	堺市	南区別所	別所（15）	K20100500	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8237	堺市	南区別所	別所（16）	K20100510	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8238	堺市南区別所 和泉市黒石町		別所（18）	K20101230	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8239	堺市	南区別所	別所（19）	K20101270	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8240	堺市	南区別所	別所（20）	K20101290	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8241	堺市	南区美木多上及び檜尾	美木多上（1）	K20100720	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8242	堺市	南区三原台一丁	三原台一丁	K20101200	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8243	堺市	南区宮山台二丁	宮山台	K20101210	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8244	堺市	南区若松台三丁、片蔵及び豊田	若松台三丁（2）	K20100010	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定 年月日	告示番号	指定 年月日	告示番号
8245	堺市	北区百舌鳥西之町一丁	百舌鳥西之町一丁－1	K20101131	平成28年 9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年 9月9日	大阪府告示第1553号
8246	堺市	北区百舌鳥西之町一丁	百舌鳥西之町一丁－2	K20101132	平成28年 9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年 9月9日	大阪府告示第1553号
7608	河内長野市天野町 堺市南区別所 和泉市福瀬町		天野町(51)	K21610000	平成28年 9月9日	大阪府告示第1545号	平成28年 9月9日	大阪府告示第1546号
9405	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(18)	K20101320	令和3年 4月7日	大阪府告示第525号	令和3年 4月7日	大阪府告示第527号

資料　5-15

消防力の現況

(1)消防車両の保有状況

（堺市消防局）　　（令和7年4月 1日現在）

車　　種	台数
消防ポンプ自動車 （消防団車両３台含む）	27
水槽付消防ポンプ自動車	20
はしご付消防自動車	5
はしご水槽付消防ポンプ自動車	3
はしご付消防ポンプ自動車	1
屈折はしご付消防ポンプ自動車	1
大型化学消防ポンプ自動車	8
特殊化学車	1
大型放水砲搭載ホース延長車	1
大容量送水ポンプ車	1
多目的消防水利システム車	1
災害対応多目的車	3
大型高所放水車	1
大型除染システム車	1
泡原液搬送車	1
小型動力ポンプ付水槽車	1
小型動力ポンプ付水槽車（原液搬送機能付）	1
小型救助車	1

	台数
特殊災害対応車	1
特別高度工作車	1
無線中継車	1
救助工作車	5
燃料補給車	1
防災工作車	2
空気充填車	1
支援車	1
指揮車	11
指揮隊車	3
査察車	13
調査車	1
資機材搬送車	4
高規格救急自動車(転院用2台含む)	36
消防艇	1
連絡車・軽自動車（消防団連絡車含む）	3
その他車両	56
合計　219台　（消防艇1艇）	

(2)消防水利の現況

（令和7年8月1日現在）

区分		配管口径	設置数
消火栓	公設	75㎜	2,336
		100㎜	7,460
		150㎜	3,967
		200㎜	1,651
		250㎜	67
		300㎜	1,242
		400㎜	138
		500㎜	67
	合　　計		16,928
	私　　設		736
貯水槽	公設	40㎥以上	730
		100㎥以上	47
		計	777
	私設	40㎥以上	1,420
		100㎥以上	269
		計	1,689

区分		水利数
消防水利に適合するその他の水利	河　　川	708
	溝	0
	海　・湖	136
	プール	196
	濠・池	702
	下水道	0
	その他	67

（堺管内のみ）

(3) 特殊器具保有状況

（令和7年4月1日現在）

種　　別	数　　量
空気呼吸器	297
耐熱服	48
発動発電機	107
エンジンカッター	37
エアーソー	10
救命索発射銃	4
可搬式けん引機	11
携帯風向風速計	0
直読式張力計	10
ソフトランディング	3
折り畳み式ボート	1
救助用ゴムボート	15
スキューバー式潜水具	34
削岩機	9
大型油圧スプレッター	8
大型油圧切断機	10
オイルフェンス	300 m
赤外線カメラ	21
ハンマードリル	6

種　　別		数　　量
緊急防災用具		9
ガス検知器	酸素濃度・可燃性ガス 一酸化炭素・硫化水素	55
	高濃度硫化水素用	4
簡　易　水　槽	5,000リットル	16
	10,000リットル	1
	15,000 リットル	6
	20,000 リットル	4
自動式人工呼吸器		34
布担架		68
電動式吸引器		34
半自動式除細動器		34
高圧蒸気滅菌器		19
バックボード		34
循環式酸素呼吸器		15
放射能防護服		22
マット型空気ジャッキー		17
送排風機		10
ファイバースコープ		4

資料　5-16

耐震性防火水槽の設置状況

（令和7年8月1日現在）

住　所	目　標	規模	住　所	目　標	規模
堺区大仙中町	大仙公園	100t	中区八田北町607-4	八田北町きぬがさそう広場	40t
堺区山本町4丁86	三宝公園（東側）	100t	中区東山897	鶯谷公園	40t
堺区大浜北町4丁3	大浜公園（北側）	100t	中区土塔町91-17	土塔町フレッシュタイム公園	40t
堺区神南辺町2丁76	神南辺町とけいそう公園	40t	中区土塔町91-17	土塔町フレッシュタイム公園	40t
堺区田出井町698番67	堺市駅前住宅	40t	中区土塔町2002	土塔町ローズマリー公園	80t
堺区浅香山町1丁64番1	浅香山Ａ棟住宅	40t	中区土塔町159	土塔町アンジェリカ広場	40t
堺区百舌鳥夕雲町2丁	大仙公園（百舌鳥夕雲）	100t	中区土塔町136	土塔町フェンネル公園	40t
堺区東湊町6丁353-3	東湊町れもん公園	40t	中区土師町3丁1589-4	土師町ミント公園	40t
堺区東雲西町3丁25番1	東雲住宅	40t	中区大野芝町23-9	大野芝町マルメロ公園	40t
堺区大仙西町5丁139-2	大仙西町第4公園	40t	中区深井中町1211-52	深井中町コモンタイム広場	40t
堺区東湊町3丁180-1	東湊みどりの広場	40t	中区学園町217-84	学園町ヒソップ広場	40t
堺区松屋町2丁45	松屋町ぐみ広場	40t	中区学園町217-62	学園町サンマリノ広場	40t
堺区今池町2丁41番地	今池住宅2棟	40t	中区八田北町10番54	八田北町おしどり公園	40t
堺区南瓦町29番	堺市役所 本庁舎	100t	中区八田北町10番153	専用用地	40t
堺区中三国ケ丘町7丁	中三国ヶ丘公園	40t	中区東山699-7	東山エルダー広場	40t
堺区浅香山町2丁33番15	浅香山B棟住宅	40t	中区深井北町712-1	深井北町住宅（4棟）	40t
堺区永代町4丁54-72	永代町パプリカ公園	100t	中区深井中町880-66	深井中町セージ公園	40t
堺区築港八幡町1-111	堺浜一号公園	40t	中区福田704番39	専用用地	40t
堺区築港八幡町1-111	堺浜一号公園	40t	中区深井水池町452	深井水池町ハナノキ公園	40t
堺区砂道町1丁29番地2	砂道住宅	40t	中区平井563-9	平井バード広場	40t
堺区南安井町2丁50-80	南安井町リエール公園	80t	中区楢葉623-56	楢葉ユキヤナギ公園	40t
堺区西湊町6丁6-1	新湊小学校	40t	中区陶器北5-4	陶器北ミズワラビ広場	40t
堺区山本町5丁117-3	山本町オリーブ広場	40t	中区陶器北416-1	陶器配水場	100t
堺区西湊町4丁208番1	湊西ぼうさい公園	100t	中区深井中町3228	深井中町高塚公園	40t
堺区出島町2丁143番2	湊駅前公園	100t	中区平井874-9	平井シェル・ヴェール公園（東側）	40t
堺区大仙町1152-38	専用用地	40t	中区平井871-3	平井シェル・ヴェール公園（西側）	40t
堺区大仙町	大仙町グリーティング公園	80t	中区平井28番19	平井ライラック公園	40t
堺区向陵東町3丁	向陵第二公園	100t	中区福田745-6	福田ミズオトギリ広場	40t
堺区田出井町698番174	田出井町ソヨゴ公園	40t	中区陶器北928	陶器北しょうぶいけ公園	40t
堺区宿屋町東3丁地内	土居川公園	100t	中区陶器北928	陶器北しょうぶいけ緑地	40t
堺区三国ヶ丘御幸通154	ジョルノビル北側	40t	中区平井867番7	平井ウィステリア公園	40t
中区学園町1番1号	大阪公立大学	100t	中区平井524-12	平井ありんこ公園	40t
中区八田西町1丁1-9	泉北下水処理場拡張用地	100t	中区福田147-25	福田ハッカ公園	40t
中区深井沢町2740番地7	中区役所　南西側	40t	中区福田1225番14	福田ネコノメソウ公園	40t
中区土塔町162	土塔町公園	40t	中区土塔町108番6	土塔町ルナ・サクラ公園	80t
中区東山77-48	東山はないかり公園	40t	中区陶器北5-40	陶器北ミズワラビ広場	40t
中区深井清水町1426番地	堺市教育文化センター	40t	中区辻之379-5	辻之つくしすみれ公園	40t
中区毛穴町290	毛穴町いちご広場	40t	中区辻之133-3	辻之キショウブ広場	40t
中区福田302-8	福田あいばそう広場	40t	中区深井畑山町2511番9	深井畑山町ミズトンボ公園	40t
中区深井北町858-4	深井北町すいか広場	40t	中区深井畑山町250番70	深井畑山町ミズナ広場	40t
中区新家町646	星谷池スポーツ広場	40t	中区深井中町685	深井中町ふれあい広場	100t
中区深井畑山町2500-3	深井畑山町パイン公園	40t	中区東山	東山アオイ広場	40t
中区土塔町3374番4	専用用地	40t	中区土塔町	ひょんのき公園	40t
中区毛穴町388-1	毛穴町チェリー広場	40t	中区田園	田園フッキソウ広場	40t
中区土塔町51-1	土塔町ラフランス公園	40t	中区八田北町	八田北町公園	40t
中区深井沢町2494-1	沢町皿池運動広場	40t	中区深井清水町3287	清水こやま公園（2基目）	40t
中区八田西町1丁2番	泉北下水処理場	100t	中区深井沢町3183	沢町公園（2基目）	100t
中区土塔町2044-145	土塔町さんさん広場	40t	東区野尻町171-3	野尻町はぎ公園（南）	40t
中区深井北町735番11	深井北町住宅	40t	東区八下町2丁32	八下町自治会館	40t
中区深井東町343-37	深井東町ジューンベリー広場	40t	東区大美野158番5	西口園住宅	40t
中区見野山42-32	見野山ザクロ広場	40t	東区日置荘原寺町195番地1	東区役所	40t
中区深井北町848番1	深井北町（尼池）公園	40t	東区引野町3丁151	南八下西公園	40t
中区伏尾27-37	伏尾レモングラス広場	40t	東区大美野40-12	大美野アロエ広場	40t

住　所	目　標	規模	住　所	目　標	規模
東区草尾448番2	鶴道住宅	40t	西区鳳中町8丁256-4	鳳中町クランベリー広場	40t
東区菩提町3丁87番3	専用用地	40t	西区平岡町185-68	平岡町ピオーネ公園	40t
東区菩提町3丁31番6	専用用地	40t	西区浜寺石津町東5丁471-9	浜寺石津町東サンフラワー公園	80t
東区南野田337番133	ﾅﾝｶｲｻﾔﾏ20よ　へ15m	40t	西区上110-27	上カボス公園	40t
東区南野田337-2	さかいハーモニー自治会集会所	40t	西区北条町2丁483-6	北条町ステビア広場	40t
東区野尻町114-4	野尻町加古里池公園	100t	西区鳳南町5丁658-4	鳳南町ローズ公園	40t
東区菩提町3丁39-20	菩提町ナシ公園	40t	西区浜寺南町1丁21-8	浜寺南町ふきのとう広場	40t
東区菩提町3丁196-7	菩提町キュウリ緑地	40t	西区菱木2丁2117-34	菱木ホップ広場	40t
東区大美野135	登美丘西小学校	100t	西区菱木1丁	菱木サントリナ公園	40t
東区白鷺町1丁1181	白鷺公園	100t	西区菱木1丁	菱木サントリナ公園	40t
東区菩提町1丁148	大饗野公園	40t	西区太平寺122-27	太平寺パパイヤ広場	40t
東区西野455-5	南野田アップル公園	40t	西区浜寺南町1丁15番3	浜寺南町クリスマスローズ広場	40t
東区高松363-37	高松チコリ広場	40t	西区菱木1丁2343-8	菱木サザンウッド公園	40t
東区北野田237-4、-5	西除川右岸（元光風園公園）	40t	西区菱木1丁2343-8	菱木サザンウッド公園	40t
東区日置荘原寺町437-5	日置荘原寺町タンデライオン広場	40t	西区草部1242-1	草部バジル広場	40t
東区丈六55-2	丈六ミクリ広場	40t	西区上670-103	上セイヴォリー公園	80t
東区引野町一丁7番78	専用用地	40t	西区下田町26番17	専用用地	40t
東区引野町1丁7-17	引野町フレーズ公園	40t	西区下田町26番16	専用用地	40t
東区北野田1000番23	専用用地	40t	西区浜寺石津町西4丁197-31	浜寺石津西公園	40t
東区北野田1000番22	専用用地	40t	西区草部986-4	草部メドゥスィート公園	40t
東区北野田1000番18	北野田シロネ公園	40t	西区草部311-41	草部サンタイム広場	40t
東区引野町1丁27-5	調整池	40t	西区山田2丁94番7	福泉住宅	40t
東区引野町1丁	引野町アサザ公園	40t	西区山田1丁1098	山田タンジー公園	40t
東区引野町1丁	引野町ハンノキ公園	40t	西区家原寺町2丁21番1号	家原寺配水場	100t
東区北野田930-6	北野田クローバー公園	40t	西区下田町145-3	下田町リーフ広場	40t
東区北野田	北野田エボシグサ公園	40t	西区鳳北町2丁	鳳北町キクモ広場	40t
東区大美野	大美野公園	40t	西区鳳南町3丁199番	鳳公園	100t
東区日置荘西町2丁49	日置荘西町モミジバフウ公園	80t	西区鳳南町五丁486番85	専用用地	40t
東区北野田	北野田アシタバ公園	40t	西区鳳南町5丁489	鳳南町ヒラドツツジ公園	40t
東区南野田	南野田ビオラ公園	40t	西区草部451-8	草部スギナモ広場	40t
東区南野田	南野田ハニー広場	40t	西区菱木3丁2483-7	菱木イーフィールド公園	40t
東区菩提町2丁	菩提町ルミナント広場	40t	西区草部539-6	草部どんぐりの森公園	40t
東区南野田212	南野田公園	100t	西区草部1564-7	草部リーフゲート広場	40t
東区白鷺町3丁299番73	白鷺おもいで公園南側	40t	西区菱木1丁2233番92	菱木ハロー広場(西側)	40t
東区白鷺町3丁299番54	白鷺おもいで公園北側	80t	西区菱木1丁2233番90	菱木ハロー広場(東側)	40t
東区白鷺町3丁299番118	白鷺おもいで公園西側	40t	西区浜寺石津町西4丁197-3	浜寺石津町西コムギ広場	40t
東区白鷺町2丁342番11	専用用地	40t	西区草部	草部タチヤナギ公園	40t
東区白鷺町2丁295番11	専用用地	40t	西区太平寺	太平寺サクラツツジ公園	40t
東区日置荘北町1丁23番	第一東初芝公園	50t	西区草部690番6	草部サクララン公園	40t
西区浜寺公園町3丁	浜寺公園駐車場	100t	西区浜寺石津町東	浜寺石津町東ラグーン公園	40t
西区築港新町2丁	築港新町はまひるがお公園	100t	西区草部	草部今池公園	100t
西区浜寺船尾町東2丁	浜寺船尾第1公園	40t	西区上野芝町8丁	霞ヶ丘公園	100t
西区築港浜寺西町10	築港浜寺西町はまかんざし公園	40t	西区堀上緑町3丁46-82	専用用地	40t
西区鳳東町7丁765	鳳東町はるののげし広場	40t	西区堀上緑町3丁46-55	専用用地	40t
西区上39-3	笠池公園	40t	西区堀上緑町1丁6番31	専用用地	40t
西区浜寺諏訪森町西1丁8	浜寺諏訪森公園	40t	西区堀上緑町3丁45-17	専用用地	40t
西区上野芝向ヶ町1丁552番1	向ケ丘住宅	40t	南区晴美台1丁32-31	府公社・晴美台集会所	40t
西区家原寺町1丁18	家原大池公園	40t	南区宮山台1丁22	宮山第4公園	40t
西区浜寺諏訪森町西2丁	諏訪の森団地	40t	南区槇塚台四丁1番27	専用用地	40t
西区津久野町1丁26	古城公園	40t	南区豊田490	豊田つくばねそう公園	40t
西区上野芝町8丁4	霞ヶ丘公園	100t	南区若松台三丁34番11	宅地	40t
西区草部890番6、891番4	万崎池西側	40t	南区城山台3丁4	城山第3公園	40t
西区鳳北町6丁346番7	北鳳B棟住宅	40t	南区庭代台3丁9-1	庭代台やっこそう公園	40t
西区浜寺船尾町東1丁1-1	浜寺船尾町東さくらんぼ広場	40t	南区桃山台1丁1-1	堺市役所南支所	40t
西区菱木2丁2184	菱木なつめ広場	40t	南区桃山台4丁	みきとじ公園	40t
西区津久野町2丁22	大東自治会館	40t	南区高倉台1丁12	高倉台みかん広場	40t
西区草部1311	草部ナッツ広場	40t	南区御池台二丁5番4	ヴィラ-ジュ御池台	40t
西区山田3丁919	山田くるみ公園	40t	南区槇塚台4丁	泉ヶ丘緑地（槇塚台）	40t
西区山田1丁1094-5	山田鶴鳴公園	40t	南区城山台3丁1-8	光明池緑道（城山台）	40t

住　所	目　標	規模
南区高倉台1丁9番	高倉台アセロラ公園	40t
南区土佐屋台	シュガ谷公園	40t
南区三原台四丁19番3	浅野宅北東	40t
南区鴨谷台1丁46番	鴨谷台ネーブル広場	40t
南区竹城台一丁5番18	専用用地	40t
南区赤坂台6丁16番49号	赤坂台ミツバ広場	40t
南区赤坂台4丁9番1号	赤坂第8公園	40t
南区晴美台3丁4番24	専用用地	40t
南区高倉台4丁37-25	泉ヶ丘緑道（高倉台）	40t
南区桃山台4丁3番36	専用用地	40t
南区桃山台3丁6番57	専用用地	40t
南区新檜尾台1丁	新檜尾公園	40t
南区城山台一丁18番9	専用用地	40t
南区御池台二丁14番48	専用用地	40t
南区御池台2丁23番3	御池台花の丘公園	40t
南区稲葉3丁325-25	稲葉キャラウェイ広場	40t
南区和田731-23	和田ムーレイン広場	40t
南区赤坂台四丁20番22	専用用地	40t
南区赤坂台4丁2011	赤坂台マートル広場	40t
南区城山台五丁1番126	専用用地	40t
南区御池台二丁14番356	専用用地	40t
南区御池台二丁14番203	専用用地	100t
南区御池台二丁14番143	専用用地	40t
南区御池台2丁14-2	御池公園	40t
南区原山台5丁456-222	原山台ラヴィッジ広場	40t
南区宮山台四丁1番31	専用用地	40t
南区和田547-2	和田マンドレーク公園	40t
南区片蔵1449-406	片蔵シダレザクラ公園	40t
南区片蔵1449-380	片蔵ヤマザクラ広場	40t
南区三原台二丁7番64	愛逢の里・堺、北東角	40t
南区原山台5丁456	原山台マリーゴールド公園	40t
南区岩室205	岩室ロケットサラダ広場	40t
南区和田502-13	和田・小代集会所	40t
南区片蔵460-38	片蔵カンヒザクラ公園	40t
南区晴美台2丁1番43	ディナミークタウン集会所	40t
南区逆瀬川844番57	専用用地	40t
南区逆瀬川844-25	逆瀬川クスノキ公園	40t
南区釜室188-33	逆瀬川ハナミズキ公園	40t
南区釜室188-32	逆瀬川緑地（東側№4）	40t
南区釜室188-32	逆瀬川緑地（西側№5）	40t
南区檜尾1428-21	檜尾ヒメシロネ公園	40t
南区片蔵462-3	片蔵カスミザクラ公園	40t
南区美木多上2026番9	美木多上ミゾソバ公園	40t
南区御池台4丁24-9	御池台4丁集会所	40t
南区野々井128-21	野々井アカメヤナギ広場	40t
南区若松台1丁1-9	大蓮公園	40t
南区逆瀬川937-7	逆瀬川シラカシ公園	40t
南区稲葉3-3167-2	稲葉コガマ公園	40t
南区豊田15番9	豊田アマナ公園	40t
南区泉田中2393-4	専用用地	40t
南区泉田中	泉田中ミソハギ公園	40t
南区美木多上	美木多上ワレモコウ公園	40t
南区美木多上	美木多上カライトソウ公園	40t
南区晴美台2丁	晴美台5公園	80t
南区晴美台1丁38番19	専用用地	40t
南区晴美台1丁38番18	専用用地	40t
南区檜尾	檜尾コスモス公園	40t
南区新檜尾台4丁	新檜尾第5公園	40t

住　所	目　標	規模
南区宮山台1丁4番26	専用用地	40t
南区原山台4丁8番10	専用用地	40t
南区逆瀬川1280番9	スピカ公園	40t
南区逆瀬川1280番5	シリウス公園	40t
南区逆瀬川1280番211	逆瀬川コスモス緑地・7号緑地	40t
南区逆瀬川1280番208	逆瀬川コスモス緑地・3号緑地	40t
南区逆瀬川1280番207	逆瀬川コスモス緑地・4号5号緑地	40t
南区逆瀬川1280番19	ベガ公園	40t
南区稲葉3丁325-27	稲葉レモンバーム広場	40t
北区長曽根町1140	金岡公園（北側）	100t
北区南花田町	大泉緑地（北西側）	100t
北区奥本町1丁288	奥本公園	100t
北区新金岡町5丁1	新金岡ブリック公園	100t
北区長曽根町1179	金岡公園（南側）	100t
北区蔵前町1414-2	蔵前町ビワ広場	40t
北区百舌鳥本町3丁538	百舌鳥本町ゆず公園	40t
北区東上野芝町2丁490-2	東上野芝町やまがら公園	40t
北区長曽根町1179番9	長曽根町住宅	40t
北区新金岡町4丁5-1	金岡東（金岡東第3）公園	40t
北区東浅香山町2丁69	第二東浅香山公園	40t
北区東雲東町2丁4	東雲東公園	40t
北区金岡町1943-1	金岡町ラベンダー広場	40t
北区百舌鳥本町1丁105-7	百舌鳥本町チャービル広場	40t
北区東三国ヶ丘町3丁2181-9	東三国ヶ丘町ベトニー広場	40t
北区大豆塚町1丁60番5	大豆塚住宅	40t
北区常磐町1丁17-9	常磐町ウォーターリリー公園	40t
北区東雲東町2丁14番1	東雲東町住宅（1棟）	40t
北区東雲東町2丁14番1	東雲東町住宅（2棟）	40t
北区長曽根町1509-1	長曽根中池公園	40t
北区金岡町1207番58	専用用地	40t
北区金岡町1423番42	専用用地	40t
長曽根町550	長曽根東公園	40t
北区野遠町519-20	野遠町フトイ公園	40t
北区長曽根町	長曽根竹ノ内公園	100t
北区金岡町1281番6	専用用地	40t
北区南花田町	大泉緑地	100t
北区野遠町	野遠町アイビー広場	40t
北区南長尾町3丁70-1	専用用地	40t
北区野遠町	野遠町イブキ公園	40t
北区新堀町1丁	さくら今池公園	100t
美原区小寺429番4	小寺つつじ公園	40t
美原区北余部29番1	美原西ふれあい公園	40t
美原区大饗159番3	城岸寺公園	40t
美原区太井151番1	太井ちびっこ公園	40t
美原区多治井232-10	多治井3号公園（東側）	40t
美原区平尾1895-1	平尾東公園	40t
美原区多治井878-3	堺市美原多治井運動広場	100t
美原区大饗256-1	菩提町公園	40t
美原区小平尾584番4	小平尾カモノハシ公園	40t
美原区多治井519	多治井ふれあい広場	40t
美原区今井	西除川公園	40t
美原区黒山	黒山蓮池公園	100t
美原区黒山	黒山令和公園（北側）	40t
美原区黒山	黒山令和公園（南側）	40t

資料　5-17

危険物施設の現況

（令和7年8月1日現在）

製造所等の区分		施設数	貯蔵取扱量					
			第1類（千ｋｇ）	第2類（千ｋｇ）	第3類（千kg）	第4類（千ｋｌ）	第5類（千kg）	第6類（千kg）
製造所		41		392.68	0.03	132.52		
貯蔵所	屋内貯蔵所	367	225.91	96.88	0.89	11.68	44.89	0.04
	屋外タンク貯蔵所	419		10,353		3,400.17		1,343.40
	屋内タンク貯蔵所	60				0.72		
	地下タンク貯蔵所	153				3.36		
	簡易タンク貯蔵所	3				0.003		
	移動タンク貯蔵所	313			260.89	10.31		40.44
	屋外貯蔵所	42		5.40		1.47		
	小計	1,398	225.91	10,847.96	261.81	3,560.22	44.89	1,383.87
取扱所	給油取扱所	206				11.89		
	販売取扱所	10		0.08		0.065		
	一般取扱所	292	6.48	410.00	50.12	69.16	0.23	176.43
	移送取扱所	13		5,506.00		913.38		500.00
	小計	521	6.48	5,916.08	50.12	994.49	0.23	676.43
合計		1,919	232.39	17,156.72	311.96	4,687.23	45.12	2,060.30

資料　5-18(1)

防災行政無線系統図

1．防災行政無線（同報系）系統図

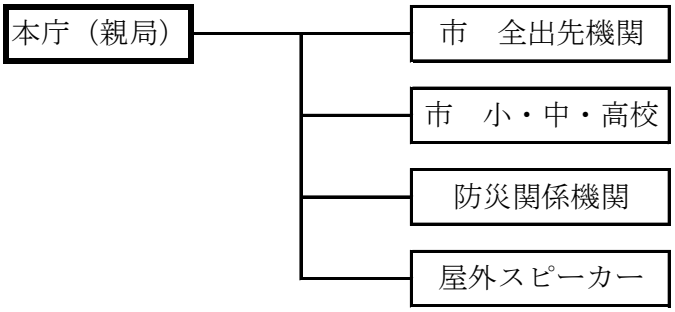

2．防災行政無線（移動系）系統図

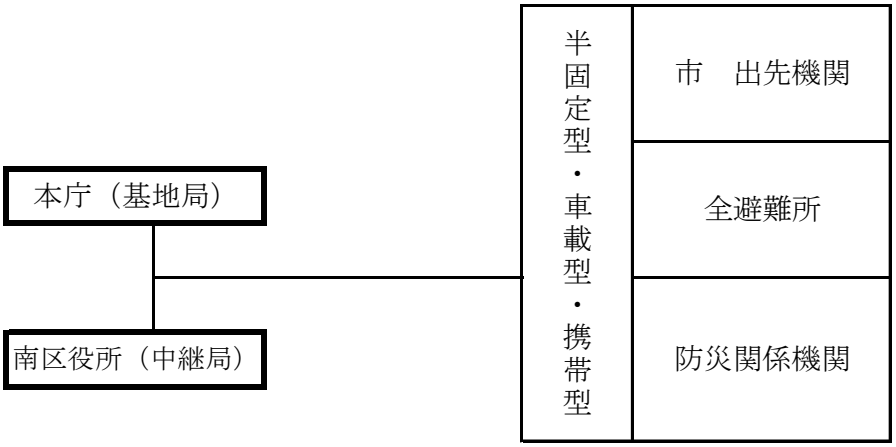

3　防災行政無線（相互系）系統図

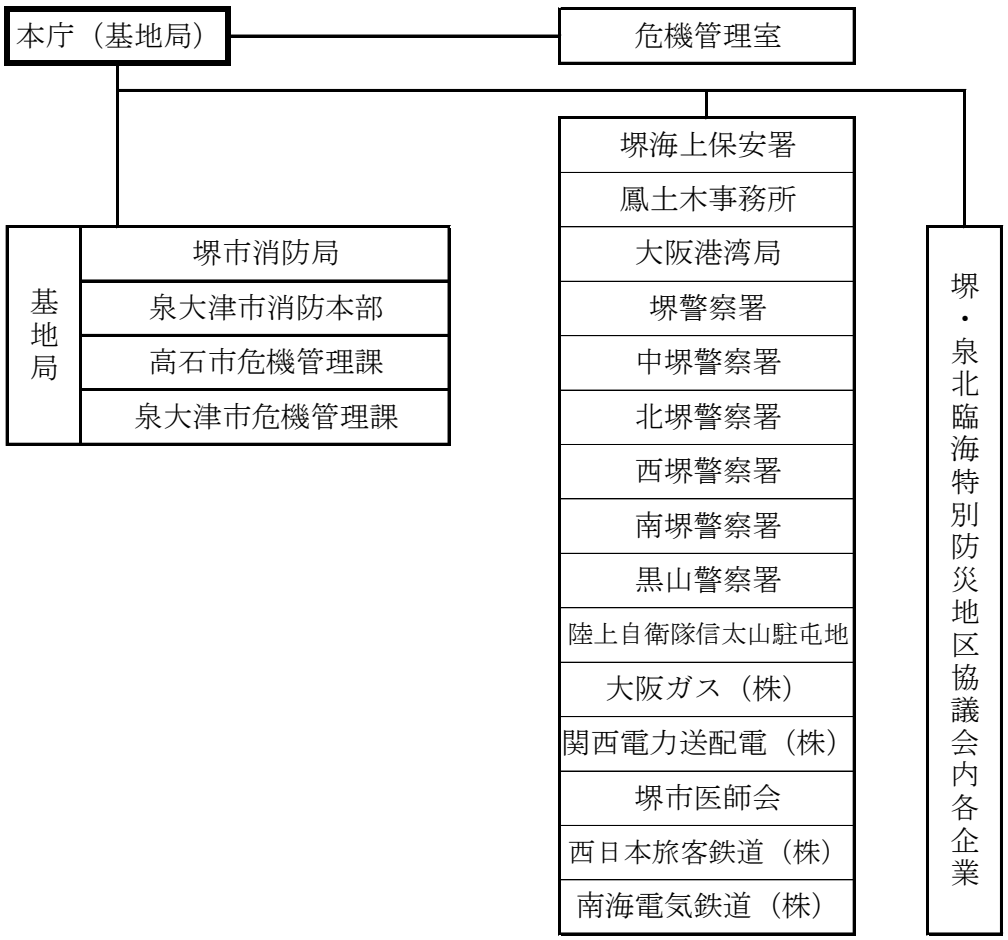

資料　5-18(2)

防災行政無線（同報系）戸別受信機設置箇所一覧

三宝小学校	登美丘南小学校	平尾小学校	美木多小学校
錦西小学校	野田小学校	美原北小学校	若松台小学校
市小学校	日置荘中学校	八上小学校	茶山台小学校
錦綾小学校	南八下中学校	美原西小学校	槇塚台小学校
浅香山小学校	登美丘中学校	さつき野小学校	宮山台小学校
錦小学校	野田中学校	美原中学校	竹城台小学校
熊野小学校	浜寺石津小学校	美原西中学校	三原台小学校
榎小学校	浜寺東小学校	さつき野中学校	泉北高倉小学校
三国丘小学校	浜寺昭和小学校	府立鳳高校	桃山台小学校
英彰小学校	津久野小学校	府立堺上高校	竹城台東小学校
新湊小学校	上野芝小学校	府立福泉高校	庭代台小学校
少林寺小学校	家原寺小学校	堺市役所	赤坂台小学校
安井小学校	鳳小学校	北部地域整備事務所	城山台小学校
大仙西小学校	鳳南小学校	南部地域整備事務所	御池台小学校
神石小学校	向丘小学校	中区役所	新檜尾台小学校
大仙小学校	平岡小学校	東区役所	大阪健康福祉短期大学
月州中学校	福泉上小学校	西区役所	福泉南中学校
殿馬場中学校	福泉小学校	南区役所	宮山台中学校
三国丘中学校	福泉東小学校	北区役所	若松台中学校
堺市立堺高等学校	浜寺中学校	殿馬場中学校（夜間）	三原台中学校
浅香山中学校	浜寺南中学校	八田荘小学校	晴美台中学校
陵西中学校	上野芝中学校	久世小学校	原山台中学校
旭中学校	はるみ小学校	東陶器小学校	庭代台中学校
大浜中学校	原山ひかり小学校	宮園小学校	赤坂台中学校
府立泉陽高校	東三国丘小学校	深阪小学校	美木多中学校
府立三国丘高校	金岡小学校	泉ヶ丘東中学校	府立登美丘高校
教育支援教室スプリングポート	北八下小学校	八田荘中学校	府立金岡高校
深井小学校	百舌鳥小学校	平井中学校	府立泉北高校
東百舌鳥小学校	新金岡小学校	登美丘東小学校	府立堺東高校
西陶器小学校	光竜寺小学校	登美丘西小学校	府立堺西高校
福田小学校	大泉小学校	東浅香山小学校	府立成美高校
八田荘西小学校	五箇荘東小学校	五箇荘小学校	堺海上保安署
東深井小学校	西百舌鳥小学校	中百舌鳥小学校	大阪府鳳土木事務所
土師小学校	金岡南小学校	新金岡東小学校	西堺警察署
深井西小学校	新浅香山小学校	五箇荘中学校	堺警察署
東百舌鳥中学校	長尾中学校	家原寺大池体育館	北堺警察署
深井中学校	金岡南中学校	浜寺小学校	南堺警察署
深井中央中学校	八下中学校	津久野中学校	黒山警察署
府立東百舌鳥高校	中百舌鳥中学校	鳳中学校	堺市医師会
南八下小学校	金岡北中学校	福泉中学校	JR鳳駅
八下西小学校	大泉中学校	鴨谷体育館	南海堺駅
日置荘小学校	陵南中学校	栂文化会館	大阪ガス南部導管部
日置荘西小学校	美原区役所	上神谷小学校	
白鷺小学校	黒山小学校	福泉中央小学校	

防災行政無線（同報系）戸別受信機設置箇所一覧

堅川下水ポンプ場	堺市立総合医療センター	東図書館
古川下水ポンプ場	堺市立総合医療センター	中図書館東百舌鳥分館
湊石津下水ポンプ場	堺市立総合医療センター	西図書館
三宝水再生センター	人権ふれあいセンター	南図書館
三宝水再生センター処理棟	博物館	衛生研究所
石津水再生センター	男女共同参画センター	衛生研究所
泉北水再生センター	青少年センター	動物指導センター
上下水道局　東館	青少年の家	生活衛生センター
上下水道局　南館	自転車対策事務所	浄化ステーション
大浜体育館	港湾事務所	環境事業所
金岡公園体育館	大仙公園事務所	クリーンセンター東工場
初芝体育館	原池公園事務所	旧湊小学校
原池体育館	大浜公園事務所	新金岡市民センター
教育文化センター（中文化会館）	泉ヶ丘公園事務所	府立堺支援学校
勤労者総合福祉センター(サンスクエア堺)	金岡公園事務所	教育文化センター
百舌鳥支援学校	霊園管理事務所	海とのふれあい広場
百舌鳥支援学校分校	上下水道局	西消防署
堺市消防局	上下水道局配水管理センター	関西大学堺キャンパス
堺消防署	南老人福祉センター	大阪府立だいせん聴覚高等支援学校
堺消防署旭ヶ丘出張所	北老人福祉センター	大阪府立泉北高等支援学校
堺消防署三国ヶ丘出張所	文化財課分室	大阪府立堺聴覚支援学校
中消防署	子ども相談所一時保護所	みなと堺グリーンひろば
東消防署	消費生活センター	堺消防署三宝出張所
東消防署登美丘出張所	堺市就労支援協会	北消防署百舌鳥出張所
西消防署臨海分署	堺老人福祉センター	利晶の杜
南消防署	日置荘こども園	三国ヶ丘庁舎（市税事務所）
南消防署福泉出張所	新金岡こども園	堺市産業振興センター
南消防署茶山台出張所	東浅香山こども園	金岡公民館
北消防署	東陶器こども園	羽衣国際大学
美原消防署	登美丘東こども園	大阪府立大学
高石消防署	浜寺石津こども園	上神谷支援学校
高石消防署高師浜出張所	宮園こども園	美原老人福祉センター
斎場	上神谷こども園	J-GREEN堺
堺保健センター	宮山台こども園	健康福祉プラザ
南こどもリハビリテーションセンター	若松台こども園	美原こども館　やかみ
北こどもリハビリテーションセンター	津久野こども園	美原こども館　みはらきた
みはら大地幼稚園	共愛こども園	南部処理場
美原保健センター	錦西こども園	中堺警察署
美原にしこども園	英彰こども園	総合防災センター
美原ひがしこども園	三国丘幼稚園	東文化会館
美原区役所	津久野幼稚園	救急ワークステーション
みはら歴史博物館	白鷺幼稚園	
美原図書館	中央図書館	
美原体育館	中央図書館堺市駅前分館	

防災行政無線（同報系）屋外スピーカー設置箇所一覧

資料　5-18(3)

区名	局　名	住　所
堺区(30)	浅香山公園	堺市堺区浅香山町2丁36-1
	神石小学校	堺市堺区石津町2丁6-1
	市小学校	堺市堺区市之町西3丁1-14
	大浜公園	堺市堺区大浜北町4丁3-50
	市立商業高校(関西大学)	堺市堺区香ヶ丘町1丁10-1
	大浜北公園	堺市堺区北波止町40-1
	人権ふれあい	堺市堺区協和町2丁61-1
	錦小学校	堺市堺区九間町東3丁1-17
	熊野小学校	堺市堺区熊野町東5丁1-49
	神南辺橋東詰	堺市堺区車ノ町3丁1
	三宝小学校	堺市堺区三宝町5丁286
	塩浜町	堺市堺区塩浜町（塩浜埠頭１号岸壁付近）
	錦西校区北部	堺市堺区七道西町12-22
	少林寺小学校	堺市堺区少林寺町東4丁1-1
	錦西小学校	堺市堺区神明町西2丁1-1
	砂道住宅	堺市堺区砂道町1丁29-2
	海とのふれあい広場	堺市堺区匠町6-1
	築港南町西	堺市堺区築港南町　西（大浜埠頭５号岸壁付近）
	築港南町東	堺市堺区築港南町　東（大浜埠頭２号岸壁付近）
	築港八幡町	堺市堺区築港八幡町（塩浜埠頭親水緑地付近）
	Ｊグリーン堺	堺市堺区築港八幡町145
	堺消防署	堺市堺区出島浜通１-１
	七道駅前	堺市堺区鉄砲町1-5
	英彰小学校	堺市堺区寺地町西4丁1-1
	青少年センター駐車場	堺市堺区錦之町西2丁2-23
	新湊小学校（湊西小）	堺市堺区西湊町6丁6-1
	旧湊小学校	堺市堺区東湊町2丁119
	三宝水再生センター	堺市堺区松屋大和川通3丁140-1
	新外山公園	堺市堺区南島町5丁74
	三宝公園	堺市堺区山本町4丁86

区名	局　名	住　所
中区(12)	八田荘西小学校	堺市中区毛穴町268-2
	田の池公園	堺市中区毛穴町378-6
	小阪住宅	堺市中区小阪359-9
	西陶器小学校	堺市中区田園570
	泉ヶ丘東中学校	堺市中区陶器北184
	しょうぶいけ公園	堺市中区陶器北928-76
	八田北町公園	堺市中区八田北町341-1
	鈴宮公園	堺市中区八田寺町17-18
	泉北水再生センター	堺市中区八田西町1丁2-1
	東山つくもりざか公園	堺市中区東山880
	原池公園	堺市中区平井411地先
	開公園	堺市中区深阪4丁1901
東区(4)	西除川	堺市東区北野田　地先
	北野田　西除川堤防	堺市東区北野田242-7
	初芝学園	堺市東区西野194-1
	登美丘高校	堺市東区西野51
西区(20)	配水管理センター	堺市西区家原寺町2丁21-1
	西区役所	堺市西区鳳東町6丁600
	西図書館	堺市西区鳳南町4丁444-1
	福泉東小学校	堺市西区草部946-1
	みなと堺グリーン広場	堺市西区築港新町3丁54
	築港浜寺町	堺市西区築港浜寺町（浜寺埠頭１号物揚場付近）
	津久野公園	堺市西区津久野町2丁13
	浜寺石津小学校	堺市西区浜寺石津町中2丁3-28
	浜寺石津西（河口）	堺市西区浜寺石津町西4丁296
	浜寺公園南	堺市西区浜寺公園町（浜寺公園町内）
	浜寺公園駅前	堺市西区浜寺公園町2
	浜寺公園	堺市西区浜寺公園町4丁地内
	浜寺昭和小学校	堺市西区浜寺昭和町2丁282
	浜寺小学校	堺市西区浜寺諏訪森町東2丁163
	浜寺諏訪森公園	堺市西区浜寺諏訪森西1丁8-14
	浜寺中学校	堺市西区浜寺船尾町西5丁60
	浜寺東小学校	堺市西区浜寺船尾町東1丁101
	浜寺南中学校	堺市西区浜寺南町1丁55
	下の池公園	堺市西区菱木2501-1
	旧津久野下水処理場	堺市西区宮下町272-1

区名	局　名	住　所
南区(27)	赤坂台小学校	堺市南区赤坂台2丁2-1
	赤坂第14公園	堺市南区赤坂台6丁26
	泉田中	堺市南区泉田中48-1
	埋蔵文化センター	堺市南区稲葉1丁3142
	青少年の家	堺市南区片蔵32
	釜室公園	堺市南区釜室685-1
	高尾	堺市南区高尾2丁600-10
	高蔵寺第一公園	堺市南区高倉台2丁18
	泉北高倉小学校	堺市南区高倉台3丁5-1
	富蔵町会館	堺市南区富蔵229
	豊田公園	堺市南区豊田1271
	畑町内会館	堺市南区畑187
	鉢ヶ峰６号線	堺市南区鉢ヶ峯寺1428
	鉢ヶ峯寺町会館	堺市南区鉢ヶ峯寺町1237
	鉢ヶ峯寺ななかまど公園	堺市南区鉢ヶ峯寺103-86
	檜尾	堺市南区檜尾71-3
	別所南	堺市南区別所1150-1
	別所	堺市南区別所877
	逆瀬川	堺市南区槇塚台2丁17-11
	槇塚台	堺市南区槇塚台2丁17-14
	泉ヶ丘緑地	堺市南区槇塚台4丁地内
	別所（栂緑地南）	堺市南区御池台5丁2
	美木多（栂緑地北）	堺市南区御池台5丁2
	美木多上公園	堺市南区美木多上135-1
	三原台中学校	堺市南区三原台1丁12-1
	桃山台第７公園	堺市南区桃山台3丁29-27
	和田公園	堺市南区和田493
北区(10)	大泉緑地	堺市北区金岡町127
	北花田第二公園	堺市北区北花田3丁25
	新金岡東小学校	堺市北区新金岡町4丁1-9
	五箇荘中学校	堺市北区新堀町1丁85-2
	常盤西公園	堺市北区常盤町3丁6-2
	金岡公園	堺市北区長曽根町1179-18
	野遠町ちびっこ老人憩いの広場	堺市北区野遠町628地先
	新浅香山小学校	堺市北区東浅香山町3丁31-4
	南花田町おぐるま公園	堺市北区南花田町119-6
	西百舌鳥小学校	堺市北区百舌鳥西之町1丁82

区名	局　名	住　所
美原区(24)	美原みの池運動広場	堺市美原区阿弥377-1
	黒山小学校	堺市美原区阿弥93
	西除川（今井）	堺市美原区今井116-3
	美原西中学校	堺市美原区大饗102-2
	北余部区民会館	堺市美原区北余部48-1
	府営北余部住宅	堺市美原区北余部西2丁目178
	下黒山公民館	堺市美原区黒山204-1
	大池公園	堺市美原区小寺12-1
	小平尾公園	堺市美原区小平尾233-4
	美原中学校	堺市美原区小平尾390
	ワークセンターヴァンサンクつつじ	堺市美原区小平尾953-1
	美原さつき野運動広場	堺市美原区さつき野西2丁目22-1
	さつき野公園	堺市美原区さつき野西2丁目3-1
	駕籠池公園	堺市美原区菅生1008-1
	菅生公園	堺市美原区菅生374
	木青会館	堺市美原区青南台1-1-19
	美原太井	堺市美原区太井278
	美原西小学校	堺市美原区太井548
	美原北小学校	堺市美原区大保19
	美原多治井運動広場	堺市美原区多治井878-3
	丹上公民館	堺市美原区丹上514
	美原こども館ひらお	堺市美原区平尾185-1
	平尾会館	堺市美原区平尾2627-1
	府営南余部住宅	堺市美原区南余部西3-1

資料　5-18(4)

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(災害対策本部)		329	人権ふれあいセンター	325	健康福祉総務課(携) #10
本庁 (無線番号不要)「※」「内線番号」		850	観光企画課(携)	331	斎場 #10
		321	環境事業管理課(携)	400	南部処理場
111	危機管理室(携)	529	環境共生課(車)	707	南部処理場(携)
112	危機管理室(携)	527	環境対策課(車)	708	南部処理場(携)
501	危機管理室(車)	528	環境対策課(車)	堺市立総合医療センター 332 ＋「＊＊」「内線番号」	
603	危機管理室(携) #10	322	クリーンセンター東工場		
604	危機管理室(携) #91	512	クリーンセンター臨海工場(車)	405	子ども企画課(携) #10
605	危機管理室(携) #92	522	環境事業所分室(車)	811	産業企画課(携) #10
606	危機管理室(携) #93	510	環境業務課(車)	330	港湾事務所
607	危機管理室(携) #94	511	環境業務課(車)	930	港湾事務所(車)
608	危機管理室(携) #95	908	環境施設課(車)	530	農業土木課(車)
609	危機管理室(携) #96	環境事業所 324 ＋「＊＊」「内線番号」		812	都市計画課(携) #10
610	危機管理室(携) #98			533	住宅施策推進課(車)
701	危機管理室(携) #89	521	環境事業所分室(車)	531	大仙西地区整備室(車)
702	危機管理室(携)	600	環境事業所(車)	532	住宅管理課(車)
703	危機管理室(携)	909	環境事業所(車)	534	宅地安全課(車)
705	危機管理室(携)	910	環境事業所分室(車)	535	宅地安全課(車)
706	危機管理室(携)	911	環境事業所(車)	536	建築安全課(車)
707	南部処理場(携)	912	環境事業所分室(車)	537	宅地安全課(車)
708	南部処理場(携)	913	環境事業所分室(車)	538	建築防災推進課(車)
846	秘書課(携)	914	環境事業所分室(車)	539	建築防災推進課(車)
502	広報課(車)	915	環境事業所(車)	540	建築防災推進課(車)
847	総務課(携)	916	環境事業所(車)	541	建築安全課(車)
848	資金課(携)	917	環境事業所(車)	590	堺市役所(車)
901	財産活用課(車)	918	環境事業所(車)		
902	財産活用課(車)	919	環境事業所(車)		
903	財産活用課(車)	920	環境事業所(車)		
904	財産活用課(車)	921	環境事業所分室(車)		
905	財産活用課(車)	924	環境事業所(車)		
906	財産活用課(車)	504	環境事業所(車)		
849	区政推進課(携)	925	環境事業所(車)		

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
518	土木監理課(車)	西部地域整備事務所 443 ＋「※」「内線番号」		935	北部地域整備事務所(車)
519	土木監理課(車)			936	北部地域整備事務所(車)
520	土木監理課(車)	544	西部地域整備事務所(車)	940	北部地域整備事務所(車)
545	土木監理課(車)	547	西部地域整備事務所(車)	601	西部地域整備事務所(携)
548	土木監理課(車)	558	西部地域整備事務所(車)	602	西部地域整備事務所(携)
546	土木監理課(車)	559	西部地域整備事務所(車)	820	北部地域整備事務所(携)
549	土木監理課(車)	560	西部地域整備事務所(車)	821	北部地域整備事務所(携)
551	土木監理課(車)	564	西部地域整備事務所(車)	822	北部地域整備事務所(携)
552	土木監理課(車)	565	西部地域整備事務所(車)	826	北部地域整備事務所(携)
553	土木監理課(車)	566	西部地域整備事務所(車)	827	北部地域整備事務所(携)
557	土木監理課(車)	584	西部地域整備事務所(車)	828	北部地域整備事務所(携)
576	土木監理課(車)	585	西部地域整備事務所(車)	829	北部地域整備事務所(携)
579	土木監理課(車)	587	西部地域整備事務所(車)	830	西部地域整備事務所(携)
581	土木監理課(車)	588	西部地域整備事務所(車)	831	西部地域整備事務所(携)
582	土木監理課(車)	937	西部地域整備事務所(車)	832	西部地域整備事務所(携)
583	土木監理課(車)	938	西部地域整備事務所(車)	833	西部地域整備事務所(携)
594	土木監理課(車)	北部地域整備事務所 309＋「＊＊」「内線番号」 314＋「＊＊」「内線番号」		834	西部地域整備事務所(携)
931	土木監理課(車)			835	泉ヶ丘公園事務所(携)
932	土木監理課(車)			南部地域整備事務所 311 ＋「＊＊」「内線番号」 315 ＋「＊＊」「内線番号」	
934	土木監理課(車)	554	北部地域整備事務所(車)		
939	土木監理課(車)	567	北部地域整備事務所(車)		
945	土木監理課(車)	568	北部地域整備事務所(車)	555	南部地域整備事務所(車)
816	土木監理課(携)　#10	569	北部地域整備事務所(車)	561	南部地域整備事務所(車)
817	土木監理課(携)	573	北部地域整備事務所(車)	562	南部地域整備事務所(車)
818	土木監理課(携)	574	北部地域整備事務所(車)	563	南部地域整備事務所(車)
823	土木監理課(携)	575	北部地域整備事務所(車)	570	南部地域整備事務所(車)
824	土木監理課(携)	578	北部地域整備事務所(車)	571	南部地域整備事務所(車)
825	土木監理課(携)	580	北部地域整備事務所(車)	572	南部地域整備事務所(車)
		589	北部地域整備事務所(車)	577	南部地域整備事務所(車)
		592	北部地域整備事務所(車)	586	南部地域整備事務所(車)
		593	北部地域整備事務所(車)	591	南部地域整備事務所(車)

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
933	南部地域整備事務所(車)	上下水道局本庁舎		堺市消防局	
941	南部地域整備事務所(車)	398 ＋「＊＊」「内線番号」		410 ＋「＊＊」「内線番号」	
942	南部地域整備事務所(車)	399 ＋「＊＊」「内線番号」		411 ＋「＊＊」「内線番号」	
943	南部地域整備事務所(車)	854	上下水道局災害対策センター(携)	861	堺市消防局(携) #10
944	南部地域整備事務所(車)	856	下水道事業調整課(携)	862	堺市消防局(携)
836	南部地域整備事務所(携)	852	下水道管理課(携)	堺消防署	
837	南部地域整備事務所(携)	853	西部下水道サービスセンター(携)	412 ＋「＊＊」「内線番号」	
838	南部地域整備事務所(携)	402	三宝水再生センター	863	堺消防署(携)
839	南部地域整備事務所(携)	857	三宝水再生センター(携)	中消防署	
840	南部地域整備事務所(携)	406	湊石津下水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	413 ＋「＊＊」「内線番号」	
841	南部地域整備事務所(携)	407	堅川下水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	864	中消防署(携)
842	南部地域整備事務所(携)	408	古川下水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	東消防署	
843	原池公園事務所(携)	409	陵北樋門管理事務所	414 ＋「＊＊」「内線番号」	
844	大浜公園事務所(携)	泉北水再生センター		865	東消防署(携)
845	大浜公園事務所(携)	404 ＋「＊＊」「内線番号」		西消防署	
316	自転車対策事務所	859	泉北水再生センター(携)	415 ＋「＊＊」「内線番号」	
556	自転車対策事務所(車)	403	石津水再生センター	866	西消防署(携)
550	自転車対策事務所(車)	858	石津水再生センター(携)	西消防署臨海分署	
317	内川排水機場事務所	860	西部下水道サービスセンター(携)	416 ＋「＊＊」「内線番号」	
542	公園監理課(車)	851	西部下水道サービスセンター(携)	867	西消防署臨海分署(携)
318	大浜公園事務所	813	教育委員会総務課(携) #10	南消防署	
947	大浜公園事務所(車)	596	教育委員会学校施設課(車)	417 ＋「＊＊」「内線番号」	
319	大仙公園事務所	597	教育委員会学校施設課(車)	868	南消防署(携)
948	大仙公園事務所(車)	598	教育委員会学校施設課(車)	北消防署	
320	泉ヶ丘公園事務所	814	会計室(携) #10	418 ＋「＊＊」「内線番号」	
949	泉ヶ丘公園事務所(車)	815	議会事務局(携) #10	869	北消防署(携)
444	原池公園事務所			美原消防署	
928	原池公園事務所(車)			419 ＋「＊＊」「内線番号」	
946	原池公園事務所(車)			870	美原消防署(携)
950	原池公園事務所(車)			高石消防署	
543	公園緑地整備課(車)			420 ＋「＊＊」「内線番号」	
				871	高石消防署(携)
				334	総合防災センター

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線（移動系）設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
421	堺海上保安署	（堺区域）		（堺区域）	
422	大阪府鳳土木事務所	本庁		638	堺区企画総務課（携）
423	大阪港湾堺泉北建設管理事務所	（無線番号不要）「＊」「内線番号」		639	堺区企画総務課（携）
424	大阪府警察堺警察署	503	堺区企画総務課（車）	711	堺区企画総務課（携）
425	大阪府警察北堺警察署	611	堺区企画総務課（携）	712	堺区企画総務課（携）
426	大阪府警察黒山警察署	612	堺区企画総務課（携）	713	堺区企画総務課（携）
427	大阪府警察南堺警察署	613	堺区企画総務課（携）	714	堺区企画総務課（携）
428	大阪府警察西堺警察署	614	堺区企画総務課（携）	715	堺区企画総務課（携）
401	大阪府警察中堺警察署	615	堺区企画総務課（携）	333	堺保健福祉総合センター(携)
429	大泉緑地管理事務所	616	堺区企画総務課（携）	922	堺保健センター（車）
430	浜寺公園管理事務所	617	堺区企画総務課（携）	201	三宝小学校
431	堺市医師会	618	堺区企画総務課（携）	202	錦西小学校
432	JR鳳駅	619	堺区企画総務課（携）	203	市小学校
433	南海堺駅	620	堺区企画総務課（携）	204	錦綾小学校
434	大阪ガス(株)南部導管部	621	堺区企画総務課（携）	205	浅香山小学校
435	関西電力送配電(株)南大阪営業所	622	堺区企画総務課（携）	206	錦小学校
		623	堺区企画総務課（携）	207	熊野小学校
		624	堺区企画総務課（携）	208	榎小学校
		625	堺区企画総務課（携）	209	三国丘小学校
		626	堺区企画総務課（携）	210	英彰小学校
		627	堺区企画総務課（携）	211	新湊小学校
		628	堺区企画総務課（携）	819	少林寺小学校
		629	堺区企画総務課（携）	213	安井小学校
		630	堺区企画総務課（携）	214	大仙西小学校
		631	堺区企画総務課（携）	215	神石小学校
		632	堺区企画総務課（携）	216	大仙小学校
		633	堺区企画総務課（携）	217	月州中学校
		634	堺区企画総務課（携）	218	殿馬場中学校
		635	堺区企画総務課（携）	219	三国丘中学校
		636	堺区企画総務課（携）	220	関西大学堺キャンパス
		637	堺区企画総務課（携）	221	市立堺高校

設置箇所の（車）は車載、（携）は携帯を表す。

防災行政無線（移動系）設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
（堺区域）		（中区域）		（中区域）	
222	浅香山中学校	中区役所		965	深井小学校
223	陵西中学校	230 ＋「＊＊」「内線番号」		234	東百舌鳥小学校
224	旭中学校	231 ＋「＊＊」「内線番号」		235	久世小学校
225	大浜中学校	513	中区企画総務課（車）	236	東陶器小学校
226	大阪府立泉陽高校	640	中区企画総務課（携） #10	440	西陶器小学校
227	大阪府立三国丘高校	641	中区企画総務課（携）	238	宮園小学校
228	サンスクエア堺	642	中区企画総務課（携）	239	福田小学校
229	大浜体育館	643	中区市民課（携）	240	八田荘西小学校
441	総合福祉会館	644	中区市民課（携）	241	東深井小学校
442	旧湊小学校	645	中区市民課（携）	242	土師小学校
保健福祉プラザ		646	中区保険年金課（携）	243	深井西小学校
335 ＋「＊＊」「内線番号」		647	中区保険年金課（携）	244	深阪小学校
		648	中区保険年金課（携）	245	東百舌鳥中学校
		649	中区生活援護課（携）	246	八田荘中学校
		650	中区生活援護課（携）	247	深井中学校
		651	中区生活援護課（携）	248	平井中学校
		652	中区地域福祉課（携）	249	泉ヶ丘東中学校
		653	中区地域福祉課（携）	250	深井中央中学校
		654	中区地域福祉課（携）	251	大阪府立東百舌鳥高校
		655	中区保健センター（携）	252	教育文化センター
		656	中区保健センター（携）	326	原池公園体育館
		657	中区保健センター（携）		
		658	中区税務サービス課（携）		
		659	中区税務サービス課（携）		
		660	中区税務サービス課（携）		
		716	中区子育て支援課（携）		
		717	中区子育て支援課（携）		
		718	中区自治推進課（携）		
		719	中区自治推進課（携）		
		720	中区自治推進課（携）		
		232	八田荘小学校		

設置箇所の（車）は車載、（携）は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(東区域)		(東区域)		(西区域)	
東区役所 253 ＋「＊＊」「内線番号」 254 ＋「＊＊」「内線番号」		260 261 262	登美丘東小学校 登美丘西小学校 登美丘南小学校	西区役所 308 ＋「＊＊」「内線番号」 312 ＋「＊＊」「内線番号」	
505	東区企画総務課(車)	263	野田小学校	514	西区企画総務課(車)
907	東区企画総務課(車)	264	日置荘中学校	748	西区企画総務課(携) #10
661	東区企画総務課(携)	265	南八下中学校	749	西区企画総務課(携)
662	東区企画総務課(携)	266	登美丘中学校	750	西区企画総務課(携)
663	東区企画総務課(携)	267	野田中学校	751	西区企画総務課(携)
664	東区企画総務課(携)	268	大阪府立登美丘高校	752	西区企画総務課(携)
665	東区企画総務課(携)	269	初芝体育館	753	西区企画総務課(携)
666	東区企画総務課(携)			754	西区企画総務課(携)
667	東区企画総務課(携)			755	西区企画総務課(携)
668	東区企画総務課(携)			756	西区企画総務課(携)
669	東区企画総務課(携)			757	西区企画総務課(携)
670	東区企画総務課(携)			758	西区企画総務課(携)
671	東区企画総務課(携)			759	西区企画総務課(携)
672	東区企画総務課(携)			760	西区企画総務課(携)
673	東区企画総務課(携)			761	西区企画総務課(携)
674	東区企画総務課(携)			762	西区企画総務課(携)
675	東区企画総務課(携)			763	西区企画総務課(携)
721	東区企画総務課(携)			764	西区企画総務課(携)
722	東区企画総務課(携)			765	西区企画総務課(携)
723	東区企画総務課(携)			766	西区企画総務課(携)
724	東区企画総務課(携)			767	西区企画総務課(携)
725	東区企画総務課(携)			768	西区企画総務課(携)
255	南八下小学校			769	西区企画総務課(携)
256	八下西小学校			770	西区企画総務課(携)
257	日置荘小学校			771	西区企画総務課(携)
258	日置荘西小学校			772	西区企画総務課(携)
259	白鷺小学校			773	西区企画総務課(携)

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線（移動系）設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
（西区域）		（南区域）		（南区域）	
774	西区企画総務課（携）	南区役所		800	南区企画総務課（携）
926	西保健センター（車）	310 ＋「＊＊」「内線番号」		801	南区企画総務課（携）
338	浜寺石津小学校	313 ＋「＊＊」「内線番号」		802	南区企画総務課（携）
339	浜寺東小学校	507	南区企画総務課（車）	803	南区企画総務課（携）
340	浜寺小学校	515	南区企画総務課（車）	804	南区企画総務課（携）
341	浜寺昭和小学校	775	南区企画総務課（携）	805	南区企画総務課（携）
342	津久野小学校	776	南区企画総務課（携）	806	南区企画総務課（携）
343	上野芝小学校	777	南区企画総務課（携）	807	南区企画総務課（携）
344	家原寺小学校	778	南区企画総務課（携）	808	南区企画総務課（携）
345	鳳小学校	779	南区企画総務課（携）	809	南区企画総務課（携）
346	鳳南小学校	780	南区企画総務課（携）	810	南区企画総務課（携）
347	向丘小学校	781	南区企画総務課（携）	927	南保健センター（車）
348	平岡小学校	782	南区企画総務課（携）	362	上神谷小学校
349	福泉上小学校	783	南区企画総務課（携）	363	福泉中央小学校
350	福泉小学校	784	南区企画総務課（携）	364	美木多小学校
351	福泉東小学校	785	南区企画総務課（携）	365	宮山台小学校
352	浜寺中学校	786	南区企画総務課（携）	366	竹城台小学校
353	鳳中学校	787	南区企画総務課（携）	367	若松台小学校
354	浜寺南中学校	788	南区企画総務課（携）	368	三原台小学校
355	上野芝中学校	789	南区企画総務課（携）	369	茶山台小学校
356	津久野中学校	790	南区企画総務課（携）	370	泉北高倉小学校
357	福泉中学校	791	南区企画総務課（携）	371	槇塚台小学校
358	大阪府立鳳高校	792	南区企画総務課（携）	372	桃山台小学校
359	大阪府立福泉高校	793	南区企画総務課（携）	373	竹城台東小学校
360	大阪府立堺上高校	794	南区企画総務課（携）	374	原山ひかり小学校
361	家原大池体育館	795	南区企画総務課（携）	375	庭代台小学校
506	西区役所（車）	796	南区企画総務課（携）	376	赤坂台小学校
		797	南区企画総務課（携）	378	城山台小学校
		798	南区企画総務課（携）	379	御池台小学校
		799	南区企画総務課（携）	380	新檜尾台小学校

設置箇所の（車）は車載、（携）は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(南区域)		(北区域)		(北区域)	
381	大阪健康福祉短期大学	北区役所		700	北区企画総務課(携)
382	はるみ小学校	270 ＋「＊＊」「内線番号」		726	北区企画総務課(携)
383	福泉南中学校	271 ＋「＊＊」「内線番号」		727	北区企画総務課(携)
384	宮山台中学校	508	北区企画総務課(車)	728	北区企画総務課(携)
385	若松台中学校	516	北区企画総務課(車)	729	北区企画総務課(携)
386	三原台中学校	676	北区地域福祉課(携) #10	730	北区企画総務課(携)
387	晴美台中学校	677	北区地域福祉課(携)	731	北区企画総務課(携)
388	原山台中学校	678	北区地域福祉課(携)	272	東三国丘小学校
389	庭代台中学校	679	北区地域福祉課(携)	273	東浅香山小学校
390	赤坂台中学校	680	北区地域福祉課(携)	274	五箇荘小学校
391	美木多中学校	681	北区地域福祉課(携)	275	金岡小学校
392	大阪府立泉北高校	682	北区地域福祉課(携)	276	北八下小学校
393	大阪府立堺東高校	683	北区地域福祉課(携)	277	百舌鳥小学校
394	大阪府立成美高校	684	北区地域福祉課(携)	278	新金岡小学校
395	大阪府立堺西高校	685	北区地域福祉課(携)	966	光竜寺小学校
396	栂文化会館	686	北区企画総務課(携)	281	中百舌鳥小学校
397	鴨谷体育館	687	北区企画総務課(携)	282	五箇荘東小学校
		688	北区企画総務課(携)	283	西百舌鳥小学校
		689	北区企画総務課(携)	284	金岡南小学校
		690	北区企画総務課(携)	285	新金岡東小学校
		691	北区企画総務課(携)	286	新浅香山小学校
		692	北区企画総務課(携)	287	長尾中学校
		693	北区企画総務課(携)	288	金岡南中学校
		694	北区企画総務課(携)	289	八下中学校
		695	北区企画総務課(携)	290	中百舌鳥中学校
		696	北区企画総務課(携)	291	金岡北中学校
		697	北区企画総務課(携)	292	大泉学園
		698	北区企画総務課(携)	293	五箇荘中学校
		699	北区企画総務課(携)	294	陵南中学校

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(北区域)		(美原区域)			
295	大阪府立金岡高校	美原区役所		307	さつき野中学校
296	金岡公園体育館	297	＋「＊＊」「内線番号」	327	美原総合体育館
445	北区役所(半固定機)	298	＋「＊＊」「内線番号」	328	みはら大地幼稚園
		509	美原区企画総務課(車)		
		517	美原区企画総務課(車)		
		732	美原区企画総務課(携)		
		733	美原区企画総務課(携)		
		734	美原区企画総務課(携)		
		735	美原区企画総務課(携)		
		736	美原区企画総務課(携)		
		737	美原区企画総務課(携)		
		738	美原区企画総務課(携)		
		739	美原区企画総務課(携)		
		740	美原区企画総務課(携)		
		741	美原区企画総務課(携)		
		742	美原区企画総務課(携)		
		743	美原区企画総務課(携)		
		744	美原区企画総務課(携)		
		745	美原区企画総務課(携)		
		337	美原保健センター		
		929	美原保健センター(車)		
		299	黒山小学校		
		300	平尾小学校		
		301	美原北小学校		
		302	八上小学校		
		303	美原西小学校		
		304	さつき野小学校		
		305	美原中学校		
		306	美原西中学校		

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

資料　5-18(5)

防災行政無線(相互系)設置箇所一覧

識別信号	無線局種	所管	所管部所
さかいしょうぼうほんぶ	基地局	堺市	堺市消防局
いずみおおつしょうぼうほんぶ	基地局	泉大津市	泉大津市消防本部
ぼうさいさかい	基地局	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいたかいし	基地局	高石市	高石市危機管理課
ぼうさいいずみおおつ	基地局	泉大津市	泉大津市危機管理課
ぼうさいせんぼく1	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく3	携帯型	堺市	大阪府鳳土木事務所
ぼうさいせんぼく4	携帯型	泉大津市	大阪府和泉保健所
ぼうさいせんぼく6	携帯型	泉大津市	泉大津市立病院総務課
ぼうさいせんぼく8	携帯型	堺市	堺警察署　警備課
ぼうさいせんぼく9	携帯型	堺市	北堺警察署　警備課
ぼうさいせんぼく10	携帯型	堺市	西堺警察署　警備課
ぼうさいせんぼく11	携帯型	堺市	黒山警察署　警備課
ぼうさいせんぼく12	携帯型	高石市	高石警察署　警備課
ぼうさいせんぼく13	携帯型	泉大津市	泉大津警察署　警備課
ぼうさいせんぼく14	携帯型	堺市	大阪ガス㈱南部導管部
ぼうさいせんぼく16	携帯型	泉大津市	関西電力送配電(株)　岸和田配電営業所
ぼうさいせんぼく18	携帯型	高石市	浜寺郵便局
ぼうさいせんぼく19	携帯型	泉大津市	泉大津市港湾振興室
ぼうさいせんぼく20	携帯型	堺市	陸上自衛隊信太山駐屯地
ぼうさいせんぼく22	携帯型	堺市	堺市医師会
ぼうさいせんぼく23	携帯型	高石市	高石市医師会
ぼうさいせんぼく24	携帯型	泉大津市	泉大津市医師会
ぼうさいせんぼく25	携帯型	堺市	西日本旅客鉄道　鳳駅
ぼうさいせんぼく28	携帯型	堺市	南海電鉄　堺駅
ぼうさいせんぼく30	携帯型	泉大津市	南海電鉄　泉大津駅
ぼうさいせんぼく34	携帯型	堺市	南堺警察署　警備課
ぼうさいせんぼく70	携帯型	堺市	中堺警察署　警備課
ぼうさいせんぼく71	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく72	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく73	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく74	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく75	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく76	携帯型	堺市	堺海上保安署
ぼうさいせんぼく101	携帯型	特防協	日本製鉄㈱関西製鉄所
ぼうさいせんぼく105	携帯型	特防協	岩谷液化ガスターミナル㈱堺事業所
ぼうさいせんぼく106	携帯型	特防協	UBE株式会社 堺工場
ぼうさいせんぼく107	携帯型	特防協	関西電力㈱堺港発電所
ぼうさいせんぼく108	携帯型	特防協	コスモ石油㈱堺製油所
ぼうさいせんぼく109	携帯型	特防協	丸紅エネックス㈱堺ターミナル

防災行政無線（相互系）設置箇所一覧

識別信号	無線局種	所管	所管部所
ぼうさいせんぼく112	携帯型	特防協	ENEOS㈱堺製油所
ぼうさいせんぼく113	携帯型	特防協	Daigasｶﾞｽｱﾝﾄﾞﾊﾟﾜｰｿﾘｭｰｼｮﾝ㈱泉北製造所第一工場
ぼうさいせんぼく121	携帯型	特防協	三井化学㈱大阪工場
ぼうさいせんぼく122	携帯型	特防協	DIC㈱堺工場
ぼうさいせんぼく126	携帯型	特防協	㈱コールド・エアー・プロダクツ
ぼうさいせんぼく127	携帯型	特防協	高石ケミカル㈱
ぼうさいせんぼく152	携帯型	特防協	日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所阪神地区（堺）
ぼうさいせんぼく154	携帯型	特防協	㈱辰巳商會堺ケミカルターミナル
ぼうさいせんぼく155	携帯型	特防協	セントラル・タンクターミナル株式会社　大阪事業所
ぼうさいせんぼく156	携帯型	特防協	新日本理化㈱堺工場
ぼうさいせんぼく158	携帯型	特防協	KHネオケム㈱堺物流センター
ぼうさいせんぼく159	携帯型	特防協	日本酢ビ・ポバール㈱
ぼうさいせんぼく161	携帯型	特防協	森田化学工業㈱堺事業所
ぼうさいせんぼく163	携帯型	特防協	ライオン㈱大阪工場
ぼうさいせんぼく166	携帯型	特防協	富士酸素㈱
ぼうさいせんぼく172	携帯型	特防協	豊国石油㈱
ぼうさいせんぼく173	携帯型	特防協	Daigasｶﾞｽｱﾝﾄﾞﾊﾟﾜｰｿﾘｭｰｼｮﾝ㈱泉北製造所第二工場
ぼうさいせんぼく175	携帯型	特防協	NRS株式会社 大阪物流センター
ぼうさいせんぼく176	携帯型	特防協	イビデンケミカル㈱高石事業所
ぼうさいせんぼく178	携帯型	特防協	日清オイリオグループ㈱堺工場
ぼうさいせんぼく179	携帯型	特防協	KHネオケム㈱堺物流センター
ぼうさいせんぼく185	携帯型	特防協	㈱ガスケミカル物流西日本
ぼうさいせんぼく190	携帯型	特防協	関西電力㈱ 堺LNGセンター
ぼうさいせんぼく191	携帯型	特防協	㈱ハイドロエッジ
ぼうさいせんぼく192	携帯型	特防協	三井化学㈱大阪工場
ぼうさいせんぼく193	携帯型	特防協	㈱辰巳商會堺ケミカルターミナル
ぼうさいせんぼく194	携帯型	特防協	大阪製鐵㈱大阪事業所堺工場
ぼうさいせんぼく195	携帯型	特防協	ダイキン工業㈱堺製作所　臨海工場
ぼうさいせんぼく196	携帯型	特防協	ブルーエキスプレス㈱
ぼうさいせんぼく197	携帯型	特防協	山九㈱ 泉北支店
ぼうさいせんぼく901	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく950	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく951	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく952	携帯型	堺市	堺市危機管理室

資料　5-19(1)

指定避難所一覧

	学 校 名	住　　所	電話番号	避難所種別	指定緊急避難場所(災害種別)					
					洪水	土砂災害※	高潮	地震	津波	大規模な火災
1	三宝小学校	堺区三宝町5丁286番地	238-0001	風水害・地震	○		○	○	○	
2	市小学校	堺区市之町西3丁1番14号	223-4610	風水害・地震	○		○	○	○	
3	錦綾小学校	堺区錦綾町1丁6番19号	228-5183	風水害・地震	○		○	○	○	
4	浅香山小学校	堺区今池町5丁4番43号	238-0003	風水害・地震	○		○	○		
5	錦小学校	堺区九間町東3丁1番17号	232-1036	風水害・地震	○		○	○	○	
6	熊野小学校	堺区熊野町東5丁1番49号	233-3227	風水害・地震	○		○	○	○	
7	錦西小学校	堺区神明町西2丁1番1号	232-1056	風水害・地震	○		○	○	○	
8	榎小学校	堺区榎元町2丁3番11号	233-2552	風水害・地震			○	○		
9	三国丘小学校	堺区北三国ヶ丘町5丁1番1号	232-2818	風水害・地震	○		○	○		
10	英彰小学校	堺区寺地町西4丁1番1号	221-8666	風水害・地震	○		○	○	○	
11	新湊小学校	堺区西湊町6丁6番1号	244-6776	風水害・地震	○		○	○	○	
12	少林寺小学校	堺区少林寺町東4丁1番1号	232-1126	風水害・地震	○		○	○	○	
13	安井小学校	堺区南安井町4丁1番5号	238-5341	風水害・地震	○		○	○	○	
14	大仙小学校	堺区大仙中町16番1号	241-0888	風水害・地震			○	○		○
15	神石小学校	堺区石津町2丁6番1号	241-2151	風水害・地震	○		○	○		
16	大仙西小学校	堺区大仙西町4丁129番地	241-2977	風水害・地震			○	○		
17	大浜中学校	堺区大浜南町2丁4番1号	238-1988	風水害・地震	○		○	○	○	
18	月州中学校	堺区神南辺町1丁1番地	238-0968	風水害・地震	○		○	○	○	
19	殿馬場中学校	堺区櫛屋町東3丁2番1号	238-8101	風水害・地震	○		○	○	○	
20	三国丘中学校	堺区向陵西町3丁6番15号	221-8511	風水害・地震			○	○		
21	浅香山中学校	堺区今池町5丁3番8号	233-3586	地　震				○		
22	陵西中学校	堺区大仙西町2丁79番地	244-4086	地　震				○	○	
23	旭中学校	堺区大仙中町11番1号	241-1827	地　震				○		○
24	旧湊小学校	堺区東湊町2丁119番4号	－	風水害・地震	○			○		
25	関西大学堺キャンパス	堺区香ヶ丘町1丁11番1号	229-5022	風水害・地震	○		○	○	○	
26	市立堺高校	堺区向陵東町1丁10番1号	240-0840	風水害・地震			○	○		
27	府立泉陽高校	堺区車之町東3丁2番1号	233-0588	地　震				○	○	
28	府立三国丘高校	堺区南三国ヶ丘町2丁2番36号	233-6005	地　震				○		
29	勤労者総合福祉センター (サンスクエア堺)	堺区田出井町2丁1番	222-3561	地　震				○		
30	大浜公園体育館・武道館	堺区大浜北町5丁7番1号	225-4421	地　震				○	○	
31	東百舌鳥小学校	中区土塔町139番地	236-0288	風水害・地震			○	○		
32	土師小学校	中区土師町3丁35番1号	277-9020	風水害・地震			○	○		
33	宮園小学校	中区宮園町4番1号	278-0981	風水害・地震			○	○		
34	久世小学校	中区平井999番地	278-0324	風水害・地震	○	○	○	○		
35	福田小学校	中区福田727番地	235-9286	風水害・地震			○	○		
36	東陶器小学校	中区陶器北2556番地	236-0036	風水害・地震		○	○	○		
37	西陶器小学校	中区田園570番地	236-0035	風水害・地震		○	○	○		
38	深井小学校	中区深井中町1409番地	278-0108	風水害・地震			○	○		
39	深阪小学校	中区深阪5丁15番1号	237-3210	風水害・地震	○	○	○	○		
40	八田荘小学校	中区八田寺町231番地	271-0335	風水害・地震	○	○	○	○		
41	八田荘西小学校	中区毛穴町268番地の2	270-0048	風水害・地震	○	○	○	○		○
42	深井西小学校	中区深井北町926番地	278-6301	風水害・地震			○	○		
43	東深井小学校	中区深井水池町3214番地	278-2791	風水害・地震			○	○		
44	泉ヶ丘東中学校	中区陶器北184番地	236-2421	風水害・地震			○	○		
45	東百舌鳥中学校	中区新家町260番地	236-5441	地　震				○		
46	深井中央中学校	中区深井北町220番地の1	278-7681	地　震				○		
47	八田荘中学校	中区八田北町580番地の11	270-0601	地　震				○		○
48	平井中学校	中区平井346番地	277-9015	地　震				○		
49	深井中学校	中区深井沢町2470番地の1	270-0067	地　震				○		
50	府立東百舌鳥高校	中区土塔町2377－5	235-3781	地　震				○		
51	教育文化センター (ソフィア・堺)	中区深井清水町1426番地	270-8110	地　震				○		
52	原池公園体育館	中区八田寺町320	278-1004	地　震				○		
53	八下西小学校	東区引野町1丁110番地	286-1611	風水害・地震			○	○		
54	白鷺小学校	東区白鷺町2丁8番1号	285-8585	風水害・地震			○	○		○
55	日置荘西小学校	東区日置荘西町6丁9番1号	285-5238	風水害・地震			○	○		
56	日置荘小学校	東区日置荘西町2丁46番1号	285-0260	風水害・地震			○	○		
57	南八下小学校	東区菩提町5丁228番地	285-0614	風水害・地震	○		○	○		

	学 校 名	住　　所	電話番号	避難所種別	指定緊急避難場所(災害種別)					
					洪水	土砂災害※	高潮	地震	津波	大規模な火災
58	登美丘西小学校	東区大美野135番地	236-0031	風水害・地震			○	○		
59	登美丘東小学校	東区丈六224番地	236-2130	風水害・地震	○		○	○		
60	登美丘南小学校	東区草尾596番地	236-6051	風水害・地震	○	○	○	○		
61	野田小学校	東区北野田897番地の2	236-0065	風水害・地震	○		○	○		
62	南八下中学校	東区菩提町2丁58番地	286-5571	地 震				○		
63	日置荘中学校	東区日置荘北町3丁11番28号	285-0460	地 震				○		
64	登美丘中学校	東区高松408番地	236-2426	地 震				○		○
65	野田中学校	東区南野田101番地の1	235-3727	地 震				○		
66	府立登美丘高校	東区西野51番地	236-5041	地 震				○		
67	初芝体育館	東区野尻町221番地の4	285-0006	地 震				○		
68	東文化会館	東区北野田1084-136	230-0134	風水害・地震				○		
69	浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2丁3番28号	241-6505	風水害・地震	○		○	○	○	
70	浜寺東小学校	西区浜寺船尾町東1丁101番地	265-1141	風水害・地震	○		○	○	○	
71	浜寺小学校	西区浜寺諏訪森町東2丁163番地	261-9407	風水害・地震	○		○	○	○	
72	浜寺昭和小学校	西区浜寺昭和町2丁282番地	261-0677	風水害・地震	○		○	○		
73	鳳小学校	西区鳳中町2丁22番地	262-0124	風水害・地震	○		○	○		
74	鳳南小学校	西区鳳南町1丁7番地	272-1200	風水害・地震	○		○	○		
75	福泉上小学校	西区上127番地の1	274-4611	風水害・地震	○		○	○		
76	福泉東小学校	西区草部946番地の1	274-9311	風水害・地震	○		○	○		○
77	福泉小学校	西区菱木2丁2186番地の1	273-1861	風水害・地震	○		○	○		
78	平岡小学校	西区堀上緑町1丁6番1号	271-5044	風水害・地震	○		○	○		
79	家原寺小学校	西区家原寺町1丁7番1号	274-3401	風水害・地震	○	○	○	○		
80	向丘小学校	西区上野芝向ヶ丘町6丁7番1号	278-0340	風水害・地震	○		○	○		
81	上野芝小学校	西区神野町2丁25番1号	271-4123	風水害・地震	○		○	○		
82	津久野小学校	西区津久野町3丁14番11号	262-0303	風水害・地震	○		○	○		
83	鳳中学校	西区鳳西町1丁159番地の1	265-1441	風水害・地震			○	○		
84	浜寺中学校	西区浜寺船尾町西5丁60番地	261-2205	風水害・地震	○		○	○		○
85	福泉中学校	西区山田2丁55番地	271-0267	風水害・地震	○		○	○		
86	上野芝中学校	西区上野芝向ヶ丘町5丁25番1号	278-0540	地 震				○		
87	津久野中学校	西区神野町2丁16番1号	274-0215	地 震				○		
88	浜寺南中学校	西区浜寺南町1丁55番地	262-6225	風水害・地震			○	○		
89	府立鳳高校	西区原田150番地	271-5151	地 震				○		
90	府立福泉高校	西区太平寺323番地	299-9500	地 震				○		
91	府立堺上高校	西区上61番地	271-0808	地 震				○		
92	家原大池体育館	西区家原寺町1丁18番1号	271-1718	地 震				○		
93	福泉中央小学校	南区桃山台4丁17番1号	298-3045	風水害・地震	○	○	○	○		
94	赤坂台小学校	南区赤坂台2丁2番1号	298-3030	風水害・地震		○	○	○		
95	新檜尾台小学校	南区新檜尾台3丁7番1号	298-7300	風水害・地震			○	○		
96	桃山台小学校	南区桃山台2丁6番1号	299-0038	風水害・地震	○		○	○		
97	美木多小学校	南区鴨谷台1丁48番1号	297-0821	風水害・地震	○	○	○	○		
98	城山台小学校	南区城山台1丁20番1号	299-6571	風水害・地震			○	○		
99	御池台小学校	南区御池台2丁3番1号	298-7500	風水害・地震			○	○		
100	庭代台小学校	南区庭代台3丁12番1号	298-3033	風水害・地震			○	○		
101	原山ひかり小学校	南区原山台4丁3番1号(R2.4～)	293-5028	風水害・地震	○		○	○		
102	上神谷小学校	南区片蔵1425番地	297-0028	風水害・地震	○	○	○	○		
103	若松台小学校	南区若松台1丁3番1号	292-0001	風水害・地震	○	○	○	○		
104	茶山台小学校	南区茶山台2丁5番1号	291-1104	風水害・地震			○	○		
105	槇塚台小学校	南区槇塚台3丁39番1号	291-6000	風水害・地震		○	○	○		
106	はるみ小学校	南区晴美台3丁3番1号	290-1112	風水害・地震			○	○		
107	泉北高倉小学校	南区高倉台3丁5番1号	293-3800	風水害・地震		○	○	○		
108	三原台小学校	南区三原台3丁2番1号	291-0394	風水害・地震		○	○	○		
109	竹城台東小学校	南区竹城台1丁10番1号	235-0070	風水害・地震			○	○		
110	宮山台小学校	南区宮山台2丁2番1号	297-0515	風水害・地震		○	○	○		
111	竹城台小学校	南区竹城台3丁2番1号	297-0777	風水害・地震	○	○	○	○		
112	福泉南中学校	南区桃山台3丁7番1号	298-0001	地 震				○		
113	宮山台中学校	南区宮山台1丁1番1号	297-2233	地 震				○		
114	三原台中学校	南区三原台1丁12番1号	291-0395	地 震				○		
115	晴美台中学校	南区晴美台3丁8番1号	291-5300	地 震				○		
116	若松台中学校	南区若松台3丁34番1号	297-0129	地 震				○		
117	原山台中学校	南区原山台4丁2番1号	299-5135	地 震				○		
118	庭代台中学校	南区庭代台2丁19番1号	298-3043	地 震				○		

	学 校 名	住　　所	電話番号	避難所種別	指定緊急避難場所(災害種別)					
					洪水	土砂災害※	高潮	地震	津波	大規模な火災
119	美木多中学校	南区鴨谷台1丁47番1号	299-3700	地 震				○		
120	赤坂台中学校	南区赤坂台2丁1番1号	298-3040	地 震				○		
121	大阪健康福祉短期大学堺・泉ヶ丘キャンパス	南区高倉台1丁2番1号	292-6625	風水害・地震		○	○	○		
122	府立泉北高校	南区若松台3丁2番2号	297-1065	地 震				○		
123	府立堺西高校	南区桃山台4丁16番	298-4410	地 震				○		
124	府立成美高校	南区城山台4丁1番1号	299-9000	地 震				○		
125	府立堺東高校	南区晴美台1丁1番2号	291-5510	地 震				○		
126	栂文化会館	南区桃山台2丁1番2号	296-0015	地 震				○		
127	鴨谷体育館	南区鴨谷台2丁4番1号	296-1717	地 震				○		
128	西百舌鳥小学校	北区百舌鳥西之町1丁82番地	258-0231	風水害・地震	○	○	○	○		
129	百舌鳥小学校	北区百舌鳥梅町2丁498番地	252-0477	風水害・地震			○	○		
130	中百舌鳥小学校	北区中百舌鳥町6丁1033番地の2	258-2650	風水害・地震			○	○		○
131	金岡南小学校	北区金岡町1182番地の1	258-3104	風水害・地震			○	○		
132	金岡小学校	北区金岡町1254番地	252-0028	風水害・地震			○	○		
133	北八下小学校	北区中村町250番地	252-0212	風水害・地震	○		○	○		
134	大泉学園 (大泉小学校・中学校)	北区新金岡町4丁9番1号	251-2816(小学校) 251-6311(中学校)	風水害・地震			○	○		○
135	新金岡東小学校	北区新金岡町4丁1番9号	255-8414	風水害・地震			○	○		○
136	新金岡小学校	北区新金岡町1丁4番1号	252-1723	風水害・地震			○	○		○
137	光竜寺小学校	北区新金岡町3丁7番1号	251-2032	風水害・地震			○	○		○
138	東三国丘小学校	北区東三国ヶ丘町2丁2番1号	252-0263	風水害・地震			○	○		
139	五箇荘小学校	北区新堀町2丁58番地	252-1418	風水害・地震	○		○	○		
140	五箇荘東小学校	北区北花田町2丁203番地	255-7911	風水害・地震	○		○	○		
141	東浅香山小学校	北区大豆塚町1丁60番地	252-1081	風水害・地震	○		○	○		
142	新浅香山小学校	北区東浅香山町3丁31番4号	254-5081	風水害・地震	○		○	○		
143	長尾中学校	北区長曽根町1179番地の5	252-0347	風水害・地震			○	○		
144	金岡南中学校	北区金岡町2469番地	258-0233	風水害・地震			○	○		
145	八下中学校	北区中村町977番地の20	252-0412	地 震				○		○
146	金岡北中学校	北区新金岡町1丁5番1号	252-0378	地 震				○		○
147	五箇荘中学校	北区新堀町1丁85番地の2	254-0031	地 震				○		
148	中百舌鳥中学校	北区中百舌鳥町6丁1034番地の11	257-4535	地 震				○		○
149	陵南中学校	北区百舌鳥西之町1丁75番地	252-1801	地 震				○		
150	府立金岡高校	北区金岡町2651番地	257-1431	地 震				○		
151	金岡公園体育館	北区長曽根町1179番地の18	254-6601	地 震				○		
152	黒山小学校	美原区阿弥93番地	361-0602	風水害・地震	○		○	○		
153	平尾小学校	美原区平尾360番地	361-0029	風水害・地震	○	○	○	○		
154	美原北小学校	美原区大保19番地	361-0002	風水害・地震	○		○	○		
155	八上小学校	美原区大饗117番地1	361-0810	風水害・地震	○		○	○		
156	美原西小学校	美原区太井548番地	362-4891	風水害・地震	○		○	○		
157	さつき野小学校	美原区さつき野東1丁目6番1号	362-4689	風水害・地震		○	○	○		
158	美原中学校	美原区小平尾390番地	361-0271	地 震				○		
159	美原西中学校	美原区大饗102番地2	361-6500	地 震				○		
160	さつき野中学校	美原区さつき野東1丁目6番1号	362-4689	地 震				○		
161	みはら大地幼稚園	美原区菅生587番地	361-8772	風水害・地震	○		○	○		
162	美原体育館	美原区多治井878番地1	361-4511	地 震				○		
					61	22	107	162	20	16

※崖崩れ、土石流及び地滑り

資料　5-19(2)

避難者収容可能数

区			体育館		教室	
			体育館面積	収容可能人数	教室数	収容可能人数
堺	1	三宝小学校	560	315	26	936
堺	2	市小学校	540	300	12	432
堺	3	錦綾小学校	560	315	9	324
堺	4	浅香山小学校	660	370	18	648
堺	5	錦小学校	560	315	11	396
堺	6	熊野小学校	594	330	12	432
堺	7	錦西小学校	660	370	12	432
堺	8	榎小学校	660	370	23	828
堺	9	三国丘小学校	660	370	23	828
堺	10	英彰小学校	560	315	18	648
堺	11	新湊小学校	660	370	19	684
堺	12	少林寺小学校	609	340	6	216
堺	13	安井小学校	560	315	8	288
堺	14	大仙小学校	660	370	13	468
堺	15	神石小学校	660	370	12	432
堺	16	大仙西小学校	638	355	7	252
堺	17	大浜中学校	837	470	16	576
堺	18	月州中学校	837	470	18	648
堺	19	殿馬場中学校	650	365	16	576
堺	20	三国丘中学校	651	360	20	720
堺	21	浅香山中学校	837	470	12	432
堺	22	陵西中学校	837	470	7	252
堺	23	旭中学校	837	470	9	324
堺	24	旧湊小学校	570	320	0	0
堺	25	関西大学堺キャンパス	1,288	720		
堺	26	市立堺高等学校	1,008	560	18	648
堺	27	府立泉陽高校	800	500	7	252
堺	28	府立三国丘高校	871	544	8	288
堺	29	勤労者総合福祉センター（サンスクエア堺）	1,282	720		
堺	30	大浜公園体育館・武道館	12,908	7,260		
中	31	東百舌鳥小学校	440	240	36	1,296
中	32	土師小学校	560	315	17	612
中	33	宮園小学校	560	315	9	324
中	34	久世小学校	638	350	27	972
中	35	福田小学校	560	315	16	576
中	36	東陶器小学校	670	370	24	864
中	37	西陶器小学校	660	370	12	432
中	38	深井小学校	560	315	19	684
中	39	深阪小学校	560	315	12	432
中	40	八田荘小学校	560	315	19	684
中	41	八田荘西小学校	560	315	12	432
中	42	深井西小学校	560	315	12	432
中	43	東深井小学校	560	315	23	828
中	44	泉ヶ丘東中学校	837	470	19	684
中	45	東百舌鳥中学校	624	350	25	900
中	46	深井中央中学校	837	470	13	468
中	47	八田荘中学校	624	350	14	504
中	48	平井中学校	672	370	16	576
中	49	深井中学校	672	370	14	504

区			体育館		教室	
			体育館面積	収容可能人数	教室数	収容可能人数
中	50	府立東百舌鳥高校	1,080	675	12	432
中	51	教育文化センター (ソフィア・堺)	1,282	720		
中	52	原池公園体育館	3,948	2,220		
東	53	八下西小学校	560	315	12	432
東	54	白鷺小学校	660	370	13	468
東	55	日置荘西小学校	560	315	12	432
東	56	日置荘小学校	560	315	18	648
東	57	南八下小学校	540	300	13	468
東	58	登美丘西小学校	560	315	20	720
東	59	登美丘東小学校	560	315	15	540
東	60	登美丘南小学校	560	315	19	684
東	61	野田小学校	540	300	20	720
東	62	南八下中学校	837	470	11	396
東	63	日置荘中学校	672	370	14	504
東	64	登美丘中学校	837	470	20	720
東	65	野田中学校	672	370	9	324
東	66	府立登美丘高校	800	500	8	288
東	67	初芝体育館	4,724	2,650		
東	68	東文化会館	500	281		
西	69	浜寺石津小学校	560	315	16	576
西	70	浜寺東小学校	560	315	17	612
西	71	浜寺小学校	560	315	18	648
西	72	浜寺昭和小学校	560	315	26	936
西	73	鳳小学校	560	315	24	864
西	74	鳳南小学校	560	315	30	1,080
西	75	福泉上小学校	560	315	15	540
西	76	福泉東小学校	560	315	6	216
西	77	福泉小学校	560	315	35	1,260
西	78	平岡小学校	551	300	11	396
西	79	家原寺小学校	560	315	11	396
西	80	向丘小学校	660	370	20	720
西	81	上野芝小学校	560	315	17	612
西	82	津久野小学校	500	280	15	540
西	83	鳳中学校	624	350	19	684
西	84	浜寺中学校	560	315	14	504
西	85	福泉中学校	837	470	22	792
西	86	上野芝中学校	837	470	13	468
西	87	津久野中学校	672	370	15	540
西	88	浜寺南中学校	837	470	16	576
西	89	府立鳳高校	800	500	11	396
西	90	府立福泉高校	1,080	675	16	576
西	91	府立堺上高校	1,080	675	2	72
西	92	家原大池体育館	6,454	2,650		
南	93	福泉中央小学校	560	315	16	576
南	94	赤坂台小学校	540	300	18	648
南	95	新檜尾台小学校	560	315	17	612
南	96	桃山台小学校	540	300	7	252
南	97	美木多小学校	540	300	20	720
南	98	城山台小学校	560	315	14	504
南	99	御池台小学校	560	315	19	684
南	100	庭代台小学校	540	300	12	432

区			体育館		教室	
			体育館面積	収容可能人数	教室数	収容可能人数
南	101	原山ひかり小学校	699	390	13	468
南	102	上神谷小学校	660	370	7	252
南	103	若松台小学校	560	315	12	432
南	104	茶山台小学校	540	300	12	432
南	105	槇塚台小学校	560	315	14	504
南	106	はるみ小学校	660	370	14	504
南	107	泉北高倉小学校	699	390	12	432
南	108	三原台小学校	540	300	26	936
南	109	竹城台東小学校	540	300	8	288
南	110	宮山台小学校	540	300	16	576
南	111	竹城台小学校	540	300	12	432
南	112	福泉南中学校	650	360	9	324
南	113	宮山台中学校	650	365	13	468
南	114	三原台中学校	624	350	15	540
南	115	晴美台中学校	624	350	10	360
南	116	若松台中学校	650	365	14	504
南	117	原山台中学校	624	350	9	324
南	118	庭代台中学校	624	350	13	468
南	119	美木多中学校	624	350	15	540
南	120	赤坂台中学校	624	350	15	540
南	121	大阪健康福祉短期大学 堺・泉ヶ丘キャンパス			8	527
南	122	府立泉北高校	800	500	10	360
南	123	府立堺西高校	841	525	2	72
南	124	府立成美高校	1,128	705	5	108
南	125	府立堺東高校	1,080	675	12	432
南	126	栂文化会館	4,223	2,370		
南	127	鴨谷体育館	4,731	2,650		
北	128	西百舌鳥小学校	560	315	20	720
北	129	百舌鳥小学校	660	370	26	936
北	130	中百舌鳥小学校	560	315	27	972
北	131	金岡南小学校	560	315	22	792
北	132	金岡小学校	540	300	32	1,152
北	133	北八下小学校	540	300	12	432
北	134	大泉学園 （大泉小学校・中学校）	1,990	1,110	9	324
北	135	新金岡小学校	540	300	16	576
北	136	新金岡東小学校	560	315	6	216
北	137	光竜寺小学校	560	315	12	432
北	138	東三国丘小学校	660	370	20	720
北	139	五箇荘小学校	660	370	19	684
北	140	五箇荘東小学校	540	300	20	720
北	141	東浅香山小学校	540	300	21	756
北	142	新浅香山小学校	560	315	13	468
北	143	長尾中学校	930	520	18	648
北	144	金岡南中学校	624	350	18	648
北	145	八下中学校	560	315	6	216
北	146	金岡北中学校	837	470	12	432
北	147	五箇荘中学校	624	350	19	684
北	148	中百舌鳥中学校	624	350	12	432
北	149	陵南中学校	837	470	21	756
北	150	府立金岡高校	1,080	675	7	252

区			体育館		教室	
			体育館面積	収容可能人数	教室数	収容可能人数
北	151	金岡公園体育館	8,770	4,930		
美	152	黒山小学校	725	405	12	432
美	153	平尾小学校	725	405	12	432
美	154	美原北小学校	600	335	20	720
美	155	八上小学校	725	405	19	684
美	156	美原西小学校	450	250	11	396
美	157	さつき野小学校	468	260	9	324
美	158	美原中学校	945	530	16	576
美	159	美原西中学校	837	470	13	468
美	160	さつき野中学校	580	325	4	144
美	161	みはら大地幼稚園	285	178		
美	162	美原体育館	2,035	1,144		
		計	150,559	84,152	2,227	80,339

●体育館の避難者収容可能数について
以下の計算式に基づき算出しています。
体育館面積×０．９（有効面積率）÷１．６㎡（避難者一人あたりの必要面積）＝収容可能人数

●教室の避難者収容可能数について
以下の計算式に基づき算出しています。
６４㎡（小中学校の平均的な教室の面積）×０．９（有効面積率）÷１．６×教室数＝収容可能人数
なお、教室には普通教室のほか、柔道場や図書室等が含まれている場合があり、実面積と異なる場合があります。また、災害発生時に使用する教室は、避難者数や施設の被災状況等をふまえ、避難者等で構成される避難所運営委員会で決定されるため、教室数が増減する可能性があります。

資料　5-19(3)

広域避難地一覧

広域避難地名		概算面積（ha）	種　別	指定年	許容避難者数
1	三宝公園及びその周辺	2.7	地区公園	Ｈ５	27,275
2	浅香山公園及びその周辺	3.4	市施設	Ｈ５	34,325
3	大浜公園及びその周辺	12.6	総合公園	Ｈ５	125,800
4	大仙公園及びその周辺	28.6	総合公園	Ｈ５	286,125
5	泉北水再生センター及びその周辺	41.7	市施設	Ｈ５	416,800
6	陶器配水場及びその周辺	2.0	市施設	Ｈ７	19,674
7	登美丘中学校及びその周辺	2.2	中学校	Ｈ７	22,382
8	浜寺公園(堺市部)及びその周辺	36.5	広域公園	Ｈ１５	364,960
9	浜寺中学校及びその周辺	3.4	中学校	Ｈ７	33,791
10	鴨谷公園及びその周辺	12.4	総合公園	Ｈ７	124,163
11	新檜尾公園及びその周辺	11.1	風致公園	Ｈ７	111,179
12	西原公園及びその周辺	11.4	地区公園	Ｈ７	114,275
13	大蓮公園及びその周辺	15.0	風致公園	Ｈ７	149,522
14	金岡公園・大泉緑地及びその周辺	188.8	運動公園	Ｈ５	1,887,675
15	大阪府立大学及びその周辺	81.4	大学、総合公園	Ｈ５	814,050

資料　5-19(4)

福祉避難所一覧

令和8年3月現在

	法人名	施設種別	施設名称	所在区	住所
1	浅香山記念会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　か一さ・びあんか	堺区	堺市堺区今池町4丁4番8
2	浅香山記念会	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	か一さびあんか三国ヶ丘	堺区	堺市堺区北三国ケ丘町2丁4番1号
3	大阪府	支援学校	だいせん聴覚高等支援学校	堺区	堺市堺区大仙町1-1
4	みささぎ会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム大仙もずの音	堺区	堺市堺区大仙町1-2
5	大阪府	支援学校	堺支援学校	堺区	堺市堺区東上野芝町1―71
6	大阪府障害者福祉事業団	障害者支援施設（就労移行支援）	じょぶライフだいせん	堺区	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁2－1
7	宏和会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　グレース堺	堺区	堺市堺区京町通1-21
8	堺市		健康福祉プラザ　健康福祉センター	堺区	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1
9	堺福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　ハートピア堺	堺区	堺市堺区海山町３丁１５０番地１
10	悠人会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　ベルライブ	堺区	堺市堺区南安井町3丁1番1号
11	コスモス	生活介護施設、就労継続支援（B型）	おおはま障害者作業所	堺区	堺市堺区東湊町5－276
12	堺中央共生会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　愛らいふ	堺区	堺市堺区協和町3丁128番地11
13	エージングライフ福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　松屋茶論	堺区	堺市堺区松屋大和川通1丁13番１
14	稲穂会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　やすらぎの園	中区	堺市中区深井畑山町２５２８番地１
15	五常会	ケアハウス	ケアハウス　ゆーとりあ	中区	堺市中区見野山162
16	五常会	特別養護老人ホーム（ユニット型）	特別養護老人ホーム　ゆーとりあ	中区	堺市中区見野山164
17	コミュニティ福祉会	老人デイサービスセンター	デイサービスセンター　ひがしやま	中区	堺市中区東山719番1
18	コミュニティ福祉会	認知症対応型共同生活介護	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　ひがしやま	中区	堺市中区東山719番1
19	コミュニティ福祉会	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所　ひがしやま	中区	堺市中区東山720番1
20	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	集い「あけぼの」	中区	堺市中区上之853-1
21	障友会	生活介護施設	くるみの樹	中区	堺市中区東山252-6
22	障友会	生活介護施設	堺みなみ	中区	堺市中区平井671-2
23	障友会	生活介護施設	デイセンターフレンズ	中区	堺市中区伏尾79
24	障友会	生活介護施設	ケアスペースつむぎ	中区	堺市中区大野芝204－6
25	宝生会	認知症対応型共同生活介護	あいする久世　グループホーム	中区	堺市中区東八田３８７番地の１
26	東光学園	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　ふれ愛の家	中区	堺市中区土塔町２０２８番地
27	悠人会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　ベルファミリア	中区	堺市中区東山841番地1
28	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	紬「あけぼの」	中区	堺市中区上之837
29	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	楽「あけぼの」	中区	堺市中区上之838-1
30	ばなな	生活介護施設	サニー・ばなな	中区	堺市中区深井清水町1736-2
31	三條会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　クレーネ堺	中区	堺市中区福田339番地２
32	コスモス	生活介護施設	堺東部障害者作業所	東区	堺市東区高松106
33	いずみ会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　おおみの	東区	堺市東区西野42番地
34	啓真会	ケアハウス	ケアハウス　シャルム出屋敷	東区	堺市東区八下町1-127-1
35	こころの窓	生活介護、就労継続支援（B型）	青い鳥	東区	堺市東区日置荘西町8-1-1
36	こころの窓	短期入所	ショートステイ　あかね	東区	堺市東区日置荘西町8-1-1
37	コスモス	短期入所施設	えると	東区	堺市東区野尻町8－4
38	頌徳福祉会	特別養護老人ホーム（ユニット型）	特別養護老人ホーム　ソルメゾン	東区	堺市東区菩提町2丁62番地１
39	そうび会	認知症対応型共同生活介護	つるぎ荘・やしもグループホーム	東区	堺市東区石原町3丁150
40	そうび会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　つるぎ荘	東区	堺市東区日置荘田中町143-1
41	野田福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　ハーモニー	東区	堺市東区南野田33番地
42	野田福祉会	ケアハウス	ケアハウス　ハーモニーコート	東区	堺市東区南野田34番地
43	ラポール会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　くみのき苑ゆらら	東区	堺市東区南野田454-2
44	ラポール会	老人デイサービスセンター	デイサービス　くみのき苑ゆらら	東区	堺市東区南野田454-2
45	ラポール会	ショートステイ	ショートステイ　くみのき苑ゆらら	東区	堺市東区南野田454-2
46	大阪手をつなぐ育成会	障害福祉サービス事業所（通所）	支援センターしらさぎ	東区	堺市東区白鷺町2-9-32

	法人名	施設種別	施設名称	所在区	住所
47	あすなろ会	障害者支援施設	堺福泉療護園	西区	堺市西区草部３４１番地
48	おおとり福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　朗友館	西区	堺市西区鳳東町6丁659-1
49	おおとり福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　朗友サロン	西区	堺市西区草部743
50	風の馬	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　アリオン	西区	堺市西区浜寺石津町西１丁２番７号
51	堺あすなろ会	通所型障害者支援施設	堺あすなろ園	西区	堺市西区草部744-6
52	堺あすなろ会	通所型障害者支援施設	あすなろ万崎の郷	西区	堺市西区草部931-2
53	堺福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　ハートピア泉北	西区	堺市西区大平寺３３１番地１
54	障友会	短期入所施設	ショートステイ　うてな	西区	堺市西区草部775－2
55	フローラ藤の会	ケアハウス	ケアハウス　はーとらんど	西区	堺市西区津久野町1丁7番20号
56	悠人会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　ベルアルプ	西区	堺市西区菱木1丁2343番地16
57	障友会	生活介護施設	わららか草部	西区	堺市西区草部783－1
58	上神谷福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　槇塚荘	南区	堺市南区逆瀬川１０３８番地２
59	大阪府	支援学校	泉北高等支援学校	南区	堺市南区原山台2丁6番
60	大阪府		障がい者交流促進センター（ファインプラザ）	南区	堺市南区城山台5丁1番2号
61	こころの家族	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　故郷の家	南区	堺市南区檜尾3360番地12
62	コスモス	生活介護施設	ふれあいの里かたくら	南区	堺市南区片蔵165
63	コスモス	短期入所施設	ショートステイ　そら	南区	堺市南区栂202－9
64	堺あけぼの福祉会	短期入所施設	ショートステイ　堺あけぼの	南区	堺市南区御池台5丁2番6号
65	堺あすなろ会	入所型障害者支援施設	ピュアあすなろ	南区	堺市南区稲葉3丁1581番地
66	堺市	支援学校	上神谷支援学校	南区	堺市南区御池台4丁24-1
67	シャローム	ケアハウス	ケアハウス　セットンの家	南区	堺市南区檜尾3360-10
68	朋和会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　年輪	南区	堺市南区御池台５丁２番２号
69	ビッグ・アイ共働機構		国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）	南区	堺市南区茶山台1-8-1
70	まほろば	障害者支援施設	パル・茅渟の里	南区	堺市南区釜室995番地1
71	美木多園	老人保健施設	老人保健施設　美樹の園	南区	堺市南区美木多上1359番地2
72	美和会	ケアハウス	ケアハウス　美和	南区	堺市南区三木閉57番地
73	よしみ会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　泉北園百寿荘	南区	堺市南区茶山台3丁23番2号
74	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	絆あけぼの	南区	堺市南区庭代台2-9-1
75	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	堺あけぼの園	南区	堺市南区御池台5丁2番6号
76	コスモス	生活介護施設、就労継続支援（B型）	せんぼく障害者作業所	南区	堺市南区檜尾1382－6
77	コスモス	生活介護施設、就労継続支援（B型）	ほくぶ障害者作業所	北区	堺市北区南花田町536－1
78	大阪府	支援学校	堺聴覚支援学校	北区	堺市北区百舌鳥陵南町1丁
79	大阪福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　ハピネス金岡	北区	堺市北区金岡町２７２５番地
80	大阪福祉会	認知症対応型共同生活介護	ハピネス陵南グループホーム	北区	堺市北区百舌鳥陵南町２丁６６２番地
81	関西福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　陵東館	北区	堺市北区長曽根町1210番地の1
82	関西福祉会	老人短期人所施設	第２陵東館ショートステイセンター	北区	堺市北区長曽根町1210番地の1
83	関西福祉会	障害者支援施設	陵東館長曽根	北区	堺市北区長曽根町713番地の2
84	堺暁福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　あけぼの苑	北区	堺市北区野遠町344番地1
85	堺市	支援学校	百舌鳥支援学校	北区	堺市北区百舌鳥西之町1丁124
86	宝生会	ケアハウス	ケアハウス　ブレス南花田	北区	堺市北区南花田町５３０番地
87	宝生会	特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム　ブレス南花田	北区	堺市北区南花田町５３１番地
88	大阪府社会福祉事業団	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　美原荘「すごうの郷」	美原区	堺市美原区菅生1-1
89	大阪府社会福祉事業団	軽費老人ホーム	ケアハウス　和風荘	美原区	堺市美原区平尾2196
90	大阪府社会福祉事業団	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　美原荘	美原区	堺市美原区平尾595-1
91	天寿会	介護老人保健施設	介護老人保健施設　ホットスプリング美原	美原区	堺市美原区菅生903番地3
92	天寿会	グループホーム	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　ファミリーハウス美原	美原区	堺市美原区平尾1848番地1
93	天寿会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム　平尾荘	美原区	堺市美原区平尾1938番地1
94	美原の郷福祉会	生活介護、就労継続支援（B型）	ワークセンターヴァンサンクつつじ	美原区	堺市美原区小平尾953番

津波避難ビル一覧

資料　5-19(5)

（令和8年3月現在）

No	施設名称	所在地
1	東急ドエル・アルス堺フェニックス	堺市堺区海山町1-7-2
2	ファミールハイツ堺1番館	堺市堺区海山町2-116-1
3	ファミールハイツ堺2番館	堺市堺区海山町2-116
4	月州中学校	堺市堺区神南辺町1-1
5	メゾンドール堺	堺市堺区神南辺町2-76-1
6	サンメゾン堺	堺市堺区三宝町1-10-1
7	ブランズ堺七道	堺市堺区三宝町2-150-1
8	三宝小学校	堺市堺区三宝町5-286
9	リーガル堺2	堺市堺区三宝町5-291
10	ヴェルドール堺	堺市堺区三宝町6-314-4
11	山九株式会社　さかい寮（午前9時から午後10時30分）※	堺市堺区三宝町6-324-1
12	グッドマン堺	堺市堺区築港八幡町1-17
13	クリーンセンター臨海工場	堺市堺区築港八幡町1-70
14	三井不動産ロジスティクスパーク堺（MFLP堺）5階中央車路部	堺市堺区築港八幡町1-171
15	株式会社日新堺ロジスティクスセンター	堺市堺区築港八幡町138-3
16	イオンモール堺鉄砲町	堺市堺区鉄砲町1
17	山九株式会社　関西支店（平日、午前8時30分から午後5時）※	堺市堺区松屋町1-6-7
18	株式会社高速オフセット堺工場	堺市堺区松屋大和川通3-132
19	三宝水再生センター	堺市堺区松屋大和川通4-147-1
20	日鉄テックスエンジ株式会社阪神支店 （平日、午前8時30分から午後5時）※	堺市堺区緑町4-156-1
21	ブランズ・ヴェリテ堺七道	堺市堺区南島町1-36-13
22	阪神高速道路南島換気所	堺市堺区南島町4-156-1･2･3･4の各一部
23	アーバンビュー堺プレミアムコート	堺市堺区山本町1-20-1
24	アステージ堺	堺市堺区山本町2-56-1
25	クボタ・アルファコート堺（午前6時から午後10時）※	堺市堺区山本町5-95
26	株式会社クボタ グローバル技術研究所	堺市堺区匠町1-11
27	グランコート堺九間町	堺市堺区九間町西2-1-1
28	ロイヤルコートビル2	堺市堺区車之町西1-1-26
29	ロイヤルコートビル（午前8時から午後9時）※	堺市堺区車之町西2-2-5
30	ロイヤルコートビル3（午前8時から午後9時）※	堺市堺区車之町西2-2-32
31	メゾンドール堺ザビエル公園	堺市堺区材木町西2-2-10
32	ファミール堺	堺市堺区七道東町182-3

No	施設名称	所在地
33	ポルト堺1	堺市堺区宿屋町西3-1-2
34	ポルト堺2	堺市堺区宿屋町西3-1-27
35	ロイヤルパレス	堺市堺区神明町西1-1-7
36	錦西小学校	堺市堺区神明町西2-1-1
37	市営七道並松東住宅2棟	堺市堺区並松町20-1
38	市小学校	堺市堺区市之町西3-1-14
39	府営堺戎島住宅	堺市堺区戎島町1
40	プラットプラット（午前7時から午前0時）※	堺市堺区戎島町3-22-1
41	堺駅前アーバンコンフォート	堺市堺区戎島町3-22-4
42	ホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺	堺市堺区戎島町4-45-1
43	堺化学本社ビル（平日、午前8時50分から午後5時30分）※	堺市堺区戎島町5-2
44	ロイヤルコート5番館	堺市堺区戎之町西2-2-3
45	ロイヤルコート3番館	堺市堺区戎之町西2-2-5
46	フクダ電子近畿販売株式会社堺営業所 （平日、午前8時50分から午後5時30分）※	堺市堺区大町西1-1-25
47	スーパーホテル堺マリティマ	堺市堺区大町西3-4-1
48	大浜体育館・大浜武道館	堺市堺区大浜北町5-7-1
49	株式会社サンユー都市開発（午前9時から午後7時）※	堺市堺区甲斐町西1-1-31
50	ロイヤルコート6番館	堺市堺区熊野町西1-2-15
51	堺東京海上日動ビル（平日、午前9時から午後5時）※	堺市堺区熊野町西2-1-3
52	アパガーデンコートザビエルパーク	堺市堺区熊野町西2-2-12
53	くれたけイン南海堺駅前	堺市堺区栄橋町1-3-12
54	レックスシティ堺駅前	堺市堺区栄橋町2-1-10
55	プロパレス堺駅前ピラーステージ	堺市堺区栄橋町2-1-24
56	ニューライフ堺	堺市堺区住吉橋町1-7-15
57	大阪ガス株式会社堺ガスビル（平日、午前9時から午後6時）※	堺市堺区住吉橋町2-2-19
58	ホテルサンプラザ堺本館	堺市堺区竜神橋町1-1-20
59	シティコート堺駅前ロータリー	堺市堺区竜神橋町1-4-4
60	コンフォートホテル堺	堺市堺区竜神橋町1-5-1
61	エル・アバンダント堺	堺市堺区竜神橋町2-3-9
62	阪神高速道路遠里小野換気所	堺市堺区遠里小野町1-24-25
63	市営北清水住宅	堺市堺区北清水町2-3-1
64	認定こども園文化保育園	堺市堺区錦綾町1-3-17
65	錦綾小学校	堺市堺区錦綾町1-6-19
66	レックスガーデン堺東	堺市堺区錦綾町3-8-1
67	市営砂道住宅	堺市堺区砂道町1-15-20

No	施設名称	所在地
68	関西大学堺キャンパス	堺市堺区香ヶ丘町1-11-1
69	錦小学校	堺市堺区九間町東3-1-17
70	泉陽高等学校	堺市堺区車之町東3-2-1
71	ロイヤルコート8番館	堺市堺区戎之町東1-1-7
72	府公社OPH堺戎之町	堺市堺区戎之町東4-3-2
73	ホテルアストンプラザ大阪堺	堺市堺区大町東4-2-30
74	殿馬場中学校	堺市堺区櫛屋町東3-2-1
75	関西電力送配電株式会社南大阪配電営業所	堺市堺区熊野町東2-2-20
76	熊野小学校	堺市堺区熊野町東5-1-49
77	男女共同参画センター	堺市堺区宿院町東4-1-27
78	ダイワロイネットホテル堺東	堺市堺区新町5-13
79	堺市総合福祉会館	堺市堺区南瓦町2-1
80	府公社OPH大浜	堺市堺区大浜北町2-6-10
81	パーク大浜	堺市堺区大浜中町3-13-27
82	日本製鉄株式会社大浜寮	堺市堺区大浜南町1-2-2
83	府営堺大浜南町住宅	堺市堺区大浜南町2-3-1・2
84	大浜中学校	堺市堺区大浜南町2-4-1
85	堺フェニックスビル（平日・土曜日、午前8時から午後8時）※	堺市堺区宿院町西1-1-3
86	IWC宿院（平日、午前9時から午後5時）※	堺市堺区宿院町西1-1-6
87	さかい利晶の杜	堺市堺区宿院町西2-1-1
88	大阪ベイプラザホテル	堺市堺区少林寺町西1-1-1
89	パールハイツ堺	堺市堺区新在家町西1-1-10
90	シティホテル青雲荘	堺市堺区出島海岸通2-4-14
91	堺消防署　訓練棟	堺市堺区出島浜通1-1
92	府営堺寺地住宅	堺市堺区寺地町西2-2-25
93	英彰小学校	堺市堺区寺地町西4-1-1
94	ロータスプラザ	堺市堺区昭和通1-11-1
95	府公社湊団地	堺市堺区出島町2-6
96	UR湊駅前団地48号棟	堺市堺区出島町2-7
97	新湊小学校	堺市堺区西湊町6-6-1
98	グランドポー	堺市堺区東湊町1-101-1
99	レピア堺湊	堺市堺区東湊町2-150-5
100	市営東湊住宅	堺市堺区東湊町6-353

No	施設名称	所在地
101	府公社OPH堺少林寺	堺市堺区少林寺町東3-2-8
102	少林寺小学校	堺市堺区少林寺町東4-1-1
103	森新ビル	堺市堺区寺地町東2-2-1
104	安井小学校	堺市堺区南安井町4-1-5
105	グランキコーナ堺店	堺市堺区翁橋町1-7-1
106	市営翁橋住宅1棟	堺市堺区翁橋町2-3-1
107	陵西中学校	堺市堺区大仙西町2-79
108	ナビタスマシナリー株式会社（平日、午前8時30分から午後5時）※	堺市堺区石津北町9-1
109	グランコート堺石津川公園	堺市堺区石津町3-7-1
110	魚本流空手拳法連盟総本部	堺市堺区石津町3-7-24
111	グランコート浜寺北	堺市西区浜寺石津町中1-4-1
112	コスモ浜寺石津町	堺市西区浜寺石津町中1-7-38
113	アクティブ浜寺石津	堺市西区浜寺石津町中1-8-38
114	ライオンズガーデン浜寺	堺市西区浜寺石津町中2-1-37
115	シャルマンフジ浜寺ガーデンオアシス	堺市西区浜寺石津町中2-1-51
116	浜寺石津小学校	堺市西区浜寺石津町中2-3-28
117	特別養護老人ホームアリオン	堺市西区浜寺石津町西1-2-7
118	ケアライフ・メディカルサプライ株式会社本社ビル	堺市西区浜寺石津町西2-1-6
119	住宅型有料老人ホーム　宝の看護サカイ	堺市西区浜寺石津町西2-6-17
120	堺サンホテル石津川	堺市西区浜寺石津町西3-4-25
121	カサグランデス浜寺北	堺市西区浜寺石津町東1-2-32
122	サービス付高齢者向け住宅ペガサスロイヤルリゾート石津	堺市西区浜寺石津町東1-3-31
123	ふぁみーゆ浜寺	堺市西区浜寺石津町東3-1-15
124	石津川保育園	堺市西区浜寺石津町東3-6-25
125	市営石津鉄筋住宅	堺市西区浜寺石津町東3-10-5
126	ジョイフルハイツ2	堺市西区浜寺石津町東4-5-39
127	ジョイフルハイツ	堺市西区浜寺石津町東4-5-41
128	ラ・メゾン坂口	堺市西区浜寺石津町東4-5-46
129	朝日プラザ浜寺	堺市西区浜寺石津町東4-6-1
130	市営中石津住宅1・2・3・4・5棟	堺市西区浜寺石津町中5-12
131	トヨタカローラ南海株式会社本社駐車場	堺市西区浜寺諏訪森町西1-7
132	府公社諏訪の森団地1号棟2号棟	堺市西区浜寺諏訪森町西2-114
133	ダイアパレス浜寺諏訪森	堺市西区浜寺諏訪森町西2-138-1

No	施設名称	所在地
134	マインハイツ諏訪森	堺市西区浜寺諏訪森町西3-287-1
135	ダイアパレス諏訪森ガーデンパーク	堺市西区浜寺諏訪森町西4-308-1
136	岬工業株式会社	堺市西区浜寺諏訪森町西4-380-1
137	浜寺小学校	堺市西区浜寺諏訪森町東2-163
138	エスワイビル浜寺荘	堺市西区浜寺公園町1-14-5
139	レーベン浜寺公園	堺市西区浜寺公園町1-15-1
140	藤和浜寺公園ホームズ駅前通り	堺市西区浜寺公園町2-137-2
141	デュオヒルズ浜寺公園	堺市西区浜寺公園町3-262-1
142	ローレルコート浜寺公園	堺市西区浜寺公園町3-311
143	エテルノテレサ浜寺元町	堺市西区浜寺元町1-120-1
144	株式会社スズキ自販近畿堺社宅	堺市西区浜寺元町1-95-2
145	ダイアパレス浜寺イースト	堺市西区浜寺元町5-525-1
146	ベルク浜寺公園	堺市西区浜寺元町5-563-1
147	ルイシャトレ諏訪ノ森	堺市西区浜寺石津町東5-12-13
148	ハイネス諏訪森	堺市西区浜寺船尾町西1-153-2
149	浜寺東小学校	堺市西区浜寺船尾町東1-101
150	介護療養型老人保健施設ペルセウス	堺市西区浜寺船尾町東3-447
	150施設	

資料5-20

令和8年3月31日時点

品名/保管期間		合計		保管場所/保管量																			
				堺区役所		中区役所		東区役所		西区役所		南区役所		北区役所		美原区役所		危機管理室倉庫等		総合防災センター		指定避難所（162カ所）	
食料	レトルト食品（7年）	265,410	食	11,200	食	13,800	食	14,700	食	14,000	食	21,150	食	14,700	食	2,550	食	4,610	食	168,700	食		食
	ビスケット（7年）	210,640	食	4,200	食	4,600	食	2,800	食	3,100	食	3,500	食	2,400	食	2,300	食	1,540	食	46,600	食	139,600	食
	高齢者用　お粥（7年）	23,950	食	1,950	食	950	食	1,150	食	1,750	食	600	食	700	食	200	食	50	食	16,600	食		食
	合計	500,000	食	17,350	食	19,350	食	18,650	食	18,850	食	25,250	食	17,800	食	5,050	食	6,200	食	231,900	食	139,600	食
毛布		139,090	枚	360	枚	720	枚	720	枚	720	枚	720	枚	720	枚	720	枚	26,090	枚	50,000	枚	58,320	枚
育児用調整粉乳（1.5年）		5,947	食	958	食	1,014	食	609	食	897	食	810	食	1,404	食	255	食	0	食		食		食
液体ミルク（1.5年）		1,347	食	216	食	216	食	144	食	192	食	171	食	336	食	72	食	0	食		食		食
哺乳瓶		1,533	本	240	本	258	本	154	本	228	本	206	本	378	本	69	本	0	本		本		本
乳児・小児用おむつ		26,892	枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚	26,892	枚
大人用おむつ		10,224	枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚	7,944	枚	2,280	枚		枚
生理用品		20,898	枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚	20,898	枚
トイレ	簡易トイレ	1,852	基	55	基	76	基	64	基	121	基	114	基	80	基	30	基		基		基	1,312	基
	携帯トイレ	164,500	枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚	164,500	枚
	仮設トイレ	551	基	13	基	16	基	14	基	20	基	20	基	20	基	4	基		基	120	基	324	基
	マンホールトイレ整備数	530	基	5	基	5	基	5	基	5	基	5	基	5	基	5	基	20	基	5	基	470	基
トイレットペーパー		1,173,600	m		m		m		m		m		m		m		m		m		m	1,173,600	m
マスク		1,055,000	枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚		枚	1,055,000	枚		枚		枚

※マスクに関しては、「新型インフルエンザ発生時の感染症対策」を想定したもの。

※その他トイレの危機管理倉庫等公園には、公園の防災トイレを含む。

大阪府災害用備蓄物資一覧

資料5-21

令和7年3月31日現在

品　　名		備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合　　計	分散場所				備　　考
				北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民ｾﾝﾀｰ等	
重要物資	煮炊不要食等食糧	1,100,000 食	1,334,018 食	125,158 食	785,340 食	263,020 食	160,500 食	
	毛布	880,942 枚	886,315 枚	110,600 枚	634,095 枚	132,640 枚	8,980 枚	
	哺乳瓶	3,900 本	4,230 本	1,201 本	1,632 本	1,397 本	0 本	
	紙おむつ	317,140 枚	383,707 枚	27,416 枚	263,027 枚	70,216 枚	23,048 枚	
	トイレットペーパー	9,910,598 m	9,914,400 m	924,000 m	7,070,400 m	1,785,600 m	134,400 m	
	生理用品	257,676 枚	274,350 枚	7,740 枚	226,290 枚	15,480 枚	24,840 枚	
	マスク	1,321,413 枚	1,816,700 枚	88,100 枚	1,550,400 枚	176,200 枚	2,000 枚	
	簡易トイレ	8,810 基	2,057 基	450 基	1,197 基	400 基	10 基	※不足分は協定先から調達
	粉ミルク	1,923,978 g	1,925,400 g	メーカー側ランニングストック（森永乳業、雪印ビーンスターク、アサヒグループ食品）				
ペットボトル水		本	73,440 本	0 本	73,440 本	0 本	0 本	
移動式仮設風呂		基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
パーティション		2,557 張	2,930 張	2,197 張	553 張	180 張	0 張	
簡易ベッド		2,557 台	2,852 台	2,342 台	410 台	100 台	0 台	
ブルーシート		9,400 枚	9,700 枚	6,200 枚	2,000 枚	1,500 枚	0 枚	
かにパン		袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック　三立製菓㈱				

○　調達対応

精　　米 （6　社）	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 （㈱大阪第一食糧・幸南食糧㈱・幸福米穀㈱・㈱丸三・㈱勝山商店・津田物産㈱）	倉庫保管料を負担し確保　6食分相当
災害用医療物資 確　保・供　給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備　蓄・供　給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 （（一般社）大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合）	推定入院･外来患者の7日分（上記推定入院患者の3日分を除く）

資料　5-22

コンテナ型備蓄倉庫内備蓄物資一覧表

令和8年3月現在

項　目	品名・仕様など	各ｺﾝﾃﾅ内数量
仮設トイレ	ベンクイック又はドントコイ等	2
簡易トイレ	サニターⅡ又はサニタークリーンポータブル等	8
携帯トイレ	ベンリー袋100回圧縮保管袋セット　BI-100MXC　　※小学校以外の指定避難所に配備	24
トイレットペーパー	芯なし150m×48ロール／箱	1
生理用品	43枚入り×3パック/箱	1
発電機セット	発電機(ホンダ・ヤマハ)	1
	燃料携行缶（20㍑）	1
	ガソリン缶（1㍑缶×4本／箱）	1
	オイル（1㍑缶×1本）	1
	ハロゲンライト	1
	ライトスタンド	1
	コードリール（30m）	2
毛布	アルミ真空パック(10枚/箱)	30
サルベージ（ブルー）シート	5.4m×5.4m	5
万能斧	330mm、770g	3
ハンマー（両口）	3.6kg、900mm柄付	3
ハンマー	FH06（6）・FH13（12）・FH14（18） FH－15（12）・FH50（12）・FHL51（5）	65
救助用ロープ	径12mm×20m	3
ノコギリ	バクマソー300mm木柄式	5
スコップ（丸パイプ柄）	特選木柄ショベル、850mm程度	5
バール	1200mm×1、900mm×5、750mm×2、600mm×1	9
ツルハシ	片ツル、1.8kg、900mm柄付	3
ボルトクリッパー	BC-750	2
軍手	すべり止め付き（1ダース）	3
災害用折りたたみ式担架	ANS-11(5.5kg、188cm×47cm×3cm)	1
簡易担架	1155P （5基入り/箱）	1
災害用優先電話機	プラスチックケースに一式格納	2
更衣室等用テント	災害用プライベートルームPB-2.1（株式会社ニード）	2
簡易給水タンク（1t）		1
マンホールトイレ用資機材 ※小学校等の指定避難所に配備	上部テント(健常者用)　D1.2m×W1.2×H2.435	4
	上部テント(身障者用)　D2.2m×W2.2×H2.7	1
	上部パネル（健常者用）D1.0～1.5m×W0.8～1.0×H1.9	4
	上部パネル(身障者用)D1.7m×W1.2×H1.9	1
	健常者用パネル（健常者用）固定ブロック（1張あたり4枚）　※パネルの種類によっては未配	8
	健常者用パネル（健常者用）内部ラック棚（1張あたり1基）　※パネルの種類によっては未配	2
	便器	5
	エンジン式ポンプ・吸管・ホース　各1	5
	ガソリン缶（1㍑缶×4本／箱）	1
	マンホールキー	1
	ランタン GENTOS EX-777XP（10年保存の電池含む）	5
	防犯ブザー	5
運搬用台車	籠（あり、なし）	1
コンテナ	鍵、外観等の状態	
ラジオ	手回しラジオ	1
弾性ストッキング（※小学校のみ）	S:3足、M:12足、L:5足	20

資料　5-23

災害用備蓄物置内備蓄物資一覧表

令和8年3月現在

No.	項目	品名・仕様等	数量
1	サージカルマスク	各避難所3日分	2,000枚
2	手指消毒用アルコール	500ml	10本
3	次亜塩素酸ナトリウム	ハイター／容器	1個／5本
4	簡易ベッド（耐荷重100kg）	症状者などを対象	5台
5	簡易ベッド（耐荷重80kg）	一般避難者などを対象	5台
6	段ボールベッド	避難行動要支援者などを対象	23台
7	仕切り用パーテーション	同室内区画が必要な場合使用	20ｾｯﾄ
8	ワンタッチパーテーション	同室内区画が必要な場合使用	33台
9	非接触型体温計	職員室など施設管理者で保管	3個
10	固形石鹸／石鹸ネット	手洗い用	30個／10個
11	毛布	アルミ真空パック(10枚/箱)	6箱
12	ペーパータオル	200枚入	15ｾｯﾄ
13	ゴミ袋（小）	100枚入	10ｾｯﾄ
14	ゴミ袋（大）	100枚入	5ｾｯﾄ
15	使い捨て手袋	100枚入	11ｾｯﾄ
16	ブルーシート（体育館区分用）	5.4m×5.4m	6枚
17	養生テープ		5個
18	筆記用具（クリップペンシル）	50本／セット	1セット
19	フェイスシールド	消毒して繰り返し利用	10個
20	アイソレーションガウン	使い捨て	10枚
21	布マスク	3枚入	6枚
22	ビスケット	60食入り	7箱
		60食入り	8箱
23	水	24本入り	12箱
		24本入り	12箱
		24本入り	12箱
		24本入り	12箱
24	指定避難所等対応職員が使用する資機材	トランシーバー（プラスチックケースに一式格納）	2台
		避難所開設布看板（60cm×41cm　ロープ付）	2枚
		腕章	4個
		懐中電灯	4個
		ヘルメット	4個
		ビブス	2着

資料　5-24

応急仮設住宅建設候補地

種　　別	区域	面積　㎡	地番　又は　名称	建設可能戸数
近隣公園	堺	5,679	浅香山公園　野球場	59
	堺	3,200	大浜北公園	33
	堺	1,280	ザビエル公園	13
地区公園	堺	11,237	三宝公園　野球場	118
	堺	4,168	三宝公園	43
総合公園	堺	11,033	大浜公園　野球場	116
	堺	7,042	大仙公園　催し広場	74
堺区域内合計		43,639		456
近隣公園	中	1,855	八田荘公園	19
	中	3,100	深井北町公園	32
運動公園	中	11,000	原池公園　野球場	115
中区域内合計		15,955		166
地区公園	東	1,016	登美丘北公園	10
	東	7,166	白鷺公園　野球場	75
	東	7,611	白鷺公園　運動場	80
東区域内合計		15,793		165
近隣公園	西	1,964	神野公園	20
	西	3,100	鳳公園	32
	西	1,990	築港新町　はまなでしこ公園	20
	西	5,639	霞ヶ丘公園	59
西区域内合計		12,693		131
近隣公園	南	1,382	宮山公園	14
	南	2,078	竹城公園	21
	南	3,242	三原公園	34
	南	4,412	高倉公園	46
	南	6,921	晴美公園　自由広場	72
	南	1,597	晴美公園	16
	南	2,763	槇塚公園	29
	南	3,651	茶山公園　自由広場	38
	南	3,586	桃山公園	37
	南	4,373	庭代公園　自由広場	46
	南	5,400	庭代公園	56
	南	3,774	御池公園	39
	南	2,331	赤坂公園	24
	南	3,013	城山公園	31
地区公園	南	6,300	田園公園　自由広場	66
	南	9,969	西原公園　自由広場	104
総合公園	南	3,877	荒山公園	40
	南	13,024	鴨谷公園　野球場	137
南区域内合計		81,693		850
近隣公園	北	4,375	新金岡（金岡東第一）公園	46
	北	4,848	光竜寺（金岡東第二）公園	51
	北	2,833	金岡東（金岡東第三）公園	29
	北	3,310	船堂公園	34
	北	1,333	陵南中央（百舌鳥陵南第二）公園	14
	北	3,100	新堀(さくら今池)　公園	32
運動公園	北	14,874	金岡公園　野球場	156
北区域内合計		34,673		362
近隣公園	美原	5,086	大池公園	53
	美原	1,074	さつき野公園	11
街区公園	美原	3,039	東多治井公園	31
	美原	3,594	美原西ふれあい公園	37
美原区域内合計		12,793		132
合　　計		217,239		2,262

資料　5-25

災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名称	土地の状況								備考
	所在地	形状			座標（世界測地系）		所有者又は管理者		
		縦(m)	横(m)	表面	北緯	東経	住所	代表	
堺市大浜公園野球場	堺市堺区大浜北町4丁	115	105	土	34度34分43秒	135度27分37秒	大阪府堺市東区北野田1077	公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団	
堺市金岡公園野球場	堺市北区長曽根町1179-18	200	120	土	34度34分20秒	135度30分32秒	大阪府堺市東区北野田1077	公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団	大型駐機可
堺市立美木多小学校グラウンド	堺市南区鴨谷台1-48-1	150	100	土	34度28分26秒	135度29分04秒	堺市南区鴨谷台1-48-1	堺市立美木多小学校	
大泉緑地内野球場	堺市北区金岡町128	100	100	土	34度33分38秒	135度31分51秒	堺市北区金岡町１２８	一般財団法人　大阪府公園協会	大型駐機可
大阪府立大学グラウンド	堺市中区学園町1-1	200	150	土	34度32分44秒	135度30分32秒	堺市中区学園町1-1	公立大学法人　大阪府立大学	大型駐機可
泉北水再生センターグラウンド	堺市中区八田西町1-2-1	100	150	土	34度31分18秒	135度28分40秒	堺市北区百舌鳥梅町北町1丁39-2	堺市上下水道局	大型駐機可
堺市立福田小学校グラウンド	堺市中区福田727	70	90	土	34度31分30秒	135度31分06秒	堺市中区福田727	堺市立福田小学校	
堺市立登美丘中学校グラウンド	堺市東区高松408	70	95	土	34度31分35秒	135度31分52秒	堺市東区高松408	堺市立登美丘中学校	
堺市初芝野球場	堺市東区野尻町221-4	80	50	土	34度32分28秒	135度31分23秒	堺市東区野尻町221-4	ミズノ・堺市教育スポーツ振興事業団グループ 代表団体　美津濃株式会社	
堺市立浜寺中学校グラウンド	堺市西区浜寺船尾町西5-60	80	50	土	34度32分36秒	135度27分31秒	堺市西区浜寺船尾町西5-60	堺市立浜寺中学校	
堺市鴨谷野球場	堺市南区鴨谷台2-4-1	160	120	土	34度28分31秒	135度28分43秒	堺市南区鴨谷台2-4-1	ミズノグループ 代表団体　美津濃株式会社	大型駐機可
堺市美原みの池運動広場	堺市美原区阿弥377-1	102	95	土	34度31分51秒	135度33分07秒	堺市美原区多治井878-1	NPO法人美原体育協会	大型駐機可
堺市美原多治井運動広場	堺市美原区多治井878-3	120	80	土	34度32分36秒	135度34分04秒	堺市美原区多治井878-1	NPO法人美原体育協会	
堺市原池公園野球場	堺市中区平井411	110	110	土	34度31分00秒	135度29分46秒	堺市中区平井411	ミズノグループ 代表団体　美津濃株式会社	大型駐機可
堺市総合防災センター	堺市美原区阿弥129-4	86.5	48.7	コンクリート	34度32分8.6秒	135度33分40.32秒	堺市美原区阿弥129-4	堺市消防局予防部総合防災センター　所長	

資料　5-26

文　化　財　の　現　況

1　文化財保護法による指定

有形文化財

種　　類	建造物	絵　　画	書　　跡 典籍古文書	工芸品	彫　　刻	考古資料	計
国　　宝	1	－－	－－	－－	－－		1
重要文化財	10	7	1	6	1	2	27

史跡・名勝・天然記念物

種　　類	古　　墳	その他史跡	植　　物	計
史　　跡	2	4	－－	6
名　　勝				1
天然記念物			1	1
民俗文化財				1

2　大阪府文化財保護条例・大阪府古文化記念物等保存顕彰規則による指定

（　）内の数字は府規則によるもの

種　　類	建造物	絵　画	書　　跡 典籍古文書	工芸品	彫　刻	計
有形文化財	2(2)	4	1	3	6(1)	16(3)
無形民俗文化財						2
有形民俗文化財						0
史　　跡						5(2)
名　　勝						1
天然記念物						7

3　堺市文化財保護条例による指定

種　　類	建造物	絵　　画	書跡 典籍古文書	工芸品	彫　　刻	考古資料	歴史資料	計
有形文化財	9	9	8	1	9	5	5	46
無形民俗文化財	石津太神社の「やっさいほっさい」							1

史跡・名勝・天然記念物

種　　類		計
史　　跡	3	3
名　　勝	2	2

資料　5-27

市内緊急交通路一覧表

●広域緊急交通路

	路線名	起点	終点
1	阪神高速4号湾岸線	市内出入口（三宝、大浜、出島、石津、浜寺）	
2	阪神高速15号堺線	市内出入口（堺）	
3	阪和自動車道	市内出入口（堺、美原南、美原北）	
4	堺泉北道路	市内出入口（菱木、太平寺、平井）	
5	南阪奈道路	市内出入口（美原、美原東）	
6	（市道）臨海1号線	西区築港新町3丁地先	堺区石津西町地先
7	（府道）大阪臨海線	堺区松屋町2丁地先	西区築港浜寺町地先
8	国道26号　※重点14路線	堺区南島町地先	西区鳳西町2丁地先
9	（府道）大阪和泉泉南線　※重点14路線	堺区遠里小野町4丁地先	西区上地先
10	（府道）大阪中央環状線　※重点14路線	堺区榎元町6丁地先	美原区今井地先
11	（府道）泉大津美原線	西区草部地先	美原区丹上地先
12	国道309号	美原区木材通4丁目地先	美原区今井地先
13	国道310号 ※一部区間重点14路線（堺区翁橋1丁地先～榎元町6丁地先）	堺区翁橋町1丁地先	東区西野地先
14	（府道）堺狭山線～（府道）富田林泉大津線	堺区大浜北町3丁地先	南区新檜尾台2丁地先
15	臨港道路～（市道）築港八幡6号線 ～（市道）八幡三宝線	堺区匠町地先	堺区海山町6丁224番1地先
16	（府道）大阪高石線	北区常盤町2丁地先	西区浜寺船尾町西4丁地先
17	（市道）津久野18号線～（府道）堺かつらぎ線	西区津久野町1丁13番地先	南区竹城台3丁22番1地先
18	阪神高速6号大和川線	市内出入口（三宝、鉄砲、常磐）	

●主な地域緊急交通路

	路線名	起点	終点
1	（市道）三宝向陽線～（市道）大道筋 ～（市道）大小路線	堺区山本町4丁86番地先	堺区南瓦町3丁29番1地先
2	（市道）出島海岸通西湊1号線 ～（府道）深井畑山宿院線	堺区大浜南町2丁58番地先	堺区百舌鳥夕雲町2丁207番地先
3	（府道）堺羽曳野線	堺区向陵中町5丁地先	北区長曽根町地先
4	（府道）堺富田林線	堺区向陵東町1丁地先	美原区北余部西4丁目地先
5	（市道）新家深井線～（市道）八田北深井沢線 ～（市道）八田西八田北線	中区新家町680番地先	中区八田西町1丁433番地先
6	（府道）大阪臨海線	堺区築港浜寺町地先	堺区築港浜寺町地先
7	（府道）大阪高石線	西区鳳東町6丁地先	西区家原寺町1丁地先
8	（府道）堺狭山線	南区三原台1丁地先	南区岩室地先

広域・地域緊急交通路図

●	市庁舎
●	消防署
●	市町村災害医療センター（大阪労災病院）
●	地域災害医療センター（堺市立総合医療センター）
●	災害医療協力病院
●	災害用臨時ヘリポート
●	救援物資集積場所
○	配水池・配水場
▭	広域避難地
━	広域緊急交通路（自動車専用道）
━	広域緊急交通路（一般道）
━	地域緊急交通路
▭	鉄道・駅

＜主な地域緊急交通路＞	
❶	（市道）三宝向陽線 ～（市道）大道筋 ～（市道）大小路線
❷	（市道）出島海岸通西湊１号線　～（府道）深井畑山宿院線
❸	（府道）堺羽曳野線
❹	（府道）堺富田林線
❺	（市道）新家深井線 ～（市道）八田北深井沢線～（市道）八田西八田北線
❻	（府道）大阪臨海線
❼	（府道）大阪高石線
❽	（府道）堺狭山線

＜広域緊急交通路＞	
①	阪神高速４号湾岸線
②	阪神高速 15 号堺線
③	阪和自動車道
④	堺泉北道路
⑤	南阪奈道路
⑥	市道臨海１号線
⑦	大阪臨海線
⑧	国道 26 号
⑨	大阪和泉泉南線
⑩	大阪中央環状線
⑪	泉大津美原線
⑫	国道 309 号
⑬	国道 310 号
⑭	堺狭山線、富田林泉大津線
⑮	臨港道路堺北１、２号線ほか
⑯	大阪高石線
⑰	堺かつらぎ線ほか
⑱	阪神高速６号大和川線

石油コンビナート等特別防災区域図

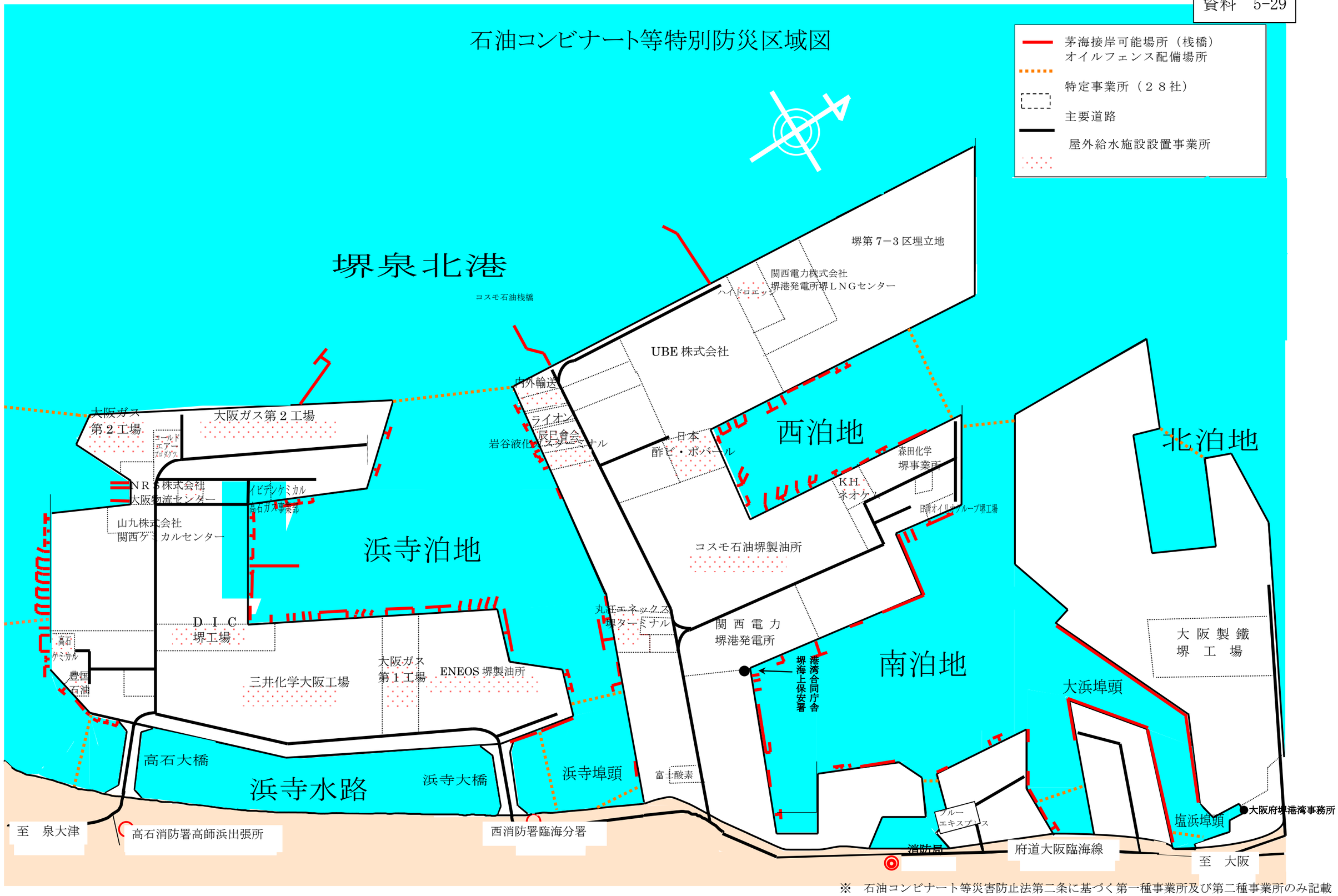

※　石油コンビナート等災害防止法第二条に基づく第一種事業所及び第二種事業所のみ記載

資料　5-30

地域防災計画に定める地下街等

（大和川浸水想定区域）

No.	名　　称	所在地
1	社会医療法人清恵会　清恵会病院	堺区南安井町1丁1-1
2	ポルタス堺	堺区戎島町4丁45-1
3	地下鉄御堂筋線　北花田駅	北区北花田町2丁14-3

（石津川浸水想定区域）

No.	名　　称	所在地
1	独立行政法人堺市病院機構　堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号

（高潮浸水想定区域）

No.	名　　称	所在地
1	社会医療法人清恵会　清恵会病院	堺区南安井町1丁1-1
2	ポルタス堺	堺区戎島町4丁45-1
3	南海堺東ビル	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地

地域防災計画に定める要配慮者利用施設等（大和川浸水想定区域）

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	住宅型有料老人ホームゆうあい	堺区綾之町東1丁2-21	有料老人ホーム
2	小規模多機能ホームゆうあい	堺区綾之町東1丁2番21号	小規模多機能型居宅介護
3	ぬくもりのおうち保育堺駅前園	堺区栄橋町1丁4-13 ＰＩＮＵＳ栄橋101	児童福祉施設
4	りあんわーくす	堺区一条通19番6号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
5	就労支援継続支援B型事業所ラポール	堺区栄橋町1丁6-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
6	マミーズアイ幼保園　さかい園	堺区栄橋町2丁2-23 ベルメゾン堺1F	児童福祉施設
7	清恵会　ちゅうりっぷ保育園	堺区永代町2丁3-9	その他の社会福祉施設
8	リング	堺区遠里小野町2丁1-3	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
9	LITALICOｼﾞｭﾆｱ　堺東教室	堺区翁橋町1丁1-1 ミナルコビル1F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
10	アルファプラス	堺区翁橋町1丁1-1 ミナルコビル201号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
11	アトラス	堺区翁橋町1丁1-1 ミナルコビル3F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
12	機能訓練型　デイサービス　和志縁	堺区翁橋町1丁9-1	通所介護
13	つくしの会デイサービスセンター	堺区翁橋町1丁9-15	地域密着型通所介護
14	あおば保育園　堺東	堺区翁橋町2丁3番2号 翁橋住宅2号棟103号室	児童福祉施設
15	あおばちびっこ保育園　堺東	堺区翁橋町2丁3番2号 翁橋住宅2号棟104号室	児童福祉施設
16	介護付き有料老人ホーム　クランコート堺	堺区海山町1丁7-1	有料老人ホーム
17	介護付き有料老人ホーム　クランコート堺	堺区海山町1丁7-1	特定施設入居者生活介護
18	特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3丁150-1	老人福祉施設
19	ハートピア堺デイサービスセンター	堺区海山町3丁150-1	通所介護
20	特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3丁150-1	短期入所生活介護
21	フィオレヴィータ堺	堺区海山町3丁154-4	有料老人ホーム
22	三宝こども園	堺区海山町5丁195-3	児童福祉施設
23	認定こども園　文化保育園	堺区錦綾町1丁3-17	児童福祉施設
24	おべんとうハウス愛	堺区錦綾町3丁5-17	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
25	ワークプラスはるかぜ	堺区錦綾町3丁7-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
26	教育支援教室スプリングポート	堺区錦之町西2丁2-34	教育支援教室
27	アップル保育園綾ノ町	堺区錦之町東1丁1-13	児童福祉施設
28	ジョイリハ堺東	堺区櫛屋町東3丁1-10	通所介護
29	ベルキンダー安井分園	堺区熊野町西2丁2-1	児童福祉施設
30	ライズ堺東	堺区熊野町東4丁2-9 はるか三恵1F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
31	マミーズアイ幼保園　さかいひがし園	堺区熊野町東5丁1番28号	児童福祉施設
32	住宅型有料老人ホーム　ランドマーク堺弐番館	堺区御陵通1丁6	有料老人ホーム
33	リハビリデイサービス　オズ貯筋倶楽部	堺区甲斐町東2丁1―2 2F	通所介護
34	エントレリハ堺	堺区甲斐町東3丁1-13	地域密着型通所介護
35	かさねハイツ甲斐町	堺区甲斐町東4丁1-9	有料老人ホーム
36	小規模多機能型居宅介護かさね甲斐町	堺区甲斐町東4丁1-9	小規模多機能型居宅介護
37	放課後等デイサービス　ウィズ・ユー堺　浅香山	堺区香ヶ丘町1丁3番18号　中井ビル2F	その他の社会福祉施設
38	はるかぜ作業所	堺区香ケ丘町1丁4-9	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
39	就労支援センター浅香山	堺区香ケ丘町1丁3-18 中井ビル2Ｆ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
40	第2ケアセンターはるかぜ	堺区香ヶ丘町1丁4-8	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
41	ハッピーポケット	堺区香ケ丘町4丁2-38	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
42	堺北幼稚園　幼稚園型認定こども園	堺区香ヶ丘町4丁2-5	児童福祉施設
43	花地域通所介護	堺区香ヶ丘町4丁3番33号	地域密着型通所介護
44	かんぎ作業所	堺区香ケ丘町4丁7-7	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
45	しあわせ作業所	堺区高須町3丁1-19	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
46	ショートステイしあわせ	堺区高須町3丁1-19	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
47	かい花砂道	堺区砂道町2丁3-11	サービス付き高齢者向け住宅
48	池田産婦人科	堺区材木町東3丁1-20	病院・診療所
49	どりぃむワーク	堺区少林寺町東1-1-7　クレスト大津Ⅱ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
50	看護小規模多機能型居宅介護　あっと桜之町	堺区桜之町西2丁1-18	複合型
51	三宝幼稚園	堺区三宝町4丁236	幼稚園
52	ポシブル堺鉄砲町	堺区三宝町4丁254-1 1F	通所介護
53	就労支援センターみらい	堺区三宝町6丁309-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
54	ホットケアホーム　三宝	堺区三宝町6丁312-4	サービス付き高齢者向け住宅
55	児童発達支援　放課後等デイサービス　ｋｉｒａｒａ	堺区山本町一丁18-6	その他の社会福祉施設
56	リハビリデイサービスクローバー	堺区市之町東5丁2-11	地域密着型通所介護
57	ドルフィンラブ	堺区市之町東5丁2-11-201	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
58	クロスジョブ堺	堺区市之町東6丁2-16 堺東ＥＨ第二ビル	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
59	小規模ホーム　町んなか	堺区寺地町東3丁2-19	有料老人ホーム
60	グループホーム少林寺館	堺区寺地町東4丁2-31	認知症対応型共同生活介護
61	錦西こども園	堺区七道西町12-29	児童福祉施設
62	オリーブ	堺区車之町西1丁1-26 ﾛｲﾔﾙｺｰﾄﾋﾞﾙⅡ301	その他の社会福祉施設
63	潤いの杜さかい	堺区車之町西3丁1-10	特定施設入居者生活介護
64	シニアハウス笑楽　堺	堺区住吉橋町2丁1-12	サービス付き高齢者向け住宅
65	デイサービス笑楽　堺	堺区住吉橋町2丁1-12	通所介護

66	機能訓練ケアステーション　ヴィンテージクラブ	堺区戎島町1丁55-8	地域密着型通所介護
67	ＬＩＴＡＬＩＣＯワークス南海堺	堺区戎島町4丁45-1　ポルタスセンタービル2F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
68	リトハウス堺	堺区戎島町4丁45-1　ポルタスセンタービル5F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
69	ふくろうの家　堺東	堺区宿院町東四丁2-1　フェニックス・ヴァン201号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
70	介護付き有料老人ホーム　ミヨ倶楽部堺	堺区宿屋町東1丁1-4	サービス付き高齢者向け住宅
71	介護付き有料老人ホーム　ミヨ倶楽部堺	堺区宿屋町東1丁1-4	特定施設入居者生活介護
72	宝珠学園幼稚園	堺区宿屋町東3丁2-36	幼稚園
73	児童デイサービス　はみんぐばーど	堺区出島海岸通1丁11-5 ジーフラット堺	その他の社会福祉施設
74	いずみデイセンター	堺区出島海岸通1丁3-10　　2F	地域密着型通所介護
75	住宅型有料老人ホーム　ケアコート海岸通	堺区出島海岸通2丁11-3	有料老人ホーム
76	グループホームいこいの家	堺区出島浜通35-1	認知症対応型共同生活介護
77	フォーユー堺東湊	堺区春日通4丁22-1	有料老人ホーム
78	有料老人ホーム　シルバーハウス惠乃郷	堺区春日通4丁23-21	有料老人ホーム
79	英彰こども園	堺区少林寺町西3丁2-2	児童福祉施設
80	ちぇりぃくらぶ	堺区少林寺町東2丁2-8	その他の社会福祉施設
81	ともにーしょうりんじ	堺区少林寺町東2丁2-3	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
82	はっぴーらいふ堺	堺区昭和通1丁7-3	有料老人ホーム
83	松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13-1	短期入所生活介護
84	松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13-1	老人福祉施設
85	就労継続支援事業所　松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
86	清恵会　コスモス保育園	堺区松屋町1丁4-1	その他の社会福祉施設
87	清恵会三宝病院	堺区松屋町1丁4-1	病院・診療所
88	Ｗ．Ｐ．にんとく	堺区新在家町東2丁1-23	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
89	ＣＬＡＮ堺	堺区新在家町東4丁1-3	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
90	ＣＬＡＮ堺	堺区新在家町東4丁1-3	その他の社会福祉施設
91	ソース堺東	堺区新町3-7 STCビル6F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
92	ＣＯＮＮＥＣＴ堺東	堺区新町4丁7　材庄ビル3FAB号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
93	住宅型有料老人ホーム　ファミリー神石市之町	堺区神石市之町5-13	有料老人ホーム
94	だいいちキッズルーム神南辺園	堺区神南辺町1丁45-1 大阪第一交通株式会社2F	その他の社会福祉施設
95	医療法人甲潤会　八木クリニック	堺区神明町西1丁1-17	病院・診療所
96	ＰＩＣＮＩＣ	堺区神明町西1丁1-7 ロイヤルパレス1F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
97	龍谷保育園	堺区神明町東3丁1-10	児童福祉施設
98	笑若庵デイサービス	堺区神明町東3丁1-32	地域密着型通所介護
99	デイサービス　オーク倶楽部御陵前	堺区西湊町1丁3-24	通所介護
100	ウィンクル西湊	堺区西湊町5丁4-12	有料老人ホーム
101	幼保連携型認定こども園湊はなての幼稚園	堺区西湊町5丁7-7	児童福祉施設
102	木の下の保育園西湊町	堺区西湊町6丁2-8	児童福祉施設
103	デイサービスステーションきずなの会	堺区西湊町6丁4-3	通所介護
104	デイサービスステーションきずなの会	堺区西湊町6丁4番3号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
105	浅香こども園大和川分園	堺区浅香山町3-5-15	児童福祉施設
106	キッズベアー浅香山	堺区浅香山町3丁12-10 ハナタニビル1F	児童福祉施設
107	リハビリセンターあさか	堺区浅香山町3丁12-10 ハナタニビル3F	通所介護
108	デイサービス　きたえるーむ堺浅香山	堺区浅香山町3丁5-20	通所介護
109	マーブル堺東	堺区大町東1丁2-26 音楽ビル2F	その他の社会福祉施設
110	みらいじゅ堺	堺区大町東1丁2番21号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
111	Ｆｕｎ　ｆｒｉｅｎｄｓ	堺区大町東2丁2-4	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
112	リハビリテーション颯　大浜	堺区大浜南町3丁1-11号 ＵＲ大浜南町第二 301号室	地域密着型通所介護
113	阪堺病院保育所	堺区大浜北町1丁8-8	その他の社会福祉施設
114	いきいき倶楽部館大浜	堺区大浜北町3丁10-15	有料老人ホーム
115	いきいきグループホーム	堺区大浜北町3丁10-16	認知症対応型共同生活介護
116	メゾン・デ・サントネール大浜	堺区大浜北町3丁11-18	有料老人ホーム
117	幼保連携型認定こども園ベルキンダー安井	堺区中安井町1丁1-11	児童福祉施設
118	結いの苑　堺東	堺区中瓦町1丁2-16	サービス付き高齢者向け住宅
119	ＬＩＴＡＬＩＣＯワークス堺東	堺区中瓦町1丁4-24 堺東EH第三ビル8F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
120	堺リハビリテーションセンター	堺区中之町西4丁1-28 朝日プラザ宿院101	地域密着型通所介護
121	デイサービスいとう	堺区鉄砲町22　川元ハイツ 1F	地域密着型通所介護
122	幼保連携型認定こども園湊つばさ幼稚園	堺区東湊町1丁59-1	児童福祉施設
123	はっぴーらいふ堺御陵前	堺区東湊町1丁75	有料老人ホーム
124	ハッピーデイサービス堺御陵前	堺区東湊町1丁75番地	通所介護
125	コスモス放課後等デイサービス　でん・でん	堺区東湊町4丁237-1	その他の社会福祉施設
126	第2おおはま障害者作業所	堺区東湊町4丁237-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
127	けやきハウス	堺区東湊町4丁265-1	有料老人ホーム
128	湊こども園	堺区東湊町5丁273	児童福祉施設
129	おおはま障害者作業所	堺区東湊町5丁276	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
130	地域活動支援センター　おおはま	堺区東湊町5丁276	地域活動支援センター
131	清恵会病院	堺区南安井町1丁1-1	病院・診療所
132	コペルプラス　堺東教室	堺区南花田口町2丁2-7 南野ビル5F	その他の社会福祉施設
133	ＡｓＦｉｎｅアジャスト堺東オフィス	堺区南花田口町2丁3-20　三共堺東ビル8F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
134	リワークセンター堺	堺区南花田口町2丁3-20　三共堺東ビル6F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

135	地域活動支援センターくらすメイト	堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館3F	地域活動支援センター
136	はなさくファーム堺東	堺区南向陽町1丁1-34　シャーメゾン堺東1F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
137	ワークスペース・ニコライズ	堺区南清水町1丁1-28	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
138	南清水にじいろキッズこども園	堺区南清水町1丁5番1号	児童福祉施設
139	サービス付き高齢者向け住宅　やわらぎ	堺区南清水町3丁2-5	サービス付き高齢者向け住宅
140	看護小規模多機能ホーム セレーノ	堺区南田出井町1丁3-12	複合型
141	ゆうあいデイサービスセンター	堺区南島町5丁157-2	通所介護
142	堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5丁161-2	通所介護
143	堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5丁161-2	認知症対応型共同生活介護
144	ビーナスプラス御陵前	堺区南半町西3丁1-6-101	地域密着型通所介護
145	富士ベビー保育園	堺区南旅篭町東2丁2-34	児童福祉施設
146	富士幼保園	堺区南旅篭町東2丁2-34	児童福祉施設
147	ＧＡＲＯ＜作業所雅老＞	堺区楠町2丁1-20	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
148	ペガサスデイサービスセンター雅老園	堺区楠町2丁1-20	通所介護
149	永幸苑	堺区柏木町3丁2-11	サービス付き高齢者向け住宅
150	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9	介護老人保健施設
151	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9	短期入所療養介護
152	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9	通所リハビリテーション
153	ぱんぷぅ～作業所	堺区北花田口町3丁1-27 白山ビル2Ｆ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
154	アイエンロール保育園	堺区北瓦町1丁5-14 瓦町ビル2F	児童福祉施設
155	ラシクラボ大阪堺	堺区北瓦町2丁3-8　堺東北條第二ビル7FA号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
156	ＨＯＰＥオフィス堺	堺区北瓦町2丁4-18 現代堺東ビル5F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
157	ポポラーレ	堺区北庄町1丁6-22	サービス付き高齢者向け住宅
158	自遊工房	堺区北庄町1丁6-24	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
159	花りぼん　浅香山	堺区北清水町1丁2-13	サービス付き高齢者向け住宅
160	医療法人淳康会堺近森病院	堺区北清水町2丁4-1	病院・診療所
161	介護付き有料老人ホーム　くみのき苑堺北	堺区北田出井町1丁5-5	特定施設入居者生活介護
162	介護付き有料老人ホーム　くみのき苑堺北	堺区北田出井町1丁5-5	サービス付き高齢者向け住宅
163	メゾン・ドゥ・ソレイユ堺七道	堺区北半町西1番23号	有料老人ホーム
164	放課後等デイサービス　わかば七道	堺区北旅籠町西3丁3-10	その他の社会福祉施設
165	きらら保育園 七道	堺区柳之町西1-1-30	児童福祉施設
166	いろどり堺	堺区柳之町西3丁3番20号	有料老人ホーム
167	リハビリデイサービス大きな手・堺	堺区柳之町東1丁1-7	通所介護
168	グリーンタウン	堺区緑町1丁47番地３	地域密着型通所介護
169	みどり幼児園	堺区緑町2丁121-1	児童福祉施設
170	ういんぐ（ういんぐ）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
171	カシータ堺	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
172	グループホーム　ベルⅢ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
173	グループホームマミードリームきずな	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
174	グループホームゆう大浜203	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
175	グループホームゆう大浜207	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
176	グループホームゆう大浜301	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
177	グループホームゆう大浜601	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
178	グループホームゆう大浜701	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
179	グループホーム虹	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
180	ケアホーム希望	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
181	ケアホーム希望Ⅱ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
182	スクエアみどりホーム浅香山	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
183	セレニテ堺	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
184	セレニテ堺Ⅱ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
185	ともⅢ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
186	医療法人サヂカム会グループホームえびす	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
187	医療法人サヂカム会グループホームえびす2	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
188	伽耶琴	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
189	自立ホームクローバー（自立ホームかおりハウス）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
190	春日	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
191	春日２	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
192	東浅香山グループホーム10	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
193	ひまわり⑥	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
194	りあんふぁみりお	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
195	ウェルハウス　ら・うららか	西区浜寺石津町西1丁1-18	有料老人ホーム
196	ペガサスデイサービスセンター石津北	西区浜寺石津町西1丁2-7	通所介護
197	特別養護老人ホーム　アリオン	西区浜寺石津町西1丁2-7	短期入所生活介護
198	特別養護老人ホーム　アリオン	西区浜寺石津町西1丁2-7	老人福祉施設
199	放課後等デイサービス フローレットキッズ	西区浜寺石津町西1丁3-21 ラフィネ浜寺1Ｆ	その他の社会福祉施設
200	フローレットパニエ	西区浜寺石津町西一丁3番21号　ラフィネ浜寺1Ｆ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
201	いやしの家ケアライフ石津川	西区浜寺石津町西2丁1-6	小規模多機能型居宅介護
202	デイサービスケアライフ石津川	西区浜寺石津町西2丁1-6	通所介護
203	メゾン・デ・サントネール石津川	西区浜寺石津町西2丁1-9	有料老人ホーム
204	住宅型有料老人ホーム宝の看護サカイ	西区浜寺石津町西2丁6-17	有料老人ホーム
205	介護付有料老人ホーム花咲浜寺	西区浜寺石津町中1丁1-1	有料老人ホーム
206	医療法人雄徳会　たつみクリニック	西区浜寺石津町中1丁3-9	病院・診療所

207	サンシャインコート堺浜寺	西区浜寺石津町中1丁8番40号	有料老人ホーム
208	アースサポート堺浜寺	西区浜寺石津町中1丁9-24	通所介護
209	機能訓練特化型デイサービス　りすたーと浜寺	堺市西区浜寺石津町中4-11-16　アーベインコート103号室	地域密着型通所介護
210	浜寺石津こども園	西区浜寺石津町中3丁8-30	児童福祉施設
211	ラポール石津川	西区浜寺石津町中3丁13-8	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
212	北老人福祉センター	北区常磐町1丁25-1	老人福祉施設
213	特別養護老人ホーム　寿里苑やすらぎの郷	北区常磐町3丁13-5	老人福祉施設
214	特別養護老人ホーム　寿里苑やすらぎの郷	北区常磐町3丁13-5	短期入所生活介護
215	ときわこども園	北区常磐町3丁18-5	児童福祉施設
216	障がい者作業所ぽらりす	北区常磐町3丁19-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
217	なるなる保育園	北区常磐町3丁7-21	児童福祉施設
218	障がい者作業所こだま	北区東浅香山町2丁251-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
219	かふぇ　ら・くーら弐番館	北区東浅香山町3丁15-15　1F101号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
220	北花田こども園	北区東浅香山町4丁1-22	児童福祉施設
221	あいぐらん保育園堺	北区北花田町3丁17―6 ホリゾン北花田2F	その他の社会福祉施設
222	にこにこキッズ北花田園	北区北花田町3丁20-17	児童福祉施設
223	ルグラン北花田	北区北花田町3丁22-9	サービス付き高齢者向け住宅
224	ニチイケアセンター北花田	北区北花田町3丁38-2	認知症対応型共同生活介護
225	レッツ倶楽部堺北花田	北区北花田町4丁89-27 渋木マンション1番館	通所介護
226	かがやきデイサービス北花田	北区北花田町4丁92-22	通所介護
227	なごやかレジデンス北花田	北区北花田町4丁92-22	サービス付き高齢者向け住宅
228	グループホームマミードリームつばさ	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
229	コスモスケアホームえると（花1）	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
230	コスモスケアホームえると（花2）	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
231	東浅香山グループホーム5	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
232	グループホームこあ浅香山ＩｒＩ	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
233	グループホームこあ浅香山ＩｒⅡ	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
234	なるなる幼保園	北区常磐町3丁7番地14	児童福祉施設
235	かふぇ　ら・くーら弐番館	北区東浅香山町3丁15-15 1F101号室	通所介護
236	Ｃ．Ｐ．ライラック	北区中村町126番地2	認知症対応型通所介護
237	南花田みとうの里	北区南花田町43番2	有料老人ホーム
238	エミテラス堺北	北区野遠町555番地1	有料老人ホーム

地域防災計画に定める要配慮者利用施設等（石津川浸水想定区域）

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	ラ・ナシカかみいし	堺区神石市之町14-13	有料老人ホーム
2	麦の会共同作業所	堺区神石市之町16-52	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
3	ニチイケアセンター津久野	堺区神石市之町16番25号 ＦＯＣＴファーストビル	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
4	ニチイケアセンター津久野	堺区神石市之町16番25号 ＦＯＣＴファーストビル	通所介護
5	ニチイケアセンター津久野　認知症対応型共同生活介護	堺区神石市之町16番25号 ＦＯＣＴファーストビル	認知症対応型共同生活介護
6	スーパー・コート堺神石2号館	堺区神石市之町19番27号	有料老人ホーム
7	ペガサスデイサービスセンター神石	堺区神石市之町3-38	通所介護
8	ペガサスロイヤルリゾート	堺区神石市之町3-38	サービス付き高齢者向け住宅
9	Ｌｉｅｂｅ(リーベ)	堺区神石市之町4番22号	有料老人ホーム
10	スーパー・コート堺神石	堺区神石市之町7-28	有料老人ホーム
11	ワークステーションこうせん	中区八田寺町504-4	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
12	マナベル保育園堺ルーム	中区毛穴町126-1	その他の社会福祉施設
13	介護付有料老人ホーム　たなごころ毛穴	中区毛穴町174-1	特定施設入居者生活介護
14	グロウアップ	中区毛穴町21-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
15	Ｐｌｕｓ＋ｄａｙｓ鳳校	中区毛穴町21-1	その他の社会福祉施設
16	幼保連携型認定こども園　八田荘第二こども園	中区毛穴町273-5	児童福祉施設
17	特別養護老人ホーム　マーヤの里　鈴の宮	中区毛穴町294番1	特別養護老人ホーム
18	特別養護老人ホーム　マーヤの里　鈴の宮	中区毛穴町294番1	短期入所生活介護（特別養護老人ホーム併設）
19	特別養護老人ホーム　マーヤの里　鈴の宮	中区毛穴町294番1	地域密着型特別養護老人ホーム
20	特別養護老人ホーム　マーヤの里　鈴の宮	中区毛穴町294番1	短期入所生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム併設）
21	就労継続支援Ｂ型　明るいミライ	中区毛穴町355番地12	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
22	住宅型有料老人ホームcoco-hawaiian	西区下田2-28	有料老人ホーム
23	ベストライフ堺西	西区下田町18-7	有料老人ホーム
24	ベストライフ堺西	西区下田町18-7	特定施設入居者生活介護
25	かんたき堺下田	西区下田町19-15	複合型
26	堺市立総合医療センター	西区家原寺町1-1-1	病院・診療所
27	住宅型有料老人ホーム 悠友の家津久野	西区宮下町18-7	有料老人ホーム
28	デイサービスおはな	西区山田1丁1165-17	地域密着型通所介護
29	オレンジ　デイサービス	西区草部1118番地3	地域密着型通所介護
30	だいいちキッズルーム西堺園	西区草部1140番地1 ロイヤル第一交通 2F	その他の社会福祉施設
31	認定こども園　鈴ノ宮保育園	西区草部1800	児童福祉施設
32	KIDS ROOM BISCUIT	西区草部1946	その他の社会福祉施設
33	支援センターＳＯＬＡＳ	西区草部491番地1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
34	あすなろ授産所	西区草部493番地1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
35	ウェルフォンテひのき	西区草部531	老人福祉施設
36	短期入所生活介護事業所ウェルフォンテひのき	西区草部531	短期入所生活介護
37	特別養護老人ホーム　朗友サロン	西区草部743番地	地域密着型特別養護老人ホーム
38	特別養護老人ホーム朗友サロン	西区草部743番地	特別養護老人ホーム
39	朗友サロンショートスティセンター	西区草部743番地	短期入所生活介護
40	朗友サロンデイサービスセンター	西区草部743番地	通所介護
41	堺あすなろ園	西区草部744番地6	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
42	わららか草部	西区草部783番地1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
43	ほがらか草部グループホーム	西区草部933番地1	認知症対応型共同生活介護
44	ほがらか福泉グループホーム	西区草部933番地2	認知症対応型共同生活介護
45	ドリームこども園分園	西区津久野町1-4-25	児童福祉施設
46	堺市立総合医療センター院内保育所ぞうさん	西区津久野町1丁25-1	児童福祉施設
47	病児保育ぞうさん	西区津久野町1丁25-1	児童福祉施設
48	ケアハウスはーとらんど	西区津久野町1丁7-20	老人福祉施設
49	はーとらんどデイサービスセンター	西区津久野町1丁7-20	通所介護
50	医療法人嘉祥会　田村外科	西区津久野町1丁8-12	病院・診療所
51	津久野こども園	西区津久野町1丁9-1	児童福祉施設
52	早稲田イーライフ堺津久野	西区津久野町3丁31-10	地域密着型通所介護
53	たんぽぽ保育所つくの園	西区津久野町3丁31-8	児童福祉施設
54	せせらぎ健康本舗	西区津久野町3丁33-18	地域密着型通所介護
55	津久野幼稚園	西区津久野町3丁7-17	幼稚園
56	やすらぎの園津久野	西区鶴田町10-7	有料老人ホーム
57	老人デイサービスセンターやすらぎの園津久野	西区鶴田町10-7	通所介護
58	ドリームこども園	西区鶴田町18-5	児童福祉施設
59	介護付有料老人ホームエテルノテレサ浜寺元町	西区浜寺元町1丁120-1	有料老人ホーム
60	指定通所介護エテルノスポーツ浜寺	西区浜寺元町1丁120-1	地域密着型通所介護
61	住宅型有料老人ホーム　ファミリーコア浜寺公園	西区浜寺公園町1-6	有料老人ホーム
62	こころ	西区浜寺公園町3丁204	児童福祉施設
63	浜寺聖書幼稚園	西区浜寺昭和町1-63	幼稚園
64	夢のかけ橋　浜寺公園ルーム	西区浜寺昭和町4丁490-1	その他の社会福祉施設
65	認定こども園　諏訪森幼稚園	西区浜寺諏訪森町中1-56	児童福祉施設

66	認定こども園　ふなお幼稚園	西区浜寺諏訪森町東2丁141	児童福祉施設
67	老人デイサービスセンター結いの里	西区浜寺石津町西5丁11-21	地域密着型通所介護
68	みなみな結いの里	西区浜寺石津町西5丁11-21	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
69	老人デイサービスセンター結いの里	西区浜寺石津町西5丁11-21	認知症対応型通所介護
70	エイジフリーハウス堺諏訪ノ森メディカル	西区浜寺石津町西5丁12-10	サービス付き高齢者向け住宅
71	パナソニック　エイジフリーケアセンター堺諏訪ノ森・看護小規模多機能	西区浜寺石津町西5丁12-10	小規模多機能型居宅介護
72	ライフパートナー浜寺	西区浜寺石津町東4丁12-16	有料老人ホーム
73	デュランタ浜寺	西区浜寺石津町東4丁12-19	有料老人ホーム
74	認定こども園　浜寺太陽幼稚園	西区浜寺石津町東5丁8-25	児童福祉施設
75	ライフパートナー堺	西区浜寺船尾町西2丁372	有料老人ホーム
76	あいあい浜寺中央こども園	西区浜寺船尾町西2丁67-1	児童福祉施設
77	デイサービスセンターhale	西区浜寺船尾町東1丁129	通所介護
78	ライフホープ浜寺	西区浜寺船尾町東1丁133-1	サービス付き高齢者向け住宅
79	ピュアはまでら保育ルーム	西区浜寺船尾町東2丁237	その他社会福祉施設
80	堺ヤクルト（株）本店保育ルーム	西区浜寺船尾町東2丁237	その他社会福祉施設
81	社会医療法人ペガサス　介護療養型老人保健施設ペルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447	介護老人保健施設
82	社会医療法人ペガサス　介護療養型老人保健施設ペルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447	短期入所療養介護
83	社会医療法人ペガサス馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4丁244	病院・診療所
84	社会医療法人ペガサス　ペガサスリハビリテーション病院	西区浜寺船尾町東4丁269	病院・診療所
85	きいちご１（平岡）	西区平岡町92番地13	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
86	作業所ヒマワリ	西区平岡町20-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
87	リハビリデイサービス　ハピエ鳳	西区鳳東町4丁387-1	地域密着型通所介護
88	あおぞら保育園	西区鳳東町5-460	その他の社会福祉施設
89	ハピスポ鳳	西区鳳東町5丁461-1	その他の社会福祉施設
90	堺市立西老人福祉センター	西区鳳東町6丁600 西区役所5F	老人福祉施設
91	特別養護老人ホーム朗友館	西区鳳東町6丁659-1	老人福祉施設
92	特別養護老人ホーム朗友館	西区鳳東町6丁659-1	短期入所生活介護
93	朗友館デイサービスセンター	西区鳳東町6丁659-1	通所介護
94	コアラ園　堺東	西区鳳東町7-838光大ビル102	その他の社会福祉施設
95	テン・テラス	西区鳳東町7丁733　2F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
96	レッツ倶楽部鳳	西区鳳東町7丁745-4 鳳ｸﾞﾘｰﾝﾊﾟﾚｽ1F Ｄ・Ｅ号	通所介護
97	コアラ園	西区鳳東町7丁783-1	児童福祉施設
98	生活リハビリデイセンターアビリティーズ堺おおとり	西区鳳東町7丁807	通所介護
99	さいせいデイサービスセンター鳳	西区鳳南町5-710-1	通所介護
100	おおとりグループホーム	西区鳳南町5丁575-1	認知症対応型共同生活介護
101	みんなの保育園	西区鳳北町10-100-1	児童福祉施設
102	ペガサスこどもデイセンター	西区鳳北町10丁10	その他社会福祉施設
103	ぺがさす保育所	西区鳳北町10丁10	その他の社会福祉施設
104	幼保連携型認定こども園　ペガサス保育園	西区鳳北町10丁31-1	児童福祉施設
105	ペガサス保育園つばさ	西区鳳北町10丁31-2	児童福祉施設
106	ペガサスレスパイトケアセンター	西区鳳北町10丁7	その他社会福祉施設
107	ペガサスレスパイトケアセンター	西区鳳北町10丁7	地域密着型通所介護
108	グループホームソフィア	西区鳳北町7丁3	認知症対応型共同生活介護
109	障害者あきら作業所	西区鳳北町7丁5番地	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
110	医療法人大泉会大仙病院	西区北条町1-2-31	病院・診療所
111	グループホーム上野芝	西区北条町1丁8-21	認知症対応型共同生活介護
112	くさべ109	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
113	くさべ110	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
114	グループホームあいあい	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
115	グループホームしゅくらん	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
116	グループホームだいち1	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
117	グループホームだいち2	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
118	グループホームだいち3	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
119	グループホームだいち4	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
120	グループホーム宙	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
121	サウス・ライト	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
122	サウス・ライト（602）	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
123	スクエアみどりホーム浜寺	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
124	すわの森ホーム	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
125	ラピスくさべ	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
126	ラリマ福泉	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
127	リトハウス諏訪の森	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
128	コスモスケアホームせんぼく（そら1）	南区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
129	そら2	南区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
130	ピュアあすなろ	南区稲葉3丁1581番地	障害者支援施設
131	エテルノスポーツ原山台	南区原山台1丁14-12	通所介護
132	えーゆーアーク	南区原山台1丁14番9号	サービス付き高齢者向け住宅
133	医療法人平治会KAWAレディースクリニック	南区若松台3-2-3	病院・診療所
134	グループホーム美樹の園	南区小代414番地15	認知症対応型共同生活介護
135	デイサービスセンター小代美樹の園	南区小代414番地15	通所介護
136	デイサービスセンター小代美樹の園龍庵	南区小代414番地15	認知症対応型通所介護
137	そんぽの家　泉北	南区竹城台3丁22-4	有料老人ホーム
138	コミュニティサロンはつが	南区栂194-2	認知症対応型通所介護

139	総合生活支援センターそら／ショートステイそら	南区栂202-9	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
140	幼保連携型認定こども園　美木多いっちん保育園	南区美木多上53-1	児童福祉施設
141	ハーモニーくすのき	南区美木多上55番地7	認知症対応型共同生活介護
142	ハーモニー美木多	南区美木多上55番地11	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
143	ふれあいの里かたくら	南区片蔵165	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
144	地域活動支援センターかたくら	南区片蔵165	地域活動支援センター
145	第2ふれあいの里かたくら	南区片蔵176-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
146	放課後等デイサービス　　こころ	北区百舌鳥陵南町1丁24番2号 カ-サ陵南	その他の社会福祉施設
147	医療法人以和貴会　北条病院　介護医療院	北区百舌鳥陵南町1丁77番地1	介護医療院
148	医療法人以和貴会　北条病院　介護医療院	北区百舌鳥陵南町1丁77番地1	短期入所療養介護
149	医療法人以和貴会北条病院	北区百舌鳥陵南町1丁77番地1	病院・診療所
150	かがやきの森保育園おおとり	西区鳳南町4-444-1	児童福祉施設
151	もくもく保育園	西区草部427番地	児童福祉施設
152	住宅型有料老人ホーム　シエスタ石津	堺区石津町4丁7-10	有料老人ホーム
153	住宅型有料老人ホーム宝の看護サカイ	西区浜寺石津町西2丁6番17	有料老人ホーム
154	住宅型有料老人ホームｃｏｃｏ-ｌｉｎ	西区上野芝町5丁11番13号	有料老人ホーム
155	IKOIナーシングホーム堺	西区草部827番1	有料老人ホーム
156	住宅型有料老人ホームｃｏｃｏ-ｈａｒｂｏｒ	西区浜寺石津町中2丁6番28号	有料老人ホーム

地域防災計画に定める要配慮者利用施設等（西除川浸水想定区域）

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	浅香こども園大和川分園	堺区浅香山町3-5-15	児童福祉施設
2	キッズベアー浅香山	堺区浅香山町3丁12-10 ハナタニビル1F	児童福祉施設
3	リハビリセンターあさか	堺区浅香山町3丁12-10 ハナタニビル3F	通所介護
4	シャルム出屋敷	東区八下町1-127-1	老人福祉施設
5	出屋敷デイサービスセンター	東区八下町1-127-1	通所介護
6	おひさま保育園	東区北野田626	その他の社会福祉施設
7	社会医療法人頌徳会　日野病院	東区北野田626	病院・診療所
8	介護老人保健施設ソルヴィラージュ	東区北野田636	介護老人保健施設
9	介護老人保健施設ソルヴィラージュ	東区北野田636	短期入所療養介護
10	介護老人保健施設ソルヴィラージュ	東区北野田636	通所リハビリテーション
11	北老人福祉センター	北区常磐町1-25-1	老人福祉施設
12	ときわこども園	北区常磐町3-18-5	児童福祉施設
13	障がい者作業所ぽらりす	北区常磐町3-19-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
14	なるなる保育園	北区常磐町3-7-21	児童福祉施設
15	特別養護老人ホーム　寿里苑やすらぎの郷	北区常磐町3丁13番5号	短期入所生活介護
16	特別養護老人ホーム　寿里苑やすらぎの郷	北区常磐町3丁13番5号	老人福祉施設
17	Ｃ．Ｐ．ライラック	北区中村町126番地2	認知症対応型通所介護
18	グループホームここから堺たんぽぽ村	北区中村町198番地の1	認知症対応型共同生活介護
19	北花田こども園	北区東浅香山町4丁1-22	児童福祉施設
20	VIVO　HOUSE　マリク	北区南花田町18番地3	その他の社会福祉施設
21	デイサービス絆　南花田	北区南花田町67番1	通所介護
22	フォーユー堺北花田	北区北花田町2丁196-1	サービス付き高齢者向け住宅
23	あいぐらん保育園堺	北区北花田町3-17-6 ホリゾン北花田2階	その他の社会福祉施設
24	ＫＩＴＥＮ	北区北花田町3-17-18	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
25	ニチイケアセンター北花田	北区北花田町3-38-2	認知症対応型共同生活介護
26	いきいきデイサービス北花田	北区北花田町3丁17番地26松本ビル1F	地域密着型通所介護
27	にこにこキッズ北花田園	北区北花田町3丁20-17	児童福祉施設
28	ルグラン北花田	北区北花田町3丁22番地の9	サービス付き高齢者向け住宅
29	レッツ倶楽部堺北花田	北区北花田町4丁89番27渋木マンション１番館	通所介護
30	かがやきデイサービス北花田	北区北花田町4丁92番地22	通所介護
31	なごやかレジデンス北花田	北区北花田町4丁92番地22	サービス付き高齢者向け住宅
32	青空野遠１	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
33	青空野遠２	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
34	花1	北区	障害福祉サービス事業の用に供する施設
35	花2	北区	障害福祉サービス事業の用に供する施設
36	医療法人好寿会　美原病院	美原区今井380	病院・診療所
37	介護老人保健施設かたおか	美原区今井381番地	介護老人保健施設
38	介護老人保健施設かたおか	美原区今井381番地	短期入所療養介護
39	介護老人保健施設かたおか	美原区今井381番地	通所リハビリテーション
40	ふくろうの森保育園美原園	美原区小寺846	児童福祉施設
41	ふくろうの家	美原区大饗100-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
42	放課後等デイサービスＭｅｒｃｉ	美原区南余部53-3	その他の社会福祉施設
43	ナーシングハウスゆう	美原区北余部390-2	複合型
44	フレンド1号館（フレンド1号館）	美原区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

地域防災計画に定める要配慮者利用施設等（東除川浸水想定区域）

（該当なし）

地域防災計画に定める要配慮者利用施設等（土砂災害警戒区域）

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	ベルランド総合病院	中区東山500-3	病院・診療所
2	ベルファミリアデイサービスセンター	中区東山841-1	通所介護
3	特別養護老人ホームベルファミリア	中区東山841-1	老人福祉施設
4	特別養護老人ホームベルファミリア	中区東山841-1	短期入所生活介護
5	養護老人ホーム　八田荘	中区八田南之町162-3	老人福祉施設
6	**ヴィヴァーチェデイサービス**	**堺市中区八田南之町162**	通所介護
7	愛育社	中区八田南之町219	児童福祉施設、子育て短期支援
8	介護老人保健施設クローバー悠苑	東区西野229-1	短期入所療養介護
9	介護老人保健施設クローバー悠苑	東区西野229-1	通所リハビリテーション
10	介護老人保健施設クローバー悠苑	東区西野229-1	介護老人保健施設
11	医療法人錦秀会阪和第一泉北病院	南区豊田1588-1	病院・診療所
12	デイサービス　サニーサイド	堺市南区豊田1536-1	地域密着型通所介護
13	堺市立百舌鳥支援学校	北区百舌鳥西之町1丁1-124	特別支援学校
14	ケアハウス和風荘	美原区平尾2196	老人福祉施設

地域防災計画に定める要配慮者利用施設等（高潮浸水想定区域）

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	りあんわーくす	堺区一条通19-6	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
2	住宅型有料老人ホームランドマーク堺	堺区旭通1番16号	有料老人ホーム
3	小規模多機能ホームゆうあい	堺区綾之町東1丁2番21号	小規模多機能型居宅介護
4	住宅型有料老人ホームゆうあい	堺区綾之町東1丁2番21号	有料老人ホーム
5	ぬくもりのおうち保育堺駅前園	堺区栄橋町1-4-13 ＰＩＮＵＳ栄橋101	児童福祉施設
6	就労継続支援Ｂ型事業所ラポール	堺区栄橋町1丁6-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
7	マミーズアイ幼保園　さかい園	堺区栄橋町2丁2-23 ベルメゾン堺1F	児童福祉施設
8	えいたい　ほのか	堺区永代町2丁2-21	その他の社会福祉施設
9	清恵会　ちゅうりっぷ保育園	堺区永代町2丁3-9	その他の社会福祉施設
10	リング	堺区遠里小野町2丁1ー3	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
11	LITALICOジュニア堺東教室	堺区翁橋町1丁1-1 ミナルコビル1F	その他の社会福祉施設
12	アルファプラス	堺区翁橋町1丁1番1号 ミナルコビル201号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
13	アトラス	堺区翁橋町1丁1番1号 ミナルコビル3F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
14	機能訓練型　デイサービス　和志縁	堺区翁橋町1丁9-1シャルム堺101室	通所介護
15	つくしの会デイサービスセンター	堺区翁橋町1丁9番15号	地域密着型通所介護
16	定期巡回・随時対応　堺つくしの会	堺区翁橋町1丁9番15号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
17	あおば保育園　堺東	堺区翁橋町2丁3番2号 翁橋住宅2号棟 103号室	児童福祉施設
18	あおばちびっこ保育園　堺東	堺区翁橋町2丁3番2号 翁橋住宅2号棟 104号室	児童福祉施設
19	グループホーム翁園	堺区翁橋町2丁5番20号	認知症対応型共同生活介護
20	住宅型有料老人ホーム クランコート堺	堺区海山町1丁7番1号	有料老人ホーム
21	介護付き有料老人ホーム　クランコート堺	堺区海山町1丁7番1号	特定施設入居者生活介護
22	ハートピア堺デイサービスセンター	堺区海山町3丁150番地1	通所介護
23	ハートピア堺学び舎	堺区海山町3丁150番地1	地域密着型通所介護
24	特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3丁150番地1	短期入所生活介護
25	特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3丁150番地1	老人福祉施設
26	フィオレヴィータ堺	堺区海山町3丁154-4	有料老人ホーム
27	三宝こども園	堺区海山町5-195-3	児童福祉施設
28	特別養護老人ホームグレース堺	堺区京町通1-21	短期入所生活介護
29	特別養護老人ホームグレース堺	堺区京町通1-21	老人福祉施設
30	グレース堺デイサービスセンター	堺区京町通1-21	通所介護
31	堺市立堺老人福祉センター	堺区協和町3丁128-1	老人福祉施設
32	愛らいふデイサービスセンター	堺区協和町3丁128番地11	地域密着型通所介護
33	特別養護老人ホーム愛らいふ	堺区協和町3丁128番地11	短期入所生活介護
34	特別養護老人ホーム愛らいふ	堺区協和町3丁128番地11	老人福祉施設
35	認定こども園　文化保育園	堺区錦綾町1丁3-17	児童福祉施設
36	おべんとうハウス愛	堺区錦綾町3-5-17	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
37	ワークプラスはるかぜ	堺区錦綾町3丁7番5号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
38	教育支援教室スプリングポート	堺区錦之町西2丁2-34	教育支援教室
39	アップル保育園綾ノ町	堺区錦之町東1丁1-13	児童福祉施設
40	キララ堺	堺区櫛屋町東2丁2-6	有料老人ホーム
41	ジョイリハ堺東	堺区櫛屋町東3丁1-10	通所介護
42	ベルキンダー安井分園	堺区熊野町西2丁2-1	児童福祉施設
43	ライズ堺東	堺区熊野町東4丁2番9号 はるか三恵1F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
44	認証保育所 マミーズアイ幼保園 さかいひがし園	堺区熊野町東5丁1番28号	その他の社会福祉施設
45	住宅型有料老人ホーム　ランドマーク堺弐番館	堺区御陵通1-6	有料老人ホーム
46	グループホームアル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1番15号	認知症対応型共同生活介護
47	デイサービスセンターアル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1番15号	通所介護
48	特別養護老人ホームアル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1番15号	短期入所生活介護
49	特別養護老人ホームアル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1番15号	老人福祉施設
50	ドルフィンアイ	堺区甲斐町西2丁2番27号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
51	就労継続支援Ｂ型Ｒｉｃｃｏ	堺区甲斐町東2丁1-11	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
52	リハビリデイサービス　オズ貯筋倶楽部	堺区甲斐町東2丁1番2号2F	通所介護
53	エントレリハ堺	堺区甲斐町東3丁1番13号	地域密着型通所介護
54	住宅型有料老人ホーム かさねハイツ甲斐町	堺区甲斐町東4-1-9	有料老人ホーム
55	小規模多機能型居宅介護かさね甲斐町	堺区甲斐町東4-1-9	小規模多機能型居宅介護
56	ホダカ堺東	堺区甲斐町東6丁1番4号 朝日プラザ堺東207号室、506号室、507号室、512号室、601号室、612号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
57	はるかぜ作業所	堺区香ケ丘町1丁4-9	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
58	堺北幼稚園　幼稚園型認定こども園	堺区香ヶ丘町4-2-5	児童福祉施設
59	ハッピーポケット	堺区香ケ丘町4丁2番38号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
60	住宅型有料老人ホーム ケアメゾン堺さわらび	堺区高砂町3丁77-2	有料老人ホーム
61	しあわせ作業所	堺区高須町3丁1番19号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
62	ショートステイしあわせ	堺区高須町3丁1番19号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
63	ほっとるーむミカタ	堺区砂道町1丁6番8号	その他の社会福祉施設
64	かい花砂道	堺区砂道町2丁3番11	サービス付き高齢者向け住宅
65	看護小規模多機能型居宅介護　あっと桜之町	堺区桜之町西2丁1番18号	複合型
66	三宝幼稚園	堺区三宝町4丁236	幼稚園
67	ポシブル堺鉄砲町	堺区三宝町4丁254-1　1F	通所介護
68	就労支援センターみらい	堺区三宝町6丁309番地1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

69	ホットケアホーム　三宝	堺区三宝町6丁312番地の4	サービス付き高齢者向け住宅
70	児童発達支援　放課後等デイサービス　ｋｉｒａｒａ	堺区山本町1丁18-6	その他の社会福祉施設
71	グループホームみのり	堺区山本町5丁94-12	その他の社会福祉施設
72	ドルフィンハート	堺区市之町東1丁2-14　5Ｆ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
73	住宅型有料老人ホーム　すずらん	堺区市之町東2丁1番7号	有料老人ホーム
74	リハビリデイサービスクローバー	堺区市之町東5丁2番11号	地域密着型通所介護
75	ドルフィンラブ	堺区市之町東5丁2番11号-201号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
76	クロスジョブ堺	堺区市之町東6丁2番16号 堺東ＥＨ第二ビル2F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
77	ふくろうの森保育園	堺区寺地町東2丁2-1	児童福祉施設
78	小規模ホーム　町んなか	堺区寺地町東3丁2番19号	有料老人ホーム
79	幼保連携型認定こども園 あすか保育園	堺区寺地町東4-1-32	児童福祉施設
80	グループホーム少林寺館	堺区寺地町東4丁2番31号	認知症対応型共同生活介護
81	のぞみ保育園	堺区七道西町10番地	児童福祉施設
82	錦西こども園	堺区七道西町12-29	児童福祉施設
83	のぞみ保育園 堺園	堺区七道西町8番地	児童福祉施設
84	介護付有料老人ホームゆうあい	堺区七道東町179-1	有料老人ホーム
85	オリーブ	堺区車之町西1丁1-26 ロイヤルコートビルⅡ301	その他の社会福祉施設
86	てらぴぁぽけっと　堺教室	堺区車之町西2丁2-5 ロイヤルコートビル2F	その他の社会福祉施設
87	潤いの杜さかい	堺区車之町西3丁1番10号	サービス付き高齢者向け住宅
88	潤いの杜さかい	堺区車之町西3丁1番10号	特定施設入居者生活介護
89	えびすみのる保育園	堺区車之町東1丁1-11	児童福祉施設
90	シニアハウス笑楽　堺	堺区住吉橋町2丁1-12	サービス付き高齢者向け住宅
91	デイサービス笑楽　堺	堺区住吉橋町2丁1-12	通所介護
92	機能訓練ケアステーション　ヴィンテージクラブ	堺区戎島町1丁55番地8	地域密着型通所介護
93	ＬＩＴＡＬＩＣＯワークス南海堺	堺区戎島町四丁45-1　ポルタスセンタービル2F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
94	リトハウス堺	堺区戎島町四丁45-1　ポルタスセンタービル5F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
95	せせらぎ優ゆー本舗宿院	堺区宿院町西3丁1番13号	通所介護
96	デイサービス宿院	堺区宿院町東1丁1番13号 田中ビル1F	通所介護
97	ラック宿院スタジオ	堺区宿院町東3丁1-3-202号	その他の社会福祉施設
98	ふくろうの家　堺東	堺区宿院町東4丁2-1　フェニックス・ヴァン201号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
99	しゅくやジョブ	堺区宿屋町西1丁1番6号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
100	介護付き有料老人ホーム ミヨ倶楽部堺	堺区宿屋町東1丁1番4号	サービス付き高齢者向け住宅
101	介護付き有料老人ホーム ミヨ倶楽部堺	堺区宿屋町東1丁1-4	特定施設入居者生活介護
102	宝珠学園幼稚園	堺区宿屋町東3丁2-36	幼稚園
103	児童デイサービス はみんぐぼーど	堺区出島海岸通1丁11番5号 ジーフラット堺1F	その他の社会福祉施設
104	いずみデイセンター	堺区出島海岸通1丁3-10 2F	地域密着型通所介護
105	住宅型有料老人ホーム ケアコート海岸	堺区出島海岸通2丁11-3	有料老人ホーム
106	グループホームいこいの家	堺区出島浜通35番地の1	認知症対応型共同生活介護
107	フォーユー堺東湊	堺区春日通4丁22番1号	有料老人ホーム
108	有料老人ホーム　シルバーハウス恵乃郷	堺区春日通4丁23番21号	有料老人ホーム
109	英彰こども園	堺区少林寺町西3丁2-2	児童福祉施設
110	ちぇりぃくらぶ	堺区少林寺町東2丁2-8	その他の社会福祉施設
111	どりぃむワーク	堺区少林寺町東1-1-7　クレスト大津Ⅱ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
112	Ａデイサービス	堺区少林寺町東2丁1番21号	地域密着型通所介護
113	ともにーしょうりんじ	堺区少林寺町東2丁2番3号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
114	デイサービスセンターけむっし～	堺区昭和通2丁34番1	通所介護
115	エルケア株式会社 エルケアデイサービス御陵前	堺区昭和通2丁36番1	通所介護
116	エルケア株式会社 エルケアローズガーデン御陵前	堺区昭和通2丁36番1	小規模多機能型居宅介護
117	住宅型有料老人ホームけやきハウス2号	堺区昭和通2丁36番2	有料老人ホーム
118	はっぴーらいふ堺	堺区昭和通一丁７番地３	有料老人ホーム
119	松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13番1	短期入所生活介護
120	松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13番1	老人福祉施設
121	就労継続支援事業所　松屋茶論	堺区松屋大和川通一丁13番1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
122	清恵会 コスモス保育園	堺区松屋町1丁4-1	その他の社会福祉施設
123	清恵会三宝病院	堺区松屋町1丁4-1	病院・診療所
124	Ｗ．Ｐ．にんとく	堺区新在家町東2丁1-23	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
125	ＣＬＡＮ堺	堺区新在家町東4丁1番3号	その他の社会福祉施設
126	ＣＬＡＮ堺	堺区新在家町東4丁1番3号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
127	ソース堺東	堺区新町3番7号　ＳＴＣビル6F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
128	ＣＯＮＮＥＣＴ堺東	堺区新町4-7　材庄ビル3FAB号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
129	ラ・ナシカかみいし	堺区神石市之町14番13号	有料老人ホーム
130	麦の会共同作業所	堺区神石市之町16番52号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
131	スーパー・コート堺神石2号館	堺区神石市之町19番27号	有料老人ホーム
132	ペガサスロイヤルリゾート	堺区神石市之町3-38	サービス付き高齢者向け住宅
133	ペガサスデイサービスセンター神石	堺区神石市之町3-38	通所介護
134	Ｌｉｅｂｅ(リーベ)	堺区神石市之町4番22号	有料老人ホーム
135	住宅型有料老人ホーム　ファミリー神石市之町	堺区神石市之町5-13	有料老人ホーム
136	スーパー・コート堺神石	堺区神石市之町7番28号	有料老人ホーム
137	だいいちキッズルーム神南辺園	堺区神南辺町1-45-1 大阪第一交通株式会社2F	その他の社会福祉施設

138	ショートステイ・ニコライズ	堺区神明町西1丁1番1号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
139	生活介護・ニコライズ	堺区神明町西1丁1番1号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
140	ＰＩＣＮＩＣ	堺区神明町西1丁1番7号 ロイヤルパレス	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
141	龍谷保育園	堺区神明町東3-1-10	児童福祉施設
142	笑若庵デイサービス	堺区神明町東3丁1番32号	地域密着型通所介護
143	デイサービス　オーク倶楽部御陵前	堺区西湊町1丁3-24	通所介護
144	ウィンクル西湊	堺区西湊町5-4-12	有料老人ホーム
145	幼保連携型認定こども園 湊はなぞの幼稚園	堺区西湊町5-7-7	児童福祉施設
146	木下の保育園西湊町	堺区西湊町6丁2-8	児童福祉施設
147	デイサービスステーションきずなの会	堺区西湊町6丁4番3号	通所介護
148	デイサービスステーションきずなの会	堺区西湊町6丁4番3号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
149	有料老人ホーム 恵乃郷・石津ホーム	堺区石津町3丁14番3号	有料老人ホーム
150	シニアハウス笑楽　石津	堺区石津町3丁14番54号	サービス付き高齢者向け住宅
151	デイサービス笑楽　石津	堺区石津町3丁14番54号	通所介護
152	デイサービス・宅老所　みぃ・つー	堺区石津町3丁15番5号	地域密着型通所介護
153	住宅型有料老人ホーム わかアルデシア石津	堺区石津町3丁7番44号	有料老人ホーム
154	ブレイブ作業所	堺区石津北町112番	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
155	開花幼稚園	堺区大町西3丁1番13号	幼稚園
156	Ｙｏｕ・Ｉハウス	堺区甲斐町東1丁1-10HKビルディング2F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
157	マーブル堺東	堺区大町東1丁2-26 音楽ビル2F	その他の社会福祉施設
158	みらいじゅ堺	堺区大町東1丁2番21号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
159	Ｆｕｎ　ｆｒｉｅｎｄｓ	堺区大町東2丁2-4	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
160	リハビリテーション颯　大浜	堺区大浜南町3丁1番11号 ＵＲ大浜南町第二301号室	地域密着型通所介護
161	医療法人いずみ会　阪堺病院	堺区大浜北町1-8-8	病院・診療所
162	阪堺病院保育所	堺区大浜北町1丁8番8号	その他の社会福祉施設
163	住宅型有料老人ホーム いきいき倶楽部館大浜	堺区大浜北町3丁10番 15号	有料老人ホーム
164	いきいきグループホーム	堺区大浜北町3丁10番16号	認知症対応型共同生活介護
165	メゾン・デ・サントネール大浜	堺区大浜北町3丁11-18	有料老人ホーム
166	幼保連携型認定こども園 ベルキンダー安井	堺区中安井町1丁1-11	児童福祉施設
167	ショートステイ　ホープ	堺区中安井町3-1-21	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
168	すずらんアニメーションスタジオｗｉｔｈ　ｅスポーツ堺東	堺区中安井町3-2-13　グラン堺東6F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
169	こどもデイサービスきらり 中安井ルー	堺区中安井町3-3-4福岡ビル1F	その他の社会福祉施設
170	結いの苑　堺東	堺区中瓦町1丁2番16	サービス付き高齢者向け住宅
171	ＬＩＴＡＬＩＣＯワークス堺東	堺区中瓦町1丁4-24 堺東EH第三ビル8F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
172	ラッキーダック インターナショナルスクール	堺区中之町西2-2-27	その他の社会福祉施設
173	健美薬泉　中之町店	堺区中之町西2丁2番地29	地域密着型通所介護
174	就労継続支援Ｂ型事業所 ｃｏｃｏ－ｓｕｐｐｏｒｔ	堺区中之町西3丁2番29号 中之町ＴＫハイツ1Ａ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
175	堺リハビリテーションセンター	堺区中之町西4丁1番28号 朝日プラザ宿院101	地域密着型通所介護
176	デイサービスいとう	堺区鉄砲町22番地 川元ハイツ1Ｆ	地域密着型通所介護
177	幼保連携型認定こども園　湊つばさ幼稚園	堺区東湊町1-59-1	児童福祉施設
178	コスモス放課後等デイサービス でん・でん	堺区東湊町4丁237-1	その他の社会福祉施設
179	第2おおはま障害者作業所	堺区東湊町4丁237-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
180	けやきハウス	堺区東湊町4丁265-1	有料老人ホーム
181	地域活動支援センターおおはま	堺区東湊町5-276	地域活動支援センター
182	湊こども園	堺区東湊町5丁273	児童福祉施設
183	おおはま障害者作業所	堺区東湊町5丁276番	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
184	グループホームこころとからだ東湊	堺区東湊町6-358-1	認知症対応型共同生活介護
185	医療法人慈友会堺山口病院	堺区東湊町6-383	病院・診療所
186	はっぴーらいふ堺御陵前	堺区東湊町1丁75番地	有料老人ホーム
187	ハッピーデイサービス堺御陵前	堺区東湊町1丁75番地	通所介護
188	清恵会病院	堺区南安井町1-1-1	病院・診療所
189	清恵会病児保育室めぐみ	堺区南安井町1丁1-1 清恵会病院5F	児童福祉施設
190	ショートステイ虹	堺区南安井町1丁2番10号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
191	幼保連携型認定こども園 ベルキンダー	堺区南安井町3丁1番1号	児童福祉施設
192	ベルライブデイサービスセンター	堺区南安井町3丁1番1号	通所介護
193	介護老人保健施設ベルアルト	堺区南安井町3丁1番1号	短期入所療養介護
194	介護老人保健施設ベルアルト	堺区南安井町3丁1番1号	通所リハビリテーション
195	介護老人保健施設ベルアルト	堺区南安井町3丁1番1号	ユニット型介護老人保健施設
196	介護老人保健施設ベルアルト	堺区南安井町3丁1番1号	介護老人保健施設
197	特別養護老人ホームベルライブ	堺区南安井町3丁1番1号	短期入所生活介護
198	特別養護老人ホームベルライブ	堺区南安井町3丁1番1号	老人福祉施設
199	コベルプラス　堺東教室	堺区南花田口町2丁2の7 南野ビル5F	その他の社会福祉施設
200	リワークセンター堺	堺区南花田口町2丁3-20　三共堺東ビル6F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
201	ＡｓＦｉｎｅアジャスト堺東オフィス	堺区南花田口町2丁3-20　三共堺東ビル8F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
202	地域活動支援センターくらすメイト	堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館3F	地域活動支援センター
203	ジョブサポート 風の彩（森のキッチ	堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館地下1F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
204	はなさくファーム堺東	堺区南向陽町1-1-34　シャーメゾン堺東	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
205	ぶどうの家保育園	堺区南庄町2丁3-2	児童福祉施設
206	ワークスペース・ニコライズ	堺区南清水町1丁1番28号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
207	幼保連携型認定こども園 南清水にじいろキッズこども園	堺区南清水町1丁5番1号	児童福祉施設

208	サービス付き高齢者向け住宅　やわらぎ	堺区南清水町3丁2番5号	サービス付き高齢者向け住宅
209	看護小規模多機能ホーム　セレーノ	堺区南田出井町1-3-12	複合型
210	ゆうあいデイサービスセンター	堺区南島町5丁157番地の2	通所介護
211	堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5丁161番地2	通所介護
212	堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5丁161番地2	認知症対応型共同生活介護
213	ビーナスプラス御陵前	堺区南半町西3丁1番6-101号	地域密着型通所介護
214	富士幼保園	堺区南旅篭町東2丁2-34	児童福祉施設
215	富士ベビー保育園	堺区南旅篭町東2丁2-34	児童福祉施設
216	ＧＡＲＯ＜作業所雅老＞	堺区楠町2丁1番20号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
217	ペガサスデイサービスセンター雅老園	堺区楠町2丁1番20号	通所介護
218	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町2丁3番9号	介護老人保健施設
219	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町2丁3番9号	短期入所療養介護
220	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町2丁3番9号	通所リハビリテーション
221	永幸苑	堺区柏木町3丁2番11号	サービス付き高齢者向け住宅
222	住宅型有料老人ホーム　ほとりえ　フェニックス通り	堺区北安井町2-12	有料老人ホーム
223	ばんぶぅ～作業所	堺区北花田口町3丁1番27号 白山ビル2Ｆ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
224	アイエンロール保育園	堺区北瓦町1丁5-14	その他の社会福祉施設
225	アイエンロール保育園	堺区北瓦町1丁5-14	児童福祉施設
226	ラシクラボ大阪堺	堺区北瓦町2丁3番8号堺東北條第二ビル7FA号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
227	ＨＯＰＥオフィス堺	堺区北瓦町2丁4番18号 現代堺東駅前ビル5Ｆ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
228	ポポラーレ	堺区北庄町1-6-22	サービス付き高齢者向け住宅
229	自遊工房	堺区北庄町1丁6番24号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
230	花りぼん　浅香山	堺区北清水町1丁2番13号	サービス付き高齢者向け住宅
231	医療法人淳康会堺近森病院	堺区北清水町2丁4番1号	病院・診療所
232	介護付き有料老人ホームくみのき苑堺北	堺区北田出井町1-5-5	サービス付き高齢者向け住宅
233	デイサービスアクア堺北	堺区北田出井町1-5-5	通所介護
234	介護付き有料老人ホーム　くみのき苑堺北	堺区北田出井町一丁５－５	特定施設入居者生活介護
235	メゾン・ドゥ・ソレイユ堺七道	堺区北半町西１番２３号	有料老人ホーム
236	放課後等デイサービス　わかば七道	堺区北旅籠町西3-3-10	その他の社会福祉施設
237	きらら保育園七道ルーム	堺区柳之町西1-1-30	児童福祉施設
238	いろどり堺	堺区柳之町西3丁3番20号	有料老人ホーム
239	リハビリデイサービス大きな手・堺	堺区柳之町東1-1-7	通所介護
240	みどり幼児園	堺区緑町2-121-1	児童福祉施設
241	グリーンタウン	堺区緑町一丁４７番地３	地域密着型通所介護
242	あじさい	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
243	ういんぐ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
244	カシータ堺	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
245	グループホーム　ベルⅢ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
246	グループホームあかしあ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
247	グループホーム マミードリームきずな	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
248	グループホーム マミードリームみらい	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
249	グループホームゆう大浜203	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
250	グループホームゆう大浜207	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
251	グループホームゆう大浜301	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
252	グループホームゆう大浜601	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
253	グループホームゆう大浜701	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
254	グループホーム虹	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
255	ケアホーム希望	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
256	ケアホーム希望Ⅱ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
257	スクエアみどりホーム浅香山	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
258	セレニテ堺	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
259	セレニテ堺Ⅱ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
260	ともⅡ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
261	ともⅢ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
262	ひまわり⑥	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
263	みなと	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
264	りあんふぁみりお	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
265	りあんふぁみりおⅡ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
266	医療法人サヂカム会 グループホームえびす	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
267	医療法人サヂカム会 グループホームえびす2	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
268	伽耶琴	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
269	春日	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
270	春日２	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
271	共同生活援助事業所ライフサポート	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
272	おひさま保育園	西区浜寺元町1-118-1	その他の社会福祉施設
273	介護付有料老人ホーム エテルノテレサ浜寺元町	西区浜寺元町1丁120番地1	有料老人ホーム
274	指定通所介護エテルノスポーツ浜寺	西区浜寺元町1丁120番地1	地域密着型通所介護
275	はまでらジョブ	西区浜寺元町2丁172番	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
276	もとまちジョブ	西区浜寺元町2丁173番	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
277	フクシ浜寺	西区浜寺元町3丁241番地3	サービス付き高齢者向け住宅
278	リトハウス浜寺	西区浜寺元町3丁372番地2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
279	住宅型有料老人ホーム　ファミリーコア浜寺公園	西区浜寺公園町1丁6	有料老人ホーム
280	こころ	西区浜寺公園町3丁204	児童福祉施設
281	浜寺聖書幼稚園	西区浜寺昭和町1-63	幼稚園

282	夢のかけ橋　浜寺公園ルーム	西区浜寺昭和町4丁490番地1	その他の社会福祉施設
283	認定こども園　諏訪森幼稚園	西区浜寺諏訪森町中1-56	児童福祉施設
284	認定こども園　ふなお幼稚園	西区浜寺諏訪森町東2丁141	児童福祉施設
285	ウェルハウス　ら・うららか	西区浜寺石津町西1丁1番18号	有料老人ホーム
286	ペガサスデイサービスセンター石津北	西区浜寺石津町西1丁2番7号	通所介護
287	特別養護老人ホーム　アリオン	西区浜寺石津町西1丁2番7号	短期入所生活介護
288	特別養護老人ホーム　アリオン	西区浜寺石津町西1丁2番7号	老人福祉施設
289	放課後等デイサービス　フローレットキッズ	西区浜寺石津町西1丁3番21号 ラフィネ浜寺1Ｆ	その他の社会福祉施設
290	フローレットパニエ	西区浜寺石津町西1丁3番21号　ラフィネ浜寺1Ｆ	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
291	デイサービスケアライフ石津川	西区浜寺石津町西2丁1―6	通所介護
292	いやしの家ケアライフ石津川	西区浜寺石津町西2丁1-6	小規模多機能型居宅介護
293	メゾン・デ・サントネール石津川	西区浜寺石津町西2丁1-9	有料老人ホーム
294	住宅型有料老人ホーム宝の看護サカイ	西区浜寺石津町西2丁6番17	有料老人ホーム
295	ずっとケアホーム浜寺	西区浜寺石津町西4丁14番12号	サービス付き高齢者向け住宅
296	みなみな結いの里	西区浜寺石津町西5丁11番21号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
297	老人デイサービスセンター結いの里	西区浜寺石津町西5丁11番21号	地域密着型通所介護
298	老人デイサービスセンター結いの里	西区浜寺石津町西5丁11番21号	認知症対応型通所介護
299	エイジフリーハウス堺諏訪ノ森メディカル	西区浜寺石津町西5丁12番10号	サービス付き高齢者向け住宅
300	パナソニック　エイジフリーケアセンター堺諏訪ノ森・看護小規模多機能	西区浜寺石津町西5丁12番10号	複合型
301	介護付有料老人ホーム　花咲浜寺	西区浜寺石津町中1丁1番1号	有料老人ホーム
302	医療法人雄徳会　たつみクリニック	西区浜寺石津町中1丁3番9号	病院・診療所
303	ナーシングホームまごころ荘石津	西区浜寺石津町中1丁7番14号	有料老人ホーム
304	住宅型有料老人ホーム『まごころ荘石津Ⅱ』	西区浜寺石津町中1丁7番16号	有料老人ホーム
305	サンシャインコート堺浜寺	西区浜寺石津町中1丁8番40号	有料老人ホーム
306	アースサポート堺浜寺	西区浜寺石津町中1丁9番24号	地域密着型通所介護
307	だんらんの家　浜寺石津	西区浜寺石津町中3丁3-17	地域密着型通所介護
308	浜寺石津こども園	西区浜寺石津町中3丁8-30	児童福祉施設
309	ラポール石津川	西区浜寺石津町中3-13-8	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
310	そんぽの家　堺浜寺	西区浜寺石津町中4丁1番15号	有料老人ホーム
311	ユニオン	西区浜寺石津町中4丁5番14号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
312	ペガサスデイサービスセンター石津2号	西区浜寺石津町東1丁3番28号	通所介護
313	ペガサスデイサービスセンター石津	西区浜寺石津町東1丁3番31号	通所介護
314	ペガサスロイヤルリゾート石津	西区浜寺石津町東1丁3番31号	サービス付き高齢者向け住宅
315	グローバルケア浜寺2号館	西区浜寺石津町東2丁12番27	サービス付き高齢者向け住宅
316	グローバルケア浜寺1号館	西区浜寺石津町東2丁12番30	サービス付き高齢者向け住宅
317	ＨＩＢＩＳＵ石津川	西区浜寺石津町東2丁5番27号	有料老人ホーム
318	放課後デイサービス　フレンズ石津	西区浜寺石津町東2丁9-15	その他の社会福祉施設
319	認定こども園　石津川保育園	西区浜寺石津町東3丁6-25	児童福祉施設
320	エコベース	西区浜寺石津町東3丁12-21	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
321	地域活動支援センターKeepじゃんぼりぃ～	西区浜寺石津町東4-5	地域活動支援センター
322	ライフパートナー浜寺	西区浜寺石津町東4丁12-16	有料老人ホーム
323	デュランタ浜寺	西区浜寺石津町東4丁12番19号	有料老人ホーム
324	認定こども園　浜寺太陽幼稚園	西区浜寺石津町東5丁8番25号	児童福祉施設
325	ミモザはまでらこども園	西区浜寺船尾町西2-67-1	児童福祉施設
326	ライフパートナー堺	西区浜寺船尾町西2丁372	有料老人ホーム
327	デイサービスセンターｈａｌｅ	西区浜寺船尾町東1丁129番地	通所介護
328	ライフホープ浜寺	西区浜寺船尾町東1丁133番地1	サービス付き高齢者向け住宅
329	ピュアはまでら保育ルーム	西区浜寺船尾町東2-237	その他の社会福祉施設
330	堺ヤクルト(株)本店保育ルーム	西区浜寺船尾町東2-237	その他の社会福祉施設
331	社会医療法人ペガサス　介護療養型老人保健施設ペルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447	介護老人保健施設
332	社会医療法人ペガサス　介護療養型老人保健施設ペルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447	短期入所療養介護
333	社会医療法人ペガサス馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4-244	病院・診療所
334	スクエアみどりホーム浜寺	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
335	すわの森ホーム	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
336	みなクルＨＡＭＡＤＥＲＡ	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
337	リトハウス諏訪の森	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
338	グループホームこあ浅香山ＩｒＩ	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
339	グループホームこあ浅香山ＩｒⅡ	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
340	-	-	一時保護所
341	機能訓練特化型デイサービス　りすたーと浜寺	堺市西区浜寺石津町中4-11-16 アーベインコート103号室	地域密着型通所介護
342	住宅型ナーシングホームけやきハウス	堺区菅原通3丁23番2	有料老人ホーム
343	フィオレヴィータ堺	堺区海山町3丁154番4号	有料老人ホーム
344	シーサイド堺	堺区北波止町12番1号	有料老人ホーム
345	住宅型有料老人ホームＡＳＰＡＲＫ霞ヶ丘	堺区霞ヶ丘町4丁1番43号	有料老人ホーム
346	住宅型有料老人ホーム　シエスタ石津	堺区石津町4丁7-10	有料老人ホーム
347	住宅型有料老人ホームｃｏｃｏ－ｈａｒｂｏｒ	西区浜寺石津町中2丁6番28号	有料老人ホーム

地域防災計画に定める大規模工場等

（該当なし）

資料　6-1

災　害　事　例

１　風水害

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和 ９年 ９月２１日	室戸台風	最低気圧　９５４ｈＰａ 最大瞬間風速　６０ｍ／ｓ 雨量　２２３ｍｍ	死者　４２４人 重軽傷者　６６８人 全壊　１４２戸 流失　３４７戸 半壊　１，８１８戸 床上浸水　２，９１１戸 床下浸水　２，０４６戸	府内被害 死者・不明者　１，８８８人 重軽傷者　８，９３２人 全壊　１３，６４２戸 流出　７２６戸 床上浸水　１４２，９１０戸 高潮被害大
昭和２５年 ９月３日	ジェーン台風	最低気圧　９７０ｈＰａ 最大瞬間風速　４５ｍ／ｓ 雨量　６５ｍｍ	死者　９人 重軽傷者　４３７人 全壊　６１０戸 流失　８戸 半壊　１，４２２戸 床上浸水　２，４７４戸 床下浸水　１，８７９戸	府内被害 死者・不明者　２５６人 重軽傷者　２１，２１５人 全壊　９，６０８戸 流出　１，０１７戸 床上浸水　５４，１３９戸 府下全域災害救助法適用
昭和３６年 ９月１６日	第二室戸台風	最低気圧　９３７ｈＰａ 最大瞬間風速　５８ｍ／ｓ 雨量　４４ｍｍ 潮位ＯＰ　４．４ｍ	死者　５人 重症者　２９人 全壊　５１５戸 流失　８戸 半壊　１，１３３戸 床上浸水　１１０戸 床下浸水　６１０戸	府内被害 死者　３２人 重軽傷者　２，９３２人 全壊　３，１７６戸 流出　２１０戸 床上浸水　６１，４８８戸 堺市、大阪市等１９市１３町に災害救助法適用
昭和３９年 ９月２６日	台風２０号	最低気圧　９８７ｈＰａ 最大瞬間風速　３２ｍ／ｓ 雨量　４１ｍｍ	全壊　３戸 半壊　２戸 床上浸水　１０戸 床下浸水　１３６戸	府内被害 全壊　１５戸 流出　８９戸 半壊　１５戸 浸水　１０，５６３戸 阪南４市に災害救助法適用
昭和４０年 ９月１０日	台風２３号	最低気圧　９６７ｈＰａ 最大瞬間風速　３０ｍ／ｓ 雨量　４８ｍｍ	重軽傷者　６人 全壊　１戸 半壊　２９戸 浸水家屋　３０戸	府内被害 死者　２人 重軽傷者　２人 全壊　３戸 流出　７３戸 床上浸水　１７７戸
昭和４０年 ９月１７日	台風２４号	最低気圧　９７９ｈＰａ 最大瞬間風速　３４ｍ／ｓ 雨量　６３ｍｍ	軽傷者　４人 床上浸水　５２戸 床下浸水　１８６戸	府内被害 死者・不明者　４人 重軽傷者　１２人 全壊　１２戸 流出　５戸 床上浸水　７４２戸
昭和４１年 ７月１８日	豪雨	雨量　９９ｍｍ 時間最大雨量　２９ｍｍ	全壊　１戸 床上浸水　１４７戸 床下浸水　２，６１６戸 浸水面積　８５ｈａ	
昭和４２年 ７月８日	豪雨	雨量　１５２ｍｍ （台風７号くずれによる）	床上浸水　７４戸 床下浸水　１，６２９戸	府内被害 死者・不明者　７人 重軽傷者　１７０人 全壊　６２戸 床上浸水　１６，６８４戸 北部７市１町に災害救助法適用
昭和４３年 ７月２日	豪雨	雨量　１０５ｍｍ 時間最大雨量　２５ｍｍ （台風３号による梅雨前線刺激）	床上浸水　２８７戸 浸水面積　１５ｈａ	府内被害 床上浸水　１，２２０戸 床下浸水　２４，０８３戸

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和４７年 ７月１２日	４７ ・ ７ 月 豪 雨	雨量１７４ｍｍ 時間最大雨量　２４ｍｍ （梅雨前線刺激による集中豪雨）	半壊　１戸 一部損壊　１戸 床上浸水　１戸 床下浸水　３９８戸 田畑被害　１９ｈａ 道路被害　２５箇所	府内被害 重軽傷者　１０人 全半壊　２３戸 床上浸水　６，１８６戸 床下浸水　４０，３４６戸 中部４市に災害救助法適用
昭和４７年 ９月１６日	台 風 ２０ 号	最低気圧　９７２ｈＰａ 最大瞬間風速　３１ｍ／ｓ 雨量　１０１ｍｍ 時間最大雨量　４０ｍｍ	半壊　３戸 床上浸水　５８戸 床下浸水　６４０戸 田畑被害　１５０ｈａ 道路被害　３３箇所 被害総額　８３８億円	府内被害 死者・不明者　３人 重軽傷者　９人 全壊　８戸 半壊　９０戸 床上浸水　９，２８３戸 床下浸水　６０，１４６戸
昭和４９年 ７月７日	豪 雨	雨量　３５ｍｍ （台風くずれによる集中豪雨） 連続降雨量　１６９ｍｍ	床上浸水　３６戸 がけ崩れ　４箇所	兵庫県に被害甚大 市営小阪住宅でがけ崩れ
昭和４９年 ８月２０日	豪 雨	雨量　６０ｍｍ 時間最大雨量　５６ｍｍ	半壊　１戸 床上浸水　１４２戸 床下浸水　７４０戸 鉄道不通　１箇所 電話不通　６０箇所	
昭和５０年 ７月５日	豪 雨	雨量　４８ｍｍ 時間最大雨量　１１ｍｍ	床上浸水　５戸 床下浸水　１３４戸	
昭和５０年 ８月２３日	台 風 ６ 号	最低気圧　９７７ｈＰａ 最大瞬間風速　３２ｍ／ｓ 雨量　１１４．５ｍｍ 時間最大雨量　３３ｍｍ	床上浸水　１０戸 道路決壊　１箇所 鉄道不通　１箇所	府内被害 重軽傷者　２人 床上浸水　１８２戸 床下浸水　３，０７７戸 本市に災害警戒本部設置
昭和５１年 ６月９日	豪 雨	雨量　６３ｍｍ 時間最大雨量　２４ｍｍ	死者　１人 床上浸水　４６戸 床下浸水　５２７戸 がけ崩れ　８箇所 道路決壊　２箇所	
昭和５１年 ９月９日	台風 １７号	最低気圧　９７０ｈＰａ 最大瞬間風速　３０ｍ／ｓ	床上浸水　２戸 床下浸水　９０戸 道路冠水　１０箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和５４年 ５月８日	豪 雨	雨量　４８ｍｍ 時間最大雨量　２３ｍｍ	床上浸水　３戸 床下浸水　２６４戸	
昭和５４年 ６月２７日	豪 雨	雨量　１２０ｍｍ 時間最大雨量　４９ｍｍ	床上浸水　２４戸 床下浸水　１，９０４戸 道路決壊　３４箇所 ため池決壊　３箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和５４年 ９月３０日	台 風 １６ 号	最低気圧　９５５ｈＰａ 最大瞬間風速　３５ｍ／ｓ 雨量　５５ｍｍ 時間最大雨量　２５ｍｍ	半壊　３戸 床上浸水　１８戸 床下浸水　３２０戸 道路決壊　１箇所	本市に災害対策本部設置
昭和５５年 ６月１日	豪 雨	雨量　４０ｍｍ 時間最大雨量　２５ｍｍ	床上浸水　１６戸 床下浸水　２０４戸	
昭和５５年 ８月７日	豪 雨	雨量　６７ｍｍ 時間最大雨量　４７ｍｍ	床上浸水　２７戸 床下浸水　３７９戸	
昭和５５年 ８月３１日	豪 雨	雨量　５１ｍｍ 時間最大雨量　２６ｍｍ	床下浸水　５０９戸	
昭和５６年 １０月９日	豪 雨	雨量　５０ｍｍ 時間最大雨量　４１ｍｍ	床上浸水　６戸 床下浸水　５０８戸 道路冠水　３４箇所	

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和５７年 ８月１日	台 風 １０ 号	最低気圧　９７０ｈＰａ 最大瞬間風速　３０ｍ／ｓ 雨量　１７１ｍｍ 時間最大雨量　２０ｍｍ	全壊　２戸 半壊　３戸 一部損壊　３戸 床上浸水　１，５７９戸 床下浸水　６，３００戸 田畑被害　３４．２ｈａ がけ崩れ　３４箇所 鉄道不通　４箇所 道路決壊　６箇所 河川決壊　２箇所 橋梁流出　５橋 ため池決壊　４箇所 水路決壊　５６箇所	本市に災害対策本部設置 本市ほか２市に災害救助法適用
昭和５７年 ８月３日	豪 雨	雨量　１６２ｍｍ 時間最大雨量　４０ｍｍ		
昭和５８年 ７月５日	豪 雨	雨量　５９ｍｍ 時間最大雨量　１６ｍｍ	床上浸水　１４１戸 道路冠水　５１箇所	
昭和５８年 ９月２２日	豪 雨	雨量　９７ｍｍ 時間最大雨量　３９ｍｍ	床上浸水　４７戸 床下浸水　５５３戸	
昭和５８年 ９月２８日	台風 １０号	雨量　９６ｍｍ 時間最大雨量　２０ｍｍ	床下浸水　１１４戸 道路冠水　３０箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和６０年 ６月２５日	豪 雨	雨量　８３ｍｍ 時間最大雨量　２４ｍｍ	床下浸水　１８９戸	本市に災害警戒本部設置
昭和６０年 ６月２９日	豪 雨	雨量　２１ｍｍ	床下浸水　７戸	
昭和６１年 ７月２１日	豪 雨	雨量　３８ｍｍ 時間最大雨量　３５ｍｍ	床上浸水　５戸	
昭和６１年 ８月２１日	豪 雨	雨量　３３ｍｍ 時間最大雨量　２９ｍｍ	床下浸水　７戸	
昭和６２年 ８月５日	豪 雨	雨量　４９ｍｍ 時間最大雨量　３２ｍｍ	床下浸水　１戸	
昭和６２年 ９月４日	豪 雨	雨量　４９ｍｍ 時間最大雨量　４４ｍｍ	床上浸水　４戸 床下浸水　８７戸	
昭和６２年 ９月１１日	豪 雨	雨量　５４ｍｍ 時間最大雨量　４２ｍｍ	床下浸水　１３戸	
昭和６３年 ６月３日	豪 雨	雨量　１３８ｍｍ 時間最大雨量　２１ｍｍ	床下浸水　７戸	
昭和６３年 ７月２０日	豪 雨	雨量　３８ｍｍ 時間最大雨量　３４ｍｍ	床下浸水　１５戸	
昭和６３年 ８月１２日	豪 雨	雨量　２７ｍｍ 時間最大雨量　２６ｍｍ	床下浸水　４戸	
昭和６３年 ８月２４日	豪 雨	雨量　１０５ｍｍ 時間最大雨量　７３ｍｍ	半壊　１戸 床上浸水　１３７戸 床下浸水　５５４戸	
平成元年 ６月２８日	豪 雨	雨量　７０ｍｍ 時間最大雨量　３６ｍｍ	床下浸水　３４戸	
平成元年 ７月９日	豪 雨	雨量　６４ｍｍ 時間最大雨量　４２ｍｍ	床下浸水　１４戸	
平成元年 ９月３日	豪 雨	雨量　２２４ｍｍ 時間最大雨量　３４ｍｍ	床上浸水　２戸 床下浸水　２４１戸	本市に災害警戒本部設置
平成元年 ９月１９日	台 風 ２２ 号	最低気圧　９７５ｈＰａ 最大瞬間風速　３０ｍ／ｓ 雨量　１７２ｍｍ 時間最大雨量　５３ｍｍ	床下浸水　５６４戸	本市に災害警戒本部設置
平成２年 ９月１４日	豪 雨	雨量　８８ｍｍ 時間最大雨量　４７ｍｍ	床下浸水　２０６戸	本市に災害警戒本部設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成２年 ９月１９日	豪 雨	最低気圧　９４５ｈＰａ 最大瞬間風速　４５ｍ／ｓ 雨量　５５ｍｍ 時間最大雨量　１３ｍｍ	半壊　１戸	本市に災害対策本部設置
平成３年 １０月１日	豪 雨	雨量　９２ｍｍ 時間最大雨量　３８ｍｍ	床下浸水　５４戸	
平成４年 ５月８日	豪 雨	雨量　７７ｍｍ 時間最大雨量　３５ｍｍ	床下浸水　１０戸	
平成９年 ７月９日	豪 雨	雨量　５１ｍｍ 時間最大雨量　２７ｍｍ	床上浸水　１戸 床下浸水　１３戸	
平成９年 ７月１３日	豪 雨	雨量　５６ｍｍ 時間最大雨量　１２ｍｍ	床上浸水　６戸 床下浸水　６戸	
平成９年 ８月５日	豪 雨	雨量　５６ｍｍ 時間最大雨量　３５ｍｍ	床上浸水　４８戸 床下浸水　４８戸	
平成９年 ８月７日	豪 雨	雨量　４３ｍｍ 時間最大雨量　２５ｍｍ	床下浸水　７戸	
平成９年 ９月７～８日	豪 雨	雨量　３９ｍｍ 時間最大雨量　１７ｍｍ	床上浸水　１戸 床下浸水　７戸	
平成９年 ９月１３日	豪 雨	雨量　２７ｍｍ 時間最大雨量　２５ｍｍ	床上浸水　８戸 床下浸水　２９２戸	
平成１０年 ６月１９日	豪 雨	雨量　６７ｍｍ 時間最大雨量　２８ｍｍ	床上浸水　３戸 床下浸水　４９戸	
平成１０年 ９月２２日	台 風 ７ 号	雨量　３２ｍｍ 時間最大雨量　１７ｍｍ	軽傷者　７人 一部損壊　１４３戸	本市に災害警戒本部設置
平成１１年 ５月２７日	豪 雨	雨量　３７ｍｍ 時間最大雨量　２２ｍｍ 最大瞬間風速　１０ｍ／ｓ	床下浸水　６戸	
平成１１年 ６月２７日	豪 雨	雨量　４４ｍｍ 時間最大雨量　１８ｍｍ	床下浸水　３１戸	
平成１１年 ６月２９日	豪 雨	雨量　７３ｍｍ 時間最大雨量　１７ｍｍ	床下浸水　１９戸	本市に災害警戒本部設置
平成１１年 ８月１１日	豪 雨	雨量　１３８ｍｍ 時間最大雨量　６１ｍｍ	床上浸水　１戸 床下浸水　１７５戸	
平成１１年 ９月１７日	豪 雨	雨量　１８ｍｍ 時間最大雨量　８ｍｍ	床上浸水　４戸 床下浸水　１８５戸	
平成１１年 ９月２１日	豪 雨	雨量　５４ｍｍ 時間最大雨量　２９ｍｍ	床下浸水　１戸	
平成１３年 ９月７日	豪 雨	雨量　６５ｍｍ 時間最大雨量　１６ｍｍ	床下浸水　１戸	
平成１５年 ８月８日	台風 １０号	雨量　27ｍｍ 時間最大雨量　12ｍｍ 最大瞬間風速　９ｍ／ｓ	負傷者　１人	本市に災害対策本部設置
平成１６年 ５月１３日	豪 雨	雨量　７７ｍｍ 時間最大雨量　４８ｍｍ	床上浸水　１３戸 床下浸水　２９２戸 道路冠水　１３２箇所	
平成１６年 ６月２１日	台風 ６号	雨量　２４ｍｍ 時間最大雨量　１６ｍｍ 最大瞬間風速　９ｍ／ｓ	軽傷者　３人	本市に災害対策本部設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成１６年 ９月４日	豪 雨	雨量　１６ｍｍ 時間最大雨量　１５ｍｍ	床下浸水　３戸	
平成１６年 ９月７日	台風 １８号	最大瞬間風速　９ｍ／ｓ	軽傷者　１人	本市に災害対策本部設置
平成１６年 １０月２０日	台風 ２３号	雨量　１２０ｍｍ 時間最大雨量　２７ｍｍ 最大瞬間風速　５ｍ／ｓ	床下浸水　７戸 一部損壊　３戸 道路冠水　１１箇所	本市に災害対策本部設置
平成１６年 １１月１２日	豪 雨	雨量　６４ｍｍ 時間最大雨量　４２ｍｍ 最大瞬間風速　５ｍ／ｓ	床下浸水　２戸 道路冠水　１箇所	本市に災害対策本部設置
平成１８年 ７月１８日	豪 雨	雨量　１６ｍｍ 時間最大雨量　６ｍｍ	床下浸水　３戸	
平成１９年 ７月１６日	豪 雨	雨量　４６ｍｍ 時間最大雨量　２９ｍｍ	床上浸水　１戸 床下浸水　１８戸 崖崩れ　１箇所 土砂崩れ　１箇所 山崩れ　１箇所	本市危機管理センター設置
平成１９年 ８月２３日	豪 雨	雨量　６３ｍｍ 時間最大雨量　５３ｍｍ	床下浸水　２１戸 道路法面崩れ　３箇所 池堤法面崩れ　１箇所	本市危機管理センター設置
平成２０年 ５月２４日	豪 雨	雨量　３８．５ｍｍ 時間最大雨量　１１ｍｍ	道路冠水　２箇所	本市危機管理センター設置
平成２０年 ８月５日	豪 雨	雨量　１９．５ｍｍ 時間最大雨量　１９．５ｍｍ	床上浸水　３戸 床下浸水　２９戸 道路冠水　２箇所	本市危機管理センター設置
平成２０年 ９月５日	豪 雨	雨量　１０４ｍｍ 時間最大雨量　９３．５ｍｍ	床上浸水　３２戸 床下浸水　１８１戸 道路冠水　５４箇所	本市危機管理センター設置
平成２０年 ９月２６日	豪 雨	雨量　１２ｍｍ 時間最大雨量　１２ｍｍ	道路冠水　２箇所	本市危機管理センター設置
平成２１年 １０月７日	台風 １８号	雨量　８２．５ｍｍ 時間最大雨量　１１ｍｍ	道路冠水　１箇所 道路法面崩れ　３箇所	
平成２１年 １１月１１日	豪 雨	雨量　６３．５ｍｍ 時間最大雨量　１５．５ｍｍ	道路冠水　１箇所	
平成２２年 ７月１３日	豪 雨	雨量　１０５ｍｍ 時間最大雨量　２０ｍｍ	床下浸水　２戸 道路冠水　１７箇所 道路法面崩れ　６箇所 農地冠水　２箇所	
平成２３年 ８月２７日	豪 雨	雨量　４６ｍｍ 時間最大雨量　３８．５ｍｍ	床下浸水　２９戸 道路冠水　１０箇所 農地冠水　１箇所	本市危機管理センター設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成２３年 ９月４日	台風 １２号	雨量　５２ｍｍ 時間最大雨量　３１．０ｍｍ	道路冠水　１箇所 道路法面崩れ　１箇所	本市危機管理センター設置
平成２４年 ４月３日	暴 風 雨	雨量　１３ｍｍ 時間最大雨量　１２．５ｍｍ 最大瞬間風速　９．６ｍ／ｓ	軽傷者　１人 道路冠水　１箇所 停電　２地区	本市危機管理センター設置
平成２４年 ６月２１～２２日	豪 雨	雨量　１３６ｍｍ 時間最大雨量　２６ｍｍ	床上浸水　１件 床下浸水　１４件 道路冠水　５箇所 農地冠水　１件 河川護岸崩壊　１件 法面崩れ　５件	本市危機管理センター設置
平成２４年 ８月１４日	豪 雨	雨量　６．５ｍｍ 時間最大雨量　３ｍｍ	床下浸水　３件	本市危機管理センター設置
平成２４年 ８月１８日	豪 雨	雨量　２９．５ｍｍ 時間最大雨量　２７．５ｍｍ	床下浸水　１件	本市危機管理センター設置
平成２４年 ８月３１日	豪 雨	雨量　１ｍｍ 時間最大雨量　１ｍｍ	床下浸水　３件 落雷焼損　１件	本市危機管理センター設置
平成２４年 ９月１４日	豪 雨	雨量　５０．５ｍｍ 時間最大雨量　４８ｍｍ	床上浸水　１件 床下浸水　５１件 道路冠水　２箇所 駐車場浸水　１件	本市危機管理センター設置
平成２４年 ９月３０日	台風 １７号	雨量　５２ｍｍ 時間最大雨量　９ｍｍ 最大瞬間風速　１８．８ｍ／ｓ	倒木　１件 カーブミラー支柱折れ　１件	本市危機管理センター設置
平成２５年 ９月１５～１６日	台風 １８号	雨量　１８９ｍｍ 時間最大雨量　２２ｍｍ 最大瞬間風速　１５．４ｍ／ｓ	道路冠水　１箇所 倒木　７箇所 地下駐車場浸水　１件 標識転倒　１箇所	本市危機管理センター設置
平成２６年 ８月９～１０日	台風 １１号	雨量　１５３ｍｍ 時間最大雨量　２９ｍｍ 最大瞬間風速　２０ｍ／ｓ	軽傷者　１名 一部破損　１件 道路冠水　２箇所 法面崩れ　３件 倒木　４件 看板落下　１件 街灯倒れる　１件	本市危機管理センター設置
平成２６年 １０月５～６日	台風 １８号	雨量　３８ｍｍ 時間最大雨量　１１ｍｍ 最大瞬間風速　２０ｍ／ｓ	樹木の折損　１件	本市危機管理センター設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成２６年 １０月１３～１４日	台風 １９号	雨量　１０８mm 時間最大雨量　５２mm 最大瞬間風速　１５．１m／s	ビル看板が飛ばされ送電線に接触　１件	本市危機管理センター設置
平成２８年 ９月２０日	台風 １６号	雨量　４６mm 時間最大雨量　１４．５mm 最大瞬間風速　１７．３m／s	道路冠水　１件 倒木　　３件	本市危機管理センター設置
平成２９年 ８月７日	台風 ５号	雨量　５５．５mm 時間最大雨量　１５．５mm 最大瞬間風速　１５．２m／s	救急搬送　１件 建物関係　１件 道路関係　５件	本市危機管理センター設置
平成２９年 ９月１７～１８日	台風 １８号	雨量　２．５mm 時間最大雨量　２．５mm 最大瞬間風速　１７．４m／s	道路被害　４件	本市危機管理センター設置
平成２９年 １０月２２～２３日	台風 ２１号	雨量　２１０．５mm 時間最大雨量　１９mm 最大瞬間風速　２５．７m／s	土砂災害　　４４件 床上浸水　　１０戸 床下浸水　　２戸 土間上浸水　１０戸	本市危機管理センター設置
平成２９年 １０月２８～２９日	台風 ２２号	雨量　５６．５mm 時間最大雨量　１１．５mm 最大瞬間風速　１０．１m／s	法面崩壊　２件	本市危機管理センター設置
平成３０年 ７月５～６日	7 月 豪 雨	雨量　２４５．５mm 時間最大雨量　３３mm	建物被害　１件 道路冠水　５件 浸水害　　１件 道路損壊　１件	本市危機管理センター設置
平成３０年 ７月２８～２９日	台風 １２号	雨量　６３．５mm 時間最大雨量　２７mm 最大瞬間風速　１５．４m／s	建物被害　１件	本市危機管理センター設置
平成３０年 ８月２３～２４日	台風 ２０号	雨量　２８mm 時間最大雨量　１０mm 最大瞬間風速　２１．８m／s	重傷者　１人 倒木　８件	本市危機管理センター設置
平成３０年 ９月４～５日	台風 ２１号	雨量　４８mm 時間最大雨量　１６．５mm 最大瞬間風速　４３．６m／s	死者　１名 重傷者　１名 軽傷者　３３名 全壊　３戸 大規模半壊　４戸 半壊　５７戸 一部損壊　５９９５戸	大規模停電 倒木　１４６００本 本市災害対策本部設置
令和元年 ８月１９日	豪 雨	雨量　１５．５mm 時間最大雨量　９mm	床上浸水　１件 床下浸水　８件 電柱停電　１件 電線切断　１件 ブロック塀倒壊　１件	本市危機管理センター設置
令和２年 ７月８日	豪 雨	雨量　３６mm 時間最大雨量　１４mm	落雷による停電　１件 道路冠水　２件	本市危機管理センター設置
令和２年 ７月２５日	豪 雨	雨量　８４mm 時間最大雨量　３２mm	道路冠水　１件	本市危機管理センター設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
令和２年 ９月１日	豪 雨	雨量　２ｍｍ 時間最大雨量　２ｍｍ	道路冠水　７件	本市危機管理センター設置
令和４年 ９月２～３日	大 雨	雨量　４４．５ｍｍ 時間最大雨量　３１ｍｍ	道路冠水　２３件 床上浸水　７件 床下浸水　８件 車両浸水　２件 水路等の溢水　５件 その他浸水　１４件 道路被害　１件	本市危機管理センター設置
令和５年 ６月２～３日	大 雨	雨量　１６７ｍｍ 時間最大雨量　３８ｍｍ	土砂崩れ　１１件 建物浸水　６件 道路被害　２件 道路冠水　２７件 側溝等の溢水　１３件 その他　　９件	本市危機管理センター設置
令和５年 ８月１４～１５日	台風 ７号	雨量　９２．５ｍｍ 時間最大雨量　１１．５ｍｍ 最大瞬間風速　２１．６ｍ/ｓ	軽症者　２名 倒木・飛散物等　５３件	本市危機管理センター設置

掲載基準：堺市内で被害が発生したもの

２　地震災害

	年月日	規模・震源	被害状況
伏見大地震	慶長元年七月十三日 （１５９６年9月５日）	Ｍ＝７．０ １３５．７° ３４．８°	淀川筋に震源地を持つ近距離地震が、午前１時頃発生。伏見における被害が最も大きく、城内での死者５００名、武家町家の崩潰で、死者１，２００名が出たという。京都では三条以南で被害が著しく、死者２８０名を数えたほか、山城、摂津、和泉の地でも相当の被害が発生した。この地震の１．５ヶ月前、堺市で赤い砂や白い毛のようなものが降ってきたという。
宝永大地震	宝永四年十月四日 （１７０７年１０月２８日）	Ｍ＝８．４ １３５．９° ３３．２°	潮岬沖に震源を持つ遠距離地震が昼頃発生、地震規模が極めて大きかったために被害は広域にわたり、津波は九州から伊豆までの沿岸を襲い、全被害は潰家２９，０００、死者４，９００名を数えた。 大阪市内でも被害は大きく、津波等により落橋５０、潰家２，０００に及んだ。
安政元年夏の地震	安政元年六月十五日 （１８５４年7月９日）	Ｍ＝６．９ １３６．２° ３４．８°	この地震は、その震央を伊賀、大和の北部、近江の国境におき、震災の最も激しかったのは、伊賀上野、奈良郡山、四日市市などであった。 この震央は、伊賀断層といわれる断層上に存在し、多くの前震、余震を伴っており、奈良における被害は、潰家８００、死者２８４名を数える。
安政元年冬の地震	安政元年十一月四・五日 （１８５４年１２月２３・２４日）	４日 Ｍ＝８．４ １３７．８° ３４．０° ５日 Ｍ＝８．４ １３５．０° ３３．０°	安政元年夏の地震の五ヵ月後、２日連続して大地震が発生し、大阪市内で潰家８３、溺死者は２７３名を数え、津波による船舶２，０００隻が破損、落橋は１０におよぶという。 堺でも５０～６０軒の家屋が崩れ、津波による被害も大きく、落橋８、溺死者相当数を数えると言われている。
河内大和地震	昭和１１年（１９３６年） ２月２１日	Ｍ＝６．４ １３５．７° ３４．６°	近畿地方の中で、河内大和地方を含む生駒・金剛山系に震源を有するもので、明治３２年（１８９９年）３月７日の紀伊大和地震（Ｍ＝７．０）の約４０年後に発生した。震源は金剛山脈二上山南麓付近で、震源の深さは約１０ｋｍ程度と推定される。 強震の区域は近畿地方の大部分であったが、柏原、古市、富田林、王寺、高田等に被害が多かった。
東南海地震	昭和１９年（１９４４年） １２月７日	Ｍ＝７．９ １３６．６° ３３．８°	太平洋戦争の末期の昭和１９年、志摩半島南東沖２０ｋｍ付近で大地震が起こり、静岡、愛知、三重３県を中心に大きな被害をおよぼした。 当時は報道管制下にあったため、被害状況は極秘にされていたが、汽車不通や工場崩壊もかなりあったものと言われる。堺での住家の被害は４９戸であったが、熊野灘付近では５～６ｍの津波があったと報告されている。

	年月日	規模・震源	被害状況
南海道地震	昭和２１年（１９４６年） １２月２１日	Ｍ＝８．０ １３５．６° ３３．０°	午前４時１９分、潮岬の南約５０ｋｍ付近で発生したこの地震は、規模の割には震害は少なかったが、府下で死者３１名、家屋の全壊は２８３棟に及ぶ。堺での全壊家屋は６棟であったが、浜寺では津波による波浪振幅は１ｍ程度あったと記録されている。 先の東南海大地震とこの地震により、外側地震帯での地下の歪みエネルギーはほとんど消費されたと推定されている。
兵庫県南部地震	平成７年（１９９５年） １月１７日	Ｍ＝７．２ １３５．０° ３４．３°	午前５時４６分、兵庫県南部（淡路島）震源の深さ約１４．３ｋｍ、京阪神間に多大な被害をもたらした。 震度７　神戸市須磨区から西宮市（幅約１ｋｍ長さ約２０ｋｍの一部）宝塚市の一部、北淡町、一宮町、津名町の一部 震度６　神戸市（上記の震度７の地域を除く）洲本 震度５　京都、彦根、豊岡 震度４　大阪、和歌山、奈良、岐阜、姫路、岡山　他 堺市の状況 震度４ 人的被害　死者１名　負傷者５０名 住家被害　一部損壊　４，１７２件　（平成７年３月３１日現在） 火災　１件
紀伊半島沖地震	平成１６年（２００４年） ９月５日	Ｍ＝６．８ １３６．４７° ３３．１°	午後７時７分、紀伊半島沖震源の深さ３８ｋｍ 震度５弱　和歌山県、奈良県 震度４　大阪府、京都府、滋賀県、三重県、愛知県、岐阜県 震度３　東京都、石川県、福井県、長野県、静岡県、兵庫県、高知県　その他 堺市の状況 人的被害　軽傷者　２名
東海道沖地震	平成１６年（２００４年） ９月５日	Ｍ＝７．４ １３７．８° ３３．８°	午後１１時５７分、東海道沖震源の深さ４４ｋｍ 震度５弱　三重県、和歌山県、奈良県 震度４　大阪府、京都府、滋賀県、愛知県、静岡県　その他 震度３　東京都、千葉県、高知県、愛媛県その他 堺市の状況 人的被害　軽傷者　４名 火災　１件
淡路島付近の地震	平成２５年（２０１３年） ４月１３日	Ｍ＝６．３ １３４．５° ３４．３°	午前５時３３分、震源の深さ１５ｋｍ 震度６弱　兵庫県 震度５弱　大阪府、徳島県、香川県 堺市の状況 震度４ 人的被害　軽傷者　２名 物的被害　１件（体育館舞台上のコンクリート一部欠落）

	年月日	規模・震源	被害状況
大阪北部の地震	平成３０（２０１８年） ６月１８日	Ｍ＝６．１ １３５．６° ３４．８°	午前７時５８分、震源の深さ１３ｋｍ 震度６弱　大阪府 震度５弱　京都府、滋賀県、奈良県 堺市の状況 震度４ 人的被害　１名（エレベーター内に閉じ込め） 物的被害　１件（住宅屋根の一部が落下及び堀一部破損）

掲載基準：堺市内で被害が発生したもの

資料　6-2

●堺市内の活断層（さかいしない かつだんそう）

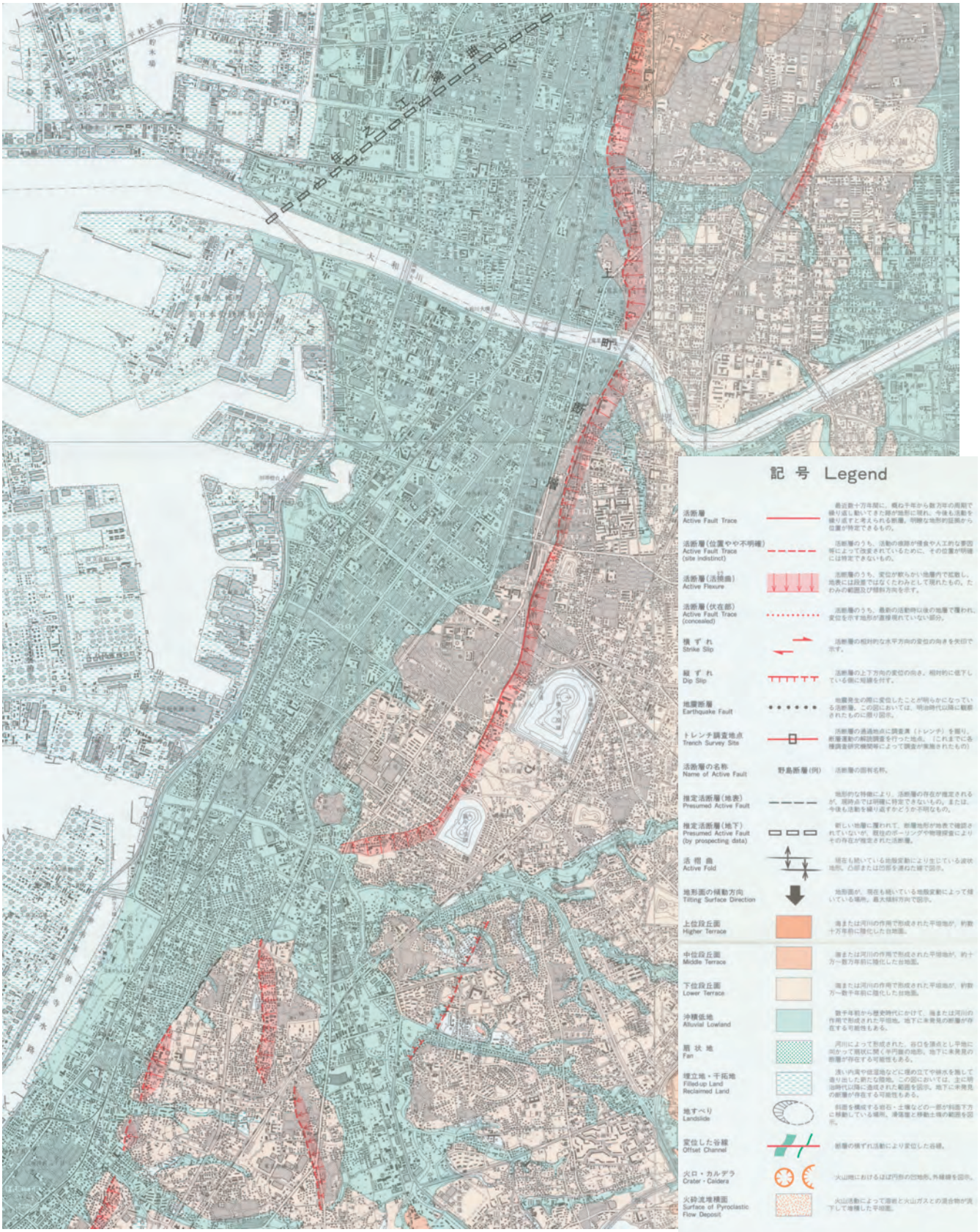

国土地理院作成　都市圏活断層図（大阪東南部、大阪西南部）

堺市危機管理室